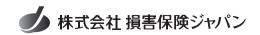
積立火災保険『ゆとほーむ』 ご契約のしおり

お客様へ

- この「ご契約のしおり」は、「積立火災保険『ゆとほーむ』」および「地震保険」についての大切なことがらを記載したものですから、必ずご一読いただき内容をよくご確認願います。また、ご契約いただいた後は、保険証券とともにご契約満了まで大切に保管くださいますようお願いいたします。(30ページ以降に掲載しております保険約款・特約条項もお読みください。)
- ご契約いただいた内容は、ご家族にもお知らせください。また、ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこのご契約のしおりに記載されている内容をお伝えください。
- わかりにくい点、お気づきの点がございましたら、ご遠慮なく取扱代理店または損保 ジャパンにおたずねください。最寄りの支店等は本冊子の末尾に掲載しております。
- 取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づいて、お客さまからの告知の受領、 保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を 行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契 約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。
- 取扱代理店はお客さまのご契約状況を常に承知いたしておりますので、良き相談相手としてご利用くださいますよう、よろしくお願いいたします。



●特にご注意いただきたいこと●

- 《共 通 項 目》 -

- 第1回保険料はご契約と同時にお支払いください。保険期間(契約期間。以下同様とします。)が始まった後でも保険料 を領収する前に生じた事故については保険金をお支払いすることができません。
- 保険料をお支払いいただくと当社の定める保険料領収証(注)が発行されますので、お確かめください。ご契約後1か月 以上経過しても保険証券が届かないときは、損保ジャパンにご照会くださいますようお願いいたします。ただし、保険料 を満期返れい金から充当する更改契約の保険証券については1か月をこえる場合がありますのでご注意ください。(保険 証券は、保険期間の初日以降に送付します。)
 - (注) 取扱代理店が金融機関(銀行(都市銀行・信託銀行・地方銀行・第二地方銀行)や信用金庫、信用組合などをいいます。以下同様とします。) であるときは、お客様から保険料領収証の発行のご請求がない場合、保険料領収証の発行を省略させていただきます。
- 事故が発生したときには、ただちに取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。ご通知がないと保険金がお支払 いできないことがあります。
- 申込書の記載内容が事実と違っているときには、契約を解除させていただいたり、保険金をお支払いできないことがあります。 ○ 契約のお申し込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度があります。詳しくは保険契約の申し
- 込みの撤回等に関する事項を記載した書面をご覧ください。

《積立火災保険『ゆとほーむ』について》-

- 本商品は、積立火災保険普通保険約款に積立型基本特約が適用されます。
- 損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故にかかわる保険契約の状況や保険金請求の状況等について確認を行っています。確認内容は上記目的以外には用いません。ご不明の点は、損保ジャパンにお問い合わせください。

- 《地 震 保 険 に つ い て》

- 積立火災保険『ゆとほーむ』では、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災(延焼・拡大も含みます。)損害はもちろん、火元の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害についても損害保険金をお支払いできません。
 - これらの損害を補償するには、別途「地震保険」をご契約されることが必要となりますのでご承知おきください。
- 積立火災保険『ゆとほーむ』には、ご希望されない場合を除き、地震保険をあわせてご契約いただくことになっています。なお、地震保険を単独で契約することはできません。
- 地震保険の契約をご希望にならない場合は、申込書にご確認のご署名またはご捺印をお願いします。

《保険金・返れい金の支払に関する留意事項について(平成19年5月現在)》

- 1. 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した保険金、満期返れい金および解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 2. この保険(地震保険を除きます。)については、契約者が「個人」、「小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)」または「マンション管理組合」である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金、満期返れい金および解約返れい金等の8割(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)までが補償されます。

また、経営破綻時以降、契約に適用される積立部分の予定利率等が変更される可能性があり、その場合には満期返れい 金および解約返れい金等が上記補償割合を下回ることになります。

- 3. 地震保険については、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金および解約返れい金等の全額が補償されます。
- 4. 損害保険契約者保護機構の詳細については、取扱代理店または損保ジャパンにお問い合わせください。
- ※ なお、今後の法改正等によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

積立火災保険『ゆとほーむ』

| Ι. | 積 | 責立火災保険『ゆとほーむ』の内容 |
|-----|----|---------------------------------|
| | 1. | ご契約内容について |
| 4 | 2. | 満期返れい金と契約者配当金について |
| 3 | 3. | 契約プラン |
| 2 | 1. | 補償内容一覧 |
| Ι. | ٦ | ご契約時に次のことにご注意ください 1 |
| | 1. | 保険の目的(ご契約の対象)について |
| 2 | 2. | 保険金額(ご契約金額)の決め方について |
| 3 | 3. | ご契約時にお知らせいただきたいこと |
| 2 | 1. | ご契約のお申し込みの撤回(クーリングオフ)について |
| Ę | 5. | ご契約が無効となる場合 |
| 6 | õ. | 保険料の払込みについて |
| 7 | 7. | 法人のお客様へのご注意 |
| 8 | 3. | 団体扱・集団扱のご契約にあたって |
| | | 個人情報の取扱いについて |
| Π. | ٦ | ご契約後、次のことにご注意ください6 |
| | 1. | ご契約内容に変更が生じた場合 |
| 2 | 2. | 特約について |
| 3 | 3. | 保険金額の調整 |
| 2 | 1. | 第2回目以降の保険料の払込みについて |
| Ę | 5. | 契約者貸付制度について |
| (| õ. | 保険証券について |
| | | 解約返れい金について |
| V. | 事 | 事故が発生した場合におとりいただく手続き |
| | 事 | 耳故にあったらただちにご連絡を∥■ |
| | 1. | 事故の通知 |
| 2 | 2. | 損保ジャパンにご相談いただきたいこと |
| | | 保険金請求に必要な書類 |
| | | R険金お支払い後の保険契約について9 |
| | | 埼期返れい金等のご請求の手続き9 |
| ⁄Ⅱ. | 保 | R険料・満期返れい金の税務処理の概要(平成19年5月現在)l0 |
| | 1. | 保険料の税務処理について (地震保険を含みます。) |
| - | 2. | 満期返れい金等の税務処理について |

地 震 保 険

| Ι. | 地震保険の内容 |
|---------|---|
| 1 | . 地震保険の対象 |
| 2 | . 地震保険の補償内容 |
| 3 | . 保険金をお支払いできない主な場合 |
| Π . | 損害の認定基準について |
| 1 | .建物の「全損」「半損」「一部損」 |
| | 【建物の損害程度の認定方法】 |
| 2 | . 家財の「全損」「半損」「一部損」 |
| | 【家財の損害程度の認定方法】 |
| | 【地震保険損害認定基準表(抜粋)】 |
| Ⅲ. | 地震保険の割引制度について |
| 1 | . 耐震等級割引 |
| 2 | 2. 建築年割引 |
| 3 | . 免震建築物割引 |
| | . 耐震診断割引 |
| IV. | ご契約時に次のことにご注意ください |
| 1 | . 地震保険の保険金額 (ご契約金額) について |
| | . セットで契約する積立火災保険『ゆとほーむ』との関係 |
| V. | ご契約後、次のことにご注意ください |
| 1 | . ご契約内容に変更が生じた場合 |
| | . 自動継続した契約および第2回目以降の保険料の払込みについて |
| VI. | 事故が発生した場合におとりいただく手続き |
| | 保険金お支払い後の保険契約について |
| VIII. | 警戒宣言発令後の地震保険の取り扱いについて |
| Frair. | |
| 【稹. | 立火災保険『ゆとほーむ』の保険期間(ご契約期間)の中途で地震保険をご契約になりたい場合】19 |
| 積」 | 立火災保険『ゆとほ-む』の補償内容一覧表20 |
| | 保険約款・特約条項 |
| | 適用される保険約款・基本特約条項 |
| | 適用される特約条項(積立火災保険普通保険約款)30 |
| | 適用される特約条項(地震保険普通保険約款)31 |
| IV. | 普通保険約款・特約条項 ···································· |

積立火災保険『ゆとほーむ』

〔Ⅰ. 積立火災保険『ゆとほーむ』の内容〕

1. ご契約内容について

積立火災保険『ゆとほーむ』では、火災による損害はもちろんのこと、落雷やガス爆発、風災や雪災などの被害をはじめとして、水災によって生じた損害、盗難、建物外部からの物の衝突、水濡れ等から、大切なお住まいや動産を長期(3年、5年、10年)にわたって守るために幅広い補償が用意されています。また、上記損害による仮住まいの費用、焼け跡の整理にかかる費用、近所へのおわびにかかる費用のお支払いに加え、日常生活での偶然な事故により賠償責任を負担したことによる損害の補償も用意しております。(一部、オプションのご契約によるものもあります。)

(詳しくは20ページの【**積立火災保険『ゆとほーむ』の補償内容一覧表**】をご覧ください。)

2. 満期返れい金と契約者配当金について

保険期間が満了し、保険料全額の払い込みが終わっているときには、保険証券記載の満期返れい金をお支払いいたします。

積立部分の保険料は、損保ジャパンが責任をもって運用し、運用利回りが予定の利回りをこえた場合には、満期返れい金とあわせて、契約者配当金をお支払いいたします。

なお、後記「V. 保険金お支払い後の保険契約について」によりご契約が終了となる場合は、満期返れい金はお支払いいたしません。また、保険期間の満了以前に終了、失効し、または解除された契約については、契約者配当金はお支払いいたしません。

※積立部分の保険料の運用利回りが予定の利回りをこえなかった場合は、契約者配当金はお支払いいたしません。

3. 契約プラン

積立火災保険『ゆとほーむ』の契約プランでは、積立火災保険普通保険約款と積立型基本特約に以下の基本特約を付帯しております。

| 契約プラン | 付帯する基本特約 |
|----------------|----------------|
| 家庭用プラン(標準) | 家庭用総合保険基本特約 |
| 家庭用プラン (エコノミー) | 家庭用総合保険基本特約(*) |
| 事業用プラン | 総合保険基本特約 |

※家庭用プラン(標準)で補償される破損・汚損損害等による事故は、家庭用プラン(エコノミー)では、補償しておりません。(破損・汚損損害等不担保特約が付帯されます。)

4. 補償内容一覧

後記積立火災保険『ゆとほーむ』の補償内容一覧を参照ください。

Ⅱ. ご契約時に次のことにご注意ください

1. 保険の目的(ご契約の対象)について

ご契約の対象にできるもの、ご契約の対象とならないものおよび申込書に明記しないとご契約の対象とならない主なもの (以下「明記物件」といいます。) については以下のとおりです。

| | | 家庭用プラン(家庭用総合保険基本特約付帯契約) | 事業用プラン (総合保険基本特約付帯契約) |
|---|--|-----------------------------|---------------------------------|
| 建物 | 注1) | ご契約の対象にできます。 | ご契約の対象にできます。 |
| | 家財 | ご契約の対象にできます。 | ご契約の対象にできます。 |
| 動産 | 商品・製品等(商品およびこれらに類するもの) | ご契約の対象となりません。 | ご契約の対象にできます。 |
| | 設備・什器等(業務用の什器・備品) | ご契約の対象となりません。 | ご契約の対象にできます。 |
| 造作 (注1) | | ご契約の対象となりません。 | ご契約の対象にできます。 |
| 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、原 動機付自転車を除きます。) | | ご契約の対象となりません。 | ご契約の対象となりません。 |
| | 有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車 その他これらに類する物 ^(注2) | ご契約の対象となりません。 | ご契約の対象となりません。 |
| | (または1組)の価額が30万円を超える貴金 医石や書画・彫刻物などの美術品など | 申込書に明記しないとご契約の対象となりません。(注3) | 申込書に明記しないとご契約の対 象となりません。(注3) |
| | 設計書、図案、証書、帳簿、その他これら ける物 | 申込書に明記しないとご契約の対象となりません。 | 申込書に明記しないとご契約の対 象となりません。 |
| | う品(古道具・古美術として珍重され、価額 量ができないもの。)など | ご契約の対象となりません。 | ご契約の対象となりません。 |

- (注1) 建物のみのご契約では、動産または造作の損害は補償されません。建物とは別に動産または造作もご契約いただく ことをおすすめします。
- (注2) 盗難にあった場合にかぎり、一定の額を限度に損害を補償します。(有価証券は除きます。) ただし、生活用のものは家財を、業務用のものは設備・什器等をご契約の対象としている場合のみ補償します。
- (注3) 家財をご契約の対象としている場合に万が一申込書に明記し忘れた場合には、保険期間を通じ1回の事故にかぎり、ご契約の対象として取り扱います。ただし、1個または1組につき30万円を限度とし、1回の事故につき、300万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。

2. 保険金額(ご契約金額)の決め方について

保険金額を決めるときの基準および設定方法

| | | | 基 | 準 | 額 | 保险 | 食金額の設定方法 (注3) |
|----|----------------------------|------|-------------------------------|------------|-----------|-----------------|---------------|
| 建物 | 建物 | | | 再調達価額 (注1) | | 基準額いっぱいに設定 | |
| | | 下記以外 | 再調達価額 (注1) | | 家庭用プラン | 基準額以内で自由に設定(注4) | |
| | 家財 | | | | 事業用プラン | 基準額いっぱいに設定 | |
| 動産 | | 明記物件 | 時 | 価 | 額 (注2) | 基 | 準額いっぱいに設定 |
| | 商品・製品等(商品およびこれらに類 するもの) | | 再調達価額 (注1) 基準額いっぱいに設定 (再仕入価額) | | 準額いっぱいに設定 | | |
| | 設備・什器等(業務用の什器・備品) | | 再調達価額(注1) 基準額いっぱいに設定 | | 準額いっぱいに設定 | | |
| 造作 | | | 再 | 調達値 | 五額 (注1) | 基 | 準額いっぱいに設定 |

- (注1) 再調達価額とは、同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額をいいます。
- (注2) 時価額とは、同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額から「使用による損耗および経過年数など に応じた減価額」を控除した金額をいいます。
- (注3) 再調達価額(または時価額)を超えてご契約されても、保険金のお支払いは再調達価額(または時価額)を限度と しますので、超過部分についての保険契約は無効となり、その超過部分に対しては保険金のお支払いはできません。
 - 例) 再調達価額2,000万円の建物を保険金額3,000万円でご契約された場合に、全焼(損害額2,000万円) したとき ⇒損害額を限度としますので、お支払いする保険金は2,000万円となります。
- (注4) 保険金額は基準額以内で自由に設定できますが、十分な補償を得るために、基準額いっぱいに設定されることをおすすめします。

保険金お支払いの際には……

保険の目的の再調達価額によって保険金(万が一事故が生じた場合に、損保ジャパンがお支払いする補償額)をお支払いします。なお、明記物件は、保険の目的の時価額によって保険金をお支払いします。(いずれも保険金額が限度。)

3. ご契約時にお知らせいただきたいこと

ご契約者には、ご契約時に保険会社に重要な事項を申し出ていただく義務(告知義務)があります。記載事項が事実と違っている場合には、ご契約を解除させていただいたり、保険金をお支払いできないことがあります。

特に申込人の住所・氏名、保険の目的(保険をつけた建物・動産など)の所在地、被保険者(保険の補償を受けられる方)、建物の構造・用法、他の保険契約(保険の目的を同一とする他の保険および共済契約)の有無等にご注意ください。

(注) 他の保険および共済契約がある場合は、補償される限度額が全契約通算で適用される場合がありますのでご注意ください。

《申し込みにあたって》

- (1) 申し込みの際は、申込書の記載事項・告知事項に誤りがないかご確認ください。
- (2) 申込書の「建物の構造・用法」欄に関して、特に次の事項をご確認ください。
 - ① 省令準耐火
 - ・2×4 (ツーバイフォー) 工法の建物、木質系プレハブの建物または木造軸組工法の建物等の一部が対象
 - ② マンション料率
 - ・家庭用プランで、A構造の共同住宅建物が対象
 - ③ その他、木骨であっても、外壁が軽量気泡コンクリート造(ALC造を含む。)などのコンクリート造りの 建物であるか

など

(3) ご契約内容によって、確認資料の提出などにより、保険料の割引が適用される場合があります。申込書の「割増引」欄をご確認ください。なお、重複適用できない割引もございます。

- (注) 地震保険の割引制度は地震保険の「Ⅲ地震保険の割引制度について」をご参照ください。
- ① 耐火性能割引
 - ・家庭用プランで、B構造の鉄骨造建物の外壁が所定の耐火性能に合致する場合
- ② 耐風性能割引
 - ・家庭用プランで、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく日本住宅性能表示基準の耐風等級が2級であることが確認できる場合
- ③ 消火設備割引
 - ・事業用プランで、所定の消火設備を有する場合

- ④ 住宅用防災機器割引 A
 - ・家庭用プランで、所定の住宅用防災機器の常時設置・稼動が確認できる場合
- ⑤ 住宅用防災機器割引 B
 - ・家庭用プランで、所定の複合型警報器の常時設置・稼動が確認できる場合
- ⑥ 住宅用安全機器割引
 - ・家庭用プランで、オール電化住宅であることや高性能コンロのみを設置していることが確認できる場合
- ⑦ 空地割引
 - ・事業用プランで、所定の建物の周辺に一定以上の空地がある場合

など

4. ご契約のお申し込みの撤回(クーリングオフ)について

積立保険は長期にわたるご契約ですから、お申し込みに際しましては、十分ご検討いただきますようお願いいたします。 なお、ご契約のお申し込み後であっても次のとおりご契約のお申し込みの撤回(以下クーリングオフといいます)を行うこ とができます。

- (1) お客様がご契約をお申し込みいただいた日またはクーリングオフ説明書(申込書のお客様控裏面等)を受領された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、クーリングオフを行うことができます。
- (2) クーリングオフのお申し出をされる場合は、上記(1)の期間内(8日以内の消印有効)に損保ジャパンの本社に必ず郵便でご通知ください。
 - *ご契約を取り扱った代理店では、クーリングオフのお申し出を受け付けることはできませんのでご注意ください。
 - *すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。
- (3) クーリングオフのお申し出をされた場合には、すでにお払い込みになった保険料は、すみやかにお客様にお返しいたします。また、取扱代理店および損保ジャパンはお客様にクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。

ただし、保険期間の開始日以降にクーリングオフのお申し出をされる場合は、保険期間の開始日(開始日以降に保険料をお払い込みいただいたときは、損保ジャパンが保険料を受領した日)からクーリングオフのお申し出までの期間に相当する保険料を日割りでお支払いいただくことがございます。

(4) クーリングオフできないご契約

次のご契約は、クーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

- ① 営業または事業のためのご契約
- ② 法人または社団・財団等が締結したご契約
- ③ 質権が設定されたご契約
- ④ 保険金請求権または満期返れい金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約
- ⑤ 通信販売特約により申し込まれたご契約

■ クーリングオフのお申し出をされる場合は、「郵便はがき」に次の事項をご記入のうえ郵便でご通知ください。

(ご通知いただく事項)

- ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言
- ② ご契約を申し込まれた方の住所、氏名・捺印および電話番号(会社の団体等で加入の場合は、勤務先)
- ③ ご契約を申し込まれた年月日
- ④ ご契約を申し込まれた保険の次の事項

保険種類(申込書控の左上に記載してあります。)

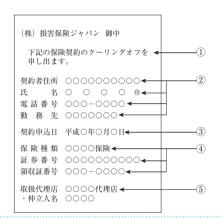
証券番号(申込書控の右上に記載してあります。)

または領収証番号(証券番号が不明な場合にのみご記入ください。領収証の右上に記載してあります。)

⑤ ご契約を取り扱った代理店名・仲立人名

(記載例)





5. ご契約が無効となる場合

- (1) 他人のために(他人の所有するものを保険の目的とする)保険を契約する場合に、ご契約者がその旨を申込書に明記しなかったとき。
- (2) ご契約者または被保険者が、保険の目的(保険をつけた建物または動産)がすでに火災などの損害を受けていることや、その原因が発生していたことを知っていたとき。

6. 保険料の払込みについて

- (1) 保険料の払込方法には、「一時払」、「年払」、「半年払」および「月払」がありますが、保険契約では、保険会社(代理店)が保険料を領収してはじめて保険金支払いの責任を負うことになっていますので、保険料(一時払以外の払込方法の場合は第1回保険料)は必ずご契約と同時に払い込みください。
- (2) 「団体扱に関する特約」または「集団扱に関する特約」が適用される場合、第1回保険料は、原則としてあらかじめお 約束した方法でご所属の企業・集団を経て払い込みください。

7. 法人のお客様へのご注意

法人をご契約者として積立保険にご加入になる場合は、自己資金でご契約いただくことが前提となりますので、あらかじめご了承ください。

※借入れを行い、これと保険料がひも付きの見合い関係にあるとされた場合には、借入れに伴う支払利息と運用資産から生じる利益の計上時期について税務上対応を要することがありますので、借入金によるご契約はお引受けしておりません。

8. 団体扱・集団扱のご契約にあたって

団体扱契約・集団扱契約としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者(保険の目的の所有者)が、それぞれ 下記に該当する場合のみとなります。

| | 団体扱特約を付帯できる場合 | 集団扱特約を付帯できる場合 | |
|---------------------|---|---|--|
| 保険契約者 | 団体に勤務し毎月給与の支払を受けている方 (注)団体の退職者を対象に含めている場合は、退職者の方も含みます。 | 集団およびその構成員(集団およびその 構成員の役員または従業員を含みます。) | |
| 被保険者 (保険の目的の所有者) | 保険契約者、その配偶者またはこれらの同居の親族(保険契約者またはその別居の扶養親族を含みます。) | | |

9. 個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ(http://www.sompo-japan.co.jp)に掲載の個人情報保護宣言をご覧くださるか、取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。

「Ⅲ.ご契約後、次のことにご注意ください)

1. ご契約内容に変更が生じた場合

ご契約内容に次の変更が生じた場合には、必ず事前に取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。(通知義務)ご 通知がないと保険金をお支払いできないことがあります。

- (1) 他の保険会社等と、保険の目的を同一とする他の保険契約および共済契約を結ぶとき。
- (2) 建物などを売却・譲渡等により名義変更するとき。
- (3) 建物の構造・用途を変更するとき。
- (4) 家財などを引っ越し等により他の場所に移転するとき。
- (5) 建物の増築、改築もしくは一部取りこわし等により保険の目的の価額が増加または減少したとき。
- (6) 建物の買い替えや建て替えをするとき。
- (7) 保険契約者、被保険者(保険の目的の所有者)の住所(町名変更含む)・氏名の変更があったとき。
- ※ 変更後のご契約内容が、所定の引受条件に合致しないときは、満期返れい金を減額させていただいたり、ご契約を解約 させていただく場合がございますので、ご注意ください。

2. 特約について

特約については、ご契約の途中から付帯または削除できないものもありますので、ご注意ください。

3. 保険金額の調整

保険期間が5年をこえるご契約をされた場合、保険金額調整等に関する追加特約が付帯されます(註)。この場合、保険期間中に建築費または物価の変動等により、保険金額を調整する必要が生じた際には、損保ジャパンからご契約者あてに保険金額調整と保険料請求または返還のご案内をします。なお、追加保険料をお支払いいただかなかった場合には、保険金を一部お支払いできないことがあります。

(注) 家庭用プランは建物、事業用プランは建物またはこれに収容される動産が対象になります。

4. 第2回目以降の保険料の払込みについて

- (1) 保険料の払込方法を年払、半年払または月払でご契約の場合の第2回月以降の保険料は、次のいずれかの方法により、 保険証券記載の払込期日までに払い込みください。
 - ① 損保ジャパンまたは取扱代理店が集金するご契約については、契約取扱者に直接払い込みください。(損保ジャパン の定める保険料領収証を発行いたします。)
 - ② 銀行預金口座等からの振替による方は、あらかじめお約束した方法でご指定の預金口座から自動的に引き落としいた します。
 - (注) ご契約が終了となる保険金(後記「V 保険金お支払い後の保険契約について | 参昭)をお支払いする場合におい て、その保険金のお支払いの原因となった保険事故が生じた保険年度の保険料のうち、未払込部分がある場合は、支 払保険金からその金額を差し引くことがあります。
- (2) 所属する団体・集団を诵じて保険料を払い込まれる方(保険料の払込方法が団体扱または集団扱の方)は、あらかじめ お約束した方法で団体または集団を経て払い込みください。(保険料領収証は団体または集団あてに1枚発行することと し、個々の方には省略させていただきます。)
 - (注) 上記(1)(注)と同じ。

になります。

- (3) 保険料が払込猶予期間(払込期日の属する月の翌月末日まで。以下同様とします。)までに払い込まれないときは、ご 契約者からあらかじめ反対のお申し出がないかぎり、損保ジャパンの定める範囲内で、払い込まれなかった保険料に相当 する額を自動的にご契約者に貸し付け、保険料に充当いたします。これを保険料の振替貸付といいます。
 - 利息は損保ジャパンの定める利率「年6%(月0.5%)。なお、今後変更する場合がございます。」で計算し、ご契約が 終了になる保険金(後記「V、保険金お支払い後の保険契約について | 参照)・満期返れい金等のお支払いの際にこの貸 付金があるときは、その元利合計額を差し引いてお支払いします。 なお、保険料を振替貸付した額(利息を含みます。)が指保ジャパンの定める範囲をこえる場合には、振替貸付を行わ ず保険契約は払込猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。(ご契約の存続ができません。)
- (4) 「保険料の振替貸付の不適用に関する特約」を付帯する場合、上記(3)の内容にかかわらず、保険料の振替貸付は適用さ れません。払込猶予期間までに保険料の払い込みがない場合、保険契約は払込猶予期間の満了日の翌日から効力を失いま す。(ご契約の存続ができません。) ただし、保険料の払い込みがないことにご契約者の故意や重大な過失(準) がなかった と損保ジャパンが認めた場合には、上記払込猶予期間を払込期日の翌々月の25日まで延長します。
 - (注) 重大な過失とは、当該ご契約において過去にも残高不足による口座振替の再請求に対して引き落としができなかっ たこと等がある場合をいいます。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンにおたずねください。
- (5) 上記(3)もしくは(4)により保険契約が効力を失った場合には、損保ジャパン所定の方法により計算した額を失効返れい金 としてお支払いします。失効返れい金の額は、契約内容および失効時期により異なります。 なお、失効返れい金の額が20万円未満の場合は、原則として、ご契約者あてに送付いたします「郵便振替払出証書」に
- よるお支払いとさせていただきます。
- (6) 保険料の払込方法が**団体扱または集団扱**であるご契約について、ご所属の企業または集団と損保ジャパンで締結してい る保険料集金契約が解除された場合には、団体扱特約・集団扱特約は失効します。
- また、ご所属の企業または集団での損保ジャパンの団体扱特約または集団扱特約を付帯されたご契約者の数が、年1度 の定期点検日において10名未満となったときは、当該特約を解除させていただくことがあります。 その場合には、特約を失効・解除させていただいた保険年度の未払込保険料を一括してお支払いいただき、翌保険年度 から保険料の払込方法を年払、半年払、月払または前納払に変更していただくことになります。この場合、保険料も変更
- (7) 保険料の払込方法が月払または団体扱・集団扱であるご契約の場合、満期近くの保険料の払込みについては、手続き (口座振替の場合は口座引落し)を停止し、満期返れい金から差し引いて保険料の払い込みに充当します。なお、口座振 替の場合は、満期日により対応が異なり、口座引落しを停止しない場合もあります。

5. 契約者貸付制度について

一時的に資金がご入用となった場合には、ご契約は有効なまま掲保ジャパンの定める範囲内(5万円以上)で資金をお貸 しする契約者貸付制度があります。(ただし、質権が設定されている契約、および原則として保険始期後2か月以内または 満期直前5か月以内の契約についてはご利用できません。)

なお、満期返れい金、解約返れい金等をお支払いする場合において、契約者貸付による貸付金があるときは、返れい金等 の額を貸付金元利合計額の返済に充当した後、残額をお支払いします。

- *資金の使涂について制限はありません。
- *利率、条件など詳しくは取扱代理店または損保ジャパンにおたずねください。

6. 保険証券について

保険証券は、保険金・満期返れい金のお支払いまたは契約者貸付制度のご利用などの際に提出していただく必要がありま すので、大切に保管してください。

保険料ローンを利用された場合には、保険証券に保険料ローン会社の質権が設定されますので、お客様には保険証券写を お届けします。保険証券は、保険料ローンの返済終了後、お手元にお届けしますので、それまでの間は保険証券写を大切に 保管してください。万一、焼失または紛失されたときは、取扱代理店または損保ジャパンにご連絡ください。

7. 解約返れい金について

満期前に契約を解約される場合には、損保ジャパン所定の方法により計算した額を解約返れい金としてお支払いします。 解約返れい金の額は、契約内容および解約時期により異なり、ほとんどの場合、払い込まれた保険料を下回ります。詳細に ついては取扱代理店または損保ジャパンにお問い合わせください。

(Ⅳ. 事故が発生した場合におとりいただく手続き)

■ 事故にあったらただちにご連絡を!! ■.....

事故が起こった場合には、ただちに取扱代理店または損保ジャパンにご連絡ください。平日夜間、休日の場合には、次 の夜間・休日事故サービスセンターへご連絡ください。

フリーダイヤル 0120-727-110

受付時間◆平日/午後5時~翌日午前9時

◆土日祝日(12月31日~1月3日を含みます。)/24時間 (株) 指保ジャパン・ハートフルライン ※上記受付時間外は取扱代理店または損保ジャパンにご連絡ください。

1. 事故の通知

- (1) この保険で補償される事故が生じた場合は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンにご通知のうえ保険金請求の手続 きをお取りください。この通知が遅れますと保険金のお支払いが遅れたり、お支払いができないことがありますのでご注 意ください。
- (2) 類焼損害担保特約または類焼傷害担保特約による事故の場合、これらの特約によってお支払いする保険金の受取人は、 この保険契約の内容をご存知ない方(類焼損害を被ったお隣の家屋などの所有者や類焼傷害を被った方)となります。し たがって、事故が発生した際、ご契約者には、類焼被害を被った隣家等の方へ保険契約の内容をお伝えいただくとともに 損保ジャパンへ類焼損害または類焼傷害の発生をご通知いただくなどのお手続きが必要となります。また、類焼被害を 被った隣家等が複数の場合には、指害額の確定と支払手続きに時間がかかることがあります。

2. 損保ジャパンにご相談いただきたいこと

個人賠償責任担保特約、個人賠償責任担保特約包括契約に関する特約、借家人賠償責任担保特約、レンタル用品賠償責任 担保特約、受託品賠償責任担保特約または施設賠償責任担保特約による事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を承認 しようとするときは、必ず掲保ジャパンに連絡し承認を得てください。

損保ジャパンの承認がないまま被害者に対して損害賠償額の全部または一部を承認された場合には、その一部または全部 について保険金をお支払いできないことがありますので十分にご注意ください。

3. 保険金請求に必要な書類

- (1) 保険金のご請求にあたっては、下記の書類のほか、損保ジャパン所定の書類を提出していただきますので、取扱代理店または損保ジャパンにお問い合わせください。
 - ① 消防署発行の罹災証明書(火災・爆発等の場合)
 - ② 警察署発行の盗難届出証明書(盗難の場合)
 - ③ 傷害状況報告書・医師による診断書など(傷害の場合)
- (2) 保険契約者、被保険者(保険の目的の所有者)または保険金を受け取るべき方(これらの代理人を含みます。)が前記(1)の書類を提出されないとき、または、提出された書類について知っている事実を記載されないもしくは事実と異なることを記載されたときは、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

V. 保険金お支払い後の保険契約について

- (1) 損害保険金または水害保険金として、それぞれ1回の事故につき保険金額(保険金額が再調達価額(または時価額)をこえるときは、再調達価額(または時価額)とします。)の100%に相当する額をお支払いしたときは、ご契約は損害発生時に終了します。この場合には、満期返れい金および契約者配当金はお支払いいたしません。なお、保険金額の100%のお支払いとならない限り、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されず、ご契約
- (2) ご契約における保険の目的が複数の場合、(1)の「保険金額」はそれぞれの保険金額の合計とします。ただし、ご契約の一部の保険の目的に対し、損害保険金または水害保険金として、その保険の目的の保険金額(保険金額が再調達価額(または時価額)をこえるときは、再調達価額(または時価額)とします。)の100%に相当する額をお支払いしたときは、合計保険金額に対するその目的の保険金額の割合につき、満期返れい金および契約者配当金はお支払いいたしません。

VI. 満期返れい金等のご請求の手続き

- (1) 満期返れい金および無効・失効・解除の場合の返れい金等のご請求にあたっては、次の表に掲げる書類のうち損保ジャパンが求めるものをご提出ください。
 - 指保ジャパンの定める請求書(注)
 - ② 保険証券

は満期日まで有効です。

- ③ ご契約者の印鑑証明書
- (注) 請求書の書式は損保ジャパンにあります。※上記以外の書類をご提出いただくことがあります。
- (2) ご契約者が上記(1)の書類を提出されないとき、または提出された書類について知っている事実を記載されなかったり、事実と相違することを記載されたときは、満期返れい金および無効・失効・解除の場合の返れい金等をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

「VII. 保険料・満期返れい金の税務処理の概要 (平成19年5月現在)

保険料および満期返れい金の税務処理についてご案内いたします。

詳しい内容および保険金に関する税務処理については、取扱代理店または損保ジャパンにお問い合わせください。

なお、税務処理につきましては、今後の税制改正により変更となる場合がありますのでご注意ください。

1. 保険料の税務処理について(地震保険を含みます。)

保険料に関する税務処理については次のとおりです。

(1) ご契約者が法人の場合

| 保険の目的 | 保険契約者 (保険料負担者) | 被保険者 | 法人の税務処理 | 役 員 ま た は 従 業 員 に 対 す る 課 税 関 係 |
|---------------------------|-------------------|-----------|---|---|
| ①法人所有 の建物等 (事業用建物等) | | 法人 | ○積立保険料部分資産計上 ○その他保険料部分損金算入 *一時払については期間の経過に応じて | |
| ②賃借建物等 (事業用建物等) | | 建物等の所 有 者 | 月割で損金算入 | |
| ③役員・従業 員所有の居 住用建物等 | 法 人 | 役また業員は | 被保険者が従業員の場合 上記に同じ 被保険者が役員の場合 ○積立保険料部分資産計上 ○その他保険料部分 ケースによっては損金算入 (損金算入不可のケースもございますの でご注意ください。) | 「全役員及び従業員」または「全従業員」 を対象としている場合は非課税。ただし、 「役員」または「特定の従業員のみ」を対 象としている場合は、その他保険料部分は 「役員給与」または「給与」となり所得課 税の対象 |

(2) ご契約者が個人事業主の場合

| 保険の目的 | 保険契約者 (保険料負担者) | 被保険者 | 個人事業主の税務処理 | 従業員に対する課税関係 |
|------------------------------|-------------------|-----------|---|---|
| ①個人事業主 所有の建物等 (事業用建物等) | | 個 人事 業 主 | | |
| ②賃借建物等(事業用建物等) | 個人事業主 | 建物等の所 有 者 | ○ 積立保険料部分資産計上 ○ その他保険料部分必要経費算入 *一時払については期間の経過に応じて | |
| ③従業員所有 の居住用 建物等 | | 従 業 員 | 月割で必要経費算入 | 全従業員を対象としている場合は非課税。 ただし、特定の従業員を対象としている場合は、その他保険料部分については従業員 に対する「給与」となり所得課税の対象 |

◎事業用資産にかかる保険料は上表のとおりとなりますが、自己または生計を一にする親族の生活用資産にかかる保険料については、個人契約に同じとなります。

<損金または必要経費として処理できる金額の算出方法>

法人または個人事業主が損金または必要経費として算入できる額は払込方法別に次の算式のとおりです。

| 払 | 込 方 | 法 | 保 険 料 | | 積 立 保 険 料 (注1 |) | 事業年度内 の払込回数 | | 損 金 (必要経費) |
|---|-----|---|------------|---|----------------|---|----------------|---------|---------------|
| — | 時 | 払 | (一時払保険料 | _ | 一時払積立保険料) | × | (B / A |)(注2) = | 損金算入できる額 |
| 年 | | 払 | (年 払 保 険 料 | _ | 年 払 積 立 保 険 料) | × | (1 |) = | 損金算入できる額 |
| 半 | 年 | 払 | (半年払保険料 | - | 半年払積立保険料) | × | (1 ま た は | 2) = | 損金算入できる額 |
| 月 | | 払 | (月 払 保 険 料 | _ | 月払積立保険料) | × | (1 ~ | 12) = | 損金算入できる額 |

(注1) お客様のご契約の払込方法別積立保険料につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにお問い合わせください。

(注2) A:全保険期間(月数)

B: 当該会計年度内の保険期間(月数)

(3) ご契約者が個人の場合(地震保険をご契約の場合のみ)

居住者の方が、その有する居住用家屋・生活用動産を保険の目的とし(注)、かつ、地震を直接または間接の原因とする火災等による損害により生じた損失の額を填補する保険契約については、その保険料を基準に下表から算出した額を、ご契約者のその年分の総所得金額から控除することができます。

- (注)保険の目的が併用住宅建物(住宅に使用している部分と店舗等に使用している部分がある建物)については、地震保険料控除の対象となる保険料に、建物の総床面積に占める住宅部分の総床面積の割合を乗じた額を基準に控除額を算出します。
- ※ 従来の損害保険料控除は廃止されましたが、一部経過措置の対象になる場合もございます。その場合でも、損害 保険料控除と地震保険料控除を重複して適用を受けることはできませんので、ご注意ください。(詳細は取扱代理 店または損保ジャパンにお問い合わせください。)

<地震保険料控除の額の計算方法>

地震保険料控除の額は、税金の種類・地震保険料控除の対象となる保険料によって、下表に従い計算します。

| 所 得 税 | 住 民 税 |
|------------------------------|-----------------------------|
| 50,000円以下地震保険料控除の対象となる保険料の全額 | 50,000円以下地震保険料控除の対象となる保険料×½ |
| 50,000円超50,000円 | 50,000円超25,000円 |

2. 満期返れい金等の税務処理について

(1) ご契約者が法人の場合

満期返れい金、契約者配当金等を益金に算入し、それまで資産に計上してきた積立保険料総額を損金に算入します。

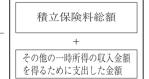
課税対象額 = 満期返れい金+契約者配当金 または 解約返れい金

積立保険料総額

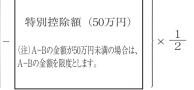
(2) ご契約者が個人事業主の場合

満期返れい金および契約者配当金は、次の算式により計算された額が、一時所得として他の所得と合算の上課税されます。





B: A の収入を得るために支出した金額



(注) A-Bの金額がマイナスとなる場合、一時所得の課税対象額は "0" とします。

(3) ご契約者が個人の場合

(2)の計算式で算出します。

地 震 保 険

Ⅰ. 地震保険の内容

1. 地震保険の対象

- (1) 対象となるもの(保険の目的)
 - ●居住用建物(住居のみに使用される建物および併用住宅)
 - ●居住用建物に収容されている家財(生活用動産)
- (2) 対象とならない家財
 - ●通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車
 - ●貴金属、宝石、書画、骨とう等で1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - ●稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの

※セットでご契約いただく積立火災保険『ゆとほーむ』の対象に含めている場合であっても、地震保険では対象となりません。

2. 地震保険の補償内容

地震もしくは噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって建物、家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いいたします。

| | 損害の程度 | お支払いする保険金 |
|---|--------|-----------------------------|
| 建 | 全損のとき | 建物の地震保険金額の 全額 (時価限度) |
| | 半損のとき | 建物の地震保険金額の50% (時価の50%限度) |
| 物 | 一部損のとき | 建物の地震保険金額の5% (時価の5%限度) |
| 家 | 全損のとき | 家財の地震保険金額の 全額 (時価限度) |
| | 半損のとき | 家財の地震保険金額の50%(時価の50%限度) |
| 財 | 一部損のとき | 家財の地震保険金額の5% (時価の5%限度) |

- ※1 以上の損害に至らない場合は、保険金は支払われません。
- ※2 損害の程度である「全損」「半損」「一部損」については、後記「II.損害の認定基準について」(13ページ)をご参照ください。

1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が5兆円*を超える場合、お支払いする保険金は下記の算式により計算した金額に削減されます。

お支払いする保険金=全損、半損または一部損の算出保険金× (算出保険金総額)

※平成19年5月現在の金額です。将来変更される可能性があります。

3. 保険金をお支払いできない主な場合

建物・家財が地震等により損害を受けても、地震等が発生した日から10日を経過した後に生じた損害や、保険の目的(保

険をつけたもの)の紛失・盗難の場合には保険金をお支払いできません。

Ⅱ、損害の認定基準について

前記 1.2.の「全捐 | 「半捐 | 「一部捐 | の認定は、「地震保険捐害香定指針 | にしたがって、次のとおり行います。

1. 建物の「全損」「半損」「一部損」

| | | 認定 | の 基 準 (①、②または③) | |
|-----------------|-----|------------------------------|--------------------|--|
| 損害の程度 (損害割合) | | ①主要構造部(軸組、基礎、屋根、外 壁等)の損害額 | ②焼失または流失した床面積 | ③床上浸水 |
| ŀ | 全 損 | 建物の時価の50%以上 | 建物の延床面積の70%以上 | |
| | 半 損 | 建物の時価の20%以上50%未満 | 建物の延床面積の20%以上70%未満 | |
| | 一部損 | 建物の時価の3%以上20%未満 | | 建物が床上浸水または地盤面より45cm をこえる浸水を受け損害が生じた場合 で、全損・半損に至らないとき |

- ※1 地震保険でいう「主要構造部」とは、建築基準法第2条第5号に掲げる主要構造部および同法施行令第1条第3号に 掲げる構造耐力上主要な部分をいい、損害調査においては、建物の機能を確保する部位で、損害が外観上発生すること が多い箇所を着目点としています。
- ※2 地震等を原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能(一時的な場合を除きます。)となったときは、その建物を全損とみなします。

【建物の損害程度の認定方法】

(1) 木浩建物

在来軸組工法の場合は「軸組(小屋組、内壁を含みます。)、基礎、屋根、外壁」、枠組壁工法の場合は「外壁、内壁、基礎、屋根」に着目して被害程度を調査し、工法ごとの損害認定基準表(在来軸組工法:表1-1、枠組壁工法:表1-2を参照願います。)から損害割合を求め、それらを合算し、全損、半損、一部損の認定を行います。より詳細な調査を要する場合には、第二次査定(在来軸組工法の場合は「内壁、床組」、枠組壁工法の場合は「床組」を対象とする。)を実施することがあります。

(2) 非木造建物

建物全体の沈下または傾斜の程度を調査し、沈下・傾斜による損害認定基準表(鉄筋コンクリート造:表 2-1、鉄骨造:表 2-3を参照願います。)から沈下・傾斜の損害割合を求めます。この損害割合が50%以上の場合は、その建物を全損と認定します。

沈下・傾斜がない場合や沈下・傾斜の損害割合が50%に達しない場合には、構造ごとに定めた着目点の被害程度を調査し、部分的被害による損害認定基準表(鉄筋コンクリート造:表2-2、鉄骨造:表2-4を参照願います。)から部分的被害の損害割合を求めます。沈下・傾斜による損害割合と部分的被害の損害割合を合算し、全損、半損、一部損の認定を行います。

2. 家財の「全損」「半損」「一部損」

| 損害 | の程度 | 認 定 の | 基 | 準 | | |
|----|-----|-------------------------|---|---|--|--|
| 全 | 損 | 家財の損害額が家財の時価の80%以上 | | | | |
| 半 | 損 | 家財の損害額が家財の時価の30%以上80%未満 | | | | |
| _ | 部 損 | 家財の損害額が家財の時価の10%以上30%未満 | | | | |

【家財の損害程度の認定方法】

個々の家財の損傷状況によらず、家財を大きく5つ(①食器陶器類②電気器具類③家具類④身回品その他⑤衣類寝具類)に 分類し、その中で一般的に所有されていると考えられる品目の損傷状況から、家財全体の損害割合を算出し、全損・半損・一 部損の認定を行います。

※区分所有建物(分譲マンション等)の損害割合の取り扱い

①建物: 1棟建物全体で損害認定し、専有部分の損害が1棟建物全体より大きい場合には、個別に認定します。

②家財:家財全体についてこれを収容する各専有部分ごとに行います。

【地震保険損害認定基準表(抜粋)】

(表1-1) 木浩建物 在来軸組工法捐害認定基準表

| | 被害の程 | 在 (物理的提復制金) | | 損害割合(%) | | 物理的損傷割合の求め方 |
|----------|----------------|-------------|-------|---------|-------|--------------------|
| | 被害の程度(物理的損傷割合) | | 平家建 | 2階建 | 3 階建 | 物理切損易引日の水の力 |
| | | ①3%以下 | 7 | 8 | 8 | 損傷柱本数 |
| | 軸組 | ②~8 略 | 12~41 | 13~45 | 14~46 | 全柱本数 |
| → | | ⑨40%をこえる場合 | | 全損とします | | 王住平奴 |
| 主 | | ①5%以下 | 3 | 2 | 3 | 損傷布コンクリート長さ |
| 要 | 基礎 | 2~5 略 | 5~11 | 4~11 | 5~12 | 外周布コンクリート長さ |
| 構 | | ⑥50%をこえる場合 | | 全損とします | | 外間和コングリート長さ |
| 們 | | ①10%以下 | 2 | 1 | 1 | 屋根の葺替え面積 |
| 造 | 屋根 | ②~④ 略 | 4~8 | 2~4 | 1~3 | |
| 部 | | ⑤50%をこえる場合 | 10 | 5 | 3 | 全屋根面積 |
| пþ | | ①10%以下 | 2 | 2 | 2 | 損傷外壁面積 |
| | 外壁 | ②~⑤ 略 | 3~10 | 5~15 | 5~15 | 全外壁面積 |
| | | ⑥70%をこえる場合 | 13 | 20 | 20 | 王尔·笙 即傾 |

- ※1 建物の基礎全体が1/20(約3°)以上傾斜している場合は、建物全損と認定します。
- ※2 傾斜が1/20(約3°)以上ある柱の本数が建物全体の柱の本数の40%をこえる場合は、建物全損と認定します。
- ※3 沈下している柱の本数が建物全体の柱の本数の40%をこえる場合は、建物全損と認定します。

(表1-2) 枠組壁工法損害認定基準表

| 7 | 被害の程度(物理的損傷割合) | | 損害割合 (%) | 物理的損傷割合の求め方 |
|-----|----------------|--------------------------------|----------------------|----------------------------------|
| | 外壁 | ① 3 %以下 ②~⑥ 略 ⑦25%をこえる場合 | 2 4~39 全 損 | <u>1</u> 階の損傷外壁水平長さ 1階の外周延べ長さ |
| 主要 | 内壁 | ①3%以下 ②~④ 略 ⑤15%をこえる場合 | 3 5~35 全 損 | 1階の入隅損傷箇所合計×0.5 1階の入隅全箇所数 |
| 横造部 | 基礎 | ①3%以下 ②~⑦ 略 ⑧35%をこえる場合 | 1 2~10 全 損 | 損傷布コンクリート長さ 外周布コンクリート長さ |
| пD | 屋根 | ①3%以下 ②~8 略 ⑨55%をこえる場合 | $\frac{1}{2 \sim 9}$ | 屋根の葺替え面積 全屋根面積 |

※ 建物の基礎全体が1/20(約3°)以上傾斜している場合は、建物全損と認定します。

(表2-1) 非木浩建物 鉄筋コンクリート浩 沈下・傾斜による損害認定基準表

| 建 | | 被 害 の 程 度 | 損害割合 (%) |
|-------------|-----------------------|-------------------------------------|-------------|
| 建物全体の被害 | 最大沈下量 | ①5cmをこえ、10cm以下 | 3 |
| 24 | (沈下とは、建物が地表面より | ②~⑩ 略 | 5~45 |
| PA の | 沈み込むもの。) | ⑪100cmをこえる場合 | 全 損 |
| 被 | hai (v) | ①0.2/100(約0.1°)をこえ、0.3/100(約0.2°)以下 | 3 |
| 害 | 傾 斜 (傾斜とは、沈下を伴う傾斜) | ②~⑦ 略 | 5~40 |
| | (関席では、八十を十つ関群) | ⑧2.1/100(約1.2°)をこえる場合 | 全 損 |

(表2-2) 非木造建物 鉄筋コンクリート造 部分的被害による損害認定基準表

| | 被 害 の 程 度 | 被害の程度(物理的損傷割合) | 損害割合(%) |
|----|--|-------------------------------|----------------------|
| I | 近寄らないと見えにくい程度のひび割れがある | ①10%以下 ②~⑤ 略 ⑥50%をこえる場合 | 0.5 $1 \sim 4$ 5 |
| П | 肉眼ではっきり見える程度のひび割れがある | ①5%以下 ②~⑩ 略 ⑪50%をこえる場合 | 0.5 1~11 13 |
| Ш | 部分的にコンクリートが潰れたり、鉄筋、接合 鉄筋・接合鋼板が見える程度のひび割れがある | ①3%以下 ②~① 略 ②50%をこえる場合 | 2 3~25 30 |
| IV | 大きなひび割れやコンクリートの潰れが広い範囲に生じ、手で突くとコンクリートが落下し、 鉄筋・接合鉄筋・接合鋼板が部分的または全部 見えるような破壊がある 鉄筋の曲がり、破断、脱落、座屈がある | ①3%以下 ②~⑪ 略 ⑫50%をこえる場合 | 3 5~45 全 損 |

- ※1 すべての構造について損傷の最も大きい階に着目します。(ただし、最上階は除く。)
- ※2 壁式構造、壁式プレキャスト構造、中高層壁式ラーメン構造については、建物の長辺方向、短辺方向のうち損傷の大きい方向がわかる場合には、損傷の大きい方向に着目し、物理的損傷割合の調査を行います。
- ※3 ラーメン構造、壁式構造、壁式プレキャスト構造、中高層壁式ラーメン構造についてそれぞれ以下の着目点における 物理的損傷割合を調査し、認定基準表から損害割合を求め、最も大きいものを部分的被害の損害割合とします。それに 建物の沈下・傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。 ラーメン構造:柱(柱はり接合部を含む)、はり

壁式構造:外部耐力壁、外部壁ばり

壁式プレキャスト構造:外部耐力壁、外部壁ばり、プレキャスト鉛直接合部、プレキャスト水平接合部 中高層壁式ラーメン構造:長辺方向は、柱(柱はり接合部を含む)、はり、短辺方向は外部耐力壁、外部壁ばり

(表2-3) 非木造建物 鉄骨造 沈下・傾斜による損害認定基準表

| 建 | | 被 | · の | 程 | 度 | | 損害割合(%) |
|-------|----------------|---------|-----------|-------|----------|----------|---------|
| 物 | 最大沈下量 | ①10cmを | こえ、15cm以 | 下 | | | 3 |
| 솙 | (沈下とは、建物が地表面より | 2~5 | 略 | | | | 10~40 |
| 建物全体の | 沈み込むもの) | ⑥40cmを | こえる場合 | | | | 全 損 |
| 被害 | 傾斜 | 10.4/10 |)(約0.2°): | をこえ、0 | .5/100(約 | 0.3°) 以下 | 3 |
| 害 | 個 網 | 2~5 | 略 | | | | 10~40 |
| | (関系ない、化下を行う関系) | 63.0/10 |)(約1.7°): | をこえる場 | 景合 | | 全 損 |

(表2-4) 非木浩建物 鉄骨浩 部分的被害による損害認定基準表

| | 被 害 の 程 度 | 被害の程度 (物理的損傷割合) | 損害割合 (%) |
|----|--|-------------------------------|---|
| I | 建具に建付不良がみられる 外壁および目地にわずかなひび割れ、わずかな 不陸がある | ①10%以下 ②~④ 略 ⑤50%をこえる場合 | $ \begin{array}{c} 1\\ 2 \sim 4\\ 5 \end{array} $ |
| П | 建具に開閉困難がみられる 外壁の目地ずれ、ひび割れがある | ①5%以下 ②~⑨ 略 ⑩50%をこえる場合 | 1 2~12 15 |
| Ш | 建具の開閉不能、全面破壊がある 外壁に大きなひび割れや剝離、浮きだし、目地 や隅角部に破壊がある | ①3%以下 ②~⑩ 略 ⑪50%をこえる場合 | 2 3~23 25 |
| IV | 外壁の面外への著しいはらみ出し、剝落、破壊、 崩落がある | ①3%以下 ②~⑨ 略 ⑩50%をこえる場合 | 3 5~45 全 損 |

- ※1 建物のすべての階に着目します。
- ※2 開口部 (窓・出入口) および外壁の物理的損傷割合を調査し、損害認定基準表から損害割合を求め、最も大きい損害 割合を部分的被害の損害割合とします。それに建物の沈下・傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、 損害認定を行います。
- ※3 ピロティ方式の建物の場合、ピロティ部分には、開口部(窓・出入口)、外壁がないので、ピロティの柱に着目します。柱の傾斜を調査し、その最大傾斜から「沈下・傾斜による損害認定基準表」により損害割合を算出したうえ、建物延床面積に対するピロティ部分の床面積の割合を乗じ、ピロティ部分の損害割合を求めます。ピロティ部分以外については、建物の開口部(窓・出入口)および外壁のうちいずれか大きい損害割合に建物延床面積に対するピロティ部分以外の財害割合を算出します。ピロティ部分の損害割合とピロティ部分以外の損害割合を令負し、部分的被害の損害割合を求めます。それに建物全体の沈下または傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。

Ⅲ. 地震保険の割引制度について

保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物(以下「対象建物」といいます。)が次のいずれかに該当する場合は、地震保険料率に所定の割引を適用します。なお、保険期間の中途においても下記に定める資料のご提出があった場合は、資料のご提出があった日以降の未経過期間に対して割引を適用します。

1. 耐震等級割引

対象建物が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下「品確法」といいます。)に規定する日本住宅性能表示基準に 定められた耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」(以下「評価指針」といいます。)に定められた耐震等級を有していること。ただし、品確法に基づく建設 住宅性能評価書(写)または評価指針に基づく耐震性能評価書(写)をご契約者よりご提出いただいた場合に限ります。

| 耐震等級 | 割引率 |
|------|-----|
| 3 | 30% |
| 2 | 20% |
| 1 | 10% |

2. 建築年割引

対象建物が、昭和56年6月1日以降に新築された建物であること。ただし、建物登記簿謄本(写)、建物登記済権利証(写)、建築確認書(写)もしくは検査済証(写)等の対象建物の新築年月が確認できる公的機関等が発行する書類(写)をご契約者よりいただいた場合に限ります。

割引率 10%

3. 免震建築物割引

対象建物が、品確法に規定する日本住宅性能表示基準に定められた免震建築物であること。ただし、品確法に基づく建設 住宅性能評価書(写)をご契約者よりご提出いただいた場合に限ります。

割引率 30%

4. 耐震診断割引

対象建物が、地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす場合。ただし、耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示第185号)に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類(写)、または耐震診断もしくは耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書(写)(耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書、地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明書)をご契約者よりご提出いただいた場合に限ります。

割引率 10%

- (注1) 上記1. 耐震等級割引の適用を受けようとする場合で、地震保険契約締結時に建設住宅性能評価書が指定住宅性能 評価機関より交付されていない場合には、設計住宅性能評価書(写)をご提出いただくことができます。
- (注2) 公的機関等とは国・地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関などをいいます。
- (注3) 対象建物について、既にいずれかの割引が適用されている場合には、地震保険割引の種類および耐震等級または新 築年月が確認できる保険証券(写)、保険契約証(写)、保険契約継続証(写)または異動承認書(写)をご提出いた だくことができます。
- (注4) (注2) にかかわらず、継続契約(前契約(損保ジャパン契約に限ります)の地震保険期間の終期または解約日を保険期間の初日とする地震保険契約のうち、対象建物が同一である保険契約をいいます。)に、前契約に適用されていた地震保険割引の種類および割引率と同一の地震保険割引の種類および割引率を適用する場合には、上記1.~4.のただし書の資料の提出を省略することができます。
- (注5) 上記1.~4. の割引は重複適用できません。

「Ⅳ. ご契約時に次のことにご注意ください

1. 地震保険の保険金額(ご契約金額)について

建物、家財ごとに、セットで契約する積立火災保険『ゆとほーむ』の保険金額(1個または1組の価額が30万円を超える 貴金属類等をご申告いただく場合、ご申告いただいた金額は除きます。)の30%~50%の範囲で決めていただきます。ただ し、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となります。すでに他の地震保険契約があって追加契約するときは、限度 額から他の地震保険金額の合計額を差し引いた残額が追加契約の限度額となります。

2. セットで契約する積立火災保険『ゆとほーむ』との関係

- (1) 地震保険は、積立火災保険『ゆとほーむ』にセットして契約しなければその効力を生じません。
- (2) セットで契約する積立火災保険『ゆとほーむ』が保険期間(ご契約期間)の中途で終了したときは、地震保険も同時に終了します。

(3) 積立火災保険『ゆとほーむ』にセットする場合は、地震保険を1年間(5年間(一時払)も可能です。)ずつ自動的に継続する方式により積立火災保険契約の保険期間と合わせてご契約いただきます。なお、保険料払込方法が一時払の契約については、最高5年までの長期契約を組み合わせて積立火災保険契約の保険期間と合わせてご契約いただくこともできます。

※保険期間(ご契約期間)が自動的に継続する方式のご注意

保険期間の満了する3か月前までに継続しない旨のお申し出がないかぎり、積立火災保険『ゆとほーむ』の保険期間が満了するまで自動的に継続されます。ただし、地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要が生じた場合は、このかぎりではありません。

V. ご契約後、次のことにご注意ください。

1. ご契約内容に変更が生じた場合

前記6ページにある「積立火災保険『ゆとほーむ』Ⅲ. ご契約後、次のことにご注意ください。1. ご契約内容に変更が生じた場合」のほか、他の保険会社等と、保険の目的を同一とした地震等による事故を補償する他の保険契約および共済契約を締結する場合には、必ず事前に取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。ご通知がないと保険金をお支払いできないことがあります。

2. 自動継続した契約および第2回目以降の保険料の払込みについて

自動的に継続した地震保険契約の保険料および第2回目以降の保険料は、保険証券記載の払込期日までに払い込みください。保険料が払込猶予期間(払込期日の属する月の翌月末日まで。以下同様とします。)までに払い込まれないときは、ご契約者からあらかじめ反対のお申し出がないかぎり、保険料の振替貸付をおこないます。なお、保険料を振替貸付した額(利息を含みます。)が損保ジャパンの定める範囲をこえる場合には、振替貸付を行わずこの地震保険契約は払込猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

- ※1 保険料の振替貸付の仕組みについては、「積立火災保険『ゆとほーむ』Ⅲ. ご契約後、次のことにご注意ください。 4. 第2回目以降の保険料の払込みについて」(7ページ参照)を確認してください。なお、積立火災保険『ゆとほーむ』に「保険料の振替貸付の不適用に関する特約」が付帯されている場合は、地震保険についても保険料の振替貸付は適用されません。
- ※2 保険料の払込方法が団体扱または集団扱の場合、地震保険の保険料の払込みについても「積立火災保険『ゆとほーむ』Ⅲ. ご契約後、次のことにご注意ください。4. 第2回目以降の保険料の払込みについて」(7ページ参照)と同じとなります。

(Ⅵ. 事故が発生した場合におとりいただく手続き)

地震保険で補償する事故が起こったときは、ただちに取扱代理店または損保ジャパンにご通知のうえ、保険金請求の手続きをお取りください。

√Ⅲ、保険金お支払い後の保険契約について

損害の認定が全損となり、保険金をお支払いしたときは、ご契約は損害発生時に終了します。全損以外の認定による保険金のお支払いの場合には、この地震保険契約の保険金額(ご契約金額)は減額することはありません。

Ⅷ.警戒宣言発令後の地震保険の取り扱いについて

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、警戒宣言に関する地域内に所在する保険の対象について、地震保険の新規契約および増額契約はお引き受けできませんのでご注意ください。

【積立火災保険『ゆとほーむ』の保険期間(ご契約期間)の中途で地震保険をご契約になりたい場合】

積立火災保険『ゆとほーむ』のご契約時に地震保険をご契約されなかった場合でも、積立火災保険『ゆとほーむ』の保険期間(ご契約期間)の中途から地震保険をご契約になることができます(ただし、上記WLの場合を除きます。)ので、ご希望される場合には、取扱代理店または損保ジャパンにご連絡ください。

積立火災保険『ゆとほーむ』の補償内容一覧表

1. 基本補償

| | | | | | お支払いする保険 | 食金の額 |
|-----|-----|--------------|---|--|---|--|
| | | | 事故種類およ | び損害の程度、支払条件等 | 家庭用(標準/エコノミー) プラン | 事業用プラン |
| | | 火災 | | | 損害額〔再調達価額によって定 | 家庭用プランと同じで |
| | (2) | 134 364 | | | めます。ただし、保険金額限度〕 | す。ただし、「風災実 損払 は付帯できませ |
| | (3) | 破裂 | 7.4.7.= | | 家庭用プランに「風災実損払」 | (人。) |
| | (4) | 建物外 | ┞部からの物体の落↑ | 下・飛来・衝突・倒壊 | を付帯した場合(保険証券に | |
| | (5) | 給排力 | k設備の事故または(f | 也人の戸室で生じた事故による水ぬれ | 「風災免責金額なし」と表示されます。)は、損害額が20万円 | |
| | (6) | 騒じ』 | ょう・集団行動・労働 | 動争議に伴う暴力行為・破壊行為 | 未満の場合でもお支払いしま | |
| | (7) | 風・で | ひょう・雪災(損害額 | 頁が20万円以上となった場合) | <u>す。</u> | |
| 損 | (8) | 盗難 | a. 保険の対象に ついて生じた盗 取、き損、汚損 | 家庭用プラン:建物、家財の場合 事業用プラン:建物、家財、設備・什器等 (商品・製品等は除く)の 場合 ただし、いずれも下記貴金属・宝石等を除きます。 | 損害額〔再調達価額によって定めます。ただし、保険金額限度〕 | 家庭用プランと同じです。ただし、左記(注)は「家財、設備・什器等の保険金額限度」 |
| 害 | | | | 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石等の場合〔保険証券に明記した場合に限りお支払いします。〕ただし、商品・製品等は除きます。 | 損害額 〔時価額によって定めます。ただし、家財保険金額限度 (注)ただし、1事故につき、1 個または1組ごとに100万 | |
| 保险金 | | | 家庭用プランは家財、事業用プランは家財、事業またはでいまたは、留いまたは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の | b. 保険証券記載の建物内における現金・ 預貯金証書(通帳・キャッシュカードを 含みます。)・切手・印紙の盗難(事業用 プランの場合は、小切手も補償対象) ※預貯金証書・小切手については、盗難 後ただちに金融機関に被害の届出を行 い、かつその預貯金口座から現金の引 き出しもしくは小切手に対する支払い がなされた場合 | 円が限度〕 損害額〔1事故 <u>1</u> 構内(敷地 内)*につき、現金・切手・印 紙:20万円限度、預貯金証書: 200万円または家財の保険金額 のいずれか低い額が限度〕 ※以下、「1構内」とします。 | 欄外 (※1) を参照ください。 |
| | | | 財の場合は「生 活 用 」を、設 備・什器等の場 合は「業務用」 を補償 | c. 保険証券記載の建物内における乗車券等の盗難 ※盗難後ただちに乗車券発行者に被害の 届出を行った場合 | 損害額〔1事故1構内につき、 5万円が限度〕 | 家庭用プランと同じです。 |
| | 損 | 員など) 《家庭月 | | ジ(t0)以外の不測かつ突発的な事故(破損・汚 (破損・汚損損害等不担保特約付帯)では、 | 損害額〔再調達価額によって定めます。ただし、保険金額限度〕 [自己負担額:5千円、保険期間5年超のときは3万円〕 〔家財は、1事故につき、50万円限度〕 | 補償されません。 (特約付帯により補償 されます。) |

| | | | | おう | 支払いする保 険 | (金の額) |
|--|---|--|------------------------------------|--|--|------------------|
| | 事故種類およ | び損害の程度、支払条 | 件等 | 家庭用(標準/エ プラン | | 事業用プラン |
| 水 | (10) 水災 (台風・暴風雨等による こう水・高潮・土砂崩れ | a. 損害額が再調達値 た場合 | 面額の30%以上となっ | 損害額〔再調達価額 めます。保険金額区 | | 欄外(※2)を参照ください。 |
| 害損害保 | 等) | 上記 a . 以外で、床 上浸水の場合※併用 住宅(住居と事業に 併用される建物)の | b. 損害額が再調達 価額の15%以上 30%未満の場合 | 保険金額×15% 〔1事故1構内に つき、300万円限 度〕 | b.とc.の 合計で1事 故1構内に つき、300 | |
| 金 | | 場合、「床上浸水」 は「床上浸水もしく は地盤面45cmを超 える浸水」としま す。 | c. 損害額が再調達 価額の15%未満の 場合 | 保険金額×5% 〔1事故1構内に つき、100万円限 度〕 | 万円限度 | |
| (家財を | (11) 一時的に持ち出した家財 *が(1)~(9)の事故により損 害を受けた場合 (※) | (1)~(8) a .の事故 | | 損害額〔再調達価額 めます。1事故に 円または家財保険の いずれか低い額を | つき、100万 金額×20%の | 家庭用プランと同じで す。 |
| (家財を保険の対象とし持 ち 出 し | 家庭用プランの場合、保険 証券記載の建物外で取得 し、保険証券記載の建物に 持ち帰るまでの間の家財を | (8) b.、c.の事故 | 現金・切手・印紙 | 損害額〔1事故につまたは家財保険金額では家財保険金額では、100円では | 領×20%のい | 補償されません。 |
| | | | 預貯金証書 | 損害額〔1事故に 円または家財保険3 いずれか低い額を | 金額×20%の | |
| たときにお支払い家 財 保 険 金 | 事故に限り補償します。 | | 乗車券等 | 損害額〔1事故につまたは家財保険金額では、 ずれか低い額が限り | 領×20%のい | |
| 払いします。) | | 害等不担保特約付表 せん。 | プラン(破損・汚損損費)では、補償されま | 損害額〔再調達価額 めます。自己負担額 険期間5年超のと 円〕〔1事故につき たは家財保険金額: れか低い額を限度〕 | 類5千円、保 きは、3万 × 50万円ま × 20%のいず | |
| (上記事故のときの直 | 臨時費用保険金 | (1)~(8) a.、(10) a.の 事故で保険金が支払 われる場合 家庭用プランで「水 | (1)~(7)の事故 | 損害保険金の額×3 1 構内につき、100 | | 欄外(※3)を参照ください。 |
| 「上記事故のときの直接の損害以外に様々な費用を補償します。 費 用 保 険 金 | | 害保険金実損払特約」を付帯した場合は、(10) b.、c.の事 | (8)a.の事故 | 同上 | | 補償されません。 |
| 費用を補償します。) | | 故でも、(10)a.の事故 と同様にお支払いし ます。 | (10) a . の事故 | 水害保険金の額×1 1構内につき、607 | | |

| | | | | お支払いする保険金の額 | | |
|-----------------|---|---|--|---|---|--|
| | 事故種類およ | び損害の程度、支払条 | :件等 | 家庭用(標準/エコノミー) プラン | 事業用プラン | |
| | 残存物取片づけ費用保険金 (例:焼け跡の整理にかかる 費用) | (1)~(8) a . の事故で 保険金が支払われる 場合 | (1)~(7)の事故 | 実費〔損害保険金の額×10%が 限度〕 | 家庭用プランと同じです。 | |
| | | | (8)a.の事故 | 同上 | 補償されません。 | |
| | 失火見舞費用保険金 (近所へのおわびにかかる費 用) | (1)、(3)の事故で他人のた場合 | の所有物に損害を与え | 被災世帯数×20万円〔1事故に つき、保険金額×20%が限度〕 | 家庭用プランと同じです。 | |
| (上記事故のときの直接の費 用 | 傷害費用保険金 | 以下のいずれかの場合に被保険者、親族、使用人が死亡したり、重傷・後遺障害を負ったとき ①(1)~(6)、(8)の事故により保険の対象もしくは保険の対象を収容する建物が損害を受けた場合 ②(7)、(9)、(0)の事故により損害(水害)保険金が支払われる場合 | | <死亡・後遺障害(180日以内)> 保険金額×30%(1名につき) <重傷(14日以上の入院または30日以上の治療)> 保険金額×2%(1名につき) (いずれも1事故1名につき、1,000万円限度) | 家庭用プランと同じです。 す。 ただし、(9)の事故は補 償されません。 | |
| 損害以外に様 | 地震火災費用保険金 | とする火災により建物場合または保険の対象 なった場合(ただし、 | れらによる津波を原因 物が半焼以上となった 象である家財が全焼と 地震により建物が倒 る損害が生じた場合 こなりません。) | 保険金額×5% | 家庭用プランと同じです。 | |
| 々な費用を補償します。) | 損害防止費用保険金 | (1)~(3)の事故で損害の防止または軽減のために必要な費用または有益な費用を支出した場合 | | 実費 | 家庭用プランと同じです。 | |
| 頂します。) | 特別費用保険金 | (1)~(8) a 、(9)、(10)の 保険金が支払われ、 焼・全壊) となった | 呆険の対象が全損(全 | 損害(水害)保険金の額×10% 〔1事故1構内につき、200万 円限度〕 | 家庭用プランと同じで す。ただし、(9)の事故 は補償されません。 | |
| | 水道管修理費用保険金 | 建物の専用水道管がる け、修復した場合 | 東結によって損害を受 | 実費〔1事故1構内につき、10 万円限度〕 | 家庭用プランと同じで す。 | |
| | 修理付帯費用保険金 (臨時宿泊費用、原因調査費 用、仮修復費用) | (1)~(10)の事故によって保険の対象が損害を受けた結果、その保険の対象の復旧にあたり必要かつ有益な費用を損保ジャパンの承認を得て支出した場合 *家庭用エコノミーブラン(破損・汚損損害等不担保特約付帯)では、(9)の事故は補償されません。 | | 実費〔1事故1構内につき、 100万円または保険金額×10% のいずれか低い額を限度〕 | 欄外(※4)を参照く ださい。ただし、(9)の 事故は補償されません。 | |
| | ドアロック交換費用保険金 | ドアの鍵の盗難によ 費用を支出した場合 |)、錠の交換のために | 実費〔1事故につき、3万円限 度〕 | 補償されません。 | |

(※1) 損害額〔1事故1構内につき、下表の額を限度〕をお支払いします。

| 租 類 | 生 活 用 | 業 務 用 |
|------------------------|---------------------|-----------------------------|
| 現金・小切手・切手・印紙 | 20万円限度 | 30万円限度 |
| 預貯金証書 (通帳・キャッシュカードを含む) | 家財の保険金額。ただし、200万円限度 | 設備・什器等の保険金額。ただし、300万円 限度 |

(※2) 以下のとおり水害保険金をお支払いします。

<水災支払方法変更特約を付帯した場合>

| 7-11- | 損害額が再調達価額の 30%以上となった場合 | | 損害額(再調達価額に だし保険金額限度)×7 | 損害額(再調達価額。ただし保険金額限 | | |
|-------|---------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|------------------------------------|--------------------|--|
| 建物、家財 | 上記以外で、床上浸水*の場合 | 損害額が再調達価額の 15%以上30%未満の場 合 | 保険金額×10% [1事 故1構内につき200万 円限度] | 保険金額×15% 〔1事故1構内につき 300万円限度〕 | 合計1事故1構内につき300万円限度 | |
| | | 損害額が再調達価額の 15%未満の場合 | 保険金額×5%〔1事 故1構内につき100万 | | | |
| | の目的が設備・什器等 る建物が床上浸水の場 | 序、商品・製品等で、収 合 | 円限度〕 | 保険金額×5% 〔1事故1構内につき 100万円限度〕 | | |

※「床上浸水」は「床上浸水もしくは地盤面45cmを超える浸水」とします。

- (※3) 損害保険金の額×30% [1事故1構内につき、500万円限度]
- (※4) 実費 [1事故1構内につき、1,000万円または保険金額×30%のいずれか低い額を限度。ただし、居住用部分にかかわる費用の場合は、1事故1 構内につき、100万円または保険金額×10%のいずれか低い額を限度]

(ご注意) ・保険金額が再調達価額を上回っていた場合は、保険金額とあるのは再調達価額とします。(再調達価額とは、同等のものを新たに購入するのに必要な金額(新品価額)をいいます。)

・1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石・美術品などの明記物件の損害の額は、時価額によって定めます。

2. 保険金をお支払いできない主な場合

- A. 次に掲げる事故に起因する損害に対しては、保険金はお支払いできません。
 - (ア) ご契約者や被保険者の故意もしくは重大な過失または法令 違反
- (イ) ご契約者または被保険者の所有・運転する車両またはその 積載物の衝突・接触
- (ウ) 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- (エ) 置き忘れ・紛失
- (オ) 火災等の事故の際の盗難
- (カ) 家財(持ち出し家財を除く。)が屋外にある間に生じた盗難や持ち出し家財の置引き、車上ねらい、被保険者の管理下にない持ち出し家財の盗難
- (キ) 運送業者等に託されている間の事故
- (ク) 戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動
- (ケ) 地震、噴火またはこれらによる津波
- (コ) 核燃料物質に起因する事故

など

- B. 以下の物は、保険証券記載の建物外での事故による損害はお 支払いできません。
 - (ア) 自転車 (原動機付自転車を含みます。) およびこれらの付属品 (ただし、施設構内での自転車の盗難を除きます。)
- (イ) 動物、植物
- C. 次に掲げる損害に対しては、1.(9)の事故による損害保険金 および1.(9)の事故による持ち出し家財保険金はお支払いでき ません。
 - (ア) 自然の消耗・さび・変色・虫食い等に起因する損害
 - (イ) 加工・修理等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する 損害
 - (ウ) 偶然な外来の事故によらない電気的事故または機械的事故 による損害
 - (エ) 詐欺または横領による損害

- (オ) 土地の沈下・降起・移動等に起因する指害
- (カ) 擦傷、掻き傷もしくは塗料のはがれ等の外観上の損傷また は汚損(落書きを含みます。)であって、保険の目的の機能 に支障をきたさない損害
- (キ) 保険の目的の瑕疵(かし)に起因する損害
- (ク) 義歯、義肢、コンタクトレンズまたは眼鏡について生じた 損害
- (ケ) 楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の 打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った 場合を除きます。
- (コ) 楽器の音色または音質の変化
- (#) 風、雨、ひょうもしくは砂塵の吹き込みまたはこれらのも のの混入により生じた損害
- (シ) 移動電話・ポケットベルなどの携帯式通信機器およびこれらの付属品について生じた損害
- (ス) ノート型パソコン・ワードプロセッサーなどの携帯式電子 事務機器およびこれらの付属品について生じた損害
- (セ) サーフボード、ウインドサーフィンおよびこれらの付属品 について生じた損害
- (ツ) ハンググライダー、超軽量動力機 (モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。)、ジャイロプレーンおよびパラグライダーならびにこれらの付属品について生じた損害
- (タ) ラジオコントロール模型およびこれらの付属品に生じた損害
- (チ) 動物または植物について生じた損害
- (ツ) 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により情報を記録しておくことができる物または機器に記録された情報に生じた損害
- (デ) ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボート、カヌー、雪上オートバイおよびゴーカートならびにこれらの付属品について生じた損害 など

3. 家庭用プランに対してご希望によりセットできる特約〈補償内容を拡げる特約〉

| | | 特約等の名称 | 保険金をお支払いする場 | 場合 | お支払いする保険金の額 |
|--------|---|----------------------------|--|--------------------------------------|---|
| | 1 | 風災実損払 | 1.(7)の事故で保険の対象が損害を受 | けた場合 | 損害額が20万円未満の場合でもお支払いします。 |
| | 2 | 水害保険金実損払特約 | 1.(0)のb.、c.の事故で保険の対象 場合 | 損害額〔再調達価額によって定めます。保険金 額が限度〕 | |
| | 3 | 臨時費用保険金拡 張担保特約 | 1.(1)~(8)a.、(9)、(10)の事故で損害 支払われる場合 | (水害) 保険金が | 損害(水害)保険金×30% [事故1構1内につき本特約の支払限度額が限度]なお、1.の臨時費用保険金と重複しては支払われません。 |
| 基 | 4 | 残存物取片づけ費 用保険金拡張担保 特約 | 1.(9)、(10)の事故で損害(水害)保険 場合 | 金が支払われる | 実費 [損害 (水害) 保険金×10%が限度] なお、1.(1)~(8) a.の事故の場合には1.の残 存物取片づけ費用保険金が支払われます。 |
| 本 | 5 | 地震火災担保特約 | 1.の「地震火災費用保険金」をお支 | 払いする場合 | 地震火災30プランのとき保険金額×25% 地震火災50プランのとき保険金額×45% |
| 補 | 6 | 建てかえ費用担保特約 | 1.(1)〜(10)の事故により、保険の対象が再調達価額の70%以上100%未満とけた建物と同一用途の建物に、事故のに建てかえが完了する場合 | なり、損害を受 | 建てかえ費用 〔再調達価額-損害(水害)保険金が限度〕 取りこわし費用 〔建てかえ費用保険金×10%が限度〕 |
| の - | 7 | 構內構築物修復費用担 保特約 | 1.(1)~(8)a.、(9)、(10)の事故によ 1.(1)~(8)a.、 り建物構内の構築物 (外灯などの屋 (10)の事故 | | 実費〔1事故につき、300万円限度〕 |
| 内容 | | | 外設備および庭木)が損害を受け、これを修復した場合。ただし、庭木については枯死した場合に関ります。また、1.00の事故は構内構築物が地盤面より45cmを超える浸水 | 1.(9)の事故 | 実費(自己負担額5千円) 〔1事故につき、300万円限度〕 |
| の | | | 初が地盤曲より45cmを超える役外を被った場合に限ります。 | | |
| 拡 | | | | | |
| 大 | 8 | 共用部分修理費用担保 特約 | 保険証券記載の建物が、区分所有されの専有部分の場合で、1.(1)~(8) a.、(5)、もっぱら被保険者が使用または1(ベランダなど)が損害を受け、管理もとづき被保険者に修復の義務が生また場合 | 9)、(10)の事故によ 管理する共用部分 里組合の規約等に | 修復に要した費用 〔1事故1構内につき10万円限度〕 |
| | 9 | 家賃担保特約 | 1.(1)~(10)の事故により損害を受けたの損失が生じた場合 *家庭用エコノミープラン(破損・注 特約付帯)では、1.(9)の事故は補 | 5損損害等不担保 | 復旧期間内(約定復旧期間が限度)に生じた家賃の損失額 [本特約の保険金額が限度] |

| | 特約等の名称 | 保険金をお支払いする場合 | お支払いする保険金の額 |
|-------------|-----------------------|---|--|
| 防犯、要介護、 | ⑩ 防犯装置設置費用担係 特約 | : 保険証券記載の建物において、保険期間中に犯罪行為*が発生したことの直接の結果として、建物の改造を行う費用を負担した場合 (※)不法侵入を伴った形跡が明らかなもので当該犯罪行為をなされたことを知った後、ただちに所轄警察署にその旨を届け出たものに限ります。 | 当該犯罪行為と同種の犯罪行為を防止するために負担した必要かつ有益な改造費用(特約条項に定める建物改造費用)で、損保ジャパンが妥当と認めた額。ただし、当該犯罪行為発生の日から、その日を含めて180日以内に負担したものに限ります。〔保険期間を通じて、20万円が限度。ただし、賠償金・給付金等は控除します。〕 |
| ライフライン停止時等の | 11 バリアフリー改修費用 担保特約 | (建物が保険の対象の場合付帯可能) 費用支払対象者が、保険期間中に生じた急激かつ偶然 な外来の事故により傷害を被った結果、事故の日から その日を含めて180日以内に後遺障害が生じ、かつ要 介護状態となったため保険の対象である保険証券記載 の建物の改造費用を、事故の日から910日以内に負担 した場合 | 損保ジャパンが妥当と認めた必要かつ有益な建物の改造費用 〔保険期間を通じて、建物の保険金額×30%または500万円のいずれか低い額が限度。ただし、賠償金・給付金等は控除します。〕 |
| 等の補償 | ② 賃借費用担保特約 | 次に掲げる事故によって損害が生じたために臨時に賃貸住宅を賃借したときまたは宿泊施設を利用した場合・偶然な事故によりライフライン(電気、ガス、水道)が12時間以上継続して中断または阻害された。・行政機関により立ち入りが制限された。(災害、犯罪、事件等の異常事態、感染症の予防等) | 実費〔1か月につき50万円限度。1事故につき6か月限度〕 ※ただし、借家の場合は1事故につき1か月限度 |
| ご近 | 13 類焼損害担保特約 | ご契約された建物・家財から発生した1.(1)、(3)の事故により類焼補償対象物*が損害を受けた場合 ※類焼補償対象物とは全部または一部で世帯が現実に生活を営んでいる居住用の建物またはその建物に収容される家財をいいます。ただし、次のものは除かれます。 | 保険金をお支払いする類焼補償対象物の再調達価額を基準として算出した損害額。ただし、損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合には、その保険金の額を差し引いて算出します。 [1保険年度(**5)ごとに1億円が限度] また、損害防止費用もお支払いします。なお、1保険年度における類焼補償対象物の所有者の総損害額が、合計して1億円を超える場合は、保険金が削減されます。 |
| 所や来訪者の | | (2) ご契約された建物・家財の所有者およびその所有者と生計を共にする同居の親族の所有する建物・家財 (3) 建築中または取り壊し中の建物(ただし、損害が発生したときに、世帯が現実に生活を営んでいたものを除きます。) (4) 国、地方公共団体、独立行政法人または地方住 | 除きます。) 〕 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その 他 はたいに類する物 ② 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、 影 刺物その他美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるもの 3. 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに 類する物 ② 商品・見本品・事務用什器・備品・機械装置・ 道具その他事業を営むために使用されるもの |
| 補償 | 14 類焼傷害担保特約 | 類焼損害担保特約の補償対象である損害が生じた場合に、その事故により類焼傷害被保険者*が傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に死亡または重度の後遺障害もしくは重傷**を負った場合。 ※類焼補償対象物の所有者、所有者の親族および所有者の使用人 ※※14日以上の入院または30日以上の医師の治療を要した傷害をいい、原因のいかんを問わず、頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないものを除きます。 | <死亡・後遺障害> 1事故1名につき1,000万円 <重傷> 1事故1名につき200万円 ※類焼傷害保険金の総額は、1保険年度ごと に、5,000万円が限度 |

| | | 特約等の名称 | 保険金をお支払いする場合 | お支払いする保険金の額 |
|------------|----|---|---|---|
| ご近所や来訪者の補償 | 15 | 被災者補償担保特約 | 保険証券記載の建物内(敷地内を含みます。)で、訪問者が急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被り、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡、後遺障害の発生あるいは入院・通院し、被保険者が見舞金を負担した場合 | 見舞金実額…ただし以下の金額が限度となります。 (死亡・後遺障害:1.5~50万円、入院:2~10万円、通院:0.5~2.5万円) |
| | 16 | 個人賠償責任担保特約 | 被保険者が、次のいずれかの偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊に対して、法律上の損害賠償責任を負った場合・被保険者本人の居住の用に供される保険証券記載の建物(敷地内の動産及び不動産を含みます。)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故・被保険者の国内外の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故 | 損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用等 〔1事故につき、本特約の支払限度額が限 度〕 |
| 賠償 | 17 | 個人賠償責任担保特約 包括契約に関する特約 | 被保険者が、次のいずれかの偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊に対して、法律上の損害賠償責任を負った場合・保険証券記載の建物に所在する居住用戸室(敷地内の動産及び不動産を含みます。)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故・被保険者(居住用戸室の所有者で居住用戸室に居住していない者は除きます。)の国内外の日常生活(居住用戸室以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故 | 損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用等 〔1事故につき、本特約の支払限度額が限 度〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 責 | 18 | 借家人賠償責任担保特 約 | 1.(1)、(3)、(8)の事故ならびに給排水設備の使用また は管理に起因する漏水等の水ぬれによって、被保険者 が借用する戸室が損壊し、被保険者が借用戸室の貸主 に対して法律上の損害賠償責任を負った場合 | 損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用等 〔1事故につき、本特約の支払限度額が限 度〕 |
| 任の | 19 | 修理費用担保特約 *18と同時付帯 | 1.(1)~(8)の事故により、被保険者が借用する建物または住戸室が損害を受け被保険者が家主との契約に基づいて自己の費用で修理した場合(壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部および居住者共用部の修理費用を除きます。) | 実費〔1事故につき、本特約の支払限度額 は 指摘 (|
| 補償 | 20 | 受託品賠償責任担保特 約 *16と同時付帯。 ②1と重複付帯不可 | 被保険者が日本国内において受託した財物(現金、預 貯金証書、貴金属、美術品、自動車、山岳登はんなど を行っている間に使用する用具等は除きます。)が、 下記に掲げる間に損壊または盗取され、受託品につい て正当な権利を有するものに対し、法律上の損害賠償 責任を負った場合 ・被保険者の居住の用に供されている信宅内(敷地内 を含みます。)に保管されている間 ・被保険者によって日常生活上の必要に応じて一時的 に住宅外で管理されている間 | 損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用等(自 己負担額5千円) 〔1保険年度ごとに、10万円が限度〕 「1保険年度でとに、10万円が限度」 |
| | 21 | レンタル用品賠償責任 担保特約 * 個と同時付帯。 ②と重複付帯不可 | 被保険者がレンタル業者から日本国内において賃借したレンタル用品(自動車、山岳登はんなどを行っている間に使用する用具等を除きます。)が損壊または盗取され、レンタル業者への法律上の損害賠償責任を負った場合 | 損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用等(自己負担額5千円) (1保険年度ごとに、10万円が限度) |
| | 22 | 施設賠償責任担保特約 | 被保険者が所有、使用もしくは管理する保険証券記載 の施設もしくは設備または保険証券記載の業務遂行 (仕事)によって生じた偶然な事故により、他人の身 体を傷つけたり、財物を破損した結果、法律上の損害 賠償責任を負った場合 | 損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用等 〔1事故につき、本特約の支払限度額が限 度〕 |

- (※5) 保険年度とは、保険期間 (ご契約期間) の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。 以下同様とします。
- (注) 建物を保険の対象とした場合に付帯できる特約……⑥、⑦、⑨、⑪ 家財を保険の対象とした場合に付帯できる特約……৷৷৷৷ ⑩ (左記以外の特約は、保険の対象が建物でも家財でも付帯可能)

4. 事業用プランに対してご希望によりセットできる特約<補償内容を拡大あるいは限定する特約>

| 特約の名称 | | 特 | 約 | の | 内 | 容 | |
|--|--|----------|------|-----|------|-------|---|
| 23 破損・汚損損害等担保特約 ※設備・什器等、商品・製品 等は補償対象外です。 | 1.(9)の事故により、保険 財に損害が生じた場合 | の対象である | 建物また | こは家 | 家庭用標 | 準プランと | 同様にお支払いします。 |
| ※本特約については、臨時費 用等の各種費用保険金はお 支払いしません。 | 金はおが、国内において1.(1) | | .の事故 | | | | |
| XIAVICA ENO | ~(8) a .、(9)の事故により損害を受けた場合 | 1.(9)の事故 | | | 担額5千 | 円、保険期 | 質によって定めます。自己負 間間5年超のときは3万円) 。〔1事故につき50万円限 |
| 24 水災支払方法変更特約 | 1.(10)の事故について、以下のとおりお支払いします。 ・水害保険金支払限度額を拡大します。(1.(※2)を参照) ・臨時費用保険金水害保険金×30% [1事故1構内につき、500万円限度] ・残存物取片づけ費用保険金実費 [水害保険金×10%限度] | | | | 度〕 | | |
| 9 家賃担保特約 | 1.(1)~(6)の事故により損 間が限度) に生じた家賃の | | | | | | 、復旧期間内(約定復旧期限度〕 |
| 25 限定担保特約 | 1.(1)~(3)、(7)の事故に限定して損害保険金をお支払いします。 ただし、水道管修理費用保険金はお支払いしません。 | | | | | | |
| 18 借家人賠償責任担保特約、 19 (18、19は動産を保険の対象 | | | 担保特約 | 9 | 家庭用プ | ランと同様 | 後の内容となります。 |

5. 上記3、4の特約について保険金をお支払いできない主な場合

D 以下の番号の特約については、「2 保険金をお支払いできない主な場合 | と同様です。

1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 12, 23, 24, 25

E. 上記以外の特約については、次のような事由によって生じた損害に対して保険金はお支払いしません。

●共通

- ① ご契約者や被保険者の故意
- ② 戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質に起因する事故

など

など

11 バリアフリー改修費用

- ① 脳疾患、疾病または心神喪失による事故
- ② 自殺、犯罪または闘争行為による事故
- ③ 山岳登はん(ピッケル等の登山用具を使用するもの)、スカイダイビング等の危険なスポーツを行っている間の事故
- ④ 妊娠、出産、流産または外科的手術その他の医療処置
- ⑤ 原因のいかんを問わず、頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの
- ⑥ レーサー等危険な職業に従事している間の事故

15 被災者補償

- ① 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った傷害
- ② 建物の保守、保安、点検、清掃、新築、取りこわし等の業務、工事に従事中に被った傷害 など

16 個人賠償責任 17 個人賠償責任包括

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 他人から借りたり、預かったりした物に生じた賠償責任
- ③ 自動車等の所有・使用・管理に起因する賠償責任 など

18 借家人賠償責任

- ① 借家戸室の改築、増築、取りこわし等の工事に起因する賠 償事故
- ② 借家戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する賠償事故 など

19 修理費用

- ① 契約者、被保険者、借用住宅の貸主等の故意もしくは重大 な過失または法令違反
- ② ご契約者、被保険者または借用住宅の貸主が所有しまたは 運転する車両またはその積載物の衝突または接触 など

20 受託品賠償

- ① 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊
- ② 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ③ 通常必要とされる取り扱い上の注意に著しく反したこと、または本来の用途以外に使用したことに起因する賠償責任
- ④ 電気的事故·機械的事故

など

21 レンタル用品賠償責任

- ① 置き忘れ・紛失による損害
- ② 仕事に使用している間、または他人に転貸している間に生じた事故
- ③ レンタル業者に返還した後に発見されたレンタル用品の損壊
- ④ 通常必要とされる取り扱い上の注意に著しく反したこと、 または本来の用途以外に使用したことに起因する賠償責任
- ⑤ 電気的事故·機械的事故

など

22 施設賠償責任

- ① 被保険者と同居する親族や被保険者の業務に従事中の使用 人に対する損害賠償責任
- ② 自動車等の所有・使用・管理に起因する賠償責任
- ③ 排水または排気(煙を含みます。)に起因する損害賠償責任
- ④ 販売した商品、飲食物等に起因する賠償責任

など

6. 被保険者(保険の対象となる方)の範囲について(以下の特約の被保険者の範囲は以下のとおりです。)

| 特約 | 本 人* | 本人の配偶者 | その他の親族*** |
|---|------|--------|-----------|
| 11 バリアフリー改修費用、16 個人賠償責任、17 個人賠償 責任包括、20受託品賠償責任、21 レンタル用品賠償責任 | 0 | 0 | 0 |
| 18 借家人賠償責任、19 修理費用、22 施設賠償責任 | 0 | × | × |

※ 本人とは保険証券記載の被保険者(本人)の方。ただし、バリアフリー改修費用は保険の対象である建物に居住している方。 また、団 個人賠償責任包括は、居住用戸室の所有者で、居住用戸室に居住していない方(大家さんなど)も対象となります。 ※※本人または配偶者と生計を共にする①同居の親族②別居の未婚の子 (注)本人との続柄は、事放発生時におけるものをいいます。

保 険 約 款 · 特 約 条 項

I. 適用される保険約款・基本特約条項

- ・積立火災保険『ゆとほーむ』には、「積立火災保険普通保険約款」、「積立型基本特約」および下表の「保険証券の表示 等」の記載内容に該当する基本特約条項が適用されます。
- ・保険証券の「保険の種類」欄および地震保険の保険金額欄に記載がある場合は、「地震保険普通保険約款」が適用されます。

| 保険証券の表示等 | 適用される基本特約条項 |
|---|-------------|
| 「基本特約」欄および特約条項欄に「家庭用総合保険基本特約」 の記載がある場合 | 家庭用総合保険基本特約 |
| 「基本特約」欄および特約条項欄に「総合保険基本特約」の記載 がある場合 | 総合保険基本特約 |

Ⅲ.適用される特約条項(積立火災保険普通保険約款)

保険証券に表示された特約条項のほか、下表の「保険証券の表示等」の記載内容に該当するそれぞれの特約条項が適用されます。

1. 家庭用総合保険基本特約付帯および総合保険基本特約付帯共通

| | 適用される特約条項 | |
|--|---------------|----------------|
| 保険証券の表示等 | 特約条項 の 番 号 | 特約条項の名称 |
| | (24) | 原子力危険不担保追加条項 |
| 特約条項および保険金額等欄に「施設賠償責任担保特約」と支払限度額の記載があり、保険 | (25) 石綿損害等不担保 | 石綿損害等不担保追加条項 |
| の対象の一部を事業に用いる建物またはその建物内収容動産である場合 | (26) | 汚染危険不担保追加条項 |
| | (27) | 専門職業危険等不担保追加条項 |
| 保険の対象が飼育または愛がん用動物である場合 | (32) | 動物条項 |
| 保険の対象が鑑賞用植物である場合 | (33) | 植物条項 |
| この保険契約の契約締結日が保険期間の開始日より早い場合 | | 先物契約条項 |
| 保険の対象が賃貸借契約または使用貸借契約に基づき被保険者以外の者が占有する建物の場 合 | (35) | 代位求償権不行使条項 |
| 保険の対象である建物または保険の対象である動産を収容する建物が作業場の場合 | (36) | 作業変更通知条項 |

2. 総合保険基本特約付帯

| | 適用される特約条項 | | |
|--|---------------|----------------------|--|
| 保険証券の表示等 | 特約条項 の 番 号 | 特約条項の名称 | |
| 保険の対象が倉庫の用途に用いられている建物またはこれらの収容動産の場合 | (42) | 危険品条項 | |
| 保険の対象が冷凍(冷蔵)作業を行う工場および冷凍(冷蔵)倉庫等の建物内の冷凍(冷蔵) 物の場合 | (43) | 冷凍(冷蔵)損害不担保条項 | |
| 保険の対象が汽器・ボイラ・蒸気タービン・ガスタービン・蒸気機関・油圧機・内熱機関・ 水圧機等の場合 | (44) | ボイラ等破裂・爆発損害不担保 条項 | |

Ⅲ. 適用される特約条項(地震保険普通保険約款)

下表の「保険証券の表示等」の記載内容に該当するそれぞれの特約条項が適用されます。

| | 適用される特約条項 | |
|------------------------------------|---------------|------------------------|
| 保険証券の表示等 | 特約条項 の 番 号 | 特約条項の名称 |
| 保険証券の地震保険欄に保険金額の記載がある場合 | (54) | 積立型追加特約(地震保険用) |
| 地震保険契約の契約締結日が保険期間の開始日より早い場合 | (55) | 先物契約条項 (地震保険用) |
| 特約条項欄に「団体扱保険料分割払特約 (一般A)」の記載がある場合 | (48) | 団体扱保険料分割払特約(一般 A) |
| 特約条項欄に「団体扱保険料分割払特約 (一般B)」の記載がある場合 | (49) | 団体扱保険料分割払特約(一般 B) |
| 特約条項欄に「団体扱保険料分割払特約 (一般 C)」の記載がある場合 | (50) | 団体扱保険料分割払特約(一般 C) |
| 特約条項欄に「団体扱保険料分割払特約」の記載がある場合 | (51) | 団体扱保険料分割払特約 |
| 特約条項欄に「団体扱保険料分割払特約(口座振替用)」の記載がある場合 | (52) | 団体扱保険料分割払特約(口座 振替用) |
| 特約条項欄に「集団扱に関する特約」の記載がある場合 | (53) | 集団扱に関する特約 |

IV. 普通保険約款・特約条項

| 積立火 | 、災保険普通保険約款 | |
|------|---|-------------|
| 家庭用 | 月総合保険基本特約 | |
| 総合係 | 保険基本特約 | |
| 特約 | | …47 |
| (1) | 水害保険金実損払特約 | 47 |
| (2) | 地震火災担保特約(地震火災30プラン) | 47 |
| (3) | 地震火災担保特約(地震火災50プラン)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 47 |
| (4) | 構內構築物修復費用担保特約(家庭用総合保険基本特約用) | 48 |
| (5) | 臨時費用保険金拡張担保特約 | |
| (6) | 残存物取片づけ費用保険金拡張担保特約 | |
| (7) | 建てかえ費用担保特約 | |
| (8) | バリアフリー改修費用担保特約 | |
| (9) | 防犯装置設置費用担保特約 | 51 |
| (10) | 共用部分修理費用担保特約 | 51 |
| (11) | 共用部分修理費用担保特約 賃借費用担保特約 個人賠償責任担保特約(国内外担保) | 51 |
| (12) | 個人賠償責任担保特約(国内外担保) | 52 |
| (13) | 個人賠償責任担保特約包括契約に関する特約(国内外担保) | 53 |
| (14) | レンタル用品賠償責任担保特約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | \cdots 54 |
| (15) | 受託品賠償責任担保特約 | 55 |
| (16) | 類焼損害担保特約 | |
| (17) | 類焼傷害担保特約 | |
| (18) | 被災者補償担保特約 | |
| (19) | 破損・汚損損害等不担保特約 | |
| (20) | 住宅用防災機器条項 | |
| (21) | 借家人賠償責任担保特約 | 62 |
| (22) | 修理費用担保特約 | 63 |
| (23) | 施設賠償責任担保特約 | 63 |
| (24) | 原子力危険不担保追加条項 | |
| (25) | 石綿損害等不担保追加条項 | |
| (26) | 汚染危険不担保追加条項 | |
| (27) | 専門職業危険等不担保追加条項 | \cdots 64 |
| (28) | 家賃担保特約 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 64 |
| (29) | 明記物件に関する特約 | 65 |
| (30) | 保険金額調整等に関する追加特約(家庭用総合保険基本特約用) | 65 |
| (31) | 保険金額調整等に関する追加特約(総合保険基本特約用) | 65 |
| (32) | 動物条項 | 66 |
| (33) | 保険金額調整等に関する追加特約(家庭用総合保険基本特約用) 保険金額調整等に関する追加特約(総合保険基本特約用) 動物条項 植物条項 先物契約条項 代位求債権不行使条項 | 66 |
| (34) | 先物契約条項 | 66 |
| (35) | 代位求償権不行使条項 | 66 |
| (36) | 作業変更通知条項 | 66 |

| (37) | 水災支払方法変更特約66 |
|------|--|
| (38) | 破損・汚損損害等担保特約 |
| (39) | 限定担保特約 |
| (40) | 消火設備条項 68 |
| (41) | テロ危険等不担保特約 |
| (42) | 危険品条項 |
| (43) | 冷凍(冷蔵)損害不担保条項70 |
| (44) | ボイラ等破裂・爆発損害不担保条項70 |
| (45) | 積立型基本特約 |
| (46) | 他の保険契約の保険料への振替貸付等に関する特約72 |
| (47) | 保険料の振替貸付の不適用に関する特約 |
| (48) | 団体扱保険料分割払特約(一般A) · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
| (49) | 団体扱保険料分割払特約(一般B)74 |
| (50) | 団体扱保険料分割払特約(一般C)・・・・・・・75 |
| (51) | 団体扱保険料分割払特約76 |
| (52) | 団体扱保険料分割払特約(口座振替用)・・・・・・・・・・・77 |
| (53) | 集団扱に関する特約78 |
| 地震係 | 尿険普通保険約款 |
| (54) | 積立型追加特約(地震保険用)・・・・・・83 |
| (55) | 先物契約条項(地震保険用) |

◆ 積立火災保険普通保険約款 ◆

この約款には、保険証券記載の基本特約条項が必ず付帯されます。

第1章 保険金の支払

(保険金を支払う場合)

第1条 当会社は、この約款および基本特約条項の規定に従い、被保険者が被る損害等に対して、保険金を支払います。

(保険金を支払わない場合)

- 第2条 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害等に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人(保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)の故意もしくは重大な過失または法令違反して、
- (2) 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人(その者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- 2 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害等(これらの事由によって発生した基本特約条項に掲げる事故が延焼または拡大して生じた損害等、および発生原因のいかんを問わず基本特約条項に掲げる事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害等を含みます。)に対しては、保険金を支払いません。
 - (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
 - (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - (3) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

第2章 告知義務・通知義務等

(告知義務)

- 第3条 保険契約締結の際、保険契約者またはその代理人が、放意または重大な過失によって、保険契約申込書の記載事項について、当会社に知っている事実を告げなかったときまたは不実のことを告げたときは、当会社は、保険証券記載の保険契約者の住所(次条第7項の規定による通知があった場合はその住所または通知先をいいます。以下同様とします。)にあてた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。他人のために保険契約を締結する場合に、保険契約者またはその代理人が、自己に過失があると否とを問わず、被保険者またはその代理人の故意または重大な過失によって、知っている事実を告げなかったときまたは不実のことを告げるに至ったときも、また同様とします。
- 2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、被保険者にあてた通知を もって保険契約者に対する通知とみなします。
- (1) 第19条(保険契約者の変更)第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者が明らかでないとき
- (2) 第19条第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者全員 の所在が明らかでないとき
- (3) 前2号のほか、正当な理由により保険契約者に通知できないとき
- 3 第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。
- (1) 第1項に規定する告げなかった事実または告げた不実のことがなくなった場合
- (2) 当会社が保険契約締結の際、第1項に規定する告げなかった事実もしくは告げた不実のことを知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合
- (3) 保険契約者または被保険者が、この保険契約によって保険金を支払うべき損害等が発生する前に保険契約申込書の記載事項についての更正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、更正の申出を受けた場合において、その更正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと
- 認めるときに限り、これを承認するものとします。 (4) 当会社が第1項に規定する告げなかった事実または告げた不実のことを知った日からそ の日を含めて保険契約を解除しないで30日を経過した場合
- 4 第1項に規定する告げなかった事実または告げた不実のことが、当会社が行う危険測定に関係のないものであった場合には、同項の規定を適用しません。ただし、この保険契約によって保険金を支払うべき損害等に対して保険金を支払うべき他の保険契約に関する事項については、この限りでありません。
- 5 損害等が発生した後に第1項の規定による解除が行われた場合でも、当会社は、保険金を 支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還 を請求することができます。この規定は、第8条(保険契約解除の効力)の規定とはかかわ りありません。
- 6 前項の規定は、損害等が第1項に規定する告げなかった事実または告げた不実のことに基

づかないことを保険契約者または被保険者が証明したときは、適用しません。

(涌知義務)

- 第4条 保険契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者(これらの者の代理人を含みます。)は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはためらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、必要事項が記載された当会社所定の承認請求書(以下「承認請求書」といいます。)をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった後は、この限りでありません。
- (1) この保険契約によって保険金を支払うべき損害等に対して保険金を支払うべき他の保険 契約を他の保険者と締結すること。
- (2) 保険の目的を譲渡すること。
- (3) 保険の目的である建物または保険の目的を収容する建物の構造または用途を変更すること。
- (4) 保険の目的である建物の増築、改築もしくは一部取りこわしまたは保険契約において担保しない事故による保険の目的の一部減失によって保険契約の目的の価額が増加または減少すること。
- (5) 保険の目的を他の場所に移転すること。ただし、この保険契約によって保険金を支払うべき事故を避けるために、他に搬出した場合の5日間については、この限りでありませ
- 2 前項に規定する手続を怠った場合には、当会社は、同項の事実が発生した時または保険契 約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が承認請求書を受領するまでの間に 生じた損害等に対しては、保険金を支払いません。ただし、同項第3号に規定する事実が発 生した場合において、変更後の保険料率が変更前の保険料率より高くならなかったとき、ま たは同項第4号に規定する事実が発生した場合において、保険契約の目的の価額が減少した ときは、この限りでありません。
- 3 第1項の事実がある場合(前項ただし書の規定に該当する場合を除きます。)には、当会 社は、その事実について承認請求書を受負したと否とを問わず、保険証券記載の保険契約者 の住所にあてた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 4 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、被保険者にあてた通知を もって保険契約者に対する通知とみなします。
- (1) 第19条(保険契約者の変更)第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者が明らかでないとき
- (2) 第19条第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者全員 の所在が明らかでないとき
- (3) 前2号のほか、正当な理由により保険契約者に通知できないとき
- 5 第3項に基づく当会社の解除権は、当会社が第1項の事実を知った日からその日を含めて 30日以内に行使しなければ消滅します。 6 保険契約者が第1項各号以外の保険契約条件の変更をしようとするときは、保険契約者
- は、承認請求書をもって当会社に通知し、承認を請求しなければなりません。 7 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更したときは、保険契約者は、遅滞な
- 7 保険契約者が保険証券記載の任所または通知先を変更したときは、保険契約者は、建滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- 8 保険契約者が前項の規定による通知をしなかったときは、当会社の知った最終の住所または通知先に送付した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。

(保険契約の無効)

- 第5条 保険契約締結の際、次の各号のいずれかに該当する事実があったときは、保険契約は 無効とします。
- (1) 他人のために保険契約を締結する場合において、保険契約者が、その旨を保険契約申込 書に明記しなかったとき。
- 番に明記しなかったとき。 (2) 保険契約者または被保険者が、保険の目的に既にこの保険契約によって保険金を支払う べき損害等が生じていたことまたはその原因が発生していたことを知っていたとき。
- (保険契約の失効)
- 第6条 保険契約締結の後、保険の目的の全部が減失した場合には、その事実が発生した時に 保険契約は、その効力を失います。ただし、第16条(保険金支払後の保険契約)第1項の規 定により保険契約が終了した場合を除きます。
- 2 おのおの別に保険金額を定めた保険の目的が2以上ある場合には、それぞれについて、前項の規定を適用します。

(保険契約者による保険契約の解除)

第7条 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されているときは、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

(保険契約解除の効力)

第8条 保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

(保険料の返還ー無効または失効の場合)

第9条 保険契約が無効または失効の場合は、当会社は、この約款および特約条項の規定に従 い、返れい金を保険契約者に支払います。

(保険料の返還-解除の場合)

第10条 第3条(告知義務)第1項、第4条(通知義務)第3項および第7条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約が解除されたときは、当会社は、この約款および称約金項の即定に従い、近れい金を保险契約者に支払います。

第3章 損害の発生

(損害防止義務および損害防止費用)

- 第11条 保険契約者または被保険者は、この保険契約によって保険金を支払うべき事故が生じたときは、損害の防止または軽減に努めなければなりません。
- 2 前項の場合において、保険契約者または被保険者が、火災、落雷、破裂または爆発による 損害の防止または軽減のために必要または有益な費用を支出した場合において、この保険費 約における保険金を支払わない場合に該当しない場合は、当会社は、次の各号に掲げる費用 に限り、これを負担します。ただし、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接また は間接の原因とする火災による損害の防止または軽減のために支出した費用は負担しませ
- (1) 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
- (2) 消火活動に使用したことにより損傷した物 (消火活動に従事した者の着用物を含みます。) の修理費用または再取得費用
- (3) 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用 (人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。)
- 3 保険契約者および被保険者が放意または重大な過失によって第1項に規定する義務を履行しなかったときは、当会社は、損害の額から防止または軽減することができたと認められる額を差し引いた残額を共損害の額とみなします。
- 4 第2項の場合において、当会社は、同項に規定する負担金と他の保険金との合計額が保険 金額を超えるときでも、負担します。

(損害等が発生した場合の手続)

- 第12条 保険契約者または被保険者は、当会社が保険金を支払うべき損害等またはその原因となる事故が生じたことを知ったときは、これを当会社に遅滞なく通知し、かつ、損害見積書に当会社の要求するその他の書類を添えて、損害の発生を通知した日からその日を含めて30日以内に当会社に提出しなければなりません。
- 2 保険契約者または被保険者は、この保険契約において保険金を支払う原因となる傷害が生 じたことを知ったときは、これを当会社に遅滞なく通知し、かつ、傷害状況報告書のほか、 死亡の場合には死亡診断書および戸籍謄本、死亡以外の場合には傷害の程度を証明する医師 の診断書、その他当会社の要求する証明書類を添えて、傷害の発生を通知した日からその日 を含めて30日以内に当会社に提出しなければなりません。ただし、当会社は、これらの提出 書類の一部の省略を認めることがあります。
- 3 保険の目的について損害が生じたときは、当会社は、事故が生じた建物もしくは構内を調査することまたはそれらに収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。
- 4 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第1項もしくは第2項の規定に違反したときまたは第1項もしくは第2項に規定する提出書類につき知っている事実を表示しなかったときもしくは不実の表示をしたときは、当会社は、保険金を支払いません。

(評価人および裁定人)

- 第13条 保険価額(損害が生じた地および時における保険契約の目的の価額をいいます。以下同様とします。)または損害の額等について、当会社と保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者との間で争いが生じたときは、その争いは当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの評価人の判断に任せます。この場合において、評価人の間で意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する1名の数定人がこれを裁定するものとします。
- 2 当事者は、自己の選定した評価人の費用(報酬を含みます。)を各自負担し、その他の費用(裁定人に対する報酬を含みます。)については、半額ずつこれを負担するものとします。 (代位)
- 第14条 当会社が保険金を支払ったときは、当会社は、その支払った保険金の額を限度として、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で、被保険者がその損害につき第三者(他人のためにする保険契約の場合の保険契約者を含みます。)に対して有する権利を代位取得しま
- 2 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

(保険金の支払時期)

第15条 当会社は、保険契約者または被保険者が第12条(損害等が発生した場合の手続)の規定による手続をした日からその日を含めて30日以内に、保険金を支払います。ただし、当会社が、この期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく、保険金を支払います。

(保険金支払後の保険契約)

第16条 基本特約条項に規定する保険金として、それぞれ1回の事故につき保険金額(保険金額が保険価額を超えるときは、保険価額とします。)の100%に相当するを支払ったときは、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

- 2 前項の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。
- 3 おのおの別に保険金額を定めた保険の目的が2以上ある場合には、それぞれについて、前 2項の規定を適用します。

第4章 そ の 他

(保険責任の始期および終期)

- 第17条 当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間(以下「保険期間」といいます。)のその初日の午後4時(保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻)に始まり、末日の午後4時に終わります。
- 2 前項の時刻は、保険証券発行地の標準時によるものとします。
- 3 当会社は、保険期間が始まった後でも、保険証券記載の保険料の払込方法が一時払の場合 には一時払保険料領収前、一時払以外の場合には第1回保険料領収前に生じた事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。

(保険契約の継続)

- 第18条 保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合に、保険契約申込書に記載 した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者は、これを当 会社に告げなければなりません。この場合の告知については、第3条(告知義務)の規定を 適用します。
- 2 保険契約の継続の場合には、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約 継続証とをもってこれに代えることができるものとします。

(保険契約者の変更)

- 第19条 保険契約締結の後、保険契約者は、保険契約上の一切の権利および義務を第三者に承継させることができます。
- 2 前項の規定による承継を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し 出て、承認を請求しなければなりません。
- 3 保険契約締結の後、保険契約者が死亡したときは、その死亡した保険契約者の死亡時の法 定相続人が保険契約上の一切の権利および義務を承継するものとします。 (保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)
- 第20条 この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上であるときは、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものと1ます。
- 3 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、おのおのの保険契約者または被保 険者は連帯してこの保険契約上の義務を負うものとします。 (共済契約の取扱い)
- 第21条 第3条(告知義務)第4項または第4条(通知義務)第1項第1号の適用にあたっては、共済契約を火災保険契約とみなして取り扱います。 (訴訟の掲載)
- 第22条 この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提訴するものとします。

(準拠法)

第23条 この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

保険証券に「風災免責金額なし」と表示のある場合は、家庭用総合保険基本特約条項第1条 第2項の「その損害の額が20万円以上となった場合には、」とある規定を適用しません。

家庭用総合保険基本特約

第1章 物 保 険

(保険金を支払う場合ー損害保険金および水害保険金)

- 第1条 当会社は、この基本特約条項および積立火災保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)の規定に従い、次の各号のいずれかに該当する事故によって保険の目的について生じた損害(消防または避難に必要な処置によって保険の目的について生じた損害を含みます。以下同様とします。)に対して、損害保険金を支払います。
 - (1) 火災
 - (2) 落雷
 - 3) 破裂または爆発(「破裂または爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。以下同様とします。)
 - (4) 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは次項もしくは第5項の事故による損害を除きます。
 - (5) 給排水設備(スプリンクラー設備・装置を含みます。以下同様とします。)に生じた事故または被保険者(保険証券記載の被保険者をいいます。以下同様とします。)以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、次項もしくは第5項の事故による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます。

- (6) 騒じょうおよびこれに類似の集団行動(群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、普通約款第2条(保険金を支払わない場合)第2項第1号の暴動に至らないものをいいます。)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- 2 当会社は、この基本特約条項および普通約款の規定に従い、台風、せん風、暴風、暴風雨等の風災(こう水、高潮等を除きます。)、ひょう災または豪雪、なだれ等の雪災(融雪こう水を除きます。)によって保険の目的が損害を受け、その損害の額が20万円以上となった場合には、その損害に対して、損害保険金を支払います。この場合において、損害の額の認定は、構内ごとに保険の目的のすべてについて、一括して行うものとします。
- は、特性とこれ疾の目的のうべてについて、一指して打りものとします。 3 当会社は、この基本特約条項および普通約款の規定に従い、盗難(強盗、窃盗またはこれ らの未遂をいいます。以下同様とします。)によって保険の目的である建物または家財につ いて生じた盗取、き相または汚損の相害に対して、損害保険金を支払います。
- 4 当会社は、この基本特約条項および普通約款の規定に従い、家財が保険の目的である場合 において、保険証券記載の運物内における通貨、預貯金証書、(預金証書または貯金証書を い、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。以下同様とします。)、 切手、印紙または鉄道、バス、船舶もしくは航空機の乗車券・航空券(定期券を除きます。)、 宿泊券、観光券もしくは旅行券(以下「乗車券等」といいます。) の盗難によって損害が生 したときは、その損害に対して、損害保険金を支払います。ただし、預貯金証書の盗難によ る損害については、次の第1号および第2号に掲げる事実があったこと、乗車券等の盗難に ついては次の第3号に掲げる事実があったことを条件とします。
 - (1) 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をした
 - (2) 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。
 - (3) 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに乗車券等の発行者あてに被害の届出をしたこと。
- 5 当会社は、この基本特約条項および普通約款の規定に従い、台風、暴風雨、豪雨等によるこう水・融雪こう水・高潮・土砂崩れ等の水災によって保険の目的が損害を受け、その損害の状況が次の各号のいずれかに該当する場合には、その損害に対して、水害保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の目的が建物であるときはその建物ごとに、保険の目的が家財であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、へいまたはかきが保険の目的に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。
- (1) 保険の目的である建物または家財にそれぞれの再調達価額(損害が生じた地および時における保険の目的と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額(保険の目的が第6条(保険の目的の範囲)家財の場合)第3項に掲げる物である場合には、損害が生じた地および時におけるその保険の目的の価額)をいいます。以下同様とします。)の30%以上の損害が生じたとき。
- (2) 保険の目的である建物または保険の目的である家財を収容する建物が、床上浸水(住居 以外の用途に使用される部分を含む建物については、床上浸水または地盤面より45cmを 超える浸水をいいます。以下同様とします。)を被った結果、保険の目的である建物また は家財にそれぞれの再調達価額の15%以上50%未満の損害が生じたとき。この場合におい て、「床上浸水」とは、居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土 間、たたきの類を除きます。)を超える浸水をいいます。以下この項において同様としま す。
- (3) 前2号に該当しない場合において、保険の目的である建物または保険の目的である家財を収容する建物が、床上浸水を被った結果、保険の目的である建物または家財に損害が生たたとき。
- 6 当会社は、この基本特約条項および普通約款の規定に従い、保険の目的である建物または 家財に前各項の事故以外の不測かつ突発的な事故により損害が生じたときは、その損害に対 して損害保険金を支払います。ただし、凍結によって専用水道管について生じた損壊の損害 を含みません。

(保険金を支払う場合ー持ち出し家財保険金)

- 第2条 当会社は、この基本特約条項および普通約款の規定に従い、次の各号に掲げる者のいずれかによって保険証券記載の建物から一時的に持ち出された家財 (保険証券記載の建物・で取得し、保険証券記載の建物に持ち帰るまでの間の家財を含みます。以下「持ち出し家財」といいます。)に、前条第1項から券4項までおよび第6項の事故によって損害が生じたときは、その損害に対して、持ち出し家財保険金を支払います。
- (1) 被保険者
- (2) 被保険者の配偶者
- (3) 被保険者または配偶者と生計を共にする同居の親族
- (4) 被保険者または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

(保険金を支払わない場合)

- 第3条 次項および普通約款第2条(保険金を支払わない場合)の保険金とは、損害保険金、水害保険金および持ち出し家財保険金をいいます。
- 2 当会社は、普通約款第2条(保険金を支払わない場合)のほか、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 保険契約者または被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接 触
- (2) 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- (3) 保険の目的である家財の置き忘れまたは紛失

- (5) 保険の目的である家財が屋外にある間に生じた盗難。ただし、持ち出し家財に該当する場合を除きます。
- (6) 持ち出し家財の置引き、車上ねらい (搭乗者のいない車両をねらった窃盗をいいます。) その他の被保险者の管理下にない持ち出し家財の盗難
- (7) 運送業者または寄託の引受けをする業者に託されている間に保険の目的について生じた事か
- 3 当会社は、普通約款第2条(保険金を支払わない場合)または前項の規定のほか、次の各号のいずれかに該当する損害に対しては、第1条(保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金)第6項の損害保険金および同項にもとづく第2条(保険金を支払う場合-持ち出し家財保険金を支払いません。
- (1) 差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害
- (2) 保険の目的の自然の消耗もしくは劣化または性質によるさび、かび、変質、変色、発酵、発熱、ひび割れ、肌落ちその他のこれらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等に起因する損害
- (3) 保険の目的の瑕疵に起因する損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に 代わって保険の目的を管理する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった瑕疵に トーマサインを対ちた際をもかっ
- よって生じた事故を除きます。 (4) 被保険者と生計を共にする親族の故意に起因する損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は、この限りでありません。
- (5) 保険の目的に対する加工・修理等の作業(保険の目的が建物の場合は建築・増改築等を含みます。)中における作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
- (6) 保険の目的の電気的事故または機械的事故に起因する損害。ただし、これらの事故が不 測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
- (7) 詐欺または横領によって保険の目的に生じた損害
- (8) 土地の沈下・隆起・移動等に起因する損害
- (9) 保険の目的の擦傷、掻き傷もしくは塗料のはがれ等の外観上の損傷または保険の目的の 汚損 (落書きを含みます。)であって、保険の目的の機能に支障をきたさない損害
- (10) 義歯、義肢、コンタクトレンズまたは眼鏡について生じた損害
- (11) 楽器の弦 (ピアノ線を含みます。) の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
- (12) 楽器の音色または音質の変化
- (13) 風、雨、ひょうもしくは砂塵の吹き込みまたはこれらのものの混入により生じた損害
- (4) 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により情報を記録しておくことができる物または機器に記録された情報に生じた損害
- (15) 移動電話・ポケットベルなどの携帯式通信機器およびこれらの付属品について生じた損害
 66 ノート型パソコン・ワードプロセッサーなどの携帯式電子事務機器およびこれらの付属
- 品について生じた損害 (ロ) ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボート、カヌー、雪上オートバイおよび
- (II) ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボート、カメー、雪上オートバイおよ(ゴーカートならびにこれらの付属品について生じた損害
- (18) サーフボードおよびウィンドサーフィンならびにこれらの付属品について生じた損害のリハンググライダー、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機・ルトラライト機等をいいます。)、ジャイロブレーンおよびパラグライダーならびにこれらいた。
- の付属品について生じた損害 200 ラジオコントロール模型およびこれらの付属品について生じた損害
- (21) 動物または植物について生じた損害

(保険の目的)

- 第4条 この保険契約における保険の目的は、保険証券記載の建物またはこれに収容されている家財で被保険者が所有するものとします。ただし、建物のうち共用部分は特別の約定により、これを保険の目的から除くことができます。
- 2 保険の目的の範囲については、建物を目的にした場合には次条の規定により、家財を目的とした場合には第6条(保険の目的の範囲-家財の場合)および第7条(保険の目的の範囲-持ち出し家財の場合)の規定によります。

(保険の目的の範囲ー建物の場合)

- 第5条 保険の目的となる建物とは、保険証券記載の建物をいい、次の各号に掲げる物は、特別の約定がないかぎり、これに含めるものとします。
- (1) 門、へい、かきまたは物置、車庫その他の付属建物
- (2) 被保険者の所有する畳、建具その他の従物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備

(保険の目的の範囲-家財の場合)

- 第6条 保険の目的となる家財には、特別の約定がないかぎり、第4条(保険の目的)第1項の規定にかかわらず、被保険者と生計を共にする親族の所有する家財で保険証券記載の建物に収容されているものを含めます。
 - 次の各号に掲げる物は、保険の目的となる家財には含まれません。
- (1) 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。)
- (2) 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物

- (3) 商品およびこれらに類する物
- (4) 業務用の什器・備品
- 3 次の各号に掲げる物は、保険証券に明記されていないときは、保険の目的となる家財に含まれません。
- (1) 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または 1組の価額が30万円を超えるもの
- (2) 稿本、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類 する物
- 4 建物と家財の所有者が異なる場合は、前条第2号に掲げる物で被保険者の所有する生活用 のものは、特別の約定がないかぎり、保険の目的である家財に含まれます。
- 5 通貨、預貯金証書、切手、日紙または乗車券等に第1条(保険金を支払う場合・損害保険金および水害保険金)第4項に規定する盗難による損害が生じたときは、第2項の規定にかかわらず、これらを保険の目的として取り扱います。この場合であっても、この基本等約条項および普通約款でいう再調達価額および保険金額ならびに保険証券記載の家財の保険金額は、これらの物以外の保険の目的についてのものとします。
- 第7条 保険の目的となる持ち出し家財は、前条に規定するもので、保険証券記載の建物から 一時的に持ち出された家財とし、次の各号に掲げる物は持ち出し家財に含めません。
- (1) 自転車 (原動機付自転車を含みます。) およびこれらの付属品
- (2) 動物、植物
- (3) その他保険証券記載の物

(保険の目的の範囲-持ち出し家財の場合)

- 2 前項の規定にかかわらず、施設構内(保険の目的である建物または保険の目的である家財 を収容する建物の共用部分および付属の物置・車庫内をいい、保険の目的である建物または 保険の目的である家財を収容する建物が独立住宅建物、信住用の独立した建物をいい共同住 宅建物を除きます。)である場合には当該建物の敷地内を含むものとします。)に所在する持 ち出し家財である自転車(原動機付自転車を含みます。)およびこれらの付属品に第1条 (保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金・第3項に規定する盗難による損害が 生じたときは、これらを保険の目的として取り扱います。
- (損害保険金の支払額ー建物の場合)
- 第8条 保険の目的が建物である場合は、当会社が第1条(保険金を支払う場合ー損害保険金および水害保険金)第1項から第3項までの損害保険金および第6項の損害保険金として支払うべき相害の額は、保険の目的の再調達価額によって定めます。
- 2 第1条 (保険金を支払う場合-損害保険金および大害保険金) 第6項の事故によって生じた損害については、当会社は、前項の規定による損害の額から、1回の事故につき1構内ごとに、保険証券記載のを背金額を差し引いた複雑を指索の額とみなります。
- 3 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の目的を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、第1項の損害の額に含まれるものとします。ただし、その再調達価額を限度とします。
- 4 当会社は、保険金額を限度とし、前3項の規定による損害の額を損害保険金として支払います。

(損害保険金の支払額-家財の場合)

- 第9条 保険の目的が家財である場合は、当会社が第1条(保険金を支払う場合ー損害保険金および水害保険金)第1項から第4項までの損害保険金および第6項の損害保険金として支払うべき損害の額は、保険金額を限度とし、保険の目的の再調造価額によって定めます。ただし、第6条(保険の目的の範囲-家財の場合)第3項第1号に掲げる物を保険証券に明記して保険の目的に含めた場合において、その物に盗難による損害が生じたときの当会社の支払うべき損害保険金の額は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。
- 2 第1条(保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金)第6項の事故によって生じた損害については、当会社は、前項の規定による損害の額から、1回の事故につき、保険証券記載の免責金額を差し引いた残額を損害の額とみなし、損害保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、50万円を限度とします。
- 3 第1条 (保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金) 第4項の通貨、切手または 印紙の盗難の場合には、当会社は、1回の事故につき、1構内ごとに20万円を限度とし、そ の損害の額を損害保険金として、支払います。ただし、切手および印紙の損害の額について は、その料額によって定めます。
- 4 第1条 (保険金を支払う場合 損害保険金および水害保険金) 第4項の預貯金証書の盗難の場合には、当会社は、1回の事放につき、1構内ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度とし、その損害の額を損害保険金として、支払います。
- 5 第1条(保険金を支払う場合・損害保険金および水害保険金)第4項の乗車券等の盗離の場合には、当会社は、1回の事故につき、1構内ごとに5万円を限度とし、その損害の額を損害保険金として、支払います。
- 6 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の目的を回収することができた ときは、そのために支出した必要な費用は、第1項の損害の額に含まれるものとします。た だし、その保険の目的の再調達価額を限度とします。
- (水害保険金の支払額ー建物および家財の場合)
- 第10条 当会社が第1条(保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金)第5項第1号の水害保険金として支払うべき損害の額は、保険の目的の再調達価額によって定めます。
- 2 当会社は、第1条(保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金)第5項第1号の水害保険金として、前項の規定による損害の額または保険金額のいずれか低い額を支払いま

9。
3 当会社は、第1条(保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金)第5項第2号の水害保険金として、次の算式(保険金額が保険の目的の再調達価額を超えるときは、算式の保険金額は、保険の目的の再調達価額とします。)によって算出した額を支払います。ただ

保険金額×支払割合(15%)=水害保険金の額

し、1回の事故につき、1構内ごとに300万円を限度とします。

4 当会社は、第1条(保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金)第5項第3号の水害保険金として、次の算式(保険金額が保険の目的の再調達価額を超えるときは、算式の保険金額は、保険の目的の再調達価額と起ます。)によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1構内ごとに100万円を限度とします。

保険金額×支払割合(5%)=水害保険金の額

5 前2項の規定にもとづいて、当会社が支払うべき第1条(保険金を支払う場合・損害保険金および水害保険金)第5項第2号または第3号の水害保険金の合計額は、1回の事故につき、1権内ごとに300万円を限度とします。

(持ち出し家財保険金の支払額)

- 第11条 第2条(保険金を支払う場合-持ち出し家財保険金)の持ち出し家財保険金として当会社が支払うべき損害の額は、持ち出し家財の再調達価額によって定めます。
- 2 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された持ち出し家財を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、前項の損害の額に含まれるものとします。ただし、同項の規定による持ち出し家財の再調達価額を限度とします。
- 3 第1条 (保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金) 第4項の通貨、切手または 印紙の盗難の場合には、当会社は、1回の事故につき、10万円を限度とし、その損害の額を 持ち出し家財保険金として、支払います。ただし、切手および印紙の損害の額については、 その料額によって定めます。
- 4 第1条 (保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金) 第4項の預貯金証書の盗難の場合には、当会社は、1回の事故につき、100万円または家財の保険金額の20%に相当する額のいずれか低い額を限度とし、その損害の額を持ち出し家財保険金として、支払います。
- 5 第1条(保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金)第4項の乗車券等の盗難の場合には、当会社は、1回の事故につき、5万円を限度とし、その損害の額を持ち出し家財保険金として、支払います。
- 6 第1条(保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金)第6項に規定する事故によって生じた損害については、第1項の規定による損害の額から、1回の事故につき、第9条(損害保険金の支払額-家財の場合)第2項に規定する免責金額を走し引いた残額を損害の額とみなし、1回の事故につき50万円または家財の保険金額の20%に相当する額のいずれか低い額を限度として持ち出し家財保険金を支払います。
- 7 当会社は、1回の事故につき、100万円または保険の目的である家財の保険金額の20%に 相当する額のいずれか低い額を限度とし、前各項の規定による損害の額を持ち出し家財保険 金として、支払います。
- (他の保険契約がある場合の保険金の支払額)
- 第12条 第1条 (保険金を支払う場合ー損害保険金および水害保険金)第1項から第4項までおよび第6項の損害または第2条 (保険金を支払う場合-持ち出し家財保険金)の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約(以下この項および次項において「他の保険契約」といいます。)がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに別表1に掲げる支払限度額を超えるきは、当会社は、次の算式によって算出した額を第1条第1項から第4項までおよび第6項の損害保険金または第2条の持ち出し家財保険金として、支払います。

別表1に掲げ× この保険契約の支払責任額 る支払限度額×それぞれの保険契約の支払責任額の合計額 = たけ 険:

第1条第1項から第4項まで ニ= および第6項の損害保険金ま たは第2条の持ち出し家財保 陥金の額

- 2 前項の規定にかかわらず、保険の目的が第6条(保険の目的の範囲 家財の場合)第3項 に掲げる物以外のものである場合において、他の保険契約に再調達価額を基準として算出し た損害の額を支払うじの約定がない保険契約があるときは、第1条(保険金を支払う場合 -損害保険金および水害保険金)第1項から第3項までおよび第6項の損害保険金または第2 条(保険金を支払う場合 - 持ち出し家財保険金)の持ち出し家財保険金については、当会社 は、次の各号に規定する算式により算出した額を支払います。ただし、他の保険契約がない ものとして算出した支払責任額を限度とします。
- (1) 他の保険契約に再調達価額を基準として算出した額を支払う旨の約定のある保険契約が ない場合

再調達価額を基準として算出した額を 第1条第1項から第3項までおよび 損害の額-支払う旨の約定のない他の保険契約に=第6項の損害保険金または第2条の よって支払われるべき損害保険金の額 持ち出し家財保険金の額 (2) 前号以外の場合

再調達価額を基準と して算出した額を支 損害の額-- 払う旨の約定のない 他の保険契約によっ て支払われるべき捐

害保険金の額

第1条第1項から この保険契約 第3項までおよび の支払責任額 第6項の損害保険

再調達価額を基準として算出し 金または第2条の た額を支払う旨の約定のある保 持ち出し家財保険 険契約の支払責任額の合計額

- 3 被保険者の所有する建物または家財について、第1条(保険金を支払う場合-損害保険金 および水害保険金)第5項の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約(以下この項お よび次項において「他の保険契約」といいます。)がある場合には、同項各号の損害ごとに 次の各号によります。
- (1) 第1条第5項第1号の損害

それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した第1条第5項第1号 の損害に対する支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、次の算式に よって算出した額を同号の水害保険金として、支払います。

この保険契約の支払責任額 第1条第5項第1号の 損害の額× それぞれの保険契約の支払責任額の合計額 = 水害保険金の額

(2) 第1条第5項第2号の指害

それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した第1条第5項第2号 の損害に対する支払責任額の合計額が、1回の事故につき、1構内ごとに300万円(他の 保険契約に、この損害に対する限度額が300万円を超えるものがあるときは、これらの限 度額のうち最も高い額)または保険の目的の再調達価額に15%(他の保険契約に、この損 害に対する支払割合が15%を超えるものがあるときは、これらの支払割合のうち最も高い 割合)を乗じて得た額のいずれか低い額(以下この号において「支払限度額」といいま す。)を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を同号の水害保険金とし て、支払います。この場合において、支払責任額の算出にあたっては、第10条(水害保険 金の支払額-建物および家財の場合)第3項の規定を適用して算出した額とします。

この保険契約の支払責任額

第1条第5項第2号の

それぞれの保険契約の支払責任額の合計額 水害保険金の額

(3) 第1条第5項第3号の指害

それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した第1条第5項第3号 の指害に対する支払責任額の合計額が、1回の事故につき、1構内ごとに100万円(他の 保険契約に、この損害に対する限度額が100万円を超えるものがあるときは、これらの限 度額のうち最も高い額)または保険の目的の再調達価額に5%(他の保険契約に、この指 害に対する支払割合が5%を超えるものがあるときは、これらの支払割合のうち最も高い 割合)を乗じて得た額のいずれか低い額(以下この号において「支払限度額」といいま す。)を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を同号の水害保険金とし て、支払います。この場合において、支払責任額の算出にあたっては、第10条第4項の規 定を適用して算出した額とします。

- 第1条第5項第3号の この保険契約の支払責任額 支払限度額× それぞれの保険契約の支払責任額の合計額 本害保険金の額

- 4 前項の規定にかかわらず、保険の目的が第6条(保険の目的の範囲-家財の場合)第3項 に掲げる物以外のものである場合において、他の保険契約に再調達価額を基準として算出し た損害の額を支払う旨の約定がない保険契約があるときは、第1条(保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金) 第5項各号の水害保険金については、前項各号に定める損害 の額または支払限度額につき、次の各号に規定する算式により算出した額を支払います。た だし、他の保険契約がないものとして算出した支払責任額を限度とします。
 - (1) 他の保険契約に再調達価額を基準として算出した額を支払う旨の約定のある保険契約が ない場合

前項各号の損害の額 再調達価額を基準として算出した額を または支払限度額 -支払う旨の約定のない他の保険契約に= 第1条第5項各号の 水害保険金の額 または支払限度額 よって支払われるべき水害保険金の額

(2) 前号以外の場合

再調達価額を基準と 前項各号の して算出した額を支 損害の額ま 払う旨の約定のない たは支払限 他の保険契約によっ 度額 て支払われるべき水 害保険金の額

第1条第5項各 この保険契約の支払責任額 -=号の水害保険金 再調達価額を基準として算出し の額 た額を支払う旨の約定のある保 険契約の支払責任額の合計額

5 同一構内において、1回の事故につき、第1条(保険金を支払う場合-損害保険金および 水害保険金)第5項第2号の損害と第3号の損害が生じた場合には、それぞれの保険契約に つき第10条(水害保険金の支払額-建物および家財の場合)第3項および第4項、本条第3 項第2号および第3号、同条第4項ならびにこれらと同旨の規定によって算出した支払責任 額の合計額が、1回の事故につき、1構内ごとに300万円(他の保険契約に、1構内ごとの 限度額が300万円を超えるものがあるときは、これらの1構内ごとの限度額のうち最も高い 額)を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を第1条第5項第2号および 第3号の水害保険金として支払います。

300万円(他の保険契約に、1構内ご との限度額が300万円を超えるものが あるときは、これらの1構内ごとの限 それぞれの保険契約の 度額のうち最も高い額)

この保険契約の 第1条第5項第2号 支払責任額 = および第3号の水害 保険金の額 支払責任額の合計額

- 6 前項の規定にかかわらず、保険の目的が第6条(保険の目的の範囲-家財の場合)第3項 に掲げる物以外のものである場合において、他の保険契約に再調達価額を基準として算出し た損害の額を支払う旨の約定がない保険契約があり、前項の損害が生じたときは、次の各号 に規定する算式により算出した額を支払います。ただし、他の保険契約がないものとして算 出した支払責任額を限度とします。
 - (1) 他の保険契約に再調達価額を基準として算出した額を支払う旨の約定のある保険契約が ない場合

300万円(他の保険契約に、1 第1条 (保険金を支払 再調達価額を基準として算出 構内ごとの限度額が300万円を う場合-指害保険金お した額を支払う旨の約定のな = よび水害保険金)第5 超えるものがあるときは、これ-い他の保険契約によって支払。 らの1構内ごとの限度額のうち 項第2号および第3号 われるべき水害保険金の額 最も高い額) の水害保険金の額

(2) 前号以外の場合

300万円(他の保険 再調達価額を基) 契約に、1構内ご 進として算出し との限度額が300 た額を支払う旨 万円を超えるもの の約定のない他 があるときは、こ の保険契約に れらの1構内ごと よって支払われ の限度額のうち最 るべき水害保険 も高い額) 金の額

この保険契約 の支払責任額 再調達価額を基準として算出し

第1条第5項 第2号および -= 第3号の水害 た額を支払う旨の約定のある保 保険金の額 険契約の支払責任額の合計額

7 損害が2種類以上の事故によって生じたときは、同種の事故による損害について、前各項 の規定をおのおの別に適用します。

(包括して契約した場合の保険金の支払額)

第13条 2以上の保険の目的を1保険金額で契約した場合には、それぞれの再調達価額の割合 によって保険金額をあん分し、そのあん分額をそれぞれの保険の目的に対する保険金額とみ な」、おのおの別に第8条(指害保険金の支払額-建物の場合)第4項、第10条(水害保険 金の支払額-建物および家財の場合)第2項から第4項までおよび第19条(地震火災費用保 除金の支払額)第1項の規定を適用します。 (残存物および盗難品の帰属)

第14条 当会社が第1条(保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金)第1項から第 4項までの損害保険金、第5項の水害保険金、第6項の損害保険金または第2条(保険金を 支払う場合 - 持ち出し家財保険金)の持ち出し家財保険金を支払ったときでも、保険の目的 の残存物の所有権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しない限り、当会社に移転し ません。

2 盗取された保険の目的について、当会社が第1条(保険金を支払う場合-損害保険金およ び水害保険金)第4項の損害保険金または第2条(保険金を支払う場合-持ち出し家財保険 金)の持ち出し家財保険金を支払う前にその保険の目的が回収されたときは、第8条(損害 保険金の支払額-建物の場合)第3項、第9条(損害保険金の支払額-家財の場合)第6項 または第11条(持ち出し家財保険金の支払額)第2項の費用を除き、盗取の損害は生じな かったものとみなします。

3 盗取された保険の目的について、当会社が第1条(保険金を支払う場合-損害保険金およ び水害保険金)第4項の損害保険金または第2条(保険金を支払う場合-持ち出し家財保険 金) の持ち出し家財保険金を支払ったときは、その保険の目的の所有権は、保険金の再調達 価額(持ち出し家財の場合は、第11条(持ち出し家財保険金の支払額)第1項の持ち出し家 財の価額をいいます。)に対する割合によって、当会社に移転します。

4 前項の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金または持ち出し家財保険 金に相当する額(第8条(損害保険金の支払額-建物の場合)第3項、第9条(損害保険金 の支払額-家財の場合)第6項または第11条(持ち出し家財保険金の支払額)第2項の費用 に対する損害保険金または持ち出し家財保険金に相当する額を差し引いた残額とします。) を当会社に支払って、その保険の目的の所有権を取得することができます。

第2章 費 用 保

(保険金を支払う場合)

第15条 当会社は、この基本特約条項および普通約款の規定に従い、第1条(保険金を支払う 場合-損害保険金および水害保険金)第1項から第3項までの損害保険金または第5項第1 号の水害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の目的が損害を受 けたため臨時に生ずる費用に対して、臨時費用保険金を支払います。

2 当会社は、この基本特約条項および普通約款の規定に従い、第1条(保険金を支払う場合 - 損害保険金および水害保険金) 第1項から第3項までの損害保険金が支払われる場合にお

— 38 —

いて、それぞれの事故によって損害を受けた保険の目的の残存物の取片づけに必要な費用 (取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。以下「残存物取片づけ費 用」といいます。)に対して、 発存物取片づけ費用保险金を支払います。)

- 3 当会社は、この基本特約条項および普通約款の規定に従い、次に掲げる第1号の事故によって第2号の損害が生じた場合には、それによって生ずる見舞金等の費用に対して、失火見舞費用保険金を支払います。ただし、第1条(保険金を支払う場合-損害保険金が支払われる場合に限ります。
- (1) 保険の目的または保険の目的を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者(他人のためにする保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と生計をよいする同居の親族を除きます。以下この項および第5項において同様とします。)の所有物で被保険者以外の者が占有する部分(区分所有建物の共用部分を含みます。)から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。
- (2) 第三者の所有物(動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する構内にあるものに限ります。)の減失、き損または汚損。ただし、煙損害または臭気付着の相寒を除きます。
- 4 当会社は、この基本特約条項および普通約款の規定に従い、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の目的(ただし、第2条(保険金を支払う場合ー持ち出し家財保険金)に規定する持ち出し家財は対象としません。)が損害(第3条(保険金を支払わない場合)第2項または普通約款第2条(保険金を支払わない場合)第1項、第2項第1号もしくは第3号に掲げる事由によって生じた損害を除きます。)を受け、その損害の状況が次の各号のいずれかに該当する場合には、それによって臨時に生する費用に対して、地震火災費用保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の目的が寝財であるときはそれらを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また門、へいまたはかきが保険の目的に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。
- (1) 保険の目的が建物である場合には、当該建物が半焼以上となったとき(建物の主要構造部の火災による損害の額が、当該建物の再調達価額の20%以上となったとき、または建物の焼失した部分の床面積の当該建物の延水床面積に対する割合が20%以上となったときをいいます。以下この項において同様とします。)。
- (2) 保険の目的が家財である場合には、当該家財を収容する建物が半焼以上となったとき、または当該家財が全焼となったとき(家財の火災による損害の翻が、当該家財の再調達価額の80%以上となったときをいいます。この場合における家財には第6条(保険の目的の範囲-家財の場合)第3項第1号に掲げる物は含みません。)。
- 5 当会社は、この基本特約条項および普通約款の規定に従い、保険の目的または保険の目的を収容する建物の専用水道管が凍結 (第3条(保険金を支払わない場合)または普通的款第2条(保険金を支払わない場合)に掲げる事由によって生じた損害を除きます。)によって損壊(バッキングのみに生じた損壊を除きます。)を受け、これを修理したときは、損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用に対し、水道管修理費用保険金を支払います。ただし、第三者の所有物で被保険者以外の者が占有する部分(区分所有建物の共用部分を含みます。)の専用水道管にかかわる水道管修理費用保険金は支払いません。
- 6 当会社は、この基本特約条項および普通約款の規定に従い、第1条(保険金を支払う場合 - 損害保険金および水害保険金)第1項から第3項までの損害保険金、第5項の水害保険金 または第6項の損害保険金が支払われ、保険の目的が全損となった場合には、それによって 生じる特別な費用に対して、特別費用保険金を支払います。
- 7 当会社は、この基本特約条項および普通約款の規定に従い、第1条(保険金を支払う場合 - 損害保険金および水害保険金)各号のいずれかに該当する事故によって保険の目的に損害 (第3条(保険金を支払わない場合)または普通約款第2条(保険金を支払わない場合)各項のいずれかに該当する事由によって生じた損害を除きます。なお、第4号の費用について は、保険の目的である家財を収容する建物の損害を含みます。)が生じた結果、その保険の 目的の復旧にあたり次の各号に掲げる費用が発生した場合は、その費用のうち当会社の承認 を得て支出した必要かつ有益な費用(以下「修理付帯費用」といいます。)に対して、修理 付帯費用保険金を支払います。
- (1) 損害が生じた保険の目的を復旧するために要するその損害の原因の調査費用(被保険者またはその親族もしくは使用人にかかわる人件費および被保険者が法人であるときに、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかわる人件費を除きます。以下同様とします。)
- (2) 保険の目的に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用。ただし、保険の目的 に損害が生じた時からその保険の目的の復旧完了までの期間(保険の目的を損害発生直前 の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。以下「復 旧期間」といいます。)を超える期間に対応する費用を除きます。
- (3) 損害が生じた保険の目的に含まれる設備または装置を再稼働するために要する保険の目 的の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きま
- (4) 損害が生じた保険の目的の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の目的の復旧完了時における価額を除きます。
- (5) 損害が生じた保険の目的または保険の目的である家財を収容する建物の代替として使用する物の賃借費用(敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。以下同様とします。)。ただし、損害が生じた保険の目的をその地において借用する場合に要する賃借費用を超えるものを除きます。

- (6) 損害が生じた保険の目的の代替として使用する仮設物の設置費用 (保険の目的の復旧完 了時における仮設物の価額を除きます。) および撤去費用ならびにこれに付随する土地の 佐継専用
- (7) 損害が生じた保険の目的を迅速に復旧するための工事にともなう残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用
- 8 当会社は、この基本特約条項および普通約款の規定に従い、日本国内において、保険の目 的である建物または保険の目的である表財を収容する建物のドア 健物または戸室の出入り に通常使用するドアをいいます。)のかぎが盗まれた場合(第3条(保険金を支払わない場合)または普通約款第2条(保険金を支払わない場合)のいずれかに該当する事由によって 生じた場合を除きます。)には、ドアの総の交換に必要な費用(以下「ドアロック交換費用」 といいます。)に対して、ドアロック交換費用保険金を支払います。
- 9 当会社は、この基本特約条項および普通約款の規定に従い、第1条(保険金を支払う場合 - 損害保険金および水害保険金)第1項、第3項もしくは第4項の事故(第3条(保険金を 支払わない場合)または普通約款第2条(保険金を支払わない場合)に掲げる事由によって 牛じた指害を除きます。)によって保険の目的もしくは保険の目的を収容する建物が指害を 受けた場合または第2項、第5項もしくは第6項の事故によって損害保険金もしくは水害保 険金が支払われる場合において、被保険者またはその親族もしくは使用人(被保険者が法人 であるときは、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員をいいま す。以下「傷害費用支払対象者」といいます。)が、その事故によって重傷(14日以上の入 院または30日以上の医師(傷害費用支払対象者が医師である場合は、傷害費用支払対象者以 外の医師をいいます。以下同様とします。)の治療を要した傷害をいい、原因のいかんを問 わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないものを除きます。) を受けたときまたはその事故の直接の結果として、被害の日からその日を含めて180日以内 に死亡しもしくは傷害費用支払対象者に次の各号のいずれかに該当する後遺障害が生じたと き (ただし、傷害費用支払対象者が被害の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を 要する状態にある場合は、当会社が被害の日からその日を含めて181日目における医師の診 断にもとづき次の各号のいずれかに該当する後遺障害を認定したときを含みます。)は、そ れによって臨時に生ずる費用(以下「傷害費用」といいます。)に対して、傷害費用保険金 を支払います。
- (1) 両眼が失明したとき。
- (2) 咀しゃくおよび言語の機能を廃したとき。
- (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するとき。
- (4) 腹胸部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するとき。
- (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったとき。
- (6) 両上肢の用を全廃したとき。
- (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったとき。
- (8) 両下肢の用を全廃したとき。

(臨時費用保険金の支払額)

- 第16条 当会社は、前条第1項の臨時費用保険金として、第1条(保険金を支払う場合ー損害保険金および水害保険金)第1項から第3項までの損害保険金の30%に相当する額を支払います。ただし、1回の事故につき、1構内ごとに100万円を限度とします。
- 2 当会社は、前条第1項の臨時費用保険金として、第1条(保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金)第5項第1号の水害保険金の15%に相当する額を支払います。ただし、1回の事故につき、1構内ごと160万円を限度とします。
- 3 前2項の場合において、当会社は、同2項の規定によって支払うべき臨時費用保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、臨時費用保険金を支払います。

(残存物取片づけ費用保険金の支払額)

- 第17条 当会社は、第15条 (保険金を支払う場合) 第2項の残存物取片づけ費用保険金として、第1条 (保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金) 第1項から第3項までの損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を支払います。
- 2 前項の場合において、当会社は、同項の規定によって支払うべき残存物取片づけ費用保険金との保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

(失火見舞費用保険金の支払額)

- 第18条 当会社は、第15条 (保険金を支払う場合)第3項の失火見舞費用保険金として、同項第2号の損害が生じた世帯または法人(以下「被災世帯」といいます。)の数に1被災世帯 あたりの支払額(20万円)を乗じて得た額を支払います。ただし、1回の事故につき、同項第1号の事故が生じた構内に所在する保険の目的の保険金額(保険金額が再調達価額を超えるときは、再調達価額とし、また、被保険者が2名以上あるときは、それぞれの被保険者に属する保険契約の目的に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。)の20%に相当する額を限度とします。
- 2 前項の場合において、当会社は、同項の規定によって支払うべき失火見舞費用保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、失火見舞費用保険金を支払います。

(地震火災費用保険金の支払額)

第19条 当会社は、第15条(保険金を支払う場合)第4項の地震火災費用保険金として、次の算式(保険金額が保険の目的の再調達価額を超えるときは、算式の保険金額は、保険の目的の再調達価額とします。)によって算出した額を支払います。

保除金額×支払割合(5%)=地震火災費用保険金の額

- 2 前項の場合において、72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる 津波は、これらを一括して、1回の事故とみなします。
- (水道管修理費用保険金の支払額)

第20条 当会社が支払う第15条 (保険金を支払う場合) 第5項の水道管修理費用保険金の額は、1回の事故につき、1 構内ごとに10万円を限度とします。

(特別費用保険金の支払額)

- 第21条 当会社は、第15条(保険金を支払う場合)第6項の特別費用保険金として、第1条 (保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金)第1項から第3項までの事故もしく は第6項の事故による損害保険金または第5項の事故による水害保険金の10%に相当する額 を支払います。ただし、1回の事故につき、1構内ごとに200万円を限度とします。
- 2 前項の場合において、当会社は、同項の規定によって支払うべき特別費用保険金とこの保 陵契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、特別費用保険金を 支払います。

(修理付帯費用保険金の支払額)

- 第22条 当会社は、第15条 (保険金を支払う場合) 第7項の修理付帯費用保険金として、修理付帯費用保険金の額を支払います。ただし、1回の事故につき、1構内ごとに損害が生じた保険の目的の所在する構内にかかるこの保険契約の保険金額 (保険金額が再調達価額を超えるときは、再調達価額とし、また、被保険者が2名以上あるときは、それぞれの被保険者に属する保険契約の目的に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。) に10%を乗じて得た額または100万円のいずれか低い額を限度とします。
- 2 前項の場合において、当会社は、同項の規定によって支払うべき修理付帯費用保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、修理付帯費用保険金を支払います。

(ドアロック交換費用保険金の支払額)

- 第23条 当会社が支払う第15条(保険金を支払う場合)第8項のドアロック交換費用保険金の額は、1回の事故につき3万円を限度とします。
- 2 前項の場合において、当会社は、同項の規定によって支払うべきドアロック交換費用保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、ドアロック交換費用保険金を支払います。

(傷害費用保険金の支払額)

- 第24条 当会社は、第15条(保険金を支払う場合)第9項の傷害費用保険金として、傷害費用 支払対象者ごとに、保険金額(保険金額が再調達価額を超えるときは、再調達価額とし、ま た、被保険者が2名以上あるときは、それぞれの被保険者に属する保険契約の目的に対して 割り当てられるべき保険金額をいいます。)にそれぞれ次の各号の割合を乗じて得た額の合 計額を支払います。ただし、1回の事故につき、1名ごとに1,000万円を限度とします。
- (1) 傷害費用支払対象者が死亡したときまたはそれらの者に第15条第9項に定める後遺障害が生じたときは、1名ごとに30%
- (2) 傷害費用支払対象者が第15条第9項に定める重傷を受けたときは、1名ごとに2%
- 2 前項の場合において、当会社は、同項の規定によって支払うべき傷害費用保険金とこの保 険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、傷害費用保険金を 支払います。

(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

第25条 第15条(保険金を支払う場合)第1項から第3項までおよび第5項から第8項までの 費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約(この保険契約において同条各項の費用に対 して保険金が支払われるべき場合は、被保険者の所有する住宅建物または家財でこの保険契 約の保険の目的以外のものについて締結された保険契約であっても、これを含みます。)が ある場合において、それぞれの保険契約でつき他の保険契約がないものとして算出した支払 責任額の合計額が、保険金の種類ごとに別表2に掲げる支払限度額を超えるときは、当会社 は、次の算式によって募出した額を同条第1項から第3項までおよび第5項から第8項まで の保険金として、支払います。

別表2に掲げ この保険契約の支払責任額 第15条第1項から第3項まで る支払限度額 \times それぞれの保険契約の支払責任額の合計額 おかび第5項から第8項まで の保险金の額

2 前項の場合において、第15条(保険金を支払う場合)第1項の臨時費用保険金、第2項の 残存物取片づけ費用保険金および落6項の特別費用保険金につき他の保険契約がないもの して支払責任額を算出するにあたっては、第1条(保険金を支払う場合-損害保険金および 水害保険金)第1項から第6項までの損害保険金の額は、第12条(他の保険契約がある場合 の保険金の支払額)第1項および第2項の規定を適用して貸出した額とします。

第3章 一般 条項

(損害防止義務および損害防止費用)

第26条 第12条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)第1項および第13条(包括して 契約した場合の保険金の支払額)の規定は、普通約款第11条(損害防止義務および損害防止 費用)第2項の負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第12条第1 項の規定中「別表1に掲げる支払限度額」とあるのは「普通約款第11条(損害防止義務およ び損害防止費用)第2項によって当会社が負担する費用の額」と読み替えるものとします。 第27条 普通約款第15条(保険金の支払時期)の規定にかかわらず、当会社は、第15条(保険金を支払う場合)第1項の臨時費用保険金または第7項の修理付帯費用保険金が支払われる場合において、被保険者の要求があるときは、当会社の定めるところにより、臨時費用保険金を内払することがあります。

2 当会社は、被保険者の要求があるときは、第三者からの加害行為による損害で第三者が明確である場合も損害保険金、水害保険金または持ち出し家財保険金を支払うことがあります。

(共済契約の取扱い)

第28条 第12条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)または第25条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)の規定の適用にあたっては、共済契約を火災保険契約とみなして取り扱います。

(普通約款の適用除外)

第29条 普通約款第4条(通知義務)第1項から第4項までの規定は、持ち出し家財について は適用しません。

(読み替え規定)

- 第30条 普通約款の規定中「基本特約条項」とあるのを「家庭用総合保険基本特約条項」と読み替えるものとします。
- 2 普通約款第16条(保険金支払後の保険契約)の規定中「保険金」とあるのを「損害保険金 または水害保険金」と読み替えるものとします。
- 3 保険の目的が第6条(保険の目的の範囲-家財の場合)第3項に掲げる物以外の場合は、 普通約款の規定中「保険契約の目的の価額」または「保険価額」とあるのを「保険の目的の 再調達価額」と読み替えるものとします。

別表 1 (第12条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)第1項関係)

| | 保険金の種類 | | 支払限度額 |
|---|---|--|--|
| 1 | 71 71- (F1-1)- (11-1) | ムう場合 - 損害保険金 育1項または第2項の | 損害の額 |
| 2 | 第1条 (保険金を支 払う場合-損害保険 金および水害保険 金) 第3項の損害保 険金 | (1) 第6条 (保険の 目的の範囲 - 家財 の場合)第3項第 1号に掲げるもの | 1回の事故につき、1個または1組ごとに 100万円(他の保障契約に、限度額が100万 円を超えるものがあるときは、これらの限 度額のうち最も高い額)または損害の額の いずれか低い額 |
| | | (2) 上記以外の物 | 損害の額 |
| 3 | 第1条 (保険金を支 払う場合-損害保険 金および水害保険 金)第4項の損害保 険金 | (1) 通貨、切手また は印紙 | 1回の事故につき、1構内ごとに20万円 (他の保険契約に、限度額が20万円を超え るものがあるときは、これらの限度額のう ち最も高い額)または損害の額のいずれか 低い額 |
| | | (2) 預貯金証書 | 1回の事故につき、1構内ごとに200万円 (他の保険契約に限度額が200万円を超え るものがあるときは、これらの限度額のう お最も高い額)または損害の額のいずれか 低い額 |
| | | (3) 乗車券等 | 1回の事故につき、1構内ごとに5万円 (他の保険契約に、限度額が5万円を超え るものがあるときは、これらの限度額のう お最も高い額)または損害の額のいずれか 低い額 |
| 4 | 第1条 (保険金を支 | (1) 建物 | 損害の額 |
| | 払う場合-損害保険 金および水害保険 金)第6項の損害保 険金 | (2) 家財 | 1回の事故につき、1個または1組ごとに 50万円(他の保険契約に、限度額が50万円 を超えるものがあるときはこれらの限度額 のうち最も高い額)または損害の額のいず れか低い額 |

| 5 | 財保険金)の持ち出し (保険金を支払う場合 | 公う場合 - 持ち出し家 ル家財保険金で第1条 合 - 損害保険金および および第6項にもとづ 保険金 | 1 回の事故につき、100万円(他の保険契約に、限度額が100万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額のいずれか低い額 |
|---|--|---|--|
| | 第2条(保険金を支払う場合 – 持ち出し 家財保険金)の持ち 出し家財保険金で第 1条(保険金を支払 | (1) 通貨、切手また は印紙 | 1回の事故につき、1 構内ごとに10万円 (他の保険契約に、限度額が10万円を超え るものがあるときは、これらの限度額のう ち最も高い額) または損害の額のいずれか 低い額 |
| | う場合一損害保険金 および水害保険金) 第4項にもとづく持 ち出し家財保険金 | (2) 預貯金証書 | 1回の事故につき、1構内ごとに100万円 (他の保険契約に限度額が100万円を超え るものがあるときは、これらの限度額のう ち最も高い額)または損害の額のいずれか 低い額 |
| | | (3) 乗車券等 | 1回の事故につき、1 構内ごとに5万円 (他の保険契約に、限度額が5万円を超え るものがあるときは、これらの限度額のう ち最も高い額) または損害の額のいずれか 低い額 |
| | 第2条(保険金を支払う場合-持ち出し家 財保険金)の持ち出し家財保険金で第1条 (保険金を支払う場合-損害保険金および 水害保険金)第6項にもとづく持ち出し家 | | 1回の事故につき、50万円(他の保険契約 に、限度額50万円を超えるものがあるとき は、これらの限度額のうち最も高い額)ま たは損害の額のいずれか低い額 |

別表2 (第25条 (他の保険契約がある場合の保険金の支払額) 第1項関係)

財保険金

| | 保険金の種類 | | 支 払 限 度 額 |
|---|---------------------------------------|---|---|
| 1 | 第15条(保険金を支 払う場合)第1項の 臨時費用保険金 | (1) 第16条 (臨時費 用保険金の支払 額)第1項の規定 に該当する場合 | 1回の事故につき、1構内ごとに100万円 (他の保険契約に、限度額が100万円を超 えるものがあるときは、これらの限度額の うち最も高い額) |
| | | (2) 第16条 (臨時費 用保険金の支払 額)第2項の規定 に該当する場合 | 1回の事故につき、1 構内ごとに60万円 (他の保険契約に、限度額が60万円を超え るものがあるときは、これらの限度額のう ち最も高い額) |
| 2 | 第15条 (保険金を支払う場合) 第2項の残 存物取片づけ費用保険金 | | 残存物取片づけ費用の額 |
| 3 | 第15条(保険金を支払う場合)第3項の失 火見舞費用保険金 | | 1回の事故につき、20万円(他の保険契約に、1被災世帯あたりの支払額が20万円を 超えるものがあるときは、これらの1被災 世帯あたりの支払額のうち最も高い額)に 被災世帯の数を乗じて得た額 |
| 4 | 第15条(保険金を支払う場合)第5項の水 道管修理費用保険金 | | 凍結による損壊が生じた専用水道管を損害 発生直前の状態に復旧するために必要な費 用の額 |
| 5 | 第15条(保険金を支払う場合)第6項の特別費用保険金 | | 1回の事故につき、1構内ごとに200万円 (他の保険契約に、限度額が200万円を超 えるものがあるときは、これらの限度額の うち最も高い額) |
| 6 | 第15条(保険金を支払う場合)第7項の修 理付帯費用保険金 | | 1回の事故につき、1 構内ごとに100万円 (他の保険契約に、限度額が100万円を超 えるものがあるときは、これらの限度額の うち最も高い額)または修理付帯費用の額 のいずれか低い額 |

第15条(保険金を支払う場合)第8項のド アロック交換費用保険金 ドアロックを交換する費用の額

総合保険基本特約

第1章 物 保 険

(保険金を支払う場合ー損害保険金および水害保険金)

- 第1条 当会社は、この基本特約条項および積立火災保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)の規定に従い、次の各号のいずれかに該当する事故によって保険の目的について生じた損害(消防または避難に必要な処置によって保険の目的について生じた損害を含みます。以下同様とします。)に対して、損害保険金を支払います。
- (1) 火 災
- (2) 落 雷
- (3) 破裂または爆発(「破裂または爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。以下同様とします。)
- (4) 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは次項もしくは第5項の事故による指害を除きます。
- (5) 給排水設備(スプリンクラー設備・装置を含みます。以下同様とします。)に生じた事故または被保険者(保険証券記載の被保険者をいいます。以下同様とします。)以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、次項もしくは第5項の事故による相害または給排水設備自体に生じた損害を除きます。
- (6) 騒じょうおよびこれに類似の集団行動(群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、普通約款第2条(保険金を支払わない場合)第2項第1号の暴動に至らないものをいいます。)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- 2 当会社は、この基本特約条項および普通約款の規定に従い、台風、せん風、暴風、暴風所等の風災(こう水、高潮等を除きます。)、ひょう災または豪雪、なだれ等の雪災(融雪こう水を除きます。)によって保険の目的が損害を受け、その損害の額が20万円以上となった場合には、その損害に対して、損害保険金を支払います。この場合において、損害の額の認定は、構内ごとに保険の目的のすべてについて、一括して行うものとします。
- 3 当会社は、この基本特約条項および普通約款の規定に従い、盗難(強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。以下同様とします。)によって保険の目的である建物、家財またはは備・什器等(設備、装置、複械、器具、工具、什器または備品をいい、商品・製品等(商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。以下同様とします。)を除きます。以下同様とします。)について生じた盗取、き損または汚損の損害に対して、損害保険金を支払います。
- 4 当会社は、この基本特約条項および普通約款の規定に従い、家財が保険の目的である場合において、保険証券記載の建物内における生活用の通貨および小切手(以下「通貨等」といいます。)、預貯金証書(預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。以下同様とします。)、切手、印紙または鉄道、バス、船舶もしくは統空機の乗車券・航空券(定期券を除きます。)、宿泊券、観光券もしくは旅行(以下「乗車券等」といいます。)の金離によって損害が生じたとき、または設備・什器等が保険の目的である場合において、保険証券記載の建物内における業務用の通貨等、預貯金証書、切手、印紙または乗車券等の盗難によって損害が生じたときは、その損害に対して遺害保険金を支払います。ただし、小切手の盗難による損害については、次の第3号および第2号に掲げる事実があったこと、預貯金証書の盗難による損害については、次の第3号および第4号に掲げる事実があったこと、乗車券等の盗難については次の第5号に掲げる事実があったこと、乗車券等の盗難については次の第5号に掲げる事実があったことを条件とします。
- (1) 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに小切手の振出人に盗難を通知し、 かつ、振出人を通じて小切手の支払停止を支払金融機関に届出たこと。
- (2) 盗難にあった小切手に対して支払金融機関による支払がなされたこと。
- (3) 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をした
- (4) 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。
- (5) 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに乗車券等の発行者あてに被害の届出をしたこと。
- 5 当会社は、この基本特約条項および普通約款の規定に従い、台風、暴風雨、豪雨等によるこう水・融雪こう水・高潮・土砂崩れ等の水災によって保険の目的が損害を受け、その損害の状況が次の各号のいずれかに該当する場合には、その損害に対して、水害保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の目的が建物であるときはその建物ごとに、保険の目的が動産であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、へいまたはかきが保険の目的に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。
- (1) 保険の目的である建物または家財にそれぞれの再調達価額(損害が生じた地および時における保険の目的と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得す

るのに要する額(保険の目的が第6条(保険の目的の範囲-動産の場合)第2項に掲げる 物である場合には、損害が生じた地および時におけるその保険の目的の価額)をいいま す。以下回機とします。)の30%以上の損害が出じたとき。

- (2) 保険の目的である建物または保険の目的である家財を収容する建物が、床上浸水 (住居 以外の用途に使用される部分を含む建物については、床上浸水または地盤面より45cmを 超える浸水をいいます。以下同様とします。)を被った結果、保険の目的である運物また は家財にそれぞれの再調達価額の15%以上30%未満の損害が生じたとき。この場合におい て、「床上浸水」とは、居住の用に供する部分の床(骨敷または板寒等のものをいい、土 間、たたきの類を除きます。)を超える浸水をいいます。以下この項において同様としま
- (3) 前2号に該当しない場合において、保険の目的である建物または保険の目的である家財を収容する建物が、床上浸水を被った結果、保険の目的である建物または家財に損害が生たたき。
- (4) 保険の目的である設備・什器等または商品・製品等を収容する建物が、床上浸水を被った結果、保険の目的である設備・什器等または商品・製品等に損害が生じたとき。 (保険金を支払う場合・持ち出し家財保険金)
- 第2条 当会社は、この基本特約条項および普通約款の規定に従い、保険の目的が家財である場合において、次の各号に掲げる者のいずれかによって保険証券記載の建物から一時的に持ち出された家財(以下「持ち出し家財」といいます。)に、日本国内の他の建築物(アーケード、地下道等専ら通路に利用されるものを除きます。)内において前条第1項から第3項までの事故によって損害が生じたときは、その損害に対して、持ち出し家財保険金を支払います。
- (1) 被保险者
- (2) 被保険者の配偶者
- (3) 被保険者または配偶者と生計を共にする同居の親族
- (4) 被保険者または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

(保険金を支払わない場合)

- 第3条 次項および普通約款第2条(保険金を支払わない場合)の保険金とは、損害保険金、 水害保険金および持ち出し家財保険金をいいます。
- 2 当会社は、普通約款第2条(保険金を支払わない場合)のほか、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 保険契約者または被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触
- (2) 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- (3) 保険の目的の置き忘れまたは紛失
- (4) 第1条(保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金)第1項、第2項もしくは 第5項の事故または第17条(保険金を支払う場合)第4項の事故の際における保険の目的 の盗難
- (5) 保険の目的である家財または設備・什器等が屋外にある間に生じた盗難
- (6) 保険の目的である商品・製品等について生じた盗難
- (7) 持ち出し家財の置引き、車上ねらい(搭乗者のいない車両をねらった窃盗をいいます。) その他の被保険者の管理下にない持ち出し家財の盗難
- (8) 運送業者または寄託の引受けをする業者に託されている間に保険の目的について生じた事故

(保険の目的)

- 第4条 この保険契約における保険の目的は、保険証券記載の建物またはこれに収容されている動産で被保険者が所有するものとします。ただし、建物のうち共用部分は特別の約定により、これを保険の目的から除くことができます。
- 2 保険の目的の範囲については、建物を目的にした場合には次条の規定により、動産を目的 とした場合には第6条(保険の目的の範囲-動産の場合)から第9条(保険の目的の範囲-持ち出し家財の場合)の規定によります。

(保険の目的の範囲-建物の場合)

- 第5条 保険の目的となる建物とは、保険証券記載の建物をいい、次の各号に掲げる物は、特別の約定がないかぎり、これに含めるものとします。
- (1) 門、へい、かきまたは物置、車庫その他の付属建物
- (2) 被保険者の所有する畳、建具その他の従物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備
- (保険の目的の範囲-動産の場合)
- 第6条 次の各号に掲げる物は、保険の目的となる動産に含まれません。
- (1) 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。)
- (2) 通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物
- 2 次の各号に掲げる物は、保険証券に明記されていないときは、保険の目的となる動産に含まれません。
- (1) 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または 1組の価額が30万円を超えるもの
- (2) 稿本、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類 する物

(保険の目的の範囲-家財の場合)

第7条 保険の目的となる家財には、特別の約定がないかぎり、第4条(保険の目的)第1項の規定にかかわらず、被保険者と生計を共にする親族の所有する家財で保険証券記載の建物

- に収容されているものを含めます。
- 2 次の各号に掲げる物は、保険の目的となる家財には含まれません。
- (1) 商品およびこれらに類するもの
- (2) 業務用の什器・備品
- 3 家財が保険の目的であるときは、建物と家財の所有者が異なる場合でも、特別の約定がないかぎり、第5条(保険の目的の範囲-建物の場合)第2号に掲げる物で被保険者の所有する牛活用のものを含みます。
- 4 家財が保険の目的である場合においては、生活用の通貨等、預貯金証書、切手、印紙また は乗車券等に第1条 (保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金)第4項に規定す る盗難による損害が生じたときは、前条第1項第2号の規定にかかわらず、これらを保険の 目的として取り扱います。この場合であっても、この基本特約条項および普通約款でいう再 調達価額および保険金額ならびに保険証券記載の家財の保険金額は、これらの物以外の保険 の目的についてのものとします。

(保険の目的の範囲-設備・什器等の場合)

- 第8条 設備・什器等が保険の目的であるときは、建物と設備・什器等の所有者が異なる場合でも、特別の約定がないかぎり、第5条(保険の目的の範囲-建物の場合)第2号に掲げる物で被保険者の所有する業務用のものを含みます。
- 2 設備: 什器等が保険の目的である場合においては、業務用の通貨等、預貯金証書、切手、 印紙または乗車券等に、第1条 (保険金を支払う場合-担害保険金および水害保険金) 第4 項に規定する盗離による損害が生じたときは、第6条 (保険の目的の範囲 - 動産の場合)第 1項第2号の規定にかかわらず、これらを保険の目的として取り扱います。この場合であっ でも、この基本特約条項および普通約款でいう再調達価額および保険金額ならびに保険証券 記載の設備・什器等の保険金額は、これらの物以外の保険の目的についてのものとします。 (保険の目的の範囲 - 持ち出し家財の場合)
- 第9条 保険の目的となる持ち出し家財は、第6条(保険の目的の範囲-動産の場合)に規定するもので、保険証券記載の建物から一時的に持ち出された家財とし、次の各号に掲げる物は持ち出し家財に合めません。
- (1) 自転車(原動機付自転車を含みます。) およびこれらの付属品
- (2) 動物、植物
- (3) その他保険証券記載の物
- 2 前項の規定にかかわらず、施設構内(保険の目的である建物または保険の目的である家財 を収容する建物の共用部分および付属の物置・車庫内をいい、保険の目的である産物または 保険の目的である家財を収容する建物が独立住宅建物(居住用の独立した建物をいい共同住 宅建物を除きます。)である場合には当該建物の敷地内を含むものとします。)に所在する持 ち出し家財である自転車(原動機付自転車を含みます。)およびこれらの付属品に第1条 (保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金)第3項に規定する盗難による損害が 生じたときは、これらを保険の目的として取り扱います。

(損害保険金の支払額ー建物の場合)

- 第10条 保険の目的が建物である場合は、当会社が第1条(保険金を支払う場合ー損害保険金および水害保険金)第1項から第3項までの損害保険金として支払うべき損害の額は、保険の目的の再調達価額によって定めます。
- 2 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の目的を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、前項の損害の額に含まれるものとします。ただし、その再調達価額を限度とします。
- 3 当会社は、保険金額を限度とし、前2項の規定による損害の額を損害保険金として支払います。

(損害保険金の支払額ー動産の場合)

- 第11条 保険の目的が動産である場合は、当会社が第1条 (保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金) 第1項から第4項までの損害保険金として支払うべき損害の額は、保険金額を限度とし、保険の目的の再調達価額によって定めます。ただし、第6条 (保険の目的の範囲 動産の場合) 第2項第1号に掲げる物を保険証券に明記して保険の目的に含めた場合において、その物に盗難による損害が生じたときの当会社の支払うべき損害保険金の額は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または動産の保険金額のいずれか低い額を限度とします。
- 2 第1条(保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金)第4項の通貨等、切手または印紙の盗難の場合には、当会社は、1回の事故につき、1構内ごとに生活用の通貨等、切手または印紙の盗難については20万円を、また、業務用の通貨等、切手または印紙の盗難については30万円を限度とし、その損害の額を損害保険金として、支払います。ただし、切手および印紙の損害の額については、その料額によって定めます。
- 3 第1条(保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金)第4項の預貯金証書の盗難の場合には、当会社は、1回の事故につき、1構内ごとに生活用の預貯金証書の盗難については200万円または家財の保険金額のいずれか低い額を、また、業務用の預貯金証書の盗難については300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額を限度とし、その損害の額を指承保険金として、支払います。
- 4 第1条(保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金)第4項の乗車券等の盗難の場合には、当会社は、1回の事故につき、1構内ごとに5万円を限度とし、その損害の額を損害保険金として、支払います。
- 5 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の目的を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、第1項の損害の額に含まれるものとします。ただし、その保険の目的の再調達価額を限度とします。

(水害保険金の支払額ー建物および動産の場合)

- 第12条 当会社が第1条(保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金)第5項第1号の水害保険金として支払うべき損害の額は、保険の目的の再調達価額によって定めます。
- 2 当会社は、第1条(保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金)第5項第1号の水害保険金として、次の算式(損害の額が保険金額を超えるときは、算式の損害の額は、保険金額とします。)によって貸出した額を支払います。

指害の額×縮小割合(70%)=水害保険金の額

3 当会社は、第1条(保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金)第5項第2号の水害保険金として、次の算式(保険金額が保険の目的の再調達価額を超えるときは、算式の保険金額は、保険の目的の再調達価額とします。)によって貸出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1構内ごとに200万円を限度とします。

保険金額×支払割合(10%)=水害保険金の額

4 当会社は、第1条(保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金)第5項第3号または第4号の水害保険金として、次の算式(保険金額が保険の目的の再調達価額を超えるときは、算式の保険金額は、保険の目的の再調達価額とします。)によって貸出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1権内ごとに100万円を限度とします。

保険金額×支払割合(5%)=水害保険金の額

5 前2項の規定にもとづいて、当会社が支払うべき第1条(保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金)第5項第2号から第4号までの水害保険金の合計額は、1回の事故につき、1権内ごとに200万円を服度とします。

(持ち出し家財保険金の支払額)

- 第13条 第2条(保険金を支払う場合-持ち出し家財保険金)の持ち出し家財保険金として当会社が支払うべき損害の額は、持ち出し家財の再調達価額によって定めます。
- 2 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された持ち出し家財を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、前項の損害の額に含まれるものとします。ただし、同項の規定による持ち出し家財の再調達価額を限度とします。
- 3 当会社は、1回の事故につき、100万円または保険の目的である家財の保険金額の20%に相当する額のいずれか低い額を限度とし、前2項の規定による損害の額を持ち出し家財保険金として、支払います。

(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

第1条 第1条 (保険金を支払う場合ー損害保険金および水害保険金)第1項から第4項までの損害または第2条 (保険金を支払う場合ー持ち出しま財保険金)の損害に対して保険金を支払うき他の保険契約(以下この項および水項において「他の保険契約」といいます。)がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに別表1に掲げる支払限度額を超えるときは、当会社は、次の算式によって資出した額を第1条第1項から第4項までの損害保険金または第2条の持ち出し家財保険金として、支払います。

別表1に掲げ この保険契約の支払責任額 第1条第1項から第4項まで る支払限度額× この保険契約の支払責任額の合計額 おおしば第2条の 持ち出し家財保険金の額

- 2 前項の規定にかかわらず、保険の目的が第6条(保険の目的の範囲 動産の場合)第2項 に掲げる物以外のものである場合において、他の保険契約に再調達価額を基準として算出し た損害の額を支払う旨の約定がない保険契約があるときは、第1条(保険金を支払う場合 -損害保険金および水害保険金)第1項から第3項までの損害保険金または第2条(保険金を 支払う場合 - 持ち出し家財保険金)の持ち出し家財保険金については、当会社は、次の各号 に規定する算式により算出した額を支払います。ただし、他の保険契約がないものとして算 出した支払責任額を限度とします。
 - (1) 他の保険契約に再調達価額を基準として算出した額を支払う旨の約定のある保険契約が ない場合

再調達価額を基準として第出した額を 第1条第1項から第3項までの損害 損害の額-支払う旨の約定のない他の保険契約に=保険金または第2条の持ち出し家財 よって支払われるべき損害保険金の額 保険金の額

(2) 前号以外の場合

再調達価額を基準と して算出した額を支 払う旨の約定のない 他の保険契約によっ て支払かれるべき損 実保険金の額

この保険契約の支払責任額 再調達価額を基準として算出し た額を支払う旨の約定のある保 除契約の支払責任額の合計額 (険金の額

3 被保険者の所有する建物または動産について、第1条(保険金を支払う場合-損害保険金 および水害保険金)第5項の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約(以下この項お よび水項において「他の保険契約」といいます。)がある場合には、同項各号の損害ごとに 次の各号によります。この場合において、この保険契約または他の保険契約に水災危険担保 特約条項(店総用)またはこれに類似の特約条項が付帯されているときは、これらの特約条 項の付帯がないものとみなします。

(1) 第1条第5項第1号の損害

それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した第1条第5項第1号 の損害に対する支払責任額の合計額が、損害の額に70%(他の保険契約に、縮小割合り 70%を超えるものがあるときは、これらの縮小割合のうち最も高い割合)を乗じて得た額 を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を同号の水害保険金として、支 払います。

(2) 第1条第5項第2号の損害

それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した第1条第5項第2号の損害に対する支払責任額の合計額が、1回の事故につき、1構内ごとに200万円(他の限除契約に、この損害に対する限度額が200万円を超えるものがあるときは、これらの度額のうち最も高い額)または保険の目的の再調達価額に10%(他の保険契約に、この損害に対する支払割合が10%を超えるものがあるときは、これらの支払割合のうち最も高い割合)を乗じて得た額のいずれか低い額(以下この号において「支払限度額」といいます。)を超えるときは、当会社は、次の算式によって貸出した額を同号の水害保険金として、支払います。この場合において、支払責任額の算出にあたっては、第12条(水害保険金の支払額一建物および勤産の場合)第3項の規定を適用して貸出した額とします。

支払限度額× この保険契約の支払責任額 = 第1条第5項第2号の 水害保険金の額

(3) 第1条第5項第3号または第4号の指害

それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した第1条第5項第3号または第4号の損害に対する支払責任額の合計額が、1回の事故につき、1構内ごとに100万円(他の保険契約に、この損害に対する民度の計200万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)または保険の目的の再調達価額に5%(他の保険契約に、この損害に対する支払割合が5%を超えるものがあるときは、これらの支払割合のうち最も高い割合)を乗じて得た額のいずれか低い額(以下この号において「支払割合のうち最も高い割合)を乗じて得た額のいずれか低い額(以下この号において「支払割合度額」といいます。)を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を同項第3号または第4号の水害保険金として、支払います。この場合において、支払責任額の算出にあたっては、第12条章4項の規定を適用して登出した額とします。

支払限度額× この保険契約の支払責任額 = 第1条第5項第3号または それぞれの保険契約の支払責任額の合計額 = 第4号の水害保険金の額

- 4 前項の規定にかかわらず、保険の目的が第6条(保険の目的の範囲-動産の場合)第2項 に掲げる物以外のものである場合において、他の保険契約に再調達価額を基準として算出し た損害の額を支払う員の約定がない保険契約があるときは、第1条(保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金)第5項各号の水害保険金については、前項各号に定める損害 の額または支払限度額につき、次の各号に規定する算式により算出した額を支払います。た だし、他の保険契約がないものとして算出した支払責任額を限度とします。
- (1) 他の保険契約に再調達価額を基準として算出した額を支払う旨の約定のある保険契約が ない場合

(2) 前号以外の場合

再調達価額を基準と して算出した額を支 払う旨の約定のない 支払限度額 - 他の保険契約によっ で支払われるべき水 客保険金の額

この保険契約 の支払責任額 × 再調達価額を基準として算出し た額を支払う旨の約定のある保 険契約の支払責任額の合計額

5 同一構内において、1回の事故につき、第1条(保険金を支払う場合-損害保険金および 水害保険金)第5項第2号の損害と第3号または第4号の損害が生じた場合には、それぞれ の保険契約につき第12条(水害保険金の支払額-建物および動産の場合)第3項および第4 項、本条第3項第2号および第3号、同条第4項ならびにこれらと同旨の規定によって算出 した支払責任額の合計額が、1回の事故につき、1 構内ごとに200万円(他の保険契約に、 1 構内ごとの限度額が200万円を超えるものがあるときは、これらの1 構内ごとの限度額の うち最も高い額)を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を第1条第5項 第2号から第4号までの水害保険をとして、支払います。 200万円(他の保険契約に、1構内ご との限度額が200万円を超えるもの

の限度額のうち最も高い額)

この保険契約

の支払責任額 第1条第5項第2号から第 があるときは、これらの1構内ごと× の文仏真正額 = 第1米第3項第2号から第一があるときは、これらの1構内ごと× それぞれの保険契約の = 4号までの水害保険金の額 支払責任額の合計額

- 前項の規定にかかわらず、保険の目的が第6条(保険の目的の範囲-動産の場合)第2項 に掲げる物以外のものである場合において、他の保険契約に再調達価額を基準として算出し た損害の額を支払う旨の約定がない保険契約があり、前項の損害が生じたときは、次の各号 に規定する算式により算出した額を支払います。ただし、他の保険契約がないものとして算 出した支払責任額を限度とします。
- (1) 他の保険契約に再調達価額を基準として算出した額を支払う旨の約定のある保険契約が

200万円(他の保険契約に、1 構 再調達価額を基準として算 第1条(保険金を支払う 内ごとの限度額が200万円を超 出した額を支払う旨の約定 場合-損害保険金および えるものがあるときは、これら-のない他の保険契約によっ=水害保険金)第5項第2 の1構内ごとの限度額のうち最 て支払われるべき水害保険 号から第4号までの水害 も高い額) 全の額 保険金の額

(2) 前号以外の場合

200万円(他の保険 再調達価額を基 契約に、1構内ご 準として算出し との限度額が200 た額を支払う旨 万円を超えるもの の約定のない他 があるときは、この保険契約に れらの1構内ごと よって支払われ の限度額のうち最 るべき水害保険 も高い額) 金の額

この保険契約 第1条第5項 の支払責任額 第2号から第 - 4号の水害保 再調達価額を基準として算出し た額を支払う旨の約定のある保 険金の額 険契約の支払責任額の合計額

7 損害が2種類以上の事故によって生じたときは、同種の事故による損害について、前各項 の規定をおのおの別に適用します。

(包括して契約した場合の保険金の支払額)

- 第15条 2以上の保険の目的を1保険金額で契約した場合には、それぞれの再調達価額の割合 によって保険金額をあん分し、そのあん分額をそれぞれの保険の目的に対する保険金額とみ なし、おのおの別に第10条(損害保険金の支払額-建物の場合)第3項、第12条(水害保険 金の支払額-建物および動産の場合)第2項から第4項までおよび第21条(地震火災費用保 険金の支払額) 第1項の規定を適用します。
- (残存物および盗難品の帰属)
- 第16条 当会社が第1条(保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金)第1項から第 4項までの損害保険金、第5項の水害保険金または第2条(保険金を支払う場合-持ち出し 家財保険金)の持ち出し家財保険金を支払ったときでも、保険の目的の残存物の所有権は、 当会社がこれを取得する旨の意思を表示しない限り、当会社に移転しません。
- 2 盗取された保険の目的について、当会社が第1条(保険金を支払う場合-損害保険金およ び水害保険金) 第4項の損害保険金または第2条(保険金を支払う場合-持ち出し家財保険 金)の持ち出し家財保険金を支払う前にその保険の目的が回収されたときは、第10条(損害 保険金の支払額-建物の場合) 第2項、第11条(損害保険金の支払額-動産の場合) 第5項 または第13条(持ち出し家財保険金の支払額)第2項の費用を除き、盗取の損害は生じな かったものとみなします。
- 3 盗取された保険の目的について、当会社が第1条(保険金を支払う場合-損害保険金およ び水害保険金) 第4項の損害保険金または第2条(保険金を支払う場合-持ち出し家財保険 金)の持ち出し家財保険金を支払ったときは、その保険の目的の所有権は、保険金の再調達 価額(持ち出し家財の場合は、第13条(持ち出し家財保険金の支払額)第1項の持ち出し家 財の価額をいいます。)に対する割合によって、当会社に移転します。
- 4 前項の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金または持ち出し家財保険 金に相当する額(第10条(損害保険金の支払額-建物の場合)第2項、第11条(損害保険金 の支払額-動産の場合)第5項または第13条(持ち出し家財保険金の支払額)第2項の費用 に対する損害保険金または持ち出し家財保険金に相当する額を差し引いた残額とします。) を当会社に支払って、その保険の目的の所有権を取得することができます。

第2章 費 用 保 険

(保険金を支払う場合)

- 第17条 当会社は、この基本特約条項および普通約款の規定に従い、第1条(保険金を支払う 場合-損害保険金および水害保険金)第1項または第2項の損害保険金が支払われる場合に おいて、それぞれの事故によって保険の目的が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対し て、臨時費用保険金を支払います。
- 2 当会社は、この基本特約条項および普通約款の規定に従い、第1条(保険金を支払う場合 - 損害保険金および水害保険金)第1項または第2項の損害保険金が支払われる場合におい て、それぞれの事故によって損害を受けた保険の目的の残存物の取片づけに必要な費用(取 りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。以下「残存物取片づけ費用」 といいます。) に対して、残存物取片づけ費用保険金を支払います。
- 3 当会社は、この基本特約条項および普通約款の規定に従い、次に掲げる第1号の事故に

- よって第2号の損害が生じた場合には、それによって生ずる見舞金等の費用に対して、失火 見舞費用保険金を支払います。ただし、第1条(保険金を支払う場合-損害保険金および水 害保険金)第1項の指害保険金が支払われる場合に限ります。
- (1) 保険の目的または保険の目的を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発。ただ し、第三者(他人のためにする保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と生計を共 にする同居の親族を除きます。以下この項および第5項において同様とします。)の所有 物で被保険者以外の者が占有する部分(区分所有建物の共用部分を含みます。)から発生 した火災、破裂または爆発による場合を除きます。
- (2) 第三者の所有物(動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その 者の占有する構内にあるものに限ります。)の滅失、き損または汚損。ただし、煙損害ま たは臭気付着の損害を除きます。
- 4 当会社は、この基本特約条項および普通約款の規定に従い、地震もしくは噴火またはこれ らによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の目的(ただし、第2条(保 険金を支払う場合−持ち出し家財保険金)に規定する持ち出し家財は対象としません。)が 指害(第3条(保険金を支払わない場合)第2項または普通約款第2条(保険金を支払わな い場合)第1項、第2項第1号もしくは第3号に掲げる事由によって生じた損害を除きま す。)を受け、その損害の状況が次の各号にいずれかに該当する場合には、それによって臨 時に生ずる費用に対して、地震火災費用保険金を支払います。この場合において、損害の状 況の認定は、保険の目的が建物であるときはその建物ごとに、保険の目的が動産であるとき はこれらを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、へいまたはかきが保険の目的に 含まれるときは、これらが付属する建物の指害の状況の認定によるものとします。
- (1) 保険の目的が建物である場合には、当該建物が半焼以上となったとき (建物の主要構造 部の火災による損害の額が、当該建物の再調達価額の20%以上となったとき、または建物 の焼失した部分の床面積の当該建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となったときを いいます。以下この項において同様とします。)。
- (2) 保険の目的が家財である場合には、当該家財を収容する建物が半焼以上となったとき、 または当該家財が全焼となったとき(家財の火災による損害の額が、当該家財の再調達価 額の80%以上となったときをいいます。この場合における家財には第6条(保険の目的の 範囲-動産の場合) 第2項第1号に掲げる物は含みません。)。
- (3) 保険の目的が設備・什器等または商品・製品等である場合には、これらを収容する建物 が半焼以上となったとき。
- 当会社は、この基本特約条項および普通約款の規定に従い、保険の目的または保険の目的 を収容する建物の専用水道管が凍結(第3条(保険金を支払わない場合)または普通約款第 2条(保険金を支払わない場合)に掲げる事由によって生じた損害を除きます。)によって 捐壊(パッキングのみに生じた捐壊を除きます。)を受け、これを修理したときは、捐害発 生直前の状態に復旧するために必要な費用に対し、水道管修理費用保険金を支払います。た だし、第三者の所有物で被保険者以外の者が占有する部分(区分所有建物の共用部分を含み ます。)の専用水道管にかかわる水道管修理費用保険金は支払いません。
- 6 当会社は、この基本特約条項および普通約款の規定に従い、第1条(保険金を支払う場合 - 損害保険金および水害保険金)第1項から第3項までの損害保険金または第5項の水害保 険金が支払われ、保険の目的が全損となった場合には、それによって生じる特別な費用に対 して、特別費用保険金を支払います。
- 7 当会社は、この基本特約条項および普通約款の規定に従い、第1条(保険金を支払う場合 - 損害保険金および水害保険金)各号のいずれかに該当する事故によって保険の目的に損害 (第3条(保険金を支払わない場合)または普通約款第2条(保険金を支払わない場合)各 項のいずれかに該当する事由によって生じた損害を除きます。なお、第4号の費用について は、保険の目的である動産を収容する建物の損害を含みます。)が生じた結果、その保険の 目的の復旧にあたり次の各号に掲げる費用が発生した場合は、その費用のうち当会社の承認 を得て支出した必要かつ有益な費用(以下「修理付帯費用」といいます。)に対して、修理 付帯費用保険金を支払います。
- (1) 損害が生じた保険の目的を復旧するために要するその損害の原因の調査費用(被保険者 またはその親族もしくは使用人にかかわる人件費および被保険者が法人であるときに、そ の理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかわる人件費を除き ます。以下同様とします。)
- (2) 保険の目的に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用。ただし、保険の目的 に損害が生じた時からその保険の目的の復旧完了までの期間(保険の目的を損害発生直前 の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。以下「復 旧期間」といいます。) を超える期間に対応する費用を除きます。
- (3) 損害が生じた保険の目的に含まれる設備または装置を再稼働するために要する保険の目 的の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きま
- (4) 損害が生じた保険の目的の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部 分の費用および仮修理のために取得した物の保険の目的の復旧完了時における価額を除き ます。 (5) 損害が生じた保険の目的または保険の目的である動産を収容する建物の代替として使用
- する物の賃借費用(敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間 を超える期間に対応する費用を除きます。以下同様とします。)。ただし、損害が生じた保 険の目的をその地において借用する場合に要する賃借費用を超えるものを除きます。
- (6) 損害が生じた保険の目的の代替として使用する仮設物の設置費用(保険の目的の復旧完 了時における仮設物の価額を除きます。)および撤去費用ならびにこれに付随する土地の

任伊姆即□

- (7) 損害が生じた保険の目的を迅速に復旧するための工事にともなう残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用
- 当会社は、この基本特約条項および普通約款の規定に従い、第1条(保険金を支払う場合 損害保険金および水害保険金)第1項、第3項もしくは第4項の事故(第3条(保険金を 支払わない場合)または普通約款第2条(保険金を支払わない場合)に掲げる事由によって 生じた損害を除きます。) によって保険の目的もしくは保険の目的を収容する建物が損害を 受けた場合または第2項もしくは第5項の事故によって損害保険金もしくは水害保険金が支 払われる場合において、被保険者またはその親族もしくは使用人(被保険者が法人であると きは、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員をいいます。以下 「傷害費用支払対象者」といいます。)が、その事故によって重傷(14日以上の入院または 30日以上の医師(傷害費用支払対象者が医師である場合は、傷害費用支払対象者以外の医師 をいいます。以下同様とします。)の治療を要した傷害をいい、原因のいかんを問わず、頸 部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないものを除きます。)を受け たときまたはその事故の直接の結果として、被害の日からその日を含めて180日以内に死亡 しもしくは傷害費用支払対象者に次の各号のいずれかに該当する後遺障害が生じたとき(た だし、傷害費用支払対象者が被害の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する 状態にある場合は、当会社が被害の日からその日を含めて181日目における医師の診断にも とづき次の各号のいずれかに該当する後滑隨害を認定したときを含みます。)は、それに よって臨時に生ずる費用(以下「傷害費用」といいます。)に対して、傷害費用保険金を支 払います。
- (1) 両眼が失明したとき。
- (2) 咀しゃくおよび言語の機能を廃したとき。
- (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するとき。
- (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するとき。
- (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったとき。
- (6) 両上肢の用を全廃したとき。
- (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったとき。
- (8) 両下肢の用を全廃したとき。

(臨時費用保険金の支払額)

第18条 当会社は、前条第1項の臨時費用保険金として、第1条(保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金)第1項または第2項の損害保険金の30%に相当する額を支払います。ただし、1回の事故につき、1構内ごとに次の各号に規定する額を限度とします。

- (1) 保険の目的である建物または保険の目的である家財を収容する建物が住居のみに使用される建物である場合においては100万円
- (2) 保険の目的である建物または保険の目的である家財、設備・什器等もしくは商品・製品 等を収容する建物が前号以外の建物である場合においては500万円
- 2 前項の場合において、当会社は、同項の規定によって支払うべき臨時費用保険金とこの保 険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、臨時費用保険金を 支払います。

(残存物取片づけ費用保険金の支払額)

- 第19条 当会社は、第17条 (保険金を支払う場合) 第2項の残存物取片づけ費用保険金として、第1条 (保険金を支払う場合・損害保険金および水害保険金・第1項または第2項の損害保険金か10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を支払います。
- 2 前項の場合において、当会社は、同項の規定によって支払うべき残存物取片づけ費用保険金との保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

(失火見舞費用保険金の支払額)

- 第20条 当会社は、第17条(保険金を支払う場合)第3項の失火見舞費用保険金として、同項 第2号の損害が生じた世帯または法人(以下「被災世帯」といいます。)の数に1 被災世帯 あたりの支払額(20万円)を乗じて得た額を支払います。ただし、1回の事故につき、同項 第1号の事故が生じた構内に所在する保険の目的の保険金額(保険金額が再調達価額を超え るときは、再調達価額とし、また、被保険者が2名以上あるときは、それぞれの被保険者に 属する保険契約の目的に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。)の20%に相当す る額を限度とします。
- 2 前項の場合において、当会社は、同項の規定によって支払うべき失火見舞費用保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、失火見舞費用保険金を支払います。

(地震火災費用保険金の支払額)

第21条 当会社は、第17条 (保険金を支払う場合) 第4項の地震火災費用保険金として、次の 算式 (保険金額が保険の目的の再調達価額を超えるときは、算式の保険金額は、保険の目的 の再調達価額とします。) によって算出した額を支払います。

保険金額×支払割合(5%)=地震火災費用保険金の額

- 2 前項の場合において、72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる 津波は、これらを一括して、1回の事故とみなします。
- (水道管修理費用保険金の支払額)
- 第22条 当会社が支払う第17条(保険金を支払う場合)第5項の水道管修理費用保険金の額は、1回の事故につき、1構内ごとに10万円を限度とします。

(特別費用保険金の支払額)

- 第23条 当会社は、第17条(保険金を支払う場合)第6項の特別費用保険金として、第1条(保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金)第1項から第3項までの事故による損害保険金または第5項の事故による水害保険金の10%に相当する額を支払います。ただし、1回の事故につき、1構内ごとに200万円を限度とします。
- 2 前項の場合において、当会社は、同項の規定によって支払うべき特別費用保険金とこの保 険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、特別費用保険金を 支払います。

(修理付帯費用保険金の支払額)

- 第24条 当会社は、第17条(保険金を支払う場合)第7項の修理付帯費用保険金として、修理付帯費用保険金の額を支払います。ただし、1回の事故につき、1構内ごとに損害が生じた保険の目的の所在する構内にかかるこの保険契約の保険金額(保険金額が再調達価額を超えるときは、再調達価額とし、また、被保険者が2名以上あるときは、それぞれの被保険者に属する保険契約の目的に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。)に30%を乗じて得た額または1,000万円のいずれか低い額(居住の用に供する部分にかかわる費用の場合は、10%を乗じて得た額または100万円のいずれか低い額)を限度とします。
- 2 前項の場合において、当会社は、同項の規定によって支払うべき修理付帯費用保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、修理付帯費用保険金を支払います。

(傷害費用保険金の支払額)

- 第25条 当会社は、第17条(保険金を支払う場合)第8項の傷害費用保険金として、傷害費用 支払対象者ごとに、保険金額(保険金額が再調達価額を超えるときは、再調達価額とし、ま た、被保険者が2名以上あるときは、それぞれの被保険者に属する保険契約の目的に対して 割り当てられるべき保険金額をいいます。)にそれぞれ次の各号の割合を乗じて得た額の合 計額を支払います。ただし、1回の事故につき、1名ごとに1,000万円を限度とします。
- (1) 傷害費用支払対象者が死亡したときまたはそれらの者に第17条第8項に定める後遺障害が生じたときは、1名ごとに30%
- (2) 傷害費用支払対象者が第17条第8項に定める重傷を受けたときは、1名ごとに2%
- 2 前項の場合において、当会社は、同項の規定によって支払うべき傷害費用保険金とこの保 険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、傷害費用保険金を 支払います。

(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

第26条 第17条 (保険金を支払う場合) 第1項から第3項までおよび第5項から第7項までの費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約に2の保険契約において同条各項の費用に対して保険金が支払われるべき場合は、保険の目的と同一の構内に所在する被保険者所有の建物または建物以外のものでこの保険契約の保険の目的以外のものについて締結された保険契約であっても、これを含み、同条第7項の費用については、利益保険契約、営業継続費用保険契約であっ他これらに類する保険契約を除きます。以下この条において同様とします。)がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに別表2に掲げる支払限度額を超えるときは、当会社は、次の算式によって貸出した額を同条第1項から第3項までおよび第5項から第7項までの保険金として、支払います。

別表2に掲げ この保険契約の支払責任額 第17条第1項から第3項まで る支払限度額×これぞれの保険契約の支払責任額の合計額 おび第5項から第7項まで の保険金の額

2 前項の場合において、第17条 (保険金を支払う場合)第1項の臨時費用保険金、第2項の 残存物取計づけ費用保険金および第6項の特別費用保険金につき他の保険契約がないものと して支払責任額を募出するにあたっては、第1条 (保険金を支払う場合-損害保険金および 水害保険金)第1項から第4項までの損害保険金の額は、第14条 (他の保険契約がある場合 の保険金の支払額)第1項および第2項の規定を適用して貸出した額とします。

第3章 一般条項

(捐害防止義務および捐害防止費用)

- 第27条 第14条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額) 第1項および第15条(包括して 契約した場合の保険金の支払額)の規定は、普通約第11条(損害防止義務および損害防 費用)第2項の負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第14条第1 項の規定中「別表1に掲げる支払限度額」とあるのは「普通約款第11条(損害防止義務およ び損害防止費用)第2項によって当会社が負担する費用の額」と読み替えるものとします。 (保険金の支払時期)
- 第28条 普通約款第15条(保険金の支払時期)の規定にかかわらず、当会社は、第17条(保険金を支払う場合)第1項の臨時費用保険金または第7項の修理付帯費用保険金が支払われる場合において、被保険者の要求があるときは、当会社の定めるところにより、臨時費用保険金を内払することがあります。
- 2 当会社は、被保険者の要求があるときは、第三者からの加害行為による損害で第三者が明確である場合も損害保険金、水害保険金または持ち出し家財保険金を支払うことがあります。

(共済契約の取扱い)

第29条 第14条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)または第26条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)の規定の適用にあたっては、共済契約を火災保険契約とみなし

て取り扱います。

- (普通約款の適用除外)
- 第30条 普通約款第4条(通知義務)第1項から第4項までの規定は、持ち出し家財について は適用しません。 (読み替え規定)
- 第31条 普通約款の規定中「基本特約条項」とあるのを「総合保険基本特約条項」と読み替え るものとします。
- 2 普通約款第16条(保険金支払後の保険契約)の規定中「保険金」とあるのを「損害保険 金」と読み替えるものとします。
- 3 保険の目的が第6条 (保険の目的の範囲 動産の場合) 第2項に掲げる物以外の場合は、 普通約款の規定中「保険契約の目的の範囲」または「保険価額」とあるのを「保険の目的の 再調達価額」と読み替えるものとします。

別表 1 (第14条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額) 第1項関係)

| | 保険金の種類 | | 支払限度額 | |
|---|---|--|--|--|
| 1 | 第1条 (保険金を支払う場合-損害保険金 および水害保険金) 第1項または第2項の 損害保険金 | | 損害の額 | |
| 2 | 第1条 (保険金を支 払う場合-損害保険 金および水害保険 金)第3項の損害保 険金 | (1) 第6条 (保険の 目的の範囲 – 動産 の場合)第2項第 1号に掲げるもの | 1回の事故につき、1個または1組ごとに 100万円(他の保険契約に、限度額が100万 円を超えるものがあるときは、これらの限 度額のうち最も高い額)または損害の額の いずれか低い額 | |
| | | (2) 上記以外の物 | 損害の額 | |
| 3 | 第1条 (保険金を支 払う場合 - 損害保険 金および水害保険 金) 第4項の損害保 険金 | (1) 生活用の通貨 等、切手または印 紙 | 1回の事故につき、1 構内ごとに20万円 (他の保険契約に、限度額か20万円を超え るものがあるときは、これらの限度額のう ち最も高い額)または損害の額のいずれか 低い額 | |
| | | (2) 業務用の通貨 等、切手または印 紙 | 1回の事故につき、1構内ごとに30万円 (他の保険契約に、限度額が30万円を超え るものがあるときは、これらの限度額のう ち最も高い額)または損害の額のいずれか 低い額 | |
| | | (3) 生活用の預貯金 証書 | 1回の事故につき、1 構内ごとに200万円 (他の保険契約に限度額が200万円を超え るものがあるときは、これらの限度額のう ち最も高い額)または損害の額のいずれか 低い額 | |
| | | (4) 業務用の預貯金 証書 | 1回の事故につき、1 構内ごとに300万円 (他の保険契約に限度額が300万円を超え るものがあるときは、これらの限度額のう ち最も高い額)または損害の額のいずれか 低い額 | |
| | | (5) 乗車券等 | 1回の事故につき、1構内ごとに5万円 (他の保険契約に、限度額が5万円を超え るものがあるときは、これらの限度額のう ち最も高い額)または損害の額のいずれか 低い額 | |
| 4 | 第2条(保険金を支払う場合-持ち出し家 財保険金)の持ち出し家財保険金で第1条 (保険金を支払う場合-損害保険金および 水害保険金)第1項から第3項までの持ち 出し家財保険金 | | 1回の事故につき、100万円(他の保険契約に、限度額が100万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額のいずれか低い額 | |

別表2 (第26条 (他の保険契約がある場合の保険金の支払額) 第1項関係)

| | 保険金 | の種類 | 支払限度額 |
|---|---------------------------------------|---|---|
| 1 | 第17条 (保険金を支 払う場合) 第1項の 臨時費用保険金 | (1) 第18条 (臨時費 用保険金の支払 額) 第1項第1号 の規定に該当する 場合 | 1回の事故につき、1構内ごとに100万円 (他の保険契約に、限度額が100万円を超 えるものがあるときは、これらの限度額の うち最も高い額) |
| | | (2) 第18条 (臨時費 用保険金の支払 額) 第1項第2号 の規定に該当する 場合 | 1回の事故につき、1構内ごとに500万円 (他の保険契約に、限度額が500万円を超 えるものがあるときは、これらの限度額の うち最も高い額) |
| 2 | 第17条(保険金を支持 存物取片づけ費用保障 | 払う場合)第2項の残 食金 | 残存物取片づけ費用の額 |
| 3 | 第17条(保険金を支払う場合)第3項の失 火見舞費用保険金 | | 1回の事故につき、20万円(他の保険契約 に、1被災世帯あたりの支払額が20万円を 超えるものがあるときは、これらの1被災 世帯あたりの支払額のうち最も高い額)に 被災世帯の数を乗じて得た額 |
| 4 | 第17条(保険金を支払う場合)第5項の水 道管修理費用保険金 | | 凍結による損壊が生じた専用水道管を損害 発生直前の状態に復旧するために必要な費 用の額 |
| 5 | 第17条(保険金を支払う場合)第6項の特 別費用保険金 | | 1回の事故につき、1構内ごとに200万円 (他の保険契約に、限度額が200万円を超 えるものがあるときは、これらの限度額の うち最も高い額) |
| 6 | 第17条 (保険金を支 払う場合)第7項の 修理付帯費用保険金 | (1) 居住の用に供す る部分にかかわる 費用の場合 | 1回の事故につき、1構内ごとに100万円 (他の保険契約に、限度額が100万円を超 えるものがあるときは、これらの限度額の うち最も高い額)または修理付帯費用の額 のいずれか低い額 |
| | | (2) 居住の用に供す る以外の部分にか かわる費用の場合 | 1回の事故につき、1構内ごとに1,000万円(他の保険契約に、限度額が1,000万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)または修理付帯費用の額のいずれか低い額 |

◆ 特 約

(1) 水害保険金実捐払特約

(水害保険金の支払方法の変更)

- 第1条 当会社は、この特約条項に従い、台風、暴風雨、豪雨等によるこう水・離雪こう水・ 高潮・土砂崩れ等の水災によって保険の目的が損害を受け、その損害の状況が家庭用総合原 陵基本特約条項(以下「基本特約」といいます。)第1条(保険金を支払う場合-損害保険 金および水害保険金)第5項第2号または第3号に該当する場合は、同特約第10条(水害保 険金の支払額・建物および家財の場合)第3項から第5項までの規定にかかわらず、その損 害の額に対して水害保険金を支払います。
- 2 当会社が支払うべき損害の額は、保険の目的の再調達価額によって定めます。
- 3 当会社は、前項の規定による損害の額または保険金額のいずれか低い額を支払います。

(臨時費用保険金との関係)

- 第2条 当会社は、基本特約第15条(保険金を支払う場合)第1項の規定にかかわらず、前条の水害保険金が支払われる場合において、水災によって保険の目的が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、臨時費用保険金を支払います。
- 2 前項の臨時費用保険金は、基本特約第16条(臨時費用保険金の支払額)の規定にかかわらず、前条の水害保険金の15%に相当する額とします。ただし、1回の事故につき、1構内ごとに60万円を限度とします。
- 3 当会社は、前2項の規定によって支払うべき臨時費用保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、臨時費用保険金を支払います。 (鎌田規定)
- 第3条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、 稽立火災保険普通保険約款および基本特約の規定を準用します。

(2) 地震火災担保特約(地震火災30プラン)

(保険金を支払う場合)

- 第1条 当会社は、この特約条項の規定に従い、積立火災保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第2条(保険金を支払わない場合)第2項第2号の規定にかかわらず、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の目的(ただし、家庭用総合保険基本特約条項(以下「基本特約」といいます。)第2条(保険金を支払力を出場合)第2項または普通約款等2条第1項、第2項第1号もしくは第3号に掲げる事由によって生じた損害を除きます。)を受け、その損害の状況が次の各号のいずれかに該当する場合には、それによって生ずる損害等に対て、地震火災保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の目的が建物であるときはその建物ごとに、保険の目的が家財であるときはこれらを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、へいまたはかきが保険の目的に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。
 - (1) 保険の目的が建物である場合には、当該建物が半焼以上となったとき(建物の主要構造部の火災による損害の額が、当該建物の再調達価額の20%以上となったとき、または建物の焼失した部分の床面積の当該建物の運水床面積に対する割合が20%以上となったときをいいます。以下この項において同様とします。)。
- (2) 保険の目的が家財である場合には、当該家財を収容する建物が半焼以上となったとき、または当該家財が全焼となったとき(家財の火災による損害の額が、当該家財の再調達価額の80%以上となったときをいいます。この場合における家財には基本特約第6条(保険の目的の範囲-家財の場合)第3項第1号に掲げる物は含みません。)。

(地震火災保険金の支払額)

第2条 当会社は、前条の地震火災保険金として、次の算式(保険金額が保険の目的の再調達価額を超えるときは、算式の保険金額は、保険の目的の再調達価額とします。)によって算出した額をす払います。

保険金額×支払割合(25%)=地震火災保険金の額

- 2 前項の場合において、7時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる 津波は、これらを一括して、1回の事故とみなします。 (地震火災費用保険金との関係)
- 第3条 当会社は、この特約条項により、基本特約第15条(保険金を支払う場合)第4項に規定する地震火災費用保険金の支払とは関係なく、第1条(保険金を支払います。 保険金を支払います。

(基本特約に掲げる費用保険金等との関係)

第4条 この特約条項においては、基本特約第15条(保険金を支払う場合)第4項に規定する 地震火災費用保険金を除き、基本特約に掲げる費用保険金の支払および損害防止費用の負担 に関する規定は、これを適用しません。

(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

第5条 第1条(保険金を支払う場合)の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約(地震保険契約を除きます。)がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が、別表に掲げる支払限度額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を第1条(保険金を支払う場合)の地震火災保

条 項 ◀

険金として、支払います。

別表に掲げる × この保険契約の支払責任額 = 第1条(保険金を支払う場支払限度額 × それぞれの保険契約の支払責任額の合計額 = 6)の地震火災保険金の額

(準用規定)

第6条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、 普通約款および基本特約の規定を準用します。

別表 (第5条 (他の保険契約がある場合の保険金の支払額) 関係)

| (210 - 210 (10 | | 10-01-1-7 | | |
|----------------|---|-----------|----------------|------------|
| | 保険金の種類 | 支扌 | 」 限 度 | 額 |
| 支払う場合)の地 | それぞれの保険契約のおのおのの保険の目的 についての支払責任額の合計額が、1回の事 故につき、保険の目的ごとに、当該保険の目 的の再調達価額に50%を乗じて得た額を超え るとき。 | の目的この目的 | ごとに、当 の再調達(| 該保険 西額に |

(3) 地震火災担保特約(地震火災50プラン)

(保険金を支払う場合)

- 第1条 当会社は、この特約条項の規定に従い、積立火災保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第2条(保険金を支払わない場合)第2項第2号の規定にかかわらず、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の目的(ただし、家庭用総合保険基本特約条項(以下「基本特約」といいます。)第2条(保険金を支払力場合一持ち出し家財保険金)に規定する持ち出し家財は対象としません。が損害(基本特約第3条(保険金を支払わない場合)第2項または普通約款第2条第1項、第2項第1号もしくは第3号に掲げる事由によって生じた損害を除きます。)を受け、その損害の状況が次の各号のいずれかに該当する場合には、ぞれによって生ずる損害等に対して、地震火災保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の目的が建物であるときはその建物ごとに、保険の目的が家財であるときはこれらを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、へいまたはかきが保険の目的に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。
- (1) 保険の目的が建物である場合には、当該建物が半焼以上となったとき(建物の主要構造部の火災による損害の額が、当該建物の再調達価額の20%以上となったとき、または建物の焼失した部分の床面積の当該建物の運べ床面積に対する割合が20%以上となったときをいいます。以下この項において同様とします。)。
- (2) 保険の目的が家財である場合には、当該家財を収容する建物が半焼以上となったとき、または当該家財が全焼となったとき(家財の火災による損害の額が、当該家財の再調達価額の80%以上となったときをいいます。この場合における家財には基本特約第6条(保険の目的の範囲-家財の場合)第3項第1号に掲げる物は含みません。)。

(地震火災保険金の支払額)

第2条 当会社は、前条の地震火災保険金として、次の算式(保険金額が保険の目的の再調達価額を超えるときは、算式の保険金額は、保険の目的の再調達価額とします。)によって算出した額を支払います。

保険金額×支払割合(45%) = 地震火災保険金の額

2 前項の場合において、72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる 津波は、これらを一括して、1回の事故とみなします。

(地震火災費用保険金との関係)

第3条 当会社は、この特約条項により、基本特約第15条(保険金を支払う場合)第4項に規定する地震火災費用保険金の支払とは関係なく、第1条(保険金を支払う場合)の地震火災保険金を支払います。

(基本特約に掲げる費用保険金等との関係)

第4条 この特約条項においては、基本特約第15条(保険金を支払う場合)第4項に規定する 地震火災費用保険金を除き、基本特約に掲げる費用保険金の支払および損害防止費用の負担 に関する規定は、これを適用しません。

(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

第5条 第1条 (保険金を支払う場合)の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約(地震保険契約を除きます。)がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が、別表に掲げる支払限度額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を第1条 (保険金を支払う場合)の地震火災保険金として、支払います。

別表に掲げる× この保険契約の支払責任額 支払限度額 × この保険契約の支払責任額の合計額 = 第1条(保険金を支払う場 さいぞれの保険契約の支払責任額の合計額 = 6)の地震火災保険金の額

(準用規定

第6条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、 普通約款および基本特約の規定を選用します。

別表 (第5条 (他の保険契約がある場合の保険金の支払額) 関係)

| | 保険金の種類 | 支払限度額 |
|-----------|---|---------------------------|
| 支払う場合) の地 | それぞれの保険契約のおのおのの保険の目的 についての支払責任額の合計額が、1回の事 故につき、保険の目的ごとに、当該保険の目 的の再調達価額に50%を乗じて得た額を超え るとき。 | の目的ごとに、当該保険 の目的の再調達価額に |

(4) 構内構築物修復費用担保特約 (家庭用総合保険基本特約用)

(保障金を支払う場合)

- 第1条 当会社は、この特約条項に従い、家庭用総合保険基本特約条項(以下「基本特約」といいます。)第1条(保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金)第1項、第3項または第6項の事故によって構内構築物(保険証券記載の建物と同一権内にある外灯その他これらに類する屋外設備・装置(門、へいもしくはかきまたは物置、車庫その他の付属建物を除きます。)または庭木(保険証券記載の建物と同一構内にある庭木をいい、かき、鉢植さおよび草花寺を除きます。以下同様とします。)をいいます。以下同様とします。が損害(基本特約第3条(保険金を支払わない場合)第2項もしくは第3項、または積立火災保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第2系(保険金を支払わない場合)に掲げ、書車による損害を除きます。以下同様とします。)を少し、これを修復したときは、構内構築物を修復するために必要な費用(基本特約第1条第6項の事故の場合は、構内構築物を修復するために必要な費用(基本特約第1条第6項の事故の場合は、構内構築物を修復するために必要な費用(基本特約第1条第6項の事故の場合は、構内構築物を修復するために必要な費用がら5千円を差し引いた置とします。以下「構内構築物修復費用人といます。)に対して、構内構築物修復費用保険金を支払います。
- 2 当会社は、この特約条項に従い、基本特約第1条(保険金を支払う場合ー損害保険金および水害保険金)第2項の事故によって構内構築物が損害を受け、その損害の額が同項の額以上となった場合で、これを修復したときは、構内構築物修復費用に対して、構内構築物修復費用保険金を支払います。この場合において、損害の額の認定は、構内ごとに構内構築物および基本等約の保険の目的のすべてについて、一括して行うものとします。
- 3 当会社は、この特約条項に従い、基本特約第1条(保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金)第5項の事故によって構内構築物が地盤面より45cmを超える浸水を被った結果損害を受け、これを修復したときは、構内構築物修復費用に対して、構内構築物修復費用保険金を支払います。
- 4 構内構築物が膨木である場合は、庭木が枯死(枯れ枝が樹冠部の3分の2以上になった場合および通直な主幹を持つ樹木については樹高の3分の1以上の主幹が枯れた場合をいいます。)した場合のみ、前3項の損害が発生したものとします。

(基本特約の捐害額の認定)

第2条 この特約条項が付帯された場合は、基本特約第1条(保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金)第2項の損害の額の認定は、構内ごとに基本特約の保険の目的および構内構築物のすべてについて、一括して行うものとします。

(保険金の支払額)

- 第3条 当会社が第1条(保険金を支払う場合)の保険金として支払う額は、1回の事故につき300万円を限度とします。
- 2 前項の場合において、当会社は、同項の規定によって支払うべき構内構築物修復費用保険金と、この特約条項が付着された保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、構内構築物修復費用保険金を支払います。

(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

第4条 第1条 (保険金を支払う場合)の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約(この保険契約において、同条の費用に対して保険金が支払われるべき場合は、被保険者の所有する建物または動産で、この保険契約の保険の目的以外のものについて締結された保険契約であっても、これを含みます。)がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が、構内構築物修復費用の額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を構内構築物修復費用保険金として支払います。ただ1、前条の額を限序とします。

構内構築物修復費用の額× $\frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = 第 1 条の保険金の額$

(進用規定)

第5条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、 普通約款および基本特約の規定を準用します。

(5) 臨時費用保険金拡張担保特約

(臨時費用保険金を支払う場合)

第1条 この特約条項に従い、家庭用総合保険基本特約条項(以下「基本特約」といいます。) 第15条(保険金を支払う場合)第1項の規定中、「第1項から第3項までの損害保険金また は第5項第1号の水害保険金」とあるのを「第1項から第3項までの損害保険金、第5項の 水害保険金または第6項の相害保険金」と読み替えます。

(臨時費用保険金の支払額)

第2条 当会社は、基本特約第16条(臨時費用保険金の支払額)の規定にかかわらず、同特約 第15条(保険金を支払う場合)第1項の臨時費用保険金として、同特約第1条(保険金を支 払う場合-損害保険金および水害保険金)第1項から第3項までの損害保険金、第5項の水 害保険金または第6項の損害保険金の30%に相当する額を支払います。ただし、1回の事故 につき、1機内ごとに保险証券記載の支払限度額を限度とします。

2 前項の場合において、当会社は、同項の規定によって支払うべき臨時費用保険金とこの保 険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、臨時費用保険金を 支払います。

(準用規定)

第3条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、 稽立火災保障普通保険約款および基本特約の規定を進用します。

(6) 残存物取片づけ費用保険金拡張担保特約

(残存物取片づけ費用保険金を支払う場合)

第1条 当会社は、この特約条項に従い、家庭用総合保険基本特約条項(以下「基本特約」といいます。)第15条(保険金を支払う場合)第2項の規定中、「第1項から第3項までの損害保険金」とあるのを「第1項から第3項までおよび第6項の損害保険金または第5項の水害保険金」と読み替えます。

(残存物取片づけ費用保険金の支払額)

第2条 当会社は、基本特約条項第17条(残存物取片づけ費用保険金の支払額) 第1項の規定中、「第1項から第3項までの損害保険金」とあるのを「第1項から第3項までおよび第6項の指条保険金または第5項の水害保険金」と読み替えます。

(7) 建てかえ費用担保特約

(保険金を支払う場合)

- 第1条 当会社は、この特約条項により、保険の目的である保険証券記載の建物(以下「建物」といいます。)について、家庭用総合保険基本特約条項(以下「基本特約」といいます。) 第1条 (保険金を支払入場合・損害保険金おとび水害保険金)の損害保険金または水害保険金が支払われる場合において、次の各号に掲げる条件をすべて満たすときは、被保険者が保険の目的である建物を建てかえるために負担する費用に対して、建てかえ費用保険金を支払います。
- (1) 基本特約第8条(損害保険金の支払額-建物の場合)または第10条(水害保険金の支払額-建物および家財の場合)の規定による損害の額(この特約条項を適用する損害発生後の損害額を含みます。以下「損害額」といいます。)の再調達価額に対する割合が70%以上で、かつ100%未満であること。
- (2) 損害を受けた建物と同一用途の建物に建てかえること。
- 2 当会社は、前項の建てかえに際して損害を受けた建物を取りこわす場合は、取りこわしのために被保険者が負担する取りこわし費用に対して、取りこわし費用保険金を支払います。 (保険金を支払わない場合)
- 第2条 当会社は、建物に損害が生じた日からその日を含めて2年の期間内に建てかえを完了しない場合については、保険金を支払いません。ただし、法令による規制その他やむを得ない事情がある場合には、あらかじめ当会社の承認を得て、建てかえの期間を変更することができます。

(建てかえの通知)

第3条 保険契約者または被保険者は、建てかえを開始したときは、遅滞なく、書面をもって その旨を当会社に通知しなければなりません。

(建てかえ費用保険金の支払額)

第4条 当会社は、第1条(保険金を支払う場合)第1項の建てかえ費用保険金として、建物の建てかえに要する建築費用を支払います。ただし、再調達価額から損害保険金 (基本特約第8条、損害保険金の支払額 - 建物の場合) または第10条(水害保険金の支払額 - 建物および家財の場合)の規定により算出される支払額で、この特約条項を適用する損害発生後の損害による支払額を含みます。以下同様とします。)を差し引いた額を限度とします。

(取りこわし費用保険金の支払額)

第5条 当会社は、第1条(保険金を支払う場合)第2項の取りこわし費用保険金として、建物の取りこわしに要する費用(保険の目的の復旧に必要な取りこわし費用について損害保険金として支払われた金額を控除します。)を支払います。ただし、前条によって算出される建てかえ費用保険金の10%に相当する額を限度とします。

(保険金の支払額ー他に長期保険契約がある場合の取扱い)

- 第6条 建物について、他の長期保険契約(価額協定保険特約条項およびこれに類似の特約条項を付帯しない他の保険契約で保険証券記載の保険期間(以下「保険期間」といいます。)が1年を超えるものをいいます。以下同様とします。)があるときは、第4条(建てかえ費用保険金の支払額)において、当会社は、保険金額から損害保険金を差し引いた残額を限度として、建てかえ費用保険金を支払います。
- 2 建物について、他の長期保険契約があるときは、前条ただし書きにかかわらず、当会社 は、次の算式によって算出される額を限度として、取りこわし費用保険金を支払います。

(再調達価額 – 損害額) × $\frac{4}{4}$ 展 強 $\frac{4}{4}$ \times $\frac{4}{4}$

(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

第7条 基本特約第1条(保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金)の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合においては、第4条(建てかえ費用保険金の支払額)において、当会社は、再調達価額から他の保険契約を含めた損害保険金の合計額を

差し引いた残額を限度として、建てかえ費用保険金を支払います。

(罹災建物に残存価値がある場合または第三者に譲渡する場合の取扱い)

- 第8条 当会社が、この特約条項の規定により保険金を支払う場合で、損害を受けた建物を取りこわすことなくいずれかの用途に使用するか、または第三者に譲渡する場合は、譲渡額等(いずれかの用途に使用した建物の価額または被保険者が譲渡によって得た額をいいます。以下同様とします。)を建てかえ費用保険金から差し引くものとします。)を建てかえ費用保険金から差し引くものとします。)
- (建てかえ費用を支払う他の保険契約がある場合の保険金の支払額)
- 第9条 第1条(保険金を支払う場合)第1項の建てかえ費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして出した支払責任額の合計額が、用調達価額から他の保険契約を含めた損害保険金の合計額よび譲渡額を差し引いた残額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を限度として、建てかえ費用保険金を支払います。ただし、他の保険契約がないものとして、算出した支払責任額を限度とします。

再調達価額 - 他の保険契約を含めた 損害保険金の合計額 支払れれるべき建てか - 譲渡額等 = 保険金の支払 支費用保険金の額 限度額

(取りこわし費用を支払う他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

第10条 第1条(保険金を支払う場合)第2項の取りこわし費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとて算出した支払責任額の合計額が、再調達価額から他の保険契約を含めた損害保険金の合計額を差し引いた残額の10%を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を限度として、取り、5カし費用保険金を支払います。ただし、他の保険契約がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

他の保険契約によって (再調達価額-損害保険金の合計額) ×10% - 支払われるべき取りこ = 険金の支払限度額 わし費用保険金の額

(保険金の支払時期)

- 第11条 当会社は、保険契約者または被保険者が建てかえの完了を当会社に通知した日からその日を含めて30日以内に、この特約条項による保険金を支払います。
- 2 当会社は、被保険者の要求がある場合には、前項の規定にかかわらず、取りこわしの完了 を通知した日からその日を含めて30日以内に、第1条(保険金を支払う場合)第2項の取り こわし費用保険金を支払います。
- 3 当会社が前2項の期間内に必要な調査を終えることができないときはこれを終えた後、遅滞なく、保険金を支払います。

(当会社が保険金を支払う場合のこの特約の取扱)

- 第12条 当会社がこの特約条項の規定により保険金を支払う場合は、損害を受けた建物を取り こわした時点で、この特約条項は終了します。
- 2 当会社がこの特約条項の規定により保険金を支払う場合で、被保険者が損害を受けた建物 を第三者へ譲渡する場合は、その譲渡の時点で、この特約条項は終了します。

(この特約が付帯された保険契約との関係)

- 第13条 この特約条項が付帯された保険契約が無効のときは、この特約条項もまた無効とします。
- 2 この特約条項が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了したときは、この特約 条項も同時に終了するものとします。

(华用規定

第14条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、 積立火災保険普通保険約款および基本特約の規定を準用します。

(8) バリアフリー改修費用担保特約

(保険金を支払う場合)

第1条 当会社は、この特約条項に従い、費用支払対象者が、保険証券記載の保険期間(以下 「保険期間」といいます。) 中に生じた急敵かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害(身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急敵に生ずる中毒症状を含みます。ただし、継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状および細菌性食物中毒は含みません。以下同様とします。) を被った結果、事故の日からその日を含めて180日と関しは、同様を遺障害(ただし、後递障害が事故の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、事故の日からその日を含めて181日目における医師(被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。) の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。) が生じ、かつ要介護状態となったことの直接の結果として、被保険者が、保険の目的である保険証券記載の建物(以下「建物」といいます。) の改造を行った場合に被保険者が負担した費用に対して、バリアフリーの体修用保険金を支払います。

用語の定義)

- 第2条 この特約条項において、次に掲げる用語は、それぞれ次の定義に従います。
- (1) 費用支払対象者
 - 次に掲げるものをいいます。
 - イ 被保険者(保険の目的である建物に居住している被保険者に限ります。以下この号に おいて同様とします。)

- ロ 被保険者の配偶者
- ハ 被保険者またはその配偶者と生計を共にする同居の親族
- ニ 被保険者またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
-) 要介護状態
- 歩行、食事、排せつ、入浴または衣類の着脱のいずれかの行為の際に、補助用具を用いても、それぞれ別表2の各項に規定するいずれの状態またはそれらと同程度の介護を必要とする状態であるために、常に他人の介護が必要である状態をいいます。 (保険金を支払わない場合)
- 第3条 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって要介護状態が発生した結果、 被保険者が負担した費用に対しては、保険金を支払いません。
 - (1) 保険契約者(保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執 行するその他の機関を含みます。) または被保険者の故意
 - (2) 保険金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りでありません。
 - (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - (4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変も しくは暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において 著しく平穏が害され、治安維持と重大な事態と認められる状態をいいます。)
 - (5) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
 - (6) 前3号の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事 故
 - (7) 第5号以外の放射性照射または放射能汚染
- 2 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって要介護状態が発生した結果被保険 者が負担した費用に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのは当 該費用支払対象者が要介護状態となった結果、被保険者が負担した費用に関ります。
- (1) 費用支払対象者の故意
- (2) 費用支払対象者が法令に定められた運転資格を持たないで、または、酒に酔って正常な 運転ができないおそれがある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生 じた事故
- (3) 費用支払対象者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- (4) 費用支払対象者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用。ただし、治療を目的として医師がこれらのものを用いた場合は、この限りでありません。
- (5) 費用支払対象者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、この限りでありません。
- (6) 費用支払対象者の脳疾患、疾病または心神喪失。
- (7) 費用支払対象者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただ し、当会社が保険金を支払うべき傷害を治療する場合には、この限りでありません。
- (8) 費用支払対象者の先天性異常
- (9) 頸部症候群 (いわゆる「むちうち症」) または腰痛で他覚症状のないもの。
- (位) 正当な理由がなく費用支払対象者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったこと。
- (11) 次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - 4 費用支払対象者が別表3に掲げるもののいずれかに該当する運動等を行っている間 費用支払対象者の職業が別表4に掲げるもののいずれかに該当する場合において、費 用支払対象者が当該職業に従事している間
- ハ 費用支払対象者が自動車、原動機付自転車、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービルその他に力にに類する乗用具による競技、競争、興行もしくはそれぞれのための練習または試運転(性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。)をしている間。ただし、自動車または原動機付自転車を用いて道路上でこれらのことを行っている間については、この限りでありません。

(保険金の支払額)

- 第4条 当会社は、要介護状態となった費用支払対象者の介護を行うために被保険者が負担した必要かつ有益な建物の改造費用で、当社が妥当と認めた額を、第1条(保険金を支払う場合)のパリアフリー改修費用保険金として、支払います。ただし、事故の日からその日を含めて910日以内に負担したものに限ります。また、保険期間中に発生した全ての事故を通じ、建物の保険金額の30%または5000万円のいずれか低い額を限度とします。
- 2 前項の場合において、当会社は、被保険者に次のいずれかの給付等があるときは、その額を被保険者が負担した同項の費用の額から差し引くものとします。
- (1) 前項の費用について第三者により支払われた損害賠償金
- (2) 前項の費用をてん補するために行われたその他の給付(重複保険により支払われる保険 金は除きます。)

(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

第5条 第1条(保険金を支払う場合)の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が、被保険者が負担した費用の額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

(通知義務その1-傷害事故発生時)

- 第6条 保険契約者または被保険者は、費用支払対象者が第1条(保険金を支払う場合)に規 定する傷害を被ったときは、その原因となった事故の日からその日を含めて30日以内に事故 発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当 会社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
- 2 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前項の規定に違反したとき、またはその 通知もしくは説明において知っている事実を告げなかったときもしくは不実のことを告げた ときは、当会社は、保険金を支払いません。

(通知義務その2-要介護状態発生時)

- 第7条 保険契約者または被保険者は、費用支払対象者が第1条(保険金を支払う場合)に規 定する要介護状態となった場合は、速やかにこれを後遺障害および要介護状態の内容を証明 する医師の診断書を添えて書面により通知し、その通知の内容について当会社が説明を求め たときは、これに応じなければなりません。
- 2 前項の規定にかかわらず、費用支払対象者が事故発生後その日を含めて180日を超えてな お治療を要する場合には、保険契約者または被保険者は、速やかにその日を含めて181日目 における医師の診断書を添えて書面により通知し、その通知の内容について当会社が説明を 求めたときは、これに応じなければなりません。
- 3 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前2項の規定に違反したとき、またはそ の通知もしくは説明において知っている事実を告げなかったときもしくは不実のことを告げ たときは、当会社は、保険金を支払いません。

(通知義務その3-費用発生時)

- 第8条 保険契約者または被保険者は、第1条(保険金を支払う場合)に規定する事由の結果 として建物を改造しようとするときは、事前に当会社に通知し、当会社所定の書類を提出し なければなりません。
- 2 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前項の規定に違反したとき、または提出 書類につき知っている事実を告げなかったときもしくは不実のことを告げたときは、当会社 は、保険金を支払いません。

(保険金の請求)

- 第9条 当会社に対する保険金請求は、被保険者が負担する建物の改造に要する費用が確定し たときからこれを行うことができます。
- 2 被保険者が保険金の請求をする場合には、建物改造に要する費用が確定してからその日を 含めて30日以内に、当会社の定める保険金請求書および建物改造に要する費用を証明する書 類その他当会社が必要と認める書類を、当会社に提出しなければなりません。
- 3 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前項の規定に違反したとき、または提出 書類につき知っている事実を告げなかったときもしくは不実のことを告げたときは、当会社 は、保険金を支払いません。

(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- 第10条 当会社は、第6条 (通知義務その1-傷害事故発生時) から前条までに規定する書類 を受け取った場合で、当会社が必要と認めたときは、当会社の指定する医師が作成した費用 支払対象者の診断書または死体検案書の提出を、保険契約者、被保険者等の関係者に対して 求めることができます。
- 2 前項の診断のために要した費用(収入の喪失を含みません。)は、当会社が負担します。
- 3 第1項の規定による当会社の求めに対し、正当な理由がなくこれに応じなかったときは、 当会社は、保険金を支払いません。

(この特約が付帯された保険契約との関係)

- 第11条 この特約条項が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約条項もまた無効としま
- 2 この特約条項が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約 条項も同時に終了するものとします。
- 第12条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、 積立火災保険普通保険約款およびこれに付帯される基本特約条項の規定を準用します。

(第1条(保険金を支払う場合)関係)

1. 後遺障害第1級

(進用規定)

- (1) 両眼が失明したもの
- (2) 望しゃくおよび言語の機能を廃したもの
- (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- (6) 両上肢の用を全廃したもの
- (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- (8) 両下肢の用を全廃したもの

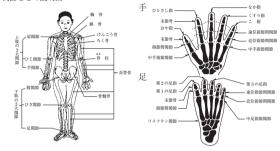
2. 後遺障害第2級

- (1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以 下同様とします。)が0.02以下になったもの
- 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの
- 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (3)
- 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4)
- (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの
- 両下肢を足関節以上で失ったもの

3. 後遺障害第3級

- (1) 神経系統の機能または精神に著しい隨害を残し、終身労務に服することができないもの
- 胸腹部臓器の機能に著しい隨害を残し、終身労務に服することができないもの

注 関節などの説明図



別表2 (第2条 (用語の定義) 第2号関係)

1. 歩行

- (1) 両手両足をつけて這ったり、膝・尻をつけて進んだりしないと移動できない。
- (2) 自分では寝返りおよびベッドの上の小移動しかできない。
- (3) 自分では全く移動することができない。

2. 食事

- (1) 食器または食物を工夫しても自分では食事ができない。
- (2) 自分では全く食事ができない。(身体の障害により療養中であり、経口食が禁じられ、 点滴で栄養をとっている、または、流動食に限られている場合を含む。)

3 排せつ

- (1) 自分では拭取りの始末ができない。
- (2) 自分では座位を保持することができない。
- かなりの頻度で失禁してしまうので、おむつまたは特別な器具を使用している。
- (4) 医師からの絶対安静を命じられているため、しびん等を使用している。

4. 入浴

- (1) 自分では体を洗ったり拭いたりすることができない。
- (2) 自分では浴槽の出入りができない。
- (3) 自分では全く入浴ができない。

5. 衣類の着脱

衣類を工夫しても自分では全く手足を衣類に通せない。

別表3 (第3条 (保険金を支払わない場合) 第2項第11号イ関係)

第3条(保険金を支払わない場合)第2項第11号イの「運動」とは、次に掲げるものをい

います。 山岳登はん(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、

リュージュ、ボブスレー、航空機(グライダーおよび飛行船を除きます。)操縦(ただし、 職務として操縦する場合を除きます。)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量 動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャ イロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

別表4(第3条(保険金を支払わない場合)第2項第11号口関係)

第3条(保険金を支払わない場合)第2項第11号口の危険な「職業」とは、次に掲げるも のをいいます。

オートテスター (テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争 選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、 プロレスラー、ローラーゲーム選手 (レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

(9) 防犯装置設置費用担保特約

(保険金を支払う場合)

- 第1条 当会社は、この特約条項に従い、被保険者が、保険の目的である保険証券記載の建物 または保険の目的である家財を収容する保険証券記載の建物(以下「建物」といいます。) において、保険証券記載の保険期間(以下「保険期間」といいます。)中に犯罪行為(不法 侵入を伴った形跡が明らかなもので、保険契約者または被保険者が当該犯罪行為をなされた ことを知った後、西と「所轄警察署にその旨を届け出たものに限ります。以下同様としま す。)が発生したことの直接の結果として、保険の目的である建物の改造を行った場合に被 保険者が負担した費用に対して、防犯装置設置費用保険金を支払います。 (保険金を支払わない場合)
- 第2条 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって犯罪行為が発生した結果、被保険者が負担した費用に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 保険契約者(保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執 行するその他の機関を含みます。) または被保険者の故意
- (2) 保険金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りでありません。
- (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変も しくは暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において 者しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
- (5) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
- (6) 前3号の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事 数
- (7) 第5号以外の放射性照射または放射能汚染
- 2 当会社は、被保険者の配偶者、被保険者の同居の親族または別居の未婚の子が自ら行いまたは加担した翌年行為の結果負担した費用に対しては、保険金を支払いません。 (保険金の支払額)
- 第3条 当会社は、被保険者が当該犯罪行為と同種の犯罪行為を防止するために負担した必要かつ有益な次のいずれかに該当する建物の改造費用で、当会社が妥当と認めた額を、防犯装置設置費用保険金として、支払います。ただし、当該犯罪行為発生の日から、その日を含めて180日以内に負担したものに限ります。また、保険期間中に発生した全ての犯罪行為を通じ、20万円を限度とします。
 - (1) 扉および窓の鍵の取りかえ・補強費用
- (2) 窓への防犯シャッターおよびこれに類する物の設置費用
- (3) 侵入者探知センサー、ブザーその他これらに類する防犯装置の設置費用
- 2 前項の場合において、当会社は、被保険者に次の各号のいずれかに該当する給付等がある
- ときは、その額を被保険者が負担した同項の費用の額から差し引くものとします。
- (1) 前項の費用について第三者により支払われた損害賠償金
- (2) 前項の費用をてん補するために行われたその他の給付(重複保険により支払われる保険 金は除きます。)

(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

- 第4条 第1条(保険金を支払う場合)の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が、被保険者が負担した費用の額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。
 - この保険契約の = 被保険者が負担 × この保険契約の支払責任額 支払保険金の額 = した費用の額 それぞれの保険契約の支払責任額の合計額

(通知義務-費用発生時)

- 第5条 保険契約者または被保険者は、第1条(保険金を支払う場合)に規定する事由の結果として建物を改造しようとするときは、事前に当会社に通知し、当会社所定の書類を提出しなければなりません。
- 2 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前項の規定に違反したときまたは提出書類につき知っている事実を表示しなかったときもしくは事実と異なる表示をしたときは、当会社は、保険金を支払いません。 (保険金の請求)
- 第6条 当会社に対する保険金請求は、被保険者が負担する建物の改造に要する費用が確定したときからこれを行うことができます。
- 2 被保険者が保険金の請求をする場合には、建物改造に要する費用が確定してからその日を 含めて30日以内に、当会社の定める保険金請求書および建物改造に要する費用を証明する書 類その他当会社が必要と認める書類を、当会社に提出しなければなりません。
- 3 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前項の規定に違反したときまたは提出書類につき知っている事実を表示しなかったときもしくは事実と異なる表示をしたときは、当会社は、保険金を支払いません。

(この特約が付帯された保険契約との関係)

- 第7条 この特約条項が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約条項もまた無効とします。
- 2 この特約条項が付帯された保険契約が保険期間中の中途において終了した場合は、この特約条項も同時に終了するものとします。

(準用規定)

第8条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、 積立火災保険普通保険約款およびこれに付帯される基本特約条項の規定を準用します。

(10) 共用部分修理費用担保特約

(保除金を支払う場合)

- 第1条 当会社は、この特約条項に従い、保険の目的である建物または保険の目的である家財を収容する建物が区分所有された共同住宅建物の専有部分である場合において、家庭用総合保険基本特約条項(以下「基本特勢)といいます。)第1条 (保険金を支払う場合・損害保険金および水害保険金)第1項から第3項までまたは第5項の事故によって、専ら被保険者が使用または管理する共用部分が損害(同特約第3条(保険金を支払わない場合)第2項または積立火災保険普通保険約款(以下「普通的款」といいます。)第2条(保険金を支払わない場合)に掲げる事由による損害を除きます。)を受けた場合、または同特約第1条第6項の事故によって、専ら被保険者が使用または管理する共用部分が損害(普通約款第2条または基本特約第3条等2項もしくは第3項に掲げる事由による損害を除きます。)を受けた場合に、当該共同住宅の居住者で構成される管理組合の規約にもとづき、被保険者に修復の義務が生したときは、被保険者が負担した当該共用部分の修復に要した費用(以下「共用部分修理費用」といいます。)に対して、共用部分修理費用保険金を支払います。
- (保険金の支払額)
- 第2条 当会社が前条の保険金として支払う額は、1回の事故につき1構内ごとに10万円を限度とします。
- 2 前項の場合において、当会社は、同項の規定によって支払うべき共用部分修理費用保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超える時でも、共用部分修理費用保険金を支払います。

(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

第3条 第1条(保険金を支払う場合)の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約(この保険契約において、同条の費用に対して保険金が支払われるべき場合は、被保険者の所有する建物または家財で、この保険契約の保険の目的以外のものについて締結された保険契約であっても、これを含みます。)がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が、共用部分修理費用の額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を共用部分修理費用保険金として支払います。ただし、前条の額を限度とします。

共用部分修理費用の額= この保険契約の支払責任額 それぞれの保険契約の支払責任額の合計額=第1条の保険金の額

(準用規定)

第4条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、 普通約款および基本特約の規定を準用します。

(11) 賃借費用担保特約

(保険金を支払う場合)

- 第1条 当会社は、この特約条項および積立火災保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)の規定に従い、次の各号に掲げるいずれかの事故によって損害が生じた場合には、臨時に賃貸住宅を賃借する費用または宿泊施設を利用する費用(以下「賃借費用」といいます。)に対して、賃借費用保険金を支払います。
 - (1) 偶然な事故によって保険の目的または保険の目的を収容する建物と配管または配線により接続している以下に掲げる事業者の占有する電気、ガスまたは水道の供給設備およびこれらに接続している配管または配線で以下に掲げる事業者が日本国内に占有するものの機能が停止または阻害されたことにより、電気、ガスまたは水道の供給が中断または阻害されたこと。ただし、その中断または阻害が22時間以上継続した場合に限ります。
 - ・電気事業法(昭和39年法律第170号)に定める電気事業者
 - ・ガス事業法 (昭和29年法律第51号) に定めるガス事業者
 - ・水道法 (昭和32年法律第177号) に定める水道事業者および水道用水供給事業者

 - (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の 定めにより、保険の目的またはその所在する構内への立ち入りが制限または禁止されたこ

(賃借費用保険金の支払額)

- 第2条 当会社が支払う前条の賃借費用保険金の額は、賃借費用を支出した期間に対し、1か 月50万円を限度とします。
- 2 保険の目的が建物の場合または保険の目的である家財を収容する建物を被保険者が所有する場合は、1回の事故につき、6か月(1か月末満の端日数が生じた場合は、1か月とみなします。)を限度とします。
- 3 前項に該当しない場合は、1回の事故につき、1か月を限度とします。

4 前3項の場合において、当会社は、前3項の規定によって支払うべき賃借費用保険金とこ の保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、賃借費用保険 金を支払います。

(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

第3条 第1条(保険金を支払う場合)の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約があ る場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した支払責 任額の合計額が、臨時に賃貸住宅を賃借する費用または宿泊施設を賃借する費用の額を超え るときは、当会社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

この保障契約の支払責任額

貸借費用の額= それぞれの保険契約の支払責任額の合計額 = 第1条の保険金の額

(読み替え規定)

- 第4条 家庭用総合保険基本特約条項(以下「基本特約」といいます。)第27条(保険金の支 払時期) 第1項の規定中「第15条(保険金を支払う場合)第1項の臨時費用保険金または第 7項の修理付帯費用保険金が支払われる場合において、被保険者の要求があるときは、当会 社の定めるところにより、臨時費用保険金および修理付帯費用保険金を内払することがあり ます。」とあるのを「第15条(保険金を支払う場合)第1項の臨時費用保険金、第7項の修 理付帯費用保険金または賃借費用担保特約条項の賃借費用保険金が支払われる場合におい て、被保険者の要求があるときは、当会社の定めるところにより、臨時費用保険金、修理付 帯費用保険金および賃借費用保険金を内払することがあります。| と読み替えて適用します。 (進用規定)
- 第5条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、 普诵約款および基本特約の規定を進用します。

(12) 個人賠償責任担保特約 (国内外担保)

(保険金を支払う場合)

- 第1条 当会社は、次条に定める被保険者が次の各号のいずれかに該当する偶然な事故によ り、他人(次条に定める被保険者以外の者をいいます。以下同様とします。)の身体の障害 (この特約条項においては傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。)または財物の減 失、き捐もしくは汚捐(以下「財物の捐壊」といいます。)に対して、法律上の捐害賠償責 任を負担することによって損害を被ったときは、この特約条項に従い、保険金を支払いま
- (1) 保険証券の本人欄に記載の者(以下「本人」といいます。)の居住の用に供される保険 証券記載の建物(敷地内の動産及び不動産を含みます。以下「住宅」といいます。)の所 有、使用または管理に起因する偶然な事故
- (2) 次条に定める被保険者の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きま す。) に起因する偶然な事故

(被保険者およびその範囲)

第2条 この特約条項における被保険者は、本人のほか次の者をいいます。ただし、責任無能 力者は含まないものとします。

- (1) 本人の配偶者
- (2) 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
- (3) 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
- 2 前項の本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生の時における ものをいいます。
- 3 第1項の本人として指定された者について死亡その他の事由が生じた場合においても、当 会社は、保険契約者または被保険者がその事由に基づく本人の変更を当会社に申し出て、当 会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

(保険金を支払わない場合ーその1)

- 第3条 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険 金を支払いません。
- (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人(保険契約者が法人であるとき は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)の故意
- (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変ま たは暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって全国または一部の地区において著し く平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
- (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (4) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によっ て汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性 またはこれらの特性に起因する事故

(保険金を支払わない場合ーその2)

- 第4条 当会社は、被保険者が次の各号のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することに よって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- (2) 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(住宅の一部が専ら被保険者の職 務の用に供される場合は、その部分を含みます。)の所有、使用または管理に起因する相 害賠償責任
- (3) 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- (4) 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責 任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。

- (5) 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定 によって加重された損害賠償責任
- (6) 被保険者が所有、使用または管理する財物の指壊についてその財物につき正当な権利を 有する者に対して負担する損害賠償責任
- (7) 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- (9) 航空機、船舶・車両(原動力が専ら入力であるものを除きます。) または銃器(空気銃 を除きます。) の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(支払保険金の範囲)

第5条 当会社が支払う保険金の範囲は、次の各号に掲げるものに限ります。

- (1) 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、判 決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠 償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物があるときは、その価額をこれから 差し引くものとします。
- (2) 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴 訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用(弁護士報酬を含みます。)
- (3) 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談 交渉に要した費用
- (4) 被保険者が第7条(事故の発生)第1項第3号の手段を講ずるために支出した必要また は有益と認められる費用
- (5) 損害を防止または軽減するために必要または有益と認められる手段を識じた後におい て、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、支出につきあらかじめ当会社の書面 による同意を得た費用および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他 緊急措置に要した費用
- (6) 第8条(損害賠償責任解決の特則)の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協 力するために直接要した費用
- (7) 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第7条第1項第2号 または第11条(代位)第2項の規定により、その権利の保全または行使に必要な手続をと るために要した必要または有益な費用

(保険金の支払額)

第6条 当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の各号の金額の合計額としま

- (1) 前条第1号に規定する損害賠償金の額が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、 その超過した額。ただし、保険証券記載の支払限度額(以下「支払限度額」といいます。) を限度とします。
- (2) 前条第2号から第7号までに規定する費用についてはその全額。ただし、同条第2号お よび第3号の費用は、同条第1号の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、その支 払限度額の同条第1号の損害賠償金の額に対する割合によってこれを支払います。

(事故の発生)

- 第7条 保険契約者または被保険者は、第1条(保険金を支払う場合)の事故により他人の身 体の障害または財物の損壊が発生したことを知ったときは、次の各号に掲げる事項を行わな ければなりません。
- (1) 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況およびこれらの 事項の証人となる者があるときはその住所、氏名を、また損害賠償の請求を受けたときは その内容を、遅滞なく、書面を持って当会社に通知すること。
- (2) 他人から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使につい て必要な手続をとること。
- (3) 損害を防止または軽減するために必要な措置を講ずること。
- (4) 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ当会社の承認を 得ること。ただし、応急手当、護送、その他の緊急措置については、この限りでありませ
- (5) 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとするとき、または提起されたときは、直ちに 書面をもって当会社に通知すること。
- 2 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前項各号の義務に違反したときは、当会 社は、同項第1号および第5号の場合には保険金を支払いません。また、同項第2号および 第3号の場合には防止または軽減することができたと認められる額を、同項第4号の場合に は当会社が損害賠償責任がないと認めた額を、それぞれ差し引いて、保険金の額を決定しま す。

(損害賠償責任解決の特則)

- 第8条 当会社は、必要と認めたときは、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解 決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂 行について当会社に協力しなければなりません。
- 2 被保険者が、正当な理由がなく前項に規定する協力に応じないときは、当会社は、保険金 を支払いません。

(保険金の請求)

- 第9条 当会社に対する保険金請求は、損害賠償金の額が確定したときからこれを行うことが できます。
- 2 被保険者が保険金の支払を請求するときは、損害賠償金の額が確定したときからその日を 含めて30日以内に、保険金請求書および損害賠償金の額または費用を証明する書類その他当 会社が必要と認める書類を、当会社に提出しなければなりません。

3 被保険者が、正当な理由がなく前項の規定に違反したときまたは提出書類につき知ってい る事実を表示しなかったときもしくは不実の表示をしたときは、当会社は、保険金を支払い ません。

(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

- 第10条 この特約条項によって支払われる損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約があ る場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払 責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、この保険契約の支払責任額のそれぞ れの保険契約の支払責任額の合計額に対する割合によって、保険金を支払います。 (代 位)
- 第11条 当会社は、第1条(保険金を支払う場合)の損害に対して保険金を支払ったときは、 その支払った保険金の額を限度として、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で、被保険 者がその損害につき第三者(他人のためにする保険契約の場合の保険契約者を含みます。) に対して有する権利を代位取得します。
- 2 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそ のために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。
- 第12条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、 積立火災保険普通保険約款およびこれに付帯される基本特約条項の規定を準用します。

個人賠償責任担保特約包括契約に関する特約(国内外担保)

(保険金を支払う場合)

- 第1条 当会社は、次条に定める被保険者が次の各号のいずれかに該当する偶然な事故によ り、他人の身体の障害(この特約条項においては傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいま す。) または財物の滅失、き損もしくは汚損(以下「財物の損壊」といいます。) に対して、 法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときは、この特約条項に従い、 保険金を支払います。
- (1) 保険証券記載の建物に所在する居住用戸室(敷地内の動産及び不動産を含みます。以下 「居住用戸室」といいます。) の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- (2) 次条第1項に規定する被保険者のうち第1号、第2号および第3号の被保険者の日常生 活(居住用戸室以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事

(被保険者およびその範囲)

- 第2条 この特約条項では、次に該当する者を被保険者とします。ただし、責任無能力者は含 まないものとします。
 - (1) 居住用戸室に居住している者
- (2) 居住用戸室に居住している者の配偶者
- (3) 居住用戸室に居住している者またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
- (4) 居住用戸室の所有者で、居住用戸室に居住していない者
- 2 前項の居住用戸室に居住している者とそれ以外の被保険者との続柄は、損害の原因となっ た事故発生の時におけるものをいいます。

(保険金を支払わない場合ーその1)

- 第3条 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険 金を支払いません。
- (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人(保険契約者が法人であるとき は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)の故意
- (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変ま たは暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって全国または一部の地区において著し く平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
- (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (4) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によっ て汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性 またはこれらの特性に起因する事故

(保険金を支払わない場合ーその2)

- 第4条 当会社は、被保険者が次の各号のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することに よって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

 - (1) 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - (2) 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(住宅の一部が専ら被保険者の職 務の用に供される場合は、その部分を含みます。)の所有、使用または管理に起因する損 害賠償責任
 - (3) 被保険者と同居する親族に対する捐害賠償責任
- (4) 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責 任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
- (5) 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別な約定がある場合において、その約定 によって加重された損害賠償責任
- (6) 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を 有する者に対して負担する損害賠償責任
- (7) 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- (8) 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- (9) 航空機、船舶・車両(原動力が専ら人力であるものを除きます。)または銃器(空気銃 を除きます。) の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(支払保険金の範囲)

- 第5条 当会社が支払う保険金の範囲は、次の各号に掲げるものに限ります。
- (1) 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、判 決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠 償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物があるときは、その価額をこれから 差し引くものとします。
- (2) 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴 訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用(弁護士報酬を含みます。)
- (3) 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談 交渉に要した費用
- (4) 被保険者が第7条(事故の発生)第1項第3号の手段を講ずるために支出した必要また は有益と認められる費用
- (5) 損害を防止または軽減するために必要または有益と認められる手段を講じた後におい て、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、支出につきあらかじめ当会社の書面 による同意を得た費用および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他 緊急措置に要した費用
- (6) 第8条(損害賠償責任解決の特則)の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協 力するために直接要した費用
- (7) 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第7条第1項第2号 または第11条(代位)第2項の規定により、その権利の保全または行使に必要な手続をと るために要した必要または有益な費用

(保険金の支払額)

- 第6条 当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の各号の金額の合計額としま す。
- (1) 前条第1号に規定する損害賠償金の額が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、 その超過した額。ただし、保険証券記載の支払限度額(以下「支払限度額」といいます。) を限度とします。
- (2) 前条第2号から第7号までに規定する費用についてはその全額。ただし、同条第2号お よび第3号の費用は、同条第1号の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、その支 払限度額の同条第1号の損害賠償金の額に対する割合によってこれを支払います。

(事故の発生)

- 第7条 保険契約者または被保険者は、第1条(保険金を支払う場合)の事故により他人の身 体の障害または財物の損壊が発生したことを知ったときは、次の各号に掲げる事項を行わな ければなりません。
- (1) 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況およびこれらの 事項の証人となる者があるときはその住所、氏名を、また損害賠償の請求を受けたときは その内容を、遅滞なく、書面をもって当会社に通知すること。
- (2) 他人から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使につい て必要な手続をとること。
- (3) 損害を防止または軽減するために必要な措置を講ずること。
- (4) 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ当会社の承認を 得ること。ただし、応急手当、護送、その他の緊急措置については、この限りでありませ
- (5) 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとするとき、または提起されたときは、直ちに 書面をもって当会社に通知すること。
- 2 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前項各号に規定する義務に違反したとき は、当会社は、同項第1号および第5号の場合には保険金を支払いません。また、同項第2 号および第3号の場合には防止または軽減することができたと認められる額を、同項第4号 の場合には当会社が損害賠償責任がないと認めた額を、それぞれ差し引いて、保険金の額を 決定します。

(損害賠償責任解決の特則)

- 第8条 当会社は、必要と認めたときは、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解 決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂 行について当会社に協力しなければなりません。
- 2 被保険者が、正当な理由がなく前項に規定する協力に応じないときは、当会社は、保険金 を支払いません。

(保険金の請求)

- 第9条 当会社に対する保険金請求は、損害賠償金の額が確定したときからこれを行うことが
- 被保険者が保険金の支払を請求するときは、損害賠償金の額が確定したときからその日を 含めて30日以内に、保険金請求書および損害賠償金の額または費用を証明する書類その他当 会社が必要と認める書類を、当会社に提出しなければなりません。
- 3 被保険者が、正当な理由がなく前項の規定に違反したときまたは提出書類につき知ってい る事実を表示しなかったときもしくは不実の表示をしたときは、当会社は、保険金を支払い ません。

(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

第10条 この特約条項によって支払われる損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約があ る場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払 責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、この保険契約の支払責任額のそれぞ れの保険契約の支払責任額の合計額に対する割合によって、保険金を支払います。

- 第11条 当会社は、第1条(保険金を支払う場合)の損害に対して保険金を支払ったときは、 その支払った保険金の額を限度として、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で、被保険 者がその損害につき第三者(他人のためにする保険契約の場合の保険契約者を含みます。) に対して有する権利を代位取得します。
- 2 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそ のために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。 (進用規定)
- 第12条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、 稽立火災保険普通保険約款およびこれに付帯される基本特約条項の規定を準用します。

(14) レンタル用品賠償責任担保特約

(当会社の支払責任)

- 第1条 当会社は、この特約条項に従い、個人賠償責任担保特約条項(以下「個人賠償特約」 といいます。) 第4条(保険金を支払わない場合-その2) 第6号の規定にかかわらず、被 保険者自らが使用する目的で、被保険者がレンタル業者から日本国内において賃借したレン タル用品が、被保険者に引き渡されてからレンタル業者に返還されるまでの間に、減失、き 損もしくは汚損(以下「損壊」といいます。)した場合または盗取された場合に、当該損壊 または盗取について被保険者がレンタル業者に対し法律上の損害賠償責任を負担することに よって被った損害に対して、保険金を支払います。
- 2 この特約条項において、「レンタル用品」とは、賃貸借の期間が6か月以内の賃貸借の用 に供される動産をいいます。ただし、不動産に付随して賃貸借され、かつ、不動産に備え付 けられた動産を除きます。
- 3 この特約条項において、「レンタル業者」とは、業としてレンタル用品を賃貸する者をい います。

(被保険者の範囲)

第2条 この特約条項における被保険者は、個人賠償特約第2条(被保険者およびその範囲) に規定する者をいいます。 (保険金を支払わない場合)

- 第3条 当会社は、次の各号のいずれかに該当する物の損壊または盗取について被保険者が賠 償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、稿本、設計書、図案、 証書、帳簿その他これらに準ずる物
- (2) 貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに準ずる物
- (3) 自動車(被牽引車を含みます。)、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボートおよ びボートを含みます。)、航空機
- (4) 銃砲、刀剣その他これらに準ずる物
- (5) 被保険者が次のいずれかに該当する運動等を行っている間の当該運動等のための用具 山岳登はん、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超
- 軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動 (6) 動物、植物等の生物
- (7) 公序良俗に反する物
- (8) その他保険証券記載の物
- 2 当会社は、レンタル用品が次の各号のいずれかに該当する間に捐壊した場合または盗取さ れた場合には、保険金を支払いません。
- (1) 被保険者の職務の用に供されている間
- (2) 被保険者以外の者に転貸されている間
- 3 当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによるレンタル用品の損壊または盗取につい て、被保険者が賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いま せん。
- (1) 保険契約者(保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執 行するその他の機関) または被保険者の故意
- (2) 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- (3) 被保険者が法令に定められた運転資格 (運転する地における法令によるものをいいま す。)を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シン ナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転 車を運転している間に生じた事故
- (4) 被保険者が賃借したレンタル用品について、通常必要とされる取り扱い上の注意に著し く反したこと、または、本来の用途以外にレンタル用品を使用したこと。
- (5) 被保険者に引き渡される以前からレンタル用品に存在した瑕疵
- (6) レンタル用品の自然の消耗または性質によるさび、かび、変色またはねずみ食い、虫食 いその他類似の事由
- (7) 偶然な外来の事故に直接起因しないレンタル用品の電気的事故または機械的事故
- (8) レンタル用品の置き忘れまたは紛失
- (9) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (10) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変ま たは暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著 しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
- (11) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によっ

- て汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性 またはこれらの特性に起因する事故
- (12) 前3号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じ
- (13) 第11号以外の放射線照射または放射能汚染
- (14) 差し押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防ま たは避難に必要な処置としてなされた場合はこの限りでありません。
- 当会社は、被保険者が次の各号に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって 被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 被保険者とレンタル業者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、そ の約定によって加重された損害賠償責任
- (2) 被保険者とレンタル業者との間に賃借したレンタル用品の返還に係わる遅延損害に関す る約定がある場合において、その約定にもとづく損害賠償責任
- (3) 被保険者が賃借したレンタル用品をレンタル業者に返還した後に発見されたレンタル用 品の損壊または盗取に起因する損害賠償責任

(支払保険金の範囲)

第4条 当会社が被保険者に支払う保険金の範囲は、次の各号に掲げるものに限ります。

- (1) 被保険者がレンタル業者に支払うべき損害賠償金であって、次のいずれかに該当するも の。ただし、いかなる場合にもレンタル用品の時価額(指壊または盗取が生じた地および 時におけるレンタル用品の価額をいいます。)を超えないものとします。
 - イ レンタル用品の損壊を修理できない場合または盗取された場合には賃貸借契約に基づ く損害賠償金
 - ロ レンタル用品の掲壊を修理できる場合には修理費(掲壊が生じた地および時におい て、レンタル用品を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。) に 相当する指害賠償金
- (2) 第1条(当会社の支払責任)の指壊または盗取が発生した場合において、被保険者が第 6条(事故の発生)第1項第3号の手段を講ずるために支出した損害の防止または軽減の ために要した費用のうち当会社が必要または有益であったと認めた費用および同項第4号 の手続のために必要な費用
- 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟 費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
- (4) 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談 交渉に要した費用
- (5) 第7条(当会社による解決)第1項に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力 するために被保険者が直接要した費用

(保険金の支払額)

第5条 当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の各号の金額の合計額としま

- (1) 前条第1号の損害賠償金の額から、保険証券記載の免責金額を差し引いた額。ただし、 保険年度(初年度については保険証券記載の保険期間(以下「保険期間 | といいます。) の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日から1年間を いいます。) ごとに保険証券記載のこの特約条項の保険金額(この条において「保険金額」 といいます。)を限度とします。
- (2) 前条第2号から第5号までの費用については、その全額。ただし、同条第3号および第 4号の費用は、同条第1号の損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、その保険金額の 同号の損害賠償金の額に対する割合によってこれを支払います。

(事故の発生)

- 第6条 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みま す。以下この条において同様とします。)は、レンタル用品の損壊または盗取が発生したこ とを知ったときは、次の各号に掲げる事項を履行しなければなりません。
- (1) レンタル用品の損壊または盗取の発生日時および場所、レンタル業者の住所、氏名、レ ンタル用品、レンタル用品の損害状況ならびにこれらの事項の証人となる者があるときは その住所および氏名を事故の日よりその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を 受けたときは、その内容を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会 社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) レンタル用品が盗取された場合にあっては、直ちに警察署へ届け出ること。
- (3) 事故によって生じた損害の拡大を防止または軽減するため、自己の費用で必要な措置を 講ずること。
- (4) 被保険者が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合は、その権利の保全または行 使について必要な手続を行うこと。
- (5) あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またはその他の費用を支 出しないこと。
- (6) 損害賠償に関する訴訟を提起しようとするとき、または提起されたときは、直ちに書面 により当会社に通知すること。
- (7) 当会社が、特に必要とする書類または証拠となる物を求めた場合には、遅滞なく、これ を提出すること。その他当会社が行う損害の調査に協力すること。
- 2 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が当会社の認める正当な理由がなく 前項各号に規定する義務に違反したときは、当会社は同項第1号、第2号、第6号および第 7号の場合は保険金を支払いません。また、同項第3号の場合は防止または軽減できたと認 められる額を、同項第4号の場合は取得すべき権利の行使によって受けることができたと認

められる額を、同項第5号の場合は当会社が損害賠償責任がないと認めた部分を、それぞれ 控除して保険金を支払います。

(当会社による解決)

- 第7条 当会社は、必要と認めたときは、被保険者に代わって自己の費用で、レンタル業者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社
- の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。 2 被保険者が、当会社の認める正当な理由がなく前項の規定による協力に応じないときは、 当会社は、保険金を支払いません。

(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

第8条 第1条 (当会社の支払責任)の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

他の保険契約がないものとして算出

指害の額× したこの保険契約の支払責任額

他の保険契約がないものとして算出した = 保険金の支払額

それぞれの保険契約の支払責任額の合計額

- 2 前項の損害の額は、それぞれの保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も 低い免責金額を差し引いた額とします。
- (準用規定)
- 第9条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、 積立火災保険普通保険約款および個人賠償特約の規定を準用します。

(15) 受託品賠償責任担保特約

(当会社の支払責任)

- 第1条 当会社は、この特約条項に従い、個人賠償責任担保特約条項(以下「個人賠償特約」といいます。)第4条(保険金を支払わない場合-その2)第6号の規定にかかわらず、被保険者が管理する財物で第3条(受託品の範囲)に規定するもの(以下「受託品」といいます。)が次の各号のいずれかに該当する間に減失、き損もしくは汚損(以下「損壊」といいます。)した場合または盗取された場合に、受託品について正当な権利を有するものに対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
 - (1) 受託品が、被保険者の居住の用に供される住宅(敷地を含みます。以下「住宅」といいます。)内に保管されている間
 - (2) 受託品が、被保険者によって日常生活上の必要に応じて一時的に住宅外で管理されている問

(被保険者の範囲)

第2条 この特約条項における「被保険者」は、個人賠償特約第2条(被保険者およびその範囲)に規定するものをいいます。

(受託品の範囲)

- **第3条** この特約条項における「受託品」は、被保険者が日本国内において受託した財物のうち、次の各号に掲げるものを除いたものとします。
- (1) 通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、稿本、設計書、図案、 証書、帳簿その他これらに準ずる物
- (2) 貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに準ずる物
- (3) 自動車(被牽引車を含みます。)、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。)、航空機およびこれらの付属品
- (4) 銃砲、刀剣その他これらに準ずる物
- (5) 被保険者が次のいずれかに該当する運動等を行っている間の当該運動等のための用具 山缶登はん、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超 軽量動力機搭乗、ジャイロブレーン搭乗その他これらに難する危険な運動
- (6) 動物、植物等の生物
- (7) 建物(畳、建具その他の従物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。)
- (8) 門、へいもしくはかきまたは物置、車庫その他の付属建物
- (9) 公序良俗に反する物
- (10) その他保険証券記載の物

(保険金を支払わない場合)

- 第4条 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 保険契約者(保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執 行するその他の機関)または被保険者の故意
- (2) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- (3) 被保険者が注今に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- (4) 被保険者に引き渡される以前から受託品に存在した瑕疵
- (5) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

- (6) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著し、平穏が実され、冷安維持し事大な事態と認められる状態をいいます。)
- (7) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの診性に起因する事故
- (8) 前3号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (9) 第7号以外の放射線照射または放射能汚染
- (40) 差し押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合はこの限りでありません。
- (11) 受託品に生じた自然発火または自然爆発
- (12) 偶然な外来の事故に直接起因しない受託品の電気的事故または機械的事故
- (13) 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の事由
- (14) ねずみ食い、虫食いその他これらに類似の事由
- (15) 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨、雪またはひょうによる受託品の損壊
- 2 当会社は、被保険者が次の各号に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって 被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- (2) 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (3) 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- (4) 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- (5) 被保険者と第三者との間に受託品の返還に係わる遅延損害に関する約定がある場合において、その約定にもとづく損害賠償責任
- (6) 被保険者の心身喪失に起因する損害賠償責任
- (7) 航空機、船舶(原動力が専ら人力であるものを除きます。)または銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (8) 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任
- (9) 直接であると間接であるとを問わず、被保険者が当該受託品を使用不能にしたことに起 因する損害賠償責任(収益減少に基づく賠償責任を含みます。)
- (10) 受託品について、通常必要とされる取り扱い上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外に受託品を使用したことに起因する損害賠償責任
- (支払保険金の範囲)
- 第5条 当会社が被保険者に支払う保険金の範囲は、次の各号に掲げるものに限ります。
 - (1) 被害受託品について正当な権利を有する者に対して支払うべき損害賠償金。ただし、保険事故の生じた地および時において、もし保険事故がなければ有したであろう被害受託品の価額を超えないものとします。
 - (2) 第1条 (当会社の支払責任)の事故が発生した場合において、被保険者が個人賠償特約第5条 (支払保険金の範囲)第4号に規定する損害の防止または軽減のために要した費用のうち当会社が必要または有益であったと認めた費用および同条第7号の手続のために必要な費用
 - (3) 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟 費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
 - (4) 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談 交渉に要した費用
 - (5) 第8条 (当会社による解決) 第1項に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力 するために被保険者が直接要した費用

(保険金の支払額)

- 第6条 当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の各号の金額の合計額としま
- (1) 前条第1号の損害賠償金が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、保険年度(初年度については保険証券記載の保険期間(以下「保険期間」といいます。)の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。)ごとに保険証券記載のこの特約条項の保険金額(この条において「保険金額」といいます。)をもって限度とします。
- (2) 前条第2号から第5号までの費用についてはその全額。ただし、同条第3号および第4号の費用は、同条第1号の損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、保険金額の同号の損害賠償金に対する割合によってこれを支払います。
 (事故の発生)
- 第7条 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。)は、第1条(当会社の支払責任)の受託品の損壊、紛失または盗取が発生したことを知ったときは、次の各号に掲げる事項を履行しなければなりません。
 - (1) 受託品の損壊、紛失または盗取の発生日時および場所、被害受託品について正当な権利を有する者の住所、氏名、受託品、受託品の損害状況ならびにこれらの事項の証人となる者があるときはその住所および氏名を事故の日からその日を含めて30日以内に、また、損

害賠償の請求を受けたときは、その内容を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合 において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

- (2) 受託品が盗取された場合にあっては、直ちに警察署へ届け出ること。
- (3) 受託品の損壊、紛失または盗取によって生じた損害の拡大を防止または軽減するため、 自己の費用で必要な措置を講ずること。
- (4) 被保険者が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合は、その権利の保全または行使について必要な手続を行うこと。
- (5) あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またはその他の費用を支出しないこと。
- (6) 損害賠償に関する訴訟を提起しようとするとき、または提起されたときは、直ちに書面により当会社に通知すること。
- (7) 当会社が、特に必要とする書類または証拠となる物を求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。その他当会社が行う損害の調査に協力すること。
- 2 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が当会社の認める正当な理由がなく 前項各号に規定する義務に違反したときは、当会社は同項第1号、第2号、第6号および第 7号の場合は保険金を支払いません。また、同項第3号の場合は防止または軽減できたと認 められる額を、同項第4号の場合は取得すべき権利の行使によって受けることができたと認 められる額を、同項第5号の場合は取得すべき権利の行使によって受けることができたと認 かられる額を、同項第5号の場合は当会社が相乗賠償責任がないと認めた部分を、それぞれ

控除して保険金を支払います。 (当会社による解決)

第8条 当会社は、必要と認めたときは、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害 賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに 応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

2 被保険者が、当会社の認める正当な理由がなく前項の規定による協力に応じないときは、 当会社は、保険金を支払いません。

(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

第9条 第1条 (当会社の支払責任)の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

他の保険契約がないものとして算出

損害の額× (したこの保険契約が交払責任額) = 保険金の支払額 (他の保険契約がないものとして算出した それぞれの保険契約の支払責任額の合計額

2 前項の損害の額は、それぞれの保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も 低い免責金額を差し引いた額とします。

(準用規定)

(年内がなど) 第10条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、 稽立火災保険普通保険約款および個人賠償特約の規定を準用します。

(16) 類焼損害担保特約

(用語の定義)

第1条 この特約条項において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ次の定義に従うものとします。

(1) 普通約款等

積立火災保険普通保険約款およびこれに付帯される基本特約条項をいいます。

(2) 主契約

普通約款等に基づく保険契約をいいます。

(3) 主契約建物

主契約の保険の目的である建物をいいます。

(4) 主契約家財

主契約の保険の目的である家財をいいます。

(5) 主契約被保険者

主契約の物保険の被保険者をいいます。

(6) 類焼補償被保険者

類焼補償対象物の所有者をいいます。ただし、2人以上の類焼補償対象物の所有者が同 居の親族の関係に該当する場合はそれらの世帯主を、また、類焼補償対象物が区分所有建 物の共用部分である場合は管理組合または管理組合法人を、類焼補償被保険者とみなし て、第4条 (類焼損害保険金の支払額) から第7条 (複数の類焼補償被保険者がある場合 の保険金の支払額)までの規定を適用します。

(7) 類焼補償対象物

- イ 「類焼釉(微対象物」とは、居住の用に供する建物(畳・建具その他の従物、電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備および門・へい・かき・物置・車庫その他の付属 建物を含みます。以下、本号および次号において、同様とします。)であって、その全部または一部で世帯が現実に生活を営んでいるものまたはこれに収容される家財をいいます。
- ロ イの規定にかかわらず、次に掲げる建物またはこれに収容される家財は、類焼補償対 象物に含みます。
- (イ) 常時、居住の用に供しうる状態にある別荘(営業用の貸別荘を除きます。)

- (ロ) 常時、居住の用に供しうる状態にある空家 (建売業者等が所有する売却用の空家を 除きます。)
- ハ イおよび口の規定にかかわらず、次に掲げる建物は、類焼補償対象物に含みません。
- (イ) 主契約建物
- (ロ) 主契約家財を収容する保険証券記載の建物
- (ツ) 主契約被保険者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族の所有する建物 (区分所有建物の共用部分の主契約被保険者以外の者または主契約被保険者と生計を 共にする同居の親族以外の者の共有特分を除きます。)
- (二) 建築中または取り壊し中の建物 (損害が発生したときに、世帯が現実に生活を営んでいたものを除きます。)
- (お) 国もしくは地方公共団体またはこれらに類する法人の所有する建物(区分所有建物の共用部分のこれらの者以外の者の共有持分を除きます。)
- ニ イおよびロの規定にかかわらず、次に掲げる家財は、類焼補償対象物に含みません。
- (イ) 主契約家財
- (ロ) 主契約建物に収容される家財
- (v) 主契約被保険者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族の所有、使用または管理する家財
- (二) 家財を収容する建物内で現実に生活を行っている者以外の者が所有権を有する当該 家財
- (お) 自動車(自動三輪車または自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。)
- (へ) 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- (ト) 貴金属、宝玉、宝石、書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の 価額が30万円を超えるもの
- (チ) 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- (リ) 動物、植物
- (ス) 商品、見本品、事業用什器・備品・機械装置・道具その他事業を営むために使用されるもの
- (8) 類焼補償対象物の再調達価額

類焼補償対象物が建物の場合は、類焼補償対象物と同一の構造、質、用途、規模、型、 能力のものを再築または再取得するのに要する額、類焼補償対象物が家財の場合は、類焼 補償対象物と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいま す。

(保険金を支払う場合)

第2条 当会社は、第1号の事故(以下「事故」といいます。)によって生じた第2号の損害 (以下「損害」といいます。)に対して、普通約款等およびこの特約条項に従い、類焼損害 保険金を支払います。

(1) 事故

・ 手帆 主契約建物もしくはこれに収容される家財または主契約家財もしくはこれを収容する保険証券記載の建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、主契約における第三者(主契約が他人のためにする保険契約の場合の保険契約者を含み、主契約被保険者と生計を共にする同居の親族を除きます。の所有物で主契約被保険者以外の者が占有する部分(区分所有建物の共用部分を含みます。)から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。なお、本号の規定における主契約建物に収容される家財または主契約家財を収容する保険配券記載の建物は、普通約款等に定める保険の目的の範囲の規定を準用します。

(2) 損害

類焼補償対象物の減失、き損または汚損(消防または避難に必要な処置によって生じた 損害を含みます。)。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。

(保険金を支払わない場合)

- 第3条 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、類焼 損害保険金を支払いません。
 - (1) 保険契約者、主契約被保険者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族または これらの者の法定代理人(保険契約者または主契約被保険者が法人であるときは、その理 事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)の故意
 - (2) 類焼補償被保険者またはその法定代理人 (類焼補償被保険者が法人であるときは、その 理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)の故意、重大な過失または法令 違反。ただし、類焼損害保険金を支払わないのは、その類焼補償被保険者が被った損害に 限ります。
 - (3) 類焼補償被保険者でない者が類焼損害保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人(その者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)の故意、重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- 2 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害(これらの事由によって発生した事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因のいかんを問わず事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。)に対しては、類焼損害保険金を支払いません。
- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変ま たは暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において者 しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
- (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

(3) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故

(類焼捐害保険金の支払額)

- 第4条 当会社が類焼損害保険金として支払うべき損害の額は、類焼補償対象物の再調達価額によって完めます。
- 2 当会社は、1億円(当会社が類焼損害保険金を支払ったときは、1億円からその類焼損害保険金の額を控除した残額を損害が生じた時以後の保険証券記載の保険期間(以下「保険期間といいます。)に対する支払限度額とします。以下「支払限度額」といいます。)を限度として前項の規定による損害の額を類焼損害保険金として支払います。
- 3 当会社は、保険年度(初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。以下同様とします。)ごとに前項の規定を適用します。

(他の保険契約がある場合の保険金の支払額ーその1)

第5条 当会社が類焼損害保険金を支払うべき損害が発生した場合において、損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約 類焼補償対象物の全部または一部を保険の目的とし、類然補償被除菌者よは環焼補償対象物の所有名の全部または一部を被保険者となる保険契約をいいます。以下同様とします。)があるときは、当会社は、支払限度額を限度に、前条第1項の規定によって算出した損害の額から他の保険契約の保険金の支払責任額(事故が発生したとによって生ずる費用に対する保険金を除きます。以下同様とします。)の合計額を控除した残額を類焼損害保険金として支払います。

(他の保険契約がある場合の保険金の支払額ーその2)

第6条 前条の規定にかかわらず、当会社が類焼損害保険金を支払うべき損害が発生した場合において、損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約があり、それらの中に前条と同様の保険金支払額の募出方法に関する規定(以下「他保険優先支払条項」といいます。を有する保険契約があるとき、または損害に対して類焼損害保険金を支払うべき他の保険契約があるときで、かつ、他保険優先支払条項を有する他の保険契約(類焼損害保険金を支払うべき他の保険契約を含みます。以下同様とします。)の支払責任額と前条の規定によって募出した支払責任額の合計額が、同条の規定によって募出した支払責任額を超える場合は、支払限度額を限度に、次の貸式によって募出した額を類焼者を保険金として、支払います。

他保険優先支払条項を有す る他の保険契約がないものとして 第出した支払責任額 第出した支払責任額 の規定によって 第出した支払責任額 つき、それぞれ他保

他保険優先支払条項を有する他の保険契 他保険優先支払条項を有す 約がないものとして前条の規定によって

算出した支払責任額 - ペの類焼補償被保 - 険者に対する類焼 他保険優先支払条項を有する保険契約に 損害保険金の額

つき、それぞれ他保険優先支払条項を有 する他の保険契約がないものとして算出 した支払責任額の合計額

(複数の類焼補償被保険者がある場合の保険金の支払額)

- 第7条 1回の事故において複数の類焼補償被保険者がある場合は、当会社は、それぞれの類焼補償被保険者に対して、支払限度額を類焼補償被保険者数で除した額を限度に、前3条の規定によって算出した支払責任額を類焼損害保険金として支払います。
- 2 前項の規定によって算出したそれぞれの類焼補償被保険者に対する類焼損害保険金の合計額が支払限度額に満たない場合で、かつ、前項の規定によって算出した類焼損害保険金の合計額が支払限度額に満たない類焼者(根本)が前3条の規定によって算出した支払責任額に満たない類焼補償核保険者(以下「追加支払対象被保険者」といいます。)があるときは、その追加支払対象被保険者に対して、次の算式によって算出した類焼損害保険金を追加して支払います。ただし、いかなる場合も当会社の支払うべき類焼損害保険金の額は、前3条の規定による支払責任額を超えることはありません。

| それぞれの 類焼補償被 保険者に対する前項の 支払限度額 – 規定によって算出した製造損害 解焼組告保 険金の合計 額 | その追加支 ・ 払対象被保 ・ 検者に対して ・ 支払う保険金 ・ 損害額 |
|---|---|
|---|---|

3 当会社は、前2項の規定にしたがって類焼損害保険金の額を算定することになる場合において、その額について当会社と類焼補償被保険者との間で意見が一致しないときは、当会社の費用により、それぞれの類焼補償被保険者の同意を得て、民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停の手続を行うことができます。

(告知義務)

第8条 この特約条項締結の際、保険契約者またはその代理人が、放意または重大な過失に よって、保険契約申込告の記載事項について、当会社に知っている事実を告げなかったとき または不実のことを告げたときは、当会社は、保険証券記載の保険契約者の住所(この特約 条項が付帯された積立火災保険普通保険割款第4条(通知義務)第7項の規定による通知が あった場合はその住所または通知先をいいます。)にあてた書面による通知をもって、この 特約条項を解除することができます。

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。
- (1) 前項に規定する告げなかった事実または告げた不実のことがなくなった場合
- 2) 当会社がこの特約条項締結の際、前項に規定する告げなかった事実もしくは告げた不実のことを知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合
- (3) 保険契約者または主契約被保険者が、事故による損害が発生する前に保険契約申込書の 記載事項についての更正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、更正 の申出を受けた場合において、この特約条項締結の際に当会社に告げられていたとして も、当会社がこの特約条項を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとし ます。
- (4) 当会社が前項に規定する告げなかった事実または告げた不実のことを知った日からこの 特約条項を解除しないでその日を含めて30日を経過した場合
- 3 第1項に規定する告げなかった事実または告げた不実のことが、当会社が行う危険測定に関係のないものであった場合には、同項の規定を適用しません。ただし、主契約の保険の的と同一の構内に所在する主契約被保険者所有の建物または家財について締結された類焼損害保険金を支払うべき他の保険契約または特約条項に関する事項については、この限りでありません。
- 4 損害が発生した後に第1項の規定による解除が行われた場合でも、当会社は、類焼損害保険金を支払いません。この場合において、既に類焼損害保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。この規定は、普通約款等における保険契約解除の効力に関する規定とはかかわりありません。
- 5 前項の規定は、損害が第1項に規定する告げなかった事実または告げた不実のことに基づかないことを保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者が証明したときは、適用しません。

(保険料の変更-告知義務)

- 第9条 前条第2項第3号の規定による承認をする場合において、この特約条項の保険料を変更する必要があるときは、当会社は、承認した日の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更します。なお、承認した日の属する保険年度末までの保険料については、当会社の定めるところに従い、変更前の保険料と変更後の保険料の差額を一括して返還または請求します。
- 2 前項の場合において、この特約条項の保険料の全額が払い込まれているときは、当会社は、当会社の定めるところに従い、変更前の保険料と変更後の保険料の差額を返還または請求します。

(保険料の返還-この特約の無効の場合)

- 第10条 この特約条項が無効の場合において、保険契約者または主契約被保険者に故意または 重大な過失があったときは、当会社は、既に払い込まれたこの特約条項の保険料を返還しま せん。ただし、当会社がこれを知った日の属する保険年度の翌保険年度以降に対するこの特 約条項の保険料については、その全額を返還します。
- 2 この特約条項が無効の場合において、保険契約者および主契約被保険者に放意または重大な過失がなかったときは、当会社は、既に払い込まれたこの特約条項の保険料の全額を返還します。

(保険料の返還-この特約の解除の場合)

- 第1条 第8条(告知義務)第1項の規定により、当会社がこの特約条項を解除したときは、 当会社は、既に払い込まれたこの特約条項の保険料を返還しません。ただし、その解除の あった日の属する保険年度の翌保険年度以降に対するこの特約条項の保険料については、そ の全額を返還します。 (措言発生の場合の手続)
- 第12条 保険契約者または主契約被保険者は、類焼補償対象物について損害が生じたことを 知ったときは、これを当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
- 2 保険契約者または主契約被保険者は、類焼補償対象物について損害が生じたことを知ったときは、類焼補償被保険者に対し、この保険契約の内容(第7項に定める通知締切日に関する取扱いを含みます。)を遅滞なく通知するものとします。
- 3 類焼補償被保険者は、類焼補償対象物について損害が生じたことを知ったときは、これを 当会社に通知するものとします。
- 当当会社に週知するものとします。 4 類焼補償対象物について損害が生じたときは、保険契約者、主契約被保険者または類焼補 償被保険者は、類焼損害保険金の支払を目的とした類焼補償対象物にかかる損害および類焼 補償対象物にかかる損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約(または類焼損害保険金
- を支払うべき他の保険契約)の内容の調査について協力しなければなりません。 保険契約者または類焼細質被保険者は、損害見積書に当会社の要求するその他の書類を添 えて、損害の発生を通知した日からその日を含めて30日以内に当会社に提出しなければなり
- ません。 6 保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者が、正当な理由がなく前各項の規定 に違反したときまたは前項に規定する提出書類につき知っている事実を表示しなかったとき
- に地及したこと。よれに前時は1.0次と、3位に由海は1.02 4月7 (いっぷす火を表がしなかったこと もしくは不実の表示をしたときは、当会社は、類焼損害保険金を支払いません。 7 当会社が類焼損害保険金を支払うべき損害は、次の各号に定める日(以下「通知締切日」 といいます。)までに、類焼補償被保険者から当会社に対してその発生が通知されたものに
- といいます。)までに、類疑細慎板体映着から自会性に対してその発生が適知されたものに 限ります。ただし、通知締切日は事故の日の翌日から起算して2年を超えないものとしま す。
- (1) 類焼補償被保険者から当会社に対して損害の発生がはじめて通知された日からその日を 含めて60日目

- (2) 前号の場合において、同号に定める日までに、類焼補償被保険者から当会社に対して複数の損害の発生が通知された場合には、類焼補償被保険者から当会社に対して損害の発生が最も遅く通知された日からその日を含めて60日目。ただし、当該事故が発生した日以後に新たな事故が発生していない場合に限ります。
- (損害防止義務および損害防止費用)
- 第13条 保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者は、事故が生じたときは、損害の防止または軽減に努めなければなりません。
- 2 前項の場合において、保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者が、損害の防止または軽減のために必要または有益な費用を支出した場合において、第3条(保険金を支払わない場合)に掲げる事由に該当しないときは、当会社は、次の各号に掲げる費用に限り、これを負担します。
- (1) 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
- (2) 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用(人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。)
- 3 類焼補償被保険者が放意または重大な過失によって第1項に規定する義務を履行しなかったときは、当会社は、損害の額から防止または軽減することができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。
- 4 第5条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額ーその1) および第6条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額ーその2)の規定は、第2項に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第5条の規定中一前条第1項の規定によって算出した損害の額」とあるのは「第13条(損害防止義務および損害防止費用)第2項の規定によって当会社が負担する費用の額1と読み替えるものとします。
- 5 第2項の場合において、当会社は、同項の負担金と類焼損害保険金との合計額が支払限度 額を超えるときでも、負担します。

(残存物の帰属)

第14条 当会社が類焼損害保険金を支払ったときでも、類焼補償対象物の残存物の所有権は、 当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。

(評価人および裁定人)

- 第15条 類焼補償対象物の再調達価額または損害の額について、当会社と保険契約者、類焼補 償被保険者または類焼損害保険金を受け取るべき者との間で争いが生じたときは、その争い は当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの評価人の判断に任せます。この場合にお いて、評価人の間で意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する1名の裁定人がこれ を裁定するものとします。
- 2 当事者は、自己の選定した評価人の費用(報酬を含みます。)を各自負担し、その他の費用(裁定人に対する報酬を含みます。)については、半額ずつこれを負担するものとします。 (代位)
- 第16条 当会社は、類焼損害保険金を支払ったときは、その支払った類焼損害保険金の額を限度として、かつ、類焼補債被保険者の権利を害さない範囲内で、類焼補債被保険者がその損害につきこの特約条項における第三者に対して有する権利を代位取得します。
- 2 類焼補償被保険者は、当会社が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそのために 当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合におい て、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

(代位求償権不行使)

第17条 前条の規定により類焼補償被保険者が保険契約者、主契約被保険者または主契約被保 険者と生計を共にする同居の親族に対して有する権利を当会社が取得したときは、当会社 は、これを行使しないものとします。

(保険金の支払時期)

第18条 当会社は、通知締切日までに通知を受けたすべての損害のうち、保険契約者または類焼補償被保険者が第12条(損害発生の場合の手続)第5項の規定による手続を最も遅く終了した日からその日を含めて30日以内に類焼損害保険金を支払います。ただし、当会社がこの期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく、類焼損害保険金を支払います。

(火災共済契約の取扱い)

第19条 第5条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額-その1)または第6条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額-その2)の規定の適用については、火災共済契約を火災保険契約とみなします。

(借用戸室等における場合の読替規定)

- 第20条 主契約建物が借用に供される戸室(以下「借用戸室」といいます。)を有している場合または主契約建物が借用に供される一戸建(以下「借用一戸建」といいます。)である場合には、この特約条項の規定は、次のとおり読み替えるものとします。
- (1) 第1条(用語の定義)第7号二四の規定中「主契約建物に収容される家財」とあるのは 「主契約建物に収容される家財。ただし、主契約建物が借用戸室を有している場合には、 借用戸室またはこれに収容される家財から事故が発生したときにおける当該借用戸室に収 容される家財に限ります。
- (2) 第2条 (保険金を支払う場合)第1号の規定中「主契約における第三者(主契約が他人のためにする保険契約の場合の保険契約者を含み、主契約被保険者と生計を共にする同居の親族を除きます。)とあるのは「主契約における第三者(主契約が他人のためにする保険契約の場合の保険契約者を含み、主契約被保険者と生計を共にする同居の親族ならびに主契約被保険者の許諾を得て主契約建物の借用戸室または借用―戸建である主契約建物に居住する者(保険契約者)主契約被保険者とまび主契約な保険者とまずにます。古同居の

親族を除きます。)を除きます。)」

第21条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、 普通約款等の規定を準用します。

(17) 類焼傷害担保特約

(この特約の適用条件)

(準用規定)

第1条 この特約条項は、この保険契約に類焼損害担保特約条項(以下「類焼損害特約」といいます。)が付帯されており、かつ、保険証券にこの特約条項を適用する旨記載されている場合に適用されます。

(保険金を支払う場合)

- 第2条 当会社は、類焼損害特約第2条(保険金を支払う場合)第1号に定める事故(以下 「事故」といいます。)により同特約第1条(用語の定義)第7号に定める類焼補償対象物 が同特約第2条第2号に定める損害を受けた場合において、類焼傷害被保険者が、その事故 によって被った傷害(以下「傷害」といいます。)に対して、積立火災保険普通保険約款 (以下「普通約款」といいます。)およびこれに付帯される基本特約条項(以下「普通約款 等」といいます。)類焼損害特約ならびにこの特約条項に従い、類焼傷害保険金(死亡保険 金、後遺除害保険金または重傷保険金をいいます。以下同様とします。)を支払います。
- 2 前項の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収また は摂取したときに急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中 毒症状を除きます。)を含みます。ただし、細菌性食物中毒は含みません。

(用語の定義)

第3条 この特約条項において、次に掲げる用語は、それぞれ次の各号の定義に従うものとします。

- (1) 類焼傷害被保険者
 - イ 類焼損害特約第1条 (用語の定義) 第6号で定める類焼補償被保険者またはその親族 もしくは使用人 (類焼補償被保険者が法人であるときは、その理事、取締役もしくはそ の他の機関にある者またはその従業員をいいます。) をいいます。ただし、主契約被保 険者またはその親族もしくは使用人 (主契約被保険者が法人であるときは、その理事、 取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員をいいます。) を除きます。
 - 1 イにおける類焼補償被保険者とその親族との続柄および類焼補償被保険者とその使用人との関係は、傷害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
 - ハ 類焼傷害被保険者が、類焼傷害被保険者としての権利を取得し、義務を負担するの は、事故によって傷害を被った場合に限ります。
- (2) 主契約被保障者

類焼損害特約第1条第2号で定める普通約款等に基づく保険契約(以下「主契約」といいます。)における保険証券記載の保険の目的の所有者をいいます。

(保険金を支払わない場合)

- 第4条 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、類焼傷害保険金を支払いません。
- (1) 保険契約者、主契約被保険者、主契約被保険者と生計を共にする同居の親族またはこれ らの者の法定代理人(保険契約者または主契約被保険者が法人であるときは、その理事、 取締役または法人の業務を執行するその他の機関)の故意
- (2) 類焼傷害被保険者またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、類焼傷害保険金を支払わないのは、その類焼傷害被保険者が被った傷害に限ります。
- (3) 類焼傷害保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- 2 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた傷害(これらの事由によって発生した事故が延焼または拡大して生じた傷害、および発生原因のいかんを問わず事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた傷害を含みます。)に対しては、類焼傷害保険金を支払いません。
- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
- (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (3) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故

(死亡保険金の支払)

- 第5条 当会社は、類焼傷害被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したときは、類焼傷害被保険者1名ごとに類焼損害等約第4条(類焼損害保険金の支払額)第2項に定める支払限度額(以下「類焼損害支払限度額」といいます。)に30%を乗じて得た額を死亡保険金として、類焼傷害被保険者の法定相続人に支払います。ただし、1回の事故につき、1名ごと1,000万円を限度とします。
- 2 法定相続人が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を法 定相続人に支払います。

(後遺障害保険金の支払)

第6条 当会社は、類焼傷害被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に次の各号のいずれかに該当する後遺障害(ただし、類焼傷害被保

険者が事故の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社が事故の日からその日を含めて181日目における医師(頻療傷害被保険者が医師である場合は、類焼傷害被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。)の診断に基づき次の各号のいずれかに該当する後遺障害を認定したときを含みます。以下同様とします。)が生じたときは、類焼傷害被保険者1名ごとに類焼損害支払限度額に30%を乗じて得た額を後遺障害保険金として、その類焼傷害被保険者に支払います。ただし、1回の事故につき、1名ごとに1000万円を原度と1ます。

- (1) 両眼が失明したとき。
- (2) 望しゃくおよび言語の機能を廃したとき。
- (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するとき。
- (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するとき。
- (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったとき。
- (6) 両上肢の用を全廃したとき。
- (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったとき。
- (8) 両下肢の用を全廃したとき。

(重傷保険金の支払)

第7条 当会社は、類焼傷害被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に重傷 (44日以上の入院または30日以上の阪師の治療を要した傷害をいい、原因のいかんを問わず、顕部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないものを除きます。以下同様とします。)が生じたときは、類焼傷害被保険者1名ごとに類焼損害支払限度額に2%を乗じて得た額を重備保険金として、その類焼傷害被保険者では改います。ただし、1回の事故につき、1名ごとに1,000万円を限度とします。

(当会社の責任限度額)

第8条 当会社がこの特約条項に基づき支払う類機傷害保険金の額は、1回の事故につき、5 干万円(以下「類焼傷害支払限度額」といいます。)をもって限度とします。ただし、保険 年度(初年度については保険証券記載の保険期間(以下「保険期間」といいます。)の初日 から1年間、水年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいま す。)ごとに類婚傷事す払限貯額をもって限度とします。

(複数の類焼傷害被保険者がいる場合の保険金の支払方法)

- 第9条 当会社は、同一の事故により複数の類焼傷害被保険者が傷害を被り、それぞれの類焼傷害被保険者について他の類焼傷害被保険者がいないものとして算出した支払責任額の合計額が類焼傷害支払限度額を超える場合は、類焼傷害支払限度額にそれぞれの支払責任額の前記合計額に対する割合を乗じた額をそれぞれの類焼傷害被保険者に支払います。
- 2 当会社は、1回の事故による複数の類焼傷害故保障者に対する支払責任額の合計額が類焼傷害支払限度額を超えることで前項の規定にしたがって類焼傷害保険金の額を算定することになる場合において、その額について当会社と類焼傷害族保険者と同何で意見が一致しないときは、当会社の費用により、それぞれの類焼傷害族保険者の同意を得て、民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停の手続を行います。

(告知義務)

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。
- (1) 前項に規定する告げなかった事実または告げた不実のことがなくなった場合
- (2) 当会社がこの特約条項締結の際、前項に規定する告げなかった事実もしくは告げた不実のことを知っていた場合、または過失によってこれを知らなかった場合
- (3) 保険契約者または主契約被保険者が、傷害が発生する前に書面をもって更正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、更正の申出を受けた場合において、保険契約締結の際に当会社に告げてられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- (4) 当会社が前項に規定する告げなかった事実または告げた不実のことを知った日からこの 特約条項を解除しないでその日を含めて30日を経過した場合
- 3 第1項に規定する告げなかった事実または告げた不実のことが、当会社が行う危険測定に関係のないものであった場合には、同項の規定を適用しません。ただし、主契約の保険の目的と同一の構内に所在する主契約被保険者所有の建物または家財について締結された類焼傷害保険金を支払うべき他の保険契約または特約条項(以下「重複して適用される保険契約」といいます。)に関する事項については、この限りでありません。
- 4 傷害が発生した後に第1項の規定による解除が行われた場合でも、当会社は、類焼傷害保険金を支払いません。この場合において、既に類焼傷害保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。この規定は、普通約款等の保険契約解除の効力に関する規定とはかかわりありません。

(保険料の変更ー告知義務)

第11条 前条第2項第3号の規定による承認をする場合において、この特約条項の保険料を変更する必要があるときは、当会社は、承認した日の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更します。なお、承認した日の属する保険年度末までの保険料については、当会社の

定めるところに従い、変更前の保険料と変更後の保険料の差額を一括して返還または請求します。

2 前項の場合において、この特約条項の保険料の全額が払い込まれているときは、当会社は、当会社の定めるところに従い、変更前の保険料と変更後の保険料の差額を返還または請求します。

(重複して適用される保险契約に関する通知義務)

第12条 この特約条項締結の後、保険契約者または主契約被保険者は、重複して適用される保険契約を締結するときはあらかじめ、重複して適用される保険契約があることを知ったときは、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(この特約の無効)

第13条 この特約条項締結の際、次の各号に掲げる事実のいずれかがあったときは、この特約は無効とします。

- (1) この特約条項に関し、保険契約者または主契約被保険者 (これらの者の代理人を含みます。次号において同様とします。) に詐欺の行為があったとき。
- (2) 保険契約者または主契約被保険者が既に事故またはその原因が発生していたことを知っていたとき。

(保険料の返還-この特約の無効の場合)

第14条 この特約条項が無効の場合において、保険契約者または主契約被保険者(これらの者の代理人を含みます。次項において同様とします。)に故意または重大な過失があったときは、当会社は、既に払い込まれたこの特約条項の保険料は返還しません。ただし、当会社がこれを知った日の属する保険年度の翌保険年度以降に対するこの特約条項の保険料については、その全額を返還します。

2 この特約条項が無効の場合において、保険契約者または主契約被保険者に故意および重大 な過失がなかったときは、当会社は、既に払い込まれたこの特約条項の保険料について、そ の全額を返還します。

(この特約の解除)

第15条 当会社は、第12条(重複して適用される保険契約に関する通知義務)に規定する重複して適用される保険契約の事実があることを知ったときは、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この特約条項を解除することができます。

2 前項のほか、当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当したときは、解除する日の30日前までに普面により保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この特約条項を解除することができます。

- (1) 保険契約者、主契約被保険者、類焼傷害被保険者または類焼傷害保険金を受け取るべき 者(保険契約者または主契約被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人 の業務を執行するその他の機関)が類焼傷害保険金を詐取する目的または他人に類焼傷害 保険金を詐取させる目的で事故を生じさせたこと(未淡を含みます。)が判明した場合
- (2) 類焼傷害保険金の請求に関し、保険契約者、主契約被保険者、類焼傷害被保険者または 類焼傷害保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。)に詐欺の行為が あったことが判明した場合
- (3) 前2号のほか、当会社がこの特約条項を解除する相当の理由があると認めた場合
- 3 第1項の規定による解除をした場合には、第12条(重複して適用される保険契約に関する 通知義務)に規定する重複保険契約の事実が発生した時以後に生じた事故による傷害に対し ては、当会社は類焼傷害保険金を支払いません。この場合において、既に類焼傷害保険金を 支払っていたときは、普通約款等の保険契約解除の効力に関する規定にかかわらず、当会社 は、その返還を請求することができます。
- 4 第1項の規定に基づく当会社の解除権は、当会社がその事実のあることを知った日からその日を含めて30日以内に行使しなければ消滅します。

(保険料の返還-この特約の解除の場合)

- 第16条 第10条(告知義務)第1項の規定により当会社がこの特約条項を解除したときは、当会社は、既に払い込まれたこの特約条項の保険料は返還しません。ただし、その解除のあった日の属する保険年度の翌保険年度以降に対するこの特約条項の保険料については、その全額を返還します。
- 2 前条第1項または第2項の規定により当会社がこの特約条項を解除したときは、当会社は、当会社の定める方法により計算した保険料を返還します。

(傷害発生の場合の手続)

第17条 保険契約者または主契約被保険者(これらの者の代理人を含みます。次項、第4項、第6項および第7項において同様とします。)は、傷害が生じたことを知ったときは、傷害の発生の事実およびその程度を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。

- 2 保険契約者または主契約被保険者は、類焼傷害被保険者について傷害が生じたことを知ったときは、類焼傷害被保険者または類焼傷害保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。次項から第7項までにおいて同様とします。)に対し、この保険契約の内容(第7項に定める通知締切日に関する取扱いを含みます。)を遅滞なく通知するものとしま
- 3 類焼傷害被保険者または類焼傷害保険金を受け取るべき者は、傷害が生じたことを知った ときは、これを当会社に通知するものとします。
- 4 傷害が生じたときは、保険契約者、主契約被保険者、類焼傷害被保険者または類焼傷害保険金を受け取るべき者は、類焼傷害保険金の支払を目的とした類焼傷害被保険者にかかる傷害の調査について協力しなければなりません。

- 5 類様傷害被保険者または類様傷害保険金を受け取るべき者が、類様傷害保険金の支払を受けようとするときは傷害状況報告書のほか、死亡の場合には死亡診断書および戸籍謄本、死亡以外の場合には傷害の程度を証明する医師の診断書、その他当会社の要求する証明書類を添えて、傷害の発生を通知した日からその日を含めて30日以内に当会社に提出しなければなりません。
- 6 保険契約者、主契約被保険者、類焼傷害被保険者または類焼傷害保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前各項の規定に違反したときまたは提出書類につき知っている事実を表示しなかったときもしくは不実の表示をしたときは、当会社は、類技術害保険金を支払い
- 7 当会社が類焼傷害保険金を支払うべき傷害は、次の各号に定める日(以下「通知締切日」といいます。)までに、類焼傷害被保険者から当会社に対してその発生が通知されたものに限ります。ただし、類知締切日は事故の日の翌日から2年を超えないものとします。
- (1) 類焼傷害被保険者から当会社に対して傷害の発生がはじめて通知された日からその日を 含めて60日目
- (2) 前号の場合において、同号に定める日までに、類焼傷害被保険者から当会社に対して複数の傷害の発生が通知された場合には、類焼傷害被保険者から当会社に対して傷害の発生が最も遅く通知された日からその日を含めて60日目。ただし、当該事故が発生した日以後に新たな事故が発生していない場合に限ります。
- 8 当会社に傷害の発生の通知が初めて行われた日が事故の日からその日を含めて180日を経 過した日以後であるときは、第6条(後遺障害保険金の支払)の後遺障害は当会社の指定す る日における原師の診断に基づき認定するものとします。

(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- 第18条 当会社は、前条第5項の規定による手続がなされた場合で、当会社が必要と認めたと きは、当会社の指定する医師が作成した類焼傷害被保険者の身体の診断書または死体検案書 の提出を求めることができます。
- 2 前項の診断のために要した費用(収入の喪失を含みません。)は、当会社が負担します。
- 3 第1項の規定による当会社の求めに対し、正当な理由がなくこれに応じなかったときは、 当会社は、類焼傷害保険金を支払いません。

(保険金の支払時期)

ません。

- 第19条 当会社は、通知締切日までに通知を受けたすべての傷害のうち、類焼傷害被保険者または類焼傷害保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。)が第17条(傷害発生の場合の手続)第5項の規定による手続を最も遅く終了した日からその日を含めて30日以内に類焼傷害保険金を支払います。ただし、当会社がこの期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく、類焼傷害保険金を支払います。
- 第20条 当会社が類焼傷害保険金を支払った場合でも、類焼傷害被保険者またはその相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。 (進用規定)
- 第21条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、 普通約款等および類焼相害特約の規定を準用します。

(18) 被災者補償担保特約

(保険金を支払う場合)

- 第1条 当会社は、この特約条項に従い、保険証券記載の建物(敷地内を含みます。以下「建物」といいます。) 内において、訪問者 (被保険者)(その者が法人であるときは、その理事、 取締役または法人の豪務を執行するその他の機関にある者) もしくは被保険者と生計を共にする親族またはそれら以外の者で保険証券記載の建物に居住する者以外をいいます。以下同様とします。)が、急敵かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によってその身体に傷害を被ったときは、被保険者が当該傷害を被ったそ(以下「核災者」といいます。)に対して慣習として支払う見舞金(弔慰金を含みます。以下同様とします。)の費用に対して、死亡見舞費用保険金、後遠障害見乗費用保険金、入院見舞費用保険金または通院見舞費用保険金(以下「保险金(といいます。)を支払います。
- 2 前項の被災者には、次の各号のいずれかに該当する事故により建物または保険の目的である家財(以下「家財」といいます。) に損害が生じた場合において、損害の拡大の防止もしくは軽減のために必要もしくは存益な活動を推動もしくは疾財に対して行った者または傷害費用支払対象者(被保険者もしくはその親族もしくは使用人(被保険者が法人であるときは、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員をいいます。) をいいます。以下同様とします。) もしくは訪問者に対する緊急な救助活動を行った者(傷害費用支払対象者および訪問者を除きます。) を合みます。
- (1) 火災
- (2) 落雷
- (3) 破裂または爆発 (気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。)
- 3 前2項の「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。)を含みます。ただし、細菌性食物中毒は含みません。(保障金を支払わない場合)
- 第2条 当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害については、保険金を支払いません。
- (1) 保険契約者もしくは被保険者 (これらの者から業務を委託された者およびその使用人を 含みます。)、これらの者の法定代理人 (保険契約者または被保険者が法人であるときは、

- その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)または被災者の故意。ただ し、被災者の故意については、当該被災者以外の者の被った傷害はこの限りでありませ ん。
- (2) 被災者と住居および生計をともにする親族の故意
- (3) 被災者の法定相続人の故意。ただし、その者が一部の相続人である場合には、他の者が相続すべき金額については、この限りでありません。
- (4) 被災者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、当該被災者以外の者の被った傷害については、この限りでありません。
- (5) 被災者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、当該被災者以外の者の被った傷害については、この限りでありません。
- いては、この限りでありません。 (6) 被災者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、当会社 が保険金を支払うべき傷害を治療する場合は、この限りでありません。
- (7) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事悪と認められる状態をいいます。)
- (9) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
- (ii) 前3号の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事 故
- (11) 第9号以外の放射線照射または放射能汚染
- 2 当会社は、原因のいかんを問わず、頭部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で 他覚症状のないものに対しては、保険金を支払いません。
- 3 当会社は、次の各号のいずれかに該当する傷害については保険金を支払いません。
- (1) 被保険者の使用人(被保険者が法人である場合は、その役員を含みます。)が被保険者 の業務に従事中に被った傷害
- (2) 建物の保守、保安、点検、警備、清掃その他これらに類似の業務(消防を除きます。)または新築、改築、増築、改造、修理、取りこわしその他の工事に従事する者が、これらの業務または工事に従事中に被った傷害
- 4 当会社は、被保険者が損害賠償金として負担した費用については、保険金を支払いません。

(死亡見舞費用保険金の支払額)

第3条 当会社は、被災者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡し、被保険者が見舞金を支払う場合は、被災者1名につき保険証券記載の保険金額(以下「保険金額」といいます。)の全額(当該被災者について、同一の事故による傷害に対して、既に支払った後遺障害見舞費用保険金がある場合は、保険金額から、既に支払った金額を控除した残額)を限度として、見舞金の額を死亡見舞費保険金として被保険者に支払います。

(後遺障害見舞費用保険金の支払額)

- 第4条 当会社は、被災者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害(身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害がなおった後のものをいいます。以下同様とします。)が生じ、被保険者が見舞金を支払う場合には、被災者1名につき保険金額に預款1の各号に掲げる制合を乗じた額を限度として、見舞金の額を後遺障害見舞費用保険金として被保険者に支払います。
- 2 前項の規定にかかわらず、被災者が事故の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、当会社は、事故の日からその日を含めて181日目における医療(被災者または被保険者が医師である場合は、これらの者以外の医師をいいます。以下同様とします。)の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害見舞費用保険金を支払います。
- 3 別表1の各号に掲げていない後遺障害に対しては、身体の障害の程度に応じ、かつ、別表 1の各号の区分に準じ、後遺障害見舞費用保険金の支払額を決定します。ただし、別表1の 第1項第3号および第4号、第2項第3号、第4項第4号ならびに第5項第2号に規定する 機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害見舞費用保険金を支払いません。
- 4 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、その各々に対し前3項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表1の第7項、第8項または第9項に規定する上肢(腕および手)または下肢(脚および足)の後遺障害に対しては、1肢ごとの後遺障害見舞費用保険金は、保険金額の60%をもって限度とします。
- 5 前各項の規定に基づいて、当会社が支払うべき後遺障害見舞費用保険金の額は、被災者1 名につき保険金額をもって限度とします。

(入院見舞費用保険金の支払額)

- 第5条 当会社は、被災者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、入院し、被保険者が見舞金を支払う場合には、被災者1名につきその状態にある期間(以下「入院期間」といいます。)に応じて次に掲げる額を限度として、見舞金の額を入院見舞費用保険金として被保険者に支払います。
- (1) 入院期間が31日以上のとき 保
- 保険金額×20/100
- (2) 入院期間が15日以上30日以内のとき 保険金額×10/100

- (3) 入院期間が8日以上14日以内のとき 保险金額×6/100 (4) 入院期間が7日以内のとき 保除金額×4/100 2 前項の「入院」とは、次の各号のいずれかに該当する状態をいいます。 3 鼻の障害 (1) 医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療 所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること。 (2) 別表2に掲げる各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けていること。 4. 咀しゃく、言語の障害 3 被災者が第1項の見舞金の支払いを受けられる期間中新たに他の傷害を被ったとしても、 当会社は、重複しては同項の入院見舞費用保険金を支払いません。 (通院見舞費用保険金の支払額) 第6条 当会社は、被災者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果と 歯に5本以上の欠損を生じたとき5% して、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、通院し、被保険者 が見舞金を支払う場合には、その通院日数(往診日数を含みます。以下同様とします。)に 外貌(顔面・頭部・頸部をいう。)の醜状 応じて、次に掲げる額を限度として、見舞金の額を通院見舞費用保険金として被保険者に支 (1) 外貌に著しい醜状を残すとき------15% 払います。ただし、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度になおっ (2) 外貌に醜状 (顔面においては直径 2 cmの瘢痕、長さ 3 cmの線状痕程度をいう。) た時以後の通院に対しては、その日数を通院日数に含めません。 (1) 通院日数が31日以上のとき 保険金額×5/100 6 脊柱の障害 (2) 通院日数が15日以上30日以内のとき 保険金額×3/100 (3) 通院日数が8日以上14日以内のとき 保险金額×2/100 (1) (4) 通院日数が7日以内のとき 保险金額×1/100 脊柱に運動障害を残すとき······30% 2 前項の「通院」とは、医師による治療が必要な場合において、病院または診療所に通い、 医師の治療を受けること(往診を含みます。)をいいます。 7 腕(手関節以上をいう。)、脚(足関節以上をいう。)の障害 3 被災者が通院をしない場合においても、傷害の部位または態様により、平常の業務に従事 することまたは平常の生活に著しい支障があると当会社が認めた日教については、第1項の 通院日粉に含めます。 (2) 1 腕または1 脚の3 大関節中の2 関節または3 関節の機能を全く廃したとき50% 当会社は、第1項および前項の規定にかかわらず、前条に規定する入院見舞費用保険金が 1 腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃したとき……………35% 支払われる期間中の通院および事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院につ いては、第1項の诵院日数に含めません。 5 被災者が第1項の見舞金の支払を受けられる期間中新たに他の傷害を被ったとしても、当 会社は、重複しては通院見舞費用保険金を支払いません。 (保険金の支払) 第7条 当会社は、見舞金のうち、被保険者が負担することが必要かつやむを得ないものとし " 拇指以外の1指を第2指関節(遠位指節間関節)以上で失ったとき……………8% て当会社が正当と認めた部分についてのみ保険金を支払います。 被保険者または保険金を受け取るべき者が、見舞金について第三者から損害の賠償として 支払を受けることができた場合には、その支払を受けることができた金額に対しては、保険 9. 足指の障害 金を支払いません。 (他の身体の障害または疾病の影響) 第8条 被災者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被ったとき既に存在していた身体の (3) 第1足指以外の1足指を第2趾関節(遠位指節間関節)以上で失ったとき5% 障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関 係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となったときは、当会社 は、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。 2 正当な理由がなくて、被災者が治療を怠りまたは保険契約者、被保険者もしくは見舞金を (注1) 第7号から第9号までの規定中「以上」とは当該関節より心臓に近い部分をいいま 受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第1条(保険金を支払う場合)の傷害が重 す。
- 大となったときも、前項と同様の方法で支払います。

(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

第9条 第1条(保険金を支払う場合)の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約があ る場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払 責任額の合計額が、見舞金の額または第3条(死亡見舞費用保険金の支払額)から第6条 (通院見舞費用保険金の支払額) までの規定により適用すべき支払限度額(他の保険契約 に、これを超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額。以下「支払限度 額 | といいます。)のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出し た額を保険金として支払います。

見舞金の額または支払限 × この保険契約の支払貝口 (収) この保険契約の支払責任額の合計額

第10条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、 稽立火災保険普通保険約款およびこれに付帯される基本特約条項の規定を進用します。

別表1 (第4条 (後遺障害見舞費用保険金の支払額) 関係)

1. 眼の障害

| (1) | 両眼が失明したとき100% |
|-----|-------------------------------------|
| (2) | 1 眼が失明したとき |
| (3) | 1眼の矯正視力が0.6以下となったとき |
| (4) | 1眼が視野狭窄(正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう。) |

2. 耳の障害

- 別表2 (第5条 (入院見舞費用保険金の支払額) 第2項関係)
- 両眼の矯正視力が0.06以下になっていること。
- 2. 咀しゃくまたは言語の機能を失っていること。
- 両眼の聴力を失っていること。
- 4. 両上肢の手関節以上のすべての関節の機能を失っていること。

(注2) 関節などの説明図

(肩関節)

(ひ) に開節

(股関節)

(ひざ関節)

- 5. 1下肢の機能を失っていること。
- 6. 胸腹部臓器の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。

丰

足

(地震)

前開節 _

- 第2趾関節 (遺位指節問閲節)

7. 神経系統または精神の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られてい ること。

- 8. その他上記部位の合併障害等のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られて
- (注1) 第4項の規定中「手関節」および「関節」については、別表1(注2)の関節の説明図によります。
- (注2) 第4項の規定中「以上」とは当該関節より心臓に近い部分をいいます。

(19) 破損・汚損損害等不担保特約

- 1 当会社は、この特約条項に従い、家庭用総合保険基本特約条項(以下「基本特約」といいます。)第1条(保険金を支払う場合・損害保険金および水害保険金)第6項に規定する不測かつ突発的な事故によって保険の目的に生じた損害に対しては、損害保険金を支払いません。
- 2 当会社は、この特約条項に従い、基本特約第1条(保険金を支払う場合ー損害保険金および水害保険金)第6項に規定する不測かつ突発的な事故によって持ち出し家財に生じた損害に対しては、持ち出し家財保険金を支払いません。
- 3 当会社は、この特約条項に従い、基本特約第1条(保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金)第6項に規定する不測かつ突発的な事故によって保険の目的に損害が生じた結果、その保険の目的の復旧にあたり支出した同特約第15条(保険金を支払う場合)第7項条号の費用に対しては、修理付帯費用保険金を支払いません。

(20) 住宅用防災機器条項

この保険契約の保険証券記載の保険期間中、保険契約者または被保険者は、住宅用防災機器 割引を適用している物件について、当該割引の対象となる住宅用防災機器(スプリンクラー設備または自動火災報知設備等を含みます。)が有効でなくなったときは、積立火災保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第4条(通知義務)第1項に定める手続に従い、当会社にその旨を通知して下さい。ただし、その事実がなくなった後は、この限りでありませ

普通約款第2条(保険金を支払わない場合)、第4条(通知義務)および積立型基本特約条 項第6条(保険料の変更-告知義務・通知義務)の規定は、この条項の場合にその適用がある ものとします。

(21) 借家人賠償責仟担保特約

(保険金を支払う場合)

- 第1条 当会社は、保険証券記載の被保険者の借用する保険証券記載の建物の戸室(以下「借用戸室」といいます。)が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次の各号のいずれかに該当する事故(以下「事故」といいます。)により、減失、き損または汚損(以下「損壊」といいます。)した場合において、被保険者が借用戸室についてその貸主(転貸人を含みます。)に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときは、この特勢条項に従い、保険金を支払います。
 - (1) 火災
 - (2) 破裂または爆発 (「破裂または爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。)
 - (3) 給排水設備(スプリンクラー設備・装置を含みます。以下同様とします。)の使用または管理に起因する漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、給排水設備に生じた損害を除きます。
- (4) 盗難 (強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。)

(保険金を支払わない場合)

- 第2条 当会社は、借用戸室が次の各号のいずれかに該当する事由によって損壊した場合において、被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人(保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)の故意
- (2) 被保険者の心神喪失または指図
- (3) 借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合については、この限りでありません。
- (4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において者しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
- (5) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (6) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
- 2 当会社は、被保険者が次の各号に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって 被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 被保険者と借用戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、 その約定によって加重された損害賠償責任
- (2) 被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害 賠償責任

(支払保険金の範囲)

- 第3条 当会社が被保険者に支払う保険金の範囲は、次の各号に掲げるものに限ります。
- (1) 被保険者が貸主に支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、判決 により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償

- 金を支払うことによって被保険者が代位取得する物があるときは、その価額をこれから差し引くものとします。
- (2) 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用(弁護士報酬を含みます。)
- (3) 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談 交渉に要した費用
- (4) 第6条(損害賠償責任解決の特則)の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用
- (5) 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第5条(事故の発生)第1項第2号または第9条(代位)第2項の規定により、その権利の保全または行使に必要な手続をとるために要した必要または有益な費用

(保険金の支払額)

- 第4条 当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の各号の金額の合計額とします。
- (1) 前条第1号の損害賠償金の額が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、保険証券記載の支払限度額(以下この条において「支払限度額」といいます。)を限度とします。
- (2) 前条第2号から第5号までに規定する費用についてはその全額。ただし、同条第2号および第3号の費用は、同条第1号の損害賠償金の額が、支払限度額を超える場合は、その支払限度額の同条第1号の損害賠償金の額に対する割合によってこれを支払います。(事故の発生)
- 第5条 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知ったときは、次の各号に掲げる事項を行わなければなりません。
- (1) 事放発生の日時、場所、借用戸室の貸主の住所および氏名、事故の状況およびこれらの 事項の証人となる者があるときはその住所、氏名を、また、損害賠償の請求を受けたとき はその内容を、遅滞なく、書面をもって当会社に通知すること。
- (2) 損壊につき、被保険者が他人から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利 または行使について必要な手続をとること。
- (3) 損害を防止または軽減するために必要な措置を講ずること。
- (4) 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ当会社の承認を得ること。
- (5) 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとするとき、または提起されたときは、直ちに 書面をもって当会社に通知すること。
- 2 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前項各号に規定する義務に違反したときは、当会社は、同項第1号および第5号の場合には保険金を支払いません。また、同項第2号および第3号の場合には防止または軽減することができたと認められる額を、同項第4号の場合には当会社が損害賠償責任がないと認められた額を、それぞれ差し引いて、保険金の額を決定します。

(損害賠償責任解決の特則)

- 第6条 当会社は、必要と認めたときは、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- 2 被保険者が、正当な理由がなく前項の規定による協力に応じないときは、当会社は、保険金を支払いません。 (保険金の請求)
- 第7条 当会社に対する保険金請求は、損害賠償金の額が被保険者と借用戸室の貸主との間で確定したときからこれを行うことができます。
- 2 被保険者が保険の支払を請求するときは、損害賠償金の額を確定したときからその日を含めて30日以内に、保険金請求書および損害賠償金の額または費用を証明する書類その他当会社が必要と認める書類を、当会社に提出しなければなりません。
- 3 被保険者が、正当な理由がなく前項の規定に違反したときまたは提出書類につき知っている事実を表示しなかったときもしくは不実の表示をしたときは、当会社は、保険金を支払いません。

(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

- 第8条 この特約条項によって支払われる損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、この保険契約の支払責任額のそ計額に対する割合によって、保険金を支払います。(代位)
- 第9条 当会社は、第1条 (保険金を支払う場合)の損害に対して保険金を支払ったときは、その支払った保険金の額を限度として、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で、被保険者がその損害につき第三者(他人のためにする保険契約の場合の保険契約者を含みます。)
- に対して有する権利を代位取得します。 2 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそ のために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。
- (準用規定) 第10条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、 藉立水災保険普通保険約款およびこれに付帯される基本特約条項の規定を進用します。

(22) 修理費用担保特約

(保険金を支払う場合)

- 第1条 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事故(以下「事故」といいます。)により、保険証券記載の被保険者(以下「被保険者」といいます。)の借用する保険証券記載の連執または任戸室(以下「借用住宅」といいます。)に損害が生じた場合において、被保険者がその貸主(転貸人を含みます。以下同様とします。)との契約に基づき、自己の費用で現実にこれを修理したときは、その借用住宅を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用(以下「修理費用」といいます。)に対して、この特約条項に従い、修理費用保険金(以下「保険金)といいます。)を支払います。ただし、借家人賠償責任担保特約条項の規定によって保険金を支払も場合を除きます。
 - (1) 火災
 - (2) 落雷
- (3) 破裂または爆発
- (4) 借用住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、爆硬その他これらに頼する物の落下もしくは飛来または台風、暴風雨、豪雨等によるこう水・融雪こう水・高潮・土砂崩れ等の水災(以下「水災」といいます。)、土砂崩れもしくは第7号の事故による指害を除きます。
- (5) 給排水設備(スプリンクラー設備・装置を含みます。以下同様とします。)に生じた事故または被保険者以外の者が占有する借用住宅で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、水災もしくは第7号の事故によるまたは給排水設備自体に生じた指害を除きます。
- (6) 騒じょうおよびこれに類似の集団行動(多数の群楽により数世帯以上またはこれに準じる規模にわたり平穏が害される状態または被害が生ずる状態であって、次条第2項第1号の暴動に至らないものをいいます。)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- (7) 台風、せん風、暴風、暴風雨等の風災(こう水、高潮を除きます。)、ひょう災または豪雪、なだれ等の雪災(融雪こう水を除きます。)。ただし、借用住宅の内部については、借用住宅またはその一部(窓、扉、その他の開口部を含みます。)が風災、ひょう災または雪災によって直接破損したために生じた損害(雨、雪、ひょうまたは砂じんの吹き込みによる損害を含みます。)に限ります。
- (8) 盗難 (強盗または窃盗ならびにこれらの未遂をいいます。)

(保険金を支払わない場合)

- 第2条 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 保険契約者、被保険者、借用住宅の貸主またはこれらの者の法定代理人(保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を遂行するその他の機関)の放意もしくは重大な過失または法令違反
- (2) 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合には、その者またはこれらの者の法定代理人(その者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を遂行するその他の機関)の放意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については、この限りでありません。
- (3) 保険契約者、被保険者または借用住宅の貸主が所有または運転する車両またはその積載 物の衝突または接触
- 2 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害(これらの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因のいかんを問わず同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。)に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
- (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (3) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- (保険金支払の対象となる修理費用の範囲)
- 第3条 借用住宅を実際に修理した費用のうち、次に掲げるもの以外の修理費用とします。
- (1) 壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部
- (2) 玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、へい、かき、給水塔等の借用住宅居住 者の共同の利用に供せられるもの

(保険金の支払額)

- 第4条 当会社が第1条(保険金を支払う場合)の保険金として支払うべき保険金の額は、修理費用の額が、1回の事故につき保険証券記載の免責金額を超過する場合に限り、その超過額を保険証券記載の支払限度額を保険として、支払います。
- (他の保険契約がある場合の保険金の支払額)
- 第5条 当会社が第1条(保険金を支払う場合)の損害に対して、保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

それぞれの保険契約の支払 限度額の合計額または指害--

の額のいずれか低い額

この保険契約の支払責任額

それぞれの保険契約の支払責任額の合計額=保険金の支払額

2 それぞれの保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し 引いた額を損害の額とします。

(準用規定)

第6条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項に反しないかぎり、積立火災保険普通保険約款およびこれに付帯された基本特約条項の規定を準用します。

23 施設賠償責任担保特約

(保険金を支払う場合)

第1条 当会社は、この特約条項に従い、被保険者(保険証券記載のこの特約条項の被保険者をいいます。以下同様とします。)が所有、使用もしくは管理する保険証券記載の施設もしくは設備(以下「施設」といいます。)または保険証券記載の業務遂行(以下「仕事」といいます。)によって生じた偶然な事故により、他人の身体の障害(障害に起因する死亡を含みます。)または財物の減失、き損もしくは汚損(以下「損壊」といいます。)につき、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

(保険金を支払わない場合ーその1)

- 第2条 当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 保険契約者、被保険者もしくはこれらの者の業務を委託された者およびその使用人また はこれらの者の法定代理人 (保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、 取締役または法人の業務を執行するその他の機関)の故意
- (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変ま たは暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著 しく平穏が害され、治安維持上電大な事態と認められる状態をいいます。)
- (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (4) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
- 2 当会社は、被保険者が次の各号に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって 被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- (2) 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
- (3) 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- (4) 施設の損壊について、その施設につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償 責任
- (5) 排水または排気 (煙を含みます。) に起因する損害賠償責任

(保険金を支払わない場合ーその2)

- 第3条 当会社は、被保険者が次の各号に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
 - (1) 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任
 - (2) 施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
 - (3) 航空機、昇降機、自動車または施設外における船、車両(原動力が専ら人力である場合を除きます。) もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (4) 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にある その他の財物に起因する損害賠償責任
- (5) 仕事の終了(仕事の目的物の引渡を要するときは引渡)または放棄の後に仕事の結果に 起因して負担する損害賠償責任(被保険者が、仕事の行われた場所に放置または遺棄した 機械、装置または資材は仕事の結果とはみなしません。)

(支払保険金の範囲)

- 第4条 当会社が支払う保険金の範囲は、次の各号に掲げるものに限ります。
- (1)被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物があるときは、その価額をこれから差し引くものとします。
- (2) 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用(弁護士報酬を含みます。)
- (3) 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談 交渉に要した費用
- (4) 被保険者が第6条(事故の発生)第1項第3号の手段を講ずるために支出した必要また は有益と認められる費用
- (5) 損害の防止または軽減のために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、それに要した費用および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用

- (6) 第7条(損害賠償責任解決の特則)の規定により被保険者が当会社の要求に従い、協力 するために直接要した費用
- (7) 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第6条第1項第2号の規定によりその権利の保全または行使に必要な手続きをとるために要した必要または有益な費用

(保除金の支払額)

- 第5条 当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の各号に掲げる金額の合計額とします。
- (1) 前条第1号の損害賠償金の額が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、保険証券記載の支払限度額(次号において「支払限度額」といいます。)を限度とします。
- (2) 前条第2号から第7号までの費用についてはその全額。ただし、同条第2号および第3 号の費用は、同条第1号の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額 の同号の相害賠償金の額に対する割合によってこれを支払います。

(事故の発生)

- 第6条 保険契約者または被保険者は、第1条(保険金を支払う場合)の事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知ったときは、次の各号に掲げる事項を行わなければ次りません。
- (1) 事放発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者があるときは、その住所および氏名を、また損害賠償の請求を受けたときはその内容を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 他人から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとること。
- (3) 損害を防止または軽減するために必要な措置を講ずること。
- (4) 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置については、この限りでありませず。
- (5) 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとするとき、または提起されたときは、直ちに 当会社に通知すること。
- 2 保険契約者または被保険者が、当会社の認める正当な理由がなく前項各号に規定する義務に違反したときは、当会社は、同項第1号および第5号の場合には保険金を支払いません。また、同項第2号および第3号の場合には助止または軽減することができたと認められる額を、同項第4号の場合には当会社が損害賠償責任がないと認めた額を、それぞれ差し引いて、保険金の額を決定します。

(捐害賠償責任解決の特則)

- 第7条 当会社は、必要と認めたときは、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- 2 被保険者が、当会社の認める正当な理由がなく前項の規定による協力に応じないときは、 当会社は、保険金を支払いません。

(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

第8条 この特約条項によって支払われる損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

額× この保険契約の支払責任額 = 保険金の額

それぞれの保険契約の支払責任額の合計額

(淮田坦宁)

第9条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、 稽立火災保険普通保険約款およびこれに付帯される基本特約条項の規定を準用します。

(24) 原子力危険不担保追加条項

(てん補しない損害)

- 第1条 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、核燃料物質(使用済核燃料を含みます。)、核原料物質、放射性元素もしくは放射性同位元素またはこれらによって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の原子核反応または原子核の崩壊等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する損害をてん補しません。ただし、医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトーブ(ウラン・トリウム・ブルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。)の原子核反応または原子核の崩壊等による場合を除きます。
- (普通約款等との関係)
- 第2条 この追加条項に規定しない事項については、この追加条項に反しない限り、積立火災保険普通保険約款ならびにこれに付帯する特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

25 石綿損害等不担保追加条項

(てん補しない損害)

第1条 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の各号に掲げる賠償責

任を負担することによって被る損害をてん補しません。

- (1) 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任 (2) 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他の石綿と同種の
- (2) 石締の代替物質まだほその代替物質を含む製品が有する発力ン性その他の石締と同種の有害な特性に起因する賠償責任

(普通約款等との関係)

第2条 この追加条項に規定しない事項については、この追加条項に反しない限り、積立火災 保険普通保険約款ならびにこれに付帯する特約条項および他の追加条項の規定を適用しま す。

(26) 污染危险不担保追加条項

(てん補しない指害)

- 第1条 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が汚染物質の排出、流出、いっ出、分散、拡散、放出、漏出等(以下「排出等」といいます。)に起因する賠償責任を負担することによって被る損害をでん補しません。ただし、海、河川、湖沼または運河(以下「公共水域」といいます。)以外への汚染物質の排出等が急激かつ偶然に発生した場合はこの限りでありません。
- 2 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、汚染物質の排出等が発生した場合(そのおぞれのある場合を含みます。)において、その汚染物質の調査、検査、監視、清掃、除去、回収、移動、収容、隔離、処理、焼却、脱毒、中和または拡大もしくは拡散の防止等のために支出された費用、その他損害の防止軽減のために要した費用については、被保険者が支出したと否とを問わずてん補しません。ただし、公共水域以外への汚染物質の排出等が急激かつ偶然に発生した場合はこの限りでありません。

(定義)

第2条 前条にいう「汚染物質」とは、固体状、液体状、気体状の、もしくは熱を帯びた刺激物質、有毒物質または汚濁物質をいい、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学物質、石油物質、廃棄物(再生利用のための物質を含みます。)等を含みます。

(普通約款等との関係)

第3条 この追加条項に規定しない事項については、この追加条項に反しない限り、積立火災保険普通保険約款ならびにこれに付帯する特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

(27) 専門職業危険等不担保追加条項

(てん補しない損害)

- 第1条 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の各号に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害をてん補しません。
- (1) 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者(被保険者のためにその仕事を行う者を含みます。)が行う次の仕事に起因する賠償責任 イ、医療行為
 - ロ あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等
 - ハ. 医薬品もしくは医療用具の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示
 - 二. 身体の美容または整形
- (2) 弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任

(普通約款等との関係)

第2条 この追加条項に規定しない事項については、この追加条項に反しない限り、積立火災保険普通保険的款および施設賠償責任担保特約条項ならびにこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

(28) 家賃担保特約

(保険金を支払う場合)

- 第1条 この特約条項が積立火災保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)および 家庭用総合保険基本特約条項に付待された場合は、当会社は、この特約条項に従い、この特 約の保険の目的が、家庭用総合保険基本特約条項第1条(保険金を支払う場合-損害保険金 および水害保険金)各項のいずれかに該当する事故によって損害を受けた結果生じた家質の 損失に対して、保険金を支払います。
- 2 この特約条項が普通約款および総合保険基本特約条項に付帯された場合は、当会社は、この特約条項に従い、この特約の保険の目的が、総合保険基本特約条項第1条(保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金)第1項の各号のいずれかに該当する事故によって損害を受けた結果生じた家賃の損失に対して、保険金を支払います。

(保険金支払の条件)

第2条 当会社は、保険の目的について生じた損害に対して、普通約款およびこの特約条項が付帯された基本特約条項の規定により保険金が支払われるべき場合に限り、前条の損失に対して、保険金を支払います。

(賃貸の不継続)

第3条 被保険者が、損害を受けた保険の目的の復旧もしくはそれに代わる他の建物の再取得をしないときまたは復旧した建物もしくは再取得した建物の賃貸を継続しないときは、この特約条項は、損害発生の時にさかのほって効力を失います。ただし、法令による規制その他やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでありません。

(用語の定義)

第4条 この特約条項の用語は、それぞれ次の定義に従います。

(1) 家賃

建物の賃貸料(区分して賃貸される建物の場合には、それぞれの戸室の賃貸料をその建 物について合計した額)で、次に掲げる使用料金、一時金および賄料を含まないものをい います。また賃借人のいない戸室については、それが一時的と認められる限りにおいて、 その賃貸料は家賃に賃入されます。

水道、ガス、電気、電話等の使用料金

ロ 権利金、礼金、敷金その他の一時金

ハ 賄料

(2) 復旧期間

保険の目的が損害を受けた時からそれを遅滞なく復旧した時またはそれに代わる他の建 物を再取得した時までに要した期間をいいます。ただし、構造の改良または規模の拡張を 伴った場合には、保険の目的を罹災直前の状態に復旧するために通常要すると認められる 期間(以下「推定復旧期間」といいます。)を超えないものとし、また、損害を受けた保 険の目的の復旧または再取得をしない場合で、前条但書きに該当するときは、推定復旧期 間をもって復旧期間とみなします。

(3) 約定復旧期間

復旧期間を基準として、当事者が約定した期間をいいます。

(保険価額)

第5条 この特約条項の保険価額は、損害が生じた時における保険の目的の家賃月額に約定復 旧期間月数を乗じた額とします。

(保険金の支払額)

- 第6条 当会社が第1条(保険金を支払う場合)の保険金として支払うべき損失の額は、保険 価額によって定めます。
- 2 保険金額が保険価額と同額であるときまたはこれを超えるときは、当会社は、保険価額を 限度とし、家賃について復旧期間(約定復旧期間を限度とします。以下同様とします。)内 に生じた損失の額を保険金として、支払います。
- 3 保険金額が保険価額よりも低いときは、当会社は、次の算式によって算出した額を保険金 として、支払います。

保険金額 = 保険金の額 家賃について復旧期間内に生じた損失の額× 保险価額

(保险金支払の時期)

- 第7条 当会社は、復旧期間が終了した後に保険金を支払います。
- 2 復旧期間が1か月を超えた場合において、被保険者の要求がある場合は、当会社は、前項 の規定にかかわらず、毎月末に保険金の内払をすることがあります。 (他の保険契約)
- 第8条 第1条 (保険金を支払う場合) の損失に対して保険金を支払うべき他の保険契約があ る場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した支払責 任額の合計額が家賃について復旧期間内に生じた損失の額を超えるときは、当会社は、次の 算式によって算出した額を保険金として、支払います。

この保険契約の支払責任額 家賃について復旧期間 × この保険契約の支払責任額 内に生じた損失の額 × それぞれの保険契約の支払責任額の合計額 = 保険金の額

(進用規定)

第9条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、 普通約款およびこの特約条項が付帯された基本特約条項の規定を準用します。

明記物件に関する特約

(保険金を支払う場合)

- 第1条 当会社は、この特約条項に従い、建物に収容されるすべての家財が保険の目的である 場合には、家財のうち「貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美 術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの」(以下「貴金属・宝石等」といいま す。)が保険証券に明記されていない場合も、これを保険の目的に含むものとします。ただ し、保険契約締結の際または保険契約締結の後、保険契約者または被保険者が、故意または 重大な過失によって、これらの物を保険証券に明記するための手続きを怠ったときは、この 限りでありません。
- 2 前項の場合において、損害額が1個または1組ごとに30万円を超えるときは、その損害額 を30万円とみなします。
- 3 当会社が第1項の規定により支払う保険金の額は、1回の事故につき、300万円または保 険の目的である家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。なお、当会社は、同項の 保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、支
- 4 貴金属・宝石等が保険証券に明記されているときは、前3項の規定によらず、積立火災保 険普通保険約款および家庭用総合保険基本特約条項もしくは総合保険基本特約条項の規定に よるものとします。

(保険金支払後の取扱い)

第2条 前条の規定により当会社が保険金を支払うべき事故が生じた後は、保険契約者は、遅 滞なく、貴金属・宝石等を保険証券に明記するための手続きを行わなければなりません。 2 前条の規定に従い当会社が保険金を支払った後は、この特約条項は失効します。

(30) 保険金額調整等に関する追加特約 (家庭用総合保障基本特約用)

(保除全額の調整)

第1条 当会社は、保険の目的である建物について建築費または物価の変動等により、この保 険契約の保険金額を調整する必要が生じた場合は、保険契約者への通知を行うことにより、 保険金額を妥当な金額に調整し、相当する保険料を返還または請求することができます。 (保険金額の調整にともなう保険料の払込みを怠った場合の取扱い)

- 第2条 当会社が、前条の規定にもとづき当会社の定めるところにより保険契約者に保険料を 請求したにもかかわらず、保険契約者がその払込みを怠った場合、当会社は、追加保険料領 収前に保険の目的である建物に生じた損害保険金または水害保険金を支払うべき事故につい ては、積立火災保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。) および家庭用総合保険 基本特約条項(以下「基本特約」といいます。)の規定にかかわらず、保険金額の調整が行 われなかったものとして、次の各号に従い保険金を支払います。
- (1) 損害保険金を支払うべき事故の場合

次の算式によって算出した額とします。

基本特約第8条(指害保険金の支払 毎年付われる木 (新日 東北) 第1 項から第3 項× 再調達価額の80%に相当する額

= 損害保険金の額

までの規定による損害の額 (2) 水害保険金を支払うべき事故の場合

基本特約第1条(保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金)第5項第1号に 該当する場合に限り、次の算式によって算出した額とします。

基本特約第10条(水害保険金の支払額-建 泰平行利帝10米(小口は次本)(全による) 物および家財の場合)第1項の規定による × 保険の目的の再調達価額 = 水害保険金の額

(水害保険金実損払特約が付帯された場合の取扱い)

- 第3条 この特約条項が付帯される保険契約に水害保険金実損払特約条項が付帯された場合に は、前条第2号を次のとおり読み替えて適用します。
 - 「(2) 水害保険金を支払うべき事故の場合

次の算式によって算出した額とします。

基本特約第10条(水害保険金の支払額-建物および家財の場合)第1項の規定に

保険金額 よる損害の額または水害保険金実損払特×保険の目的の再調達価額=水害保険金の額 約条項第1条(水害保険金の支払方法の

変更) 第2項の規定による損害の額

(雷気的・機械的事故担保特約が付帯された場合の取扱い)

第4条 この特約条項が付帯される保険契約に電気的・機械的事故担保特約条項が付帯された 場合には、第2条(保険金額の調整にともなう保険料の払込みを怠った場合の取扱い)第1 号に規定する算式中「基本特約第8条(損害保険金の支払額-建物の場合)第1項から第3 項までの規定による損害の額」とあるのは「基本特約第8条(損害保険金の支払額-建物の 場合)第1項から第3項までの規定による損害の額または電気的・機械的事故担保特約条項 第4条(保険金の支払額)第1項および第2項の規定による損害の額」と読み替えて適用し ます。

(準用規定)

第5条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普 通約款およびこれに付帯された基本特約の規定を準用します。

(31) 保険金額調整等に関する追加特約 (総合保険基本特約用)

(保険金額の調整)

第1条 当会社は、保険の目的である建物またはこれに収容される動産について建築費または 物価の変動等により、この保険契約の保険金額を調整する必要が生じた場合は、保険契約者 への通知を行うことにより、保険金額を妥当な金額に調整し、相当する保険料を返還または 請求することができます。

(保険金額の調整にともなう保険料の払込みを怠った場合の取扱い)

- 第2条 当会社が、前条の規定にもとづき当会社の定めるところにより保険契約者に保険料を 請求したにもかかわらず、保険契約者がその払込みを怠った場合、当会社は、追加保険料領 収前に保険の目的である建物またはこれに収容される動産に生じた損害保険金または水害保 険金を支払うべき事故については、積立火災保険普通保険約款(以下「普通約款」といいま す。) および総合保険基本特約条項(以下「基本特約」といいます。) の規定にかかわらず、 保険金額の調整が行われなかったものとして、次の各号に従い保険金を支払います。
- (1) 損害保険金を支払うべき事故の場合 次の算式によって算出した額とします。

基本特約第10条(指害保険金の支払 額-建物の場合) 第1項および第2 項の規定による損害の額または基本 特約第11条(損害保険金の支払額-

保险金額 = 損害保険金の額 再調達価額の80%に相当する額

動産の場合)第1項および第5項の 規定による指害の額

(2) 水害保険金を支払うべき事故の場合

基本特約第1条(保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金)第5項第1号に 該当する場合に限り、次の算式によって算出した額とします。

基本特約第12条(水害保険金の支払額-建物 保险会額 および動産の場合)第×・ ×縮小割合(70%)=水害保険金の額 1項の規定による損害 保険の目的の再調達価額

(水災支払方法変更特約が付帯された場合の取扱い)

第3条 この特約条項が付帯される保険契約に水災支払方法変更特約条項が付帯された場合に は、前条第2号に規定する算式を次のとおり読み替えて適用します。

「基本特約第12条(水害保険金の支払額-建 保险金額

物および動産の場合)第1項の規定による×保険の目的の再調達価額 = 水害保険金の額 指害の額

(破損・汚損損害等担保特約が付帯された場合の取扱い)

第4条 この特約条項が付帯される保険契約に破損・汚損損害等担保特約条項が付帯された場 合には、前条第1号に規定する算式中「基本特約第10条(損害保険金の支払額-建物の場 合) 第1項および第2項の規定による損害の額または基本特約第11条(損害保険金の支払額 - 動産の場合) 第1項および第5項の規定による損害の額」とあるのは「基本特約第10条 (損害保険金の支払額-建物の場合)第1項および第2項の規定による損害の額、基本特約 第11条(損害保険金の支払額-動産の場合)第1項および第5項の規定による損害の額また は破捐・汚捐捐害等担保特約条項第3条(捐害保険金の支払額)第1項および同特約第4条 (家財保険金の支払額) 第1項の規定による損害の額」と読み替えて適用します。

(準用規定)

第5条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普 通約款およびこれに付帯された基本特約の規定を準用します。

動物条項

当会社は、この特約条項が付帯された保障契約の保障の目的である動物が、当該保障契約に より当会社が担保する危険の発生によって、当該動物を収容する保険証券記載の建物または工 作物内で指害を受けたため、指害発生後7日以内に死亡した場合にのみ保険金を支払います。

(33) 植物条項

当会社は、この特約条項が付帯された保険契約の保険の目的である鑑賞用植物が、当該保険 契約により当会社が担保する危険の発生によって損害を受けたため、損害発生後7日以内に枯 死(当該植物の生命が全く絶たれた状態をいいます。)した場合にのみ保険金を支払います。

先物契約条項

この契約については、保険期間開始の時に使用されている保険料率および当会社の予定した 利率 (予定利率) によるものとします。

代位求僧権不行使条項

積立火災保険普通保険約款第14条(代位)第1項の規定により、被保険者が借家人(賃貸借 契約または使用貸借契約に基づき保険の目的である建物を占有する者をいい、転貸人および転 借人を含みます。以下同様とします。) に対して有する権利を、当会社が取得したときは、当 会社は、これを行使しないものとします。ただし、借家人の故意または重大な過失によって生 じた損害に対し保険金を支払った場合は、この限りでありません。

作業変更诵知条項

- 1 この契約の期間中、保険証券記載の建物内で行われる作業またはその作業に使用する危険 品の全部もしくは一部に変更があったとき (休止中の作業を開始した時を含みます。) は、 保険契約者または被保険者は、積立火災保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。) 第4条(通知義務)第1項に定める手続きに従い、当会社にその旨を通知してください。た だし、その事実がなくなった後は、この限りでありません。
- 2 以下の規定は、この条項の場合にその適用があるものとします。
- (1) 普通約款第4条(通知義務)
- 積立型基本特約条項第6条(保険料の変更-告知義務・通知義務)
- 団体扱保険料分割払特約条項第5条(追加保険料の払込み)
- (4) 集団扱に関する特約条項第4条(追加保険料の払込み)

37) 水災支払方法変更特約 (保険金を支払う場合)

- 第1条 当会社は、この特約条項に従い、総合保険基本特約条項(以下「基本特約」といいま す。)第17条(保険金を支払う場合)第1項および第2項の規定を、次のとおり読み替えて 適用します。
 - 「1 当会社は、この基本特約条項および普通約款の規定に従い、第1条(保険金を支払う 場合-指害保険金および水害保険金)第1項もしくは第2項の指害保険金または第5項 の水害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の目的が損害を 受けたため臨時に生ずる費用に対して、臨時費用保険金を支払います。
 - 当会社は、この基本特約条項および普通約款の規定に従い、第1条(保険金を支払う 場合-損害保険金および水害保険金)第1項もしくは第2項の損害保険金または第5項 の水害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって損害を受けた保険の 目的の残存物の取片づけに必要な費用(取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出 費用をいいます。以下「残存物取片づけ費用」といいます。) に対して、残存物取片づ け費用保険金を支払います。

(水害保険金の支払額)

第2条 当会社は、この特約条項に従い、基本特約第12条(水害保険金の支払額-建物および 動産の場合)の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「(水害保険金の支払額-建物および動産の場合)

- 第12条 当会社が第1条(保険金を支払う場合-捐害保険金および水害保険金)第5項第 1号の水害保険金として支払うべき指害の額は、保険の目的の再調達価額によって定め
- 2 当会社は、第1条(保険金を支払う場合-指害保険金および水害保険金)第5項第1 号の水害保険金として、前項の規定による損害の額または保険金額のいずれか低い額を 支払います。
- 3 当会社は、第1条(保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金)第5項第2 号の水害保険金として、次の算式(保険金額が保険の目的の再調達価額を超えるとき は、算式の保険金額は、保険の目的の再調達価額とします。)によって算出した額を支 払います。ただし、1回の事故につき、1構内ごとに300万円を限度とします。 保険金額×支払割合(15%)=水害保険金の額
- 当会社は、第1条(保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金)第5項第3 号または第4号の水害保険金として、次の算式(保険金額が保険の目的の再調達価額を 超えるときは、算式の保険金額は、保険の目的の再調達価額とします。)によって算出 した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1構内ごとに100万円を限度としま

保険金額×支払割合(5%)=水害保険金の額

5 前2項の規定に基づいて、当会社が支払うべき第1条(保険金を支払う場合-損害保 険金および水害保険金)第5項第2号から第4号までの水害保険金の合計額は、1回の 事故につき、1構内ごとに300万円を限度とします。

(臨時費用保険金および残存物取片づけ費用保険金の支払額)

第3条 当会社は、この特約条項に従い、基本特約第18条(臨時費用保険金の支払額)および 同特約第19条 (残存物取片づけ費用保険金の支払額) の規定を、次のとおり読み替えて適用 します。

「(臨時費用保険金の支払額)

- 第18条 当会社は、前条第1項の臨時費用保険金として、第1条(保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金)第1項もしくは第2項の損害保険金または第5項の水害 保険金の30%に相当する額を支払います。ただし、1回の事故につき、1構内ごとに次 の各号に規定する額を限度とします。
- (1) 保険の目的である建物または保険の目的である家財を収容する建物が住居のみに使 用される建物である場合においては100万円
- (2) 保険の目的である建物または保険の目的である家財、設備・什器等もしくは商品・
- 製品等を収容する建物が前号以外の建物である場合においては500万円 2 前項の場合において、当会社は、同項の規定によって支払うべき臨時費用保険金とこ
- の保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、臨時費用 保険金を支払います。

(残存物取片づけ費用保険金の支払額)

- 第19条 当会社は、第17条(保険金を支払う場合)第2項の残存物取片づけ費用保険金と して、第1条(保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金)第1項もしくは第 2項の損害保険金または第5項の水害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取 片づけ費用の額を支払います。
- 2 前項の場合において、当会社は、同項の規定によって支払うべき残存物取片づけ費用 保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えるときで も、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

- 第4条 当会社は、この特約条項に従い、基本特約第14条(他の保険契約がある場合の保険金 の支払額)第3項から第6項および同特約第26条(他の保険契約がある場合の保険金の支払 額) 第2項の規定を、次のとおり読み替えて適用します。
 - 「3 被保険者の所有する建物または建物以外のものについて、第1条(保険金を支払う場 合-損害保険金および水害保険金)第5項の損害に対して保険金を支払うべき他の保険 契約がある場合には、同項各号の損害ごとに次の各号によります。この場合において、 この保険契約または他の保険契約に水災危険担保特約条項(店総用)またはこれに類似

の特約条項が付帯されているときは、これらの特約条項の付帯がないものとみなしま す。

(1) 第1条第5項第1号の損害

それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した第1条第5項第 1号の指害に対する支払責任額の合計額が、指害の額を超えるときは、当会社は、次 の算式によって算出した額を同号の水害保険金として、支払います。

この保険契約の支払責任額 第1条第5項第1号の 損害の額× それぞれの保険契約の支払責任額の合計額 = 水害保険金の額

(2) 第1条第5項第2号の指案

それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして賃出した第1条第5項第 2号の損害に対する支払責任額の合計額が、1回の事故につき、1構内ごとに300万 円(他の保険契約に、この損害に対する限度額が300万円を超えるものがあるときは、 これらの限度額のうち最も高い額)または保険の目的の再調達価額に15%(他の保険 契約に、この損害に対する支払割合が15%を超えるものがあるときは、これらの支払 割合のうち最も高い割合)を乗じて得た額のいずれか低い額(以下この号において 「支払限度額」といいます。) を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出し た額を同号の水害保険金として、支払います。この場合において、支払責任額の算出 にあたっては、第12条(水害保険金の支払額-建物および動産の場合)第3項の規定 を適用して算出した額とします。

この保険契約の支払責任額 第1条第5項第2号の 支払限度額×

それぞれの保険契約の支払責任額の合計額

・水害保険金の額

(3) 第1条第5項第3号または第4号の指害

それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した第1条第5項第 3号または第4号の損害に対する支払責任額の合計額が、1回の事故につき、1構内 ごとに100万円(他の保険契約に、この損害に対する限度額が100万円を超えるものが あるときは、これらの限度額のうち最も高い額)または保険の目的の再調達価額に 5% (他の保険契約に、この損害に対する支払割合が5%を超えるものがあるとき は、これらの支払割合のうち最も高い割合) を乗じて得た額のいずれか低い額(以下 この号において「支払限度額」といいます。)を超えるときは、当会社は、次の算式 によって算出した額を同項第3号または第4号の水害保険金として、支払います。こ の場合において、支払責任額の算出にあたっては、第12条(水害保険金の支払額-建 物および動産の場合)第4項の規定を適用して算出した額とします。

第1条第5項第3号 この保険契約の支払責任額 支払限度額× または第4号の水害 保険金の額

- 4 前項の規定にかかわらず、保険の目的が第6条(保険の目的の範囲-動産の場合)第 2項に掲げる物以外のものである場合において、他の保険契約に再調達価額を基準とし て算出した損害の額を支払う旨の約定がない保険契約があるときは、第1条(保険金を 支払う場合-損害保険金および水害保険金)第5項各号の水害保険金については、前項 各号に定める損害の額または支払限度額につき、次の各号に規定する算式により算出し た額を支払います。ただし、他の保険契約がないものとして算出した支払責任額を限度 とします。
- (1) 他の保険契約に再調達価額を基準として算出した額を支払う旨の約定のある保険契 約がない場合

前項各号の損害の額 再調達価額を基準として算出した額を 第1条第5項各号の - 支払う旨の約定のない他の保険契約に= または支払限度額 水害保険金の額 よって支払われるべき水害保険金の額

(2) 前号以外の場合

再調達価額を基準と 前項各号の して算出した額を支 この保険契約 第1条第5 損害の額ま 払う旨の約定のない の支払責任額 項各号の水 ×再調達価額を基準として算出し たは支払限 他の保険契約によっ 害保険金の 度額 て支払われるべき水 た額を支払う旨の約定のある保 額 害保険金の額 険契約の支払責任額の合計額

5 同一構内において、1回の事故につき、第1条(保険金を支払う場合-損害保険金お よび水害保険金)第5項第2号の損害と第3号または第4号の損害が生じた場合には、 それぞれの保険契約につき第12条(水害保険金の支払額-建物および動産の場合)第3 項および第4項、本条第3項第2号および第3号、同条第4項ならびにこれらと同旨の 規定によって算出した支払責任額の合計額が、1回の事故につき、1構内ごとに300万 円(他の保険契約に、1構内ごとの限度額が300万円を超えるものがあるときは、これ らの1構内ごとの限度額のうち最も高い額)を超えるときは、当会社は、次の算式に よって算出した額を第1条第5項第2号から第4号までの水害保険金として、支払いま す。

300万円(他の保険契約に、1構内ご との限度額が300万円を超えるもの があるときは、これらの1構内ごと それぞれの保険契約の の限度額のうち最も高い額)

この保険契約 第1条第5項第2号か の支払責任額 = ら第4号までの水害保 除金の額 支払責任額の合計額

- 6 前項の規定にかかわらず、保険の目的が第6条(保険の目的の範囲-動産の場合)第 2項に掲げる物以外のものである場合において、他の保険契約に再調達価額を基準とし て算出した損害の額を支払う旨の約定がない保険契約があり、前項の損害が生じたとき は、次の各号に規定する算式により算出した額を支払います。ただし、他の保険契約が ないものとして算出した支払責任額を限度とします。
- (1) 他の保険契約に再調達価額を基準として算出した額を支払う旨の約定のある保険契 約がない場合

300万円(他の保険契約に、1 再調達価額を基準として 第1条(保険金を支払う 構内ごとの限度額が300万円 算出した額を支払う旨の 場合-損害保険金および を超えるものがあるときは、-約定のない他の保険契約=水害保険金)第5項第2 これらの1構内ごとの限度額 によって支払われるべき 号から第4号までの水害 のうち最も高い額) 水害保険金の額 保険金の額

(2) 前号以外の場合

300万円(他の保険 再調達価額を基) 契約に、1構内ご 準として算出し との限度額が300 た額を支払う旨 万円を超えるもの の約定のない他 があるときは、この保険契約に れらの1構内ごと よって支払われ の限度額のうち最 るべき水害保険 も高い額) 金の額

この保険契約 第1条第5項 の支払責任額 第2号から第 = 4号の水害保 再調達価額を基準として算 出した額を支払う旨の約定 険金の額 のある保険契約の支払責任 額の合計額

「2 前項の場合において、第17条(保険金を支払う場合)第1項の臨時費用保険金、第2 項の残存物取片づけ費用保険金および第6項の特別費用保険金につき他の保険契約がな いものとして支払責任額を算出するにあたっては、第1条(保険金を支払う場合-損害 保険金および水害保険金)第1項から第4項までの損害保険金の額は、第14条(他の保 険契約がある場合の保険金の支払額) 第1項および第2項の規定を適用して算出した額 とし、第1条第5項の水害保険金の額は、第14条第3項から第6項までの規定を適用し て算出した額とします。

(読み替え規定)

(準用規定)

第5条 基本特約第31条 (読み替え規定) 第2項の規定にかかわらず、普通約款第16条 (保険 金支払後の保険契約)の規定中「保険金|とあるのを「損害保険金または水害保険金|と読 み替えるものとします。

第6条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、 稽立火災保険普通保険約款および基本特約の規定を準用します。

破損・汚損損害等担保特約

(保险金を支払う場合)

- 第1条 当会社は、保険の目的が建物である場合には、総合保険基本特約条項(以下「基本特 約」といいます。) 第1条 (保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金) 第1項か ら第3項までの事故または第5項の事故による損害のほか、この特約条項に従い、不測かつ 突発的な事故(同条第1項から第3項までの事故および第5項の事故を除きます。以下同様 とします。) によって保険の目的について生じた損害に対しても、損害保険金を支払います。 2 当会社は、保険の目的が家財である場合には、この特約条項に従い、次の各号に掲げる損
- 害に対して、家財保険金を支払います。
- (1) 日本国内において、基本特約第1条 (保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険 金) 第1項から第3項までの事故によって持ち出し家財(保険の目的である家財のうち、 被保険者または被保険者と生計を共にする同居の親族によって保険証券記載の建物から一 時的に持ち出された家財をいいます。以下同様とします。) について生じた損害。この場 合において、次条第1項の規定にかかわらず、基本特約第3条(保険金を支払わない場 合) 第2項第5号の規定は適用しません。
- (2) 保険証券記載の建物内において、不測かつ突発的な事故によって保険の目的である家財 について生じた損害
- (3) 日本国内において、不測かつ突発的な事故によって持ち出し家財について生じた損害

(保険金を支払わない場合)

第2条 当会社は、この特約条項においては、積立火災保険普通保険約款(以下「普通約款」 といいます。)第2条(保険金を支払わない場合)および基本特約第3条(保険金を支払わ ない場合)に掲げる損害のほか、次の各号のいずれかに該当する損害に対しても、保険金 (損害保険金または家財保険金をいいます。以下同様とします。)を支払いません。

- (1) 差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する捐害
- (2) 保険の目的の自然の消耗もしくは劣化または性質によるさび、かび、変質、変色、発 酵、発熱、ひび割れ、肌落ちその他のこれらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等に 起因する損害

- (3) 保険の目的の瑕疵に起因する損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に 代わって保険の目的を管理する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった報航に よって生じた事故を除きます。
- (4) 被保険者と生計を共にする親族の故意に起因する損害。ただし、被保険者に保険金を取 得させる目的でなかった場合は、この限りでありません。
- (5) 保険の目的に対する加工・修理等の作業(保険の目的が建物の場合は建築・増改築等を 含みます。) 中における作業上の渦失または技術の拙劣に起因する損害
- (6) 保険の目的の電気的事故または機械的事故に起因する損害。ただし、これらの事故が不 測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
- (7) 詐欺または横領によって保険の目的に生じた損害
- (8) 十地の沈下・隆起・移動等に起因する指害
- (9) 保険の目的の擦傷、掻き傷もしくは塗料のはがれ等の外観上の損傷または保険の目的の 汚損(落書きを含みます。)であって、保険の目的の機能に支障をきたさない損害
- (10) 義歯、義肢、コンタクトレンズまたは眼鏡について生じた損害
- (11) 楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の 他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
- (12) 楽器の音色または音質の変化
- (13) 風、雨、ひょうもしくは砂塵の吹き込みまたはこれらのものの混入により生じた損害
- (14) 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに進ずる方法により情報を記録しておくことが できる物または機器に記録された情報に生じた損害
- (15) 移動電話・ポケットベルなどの携帯式通信機器およびこれらの付属品について生じた指
- (16) ノート型パソコン・ワードプロセッサーなどの携帯式電子事務機器およびこれらの付属 品について生じた損害
- (17) ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボート、カヌー、雪上オートバイおよび ゴーカートならびにこれらの付属品について生じた損害
- (18) サーフボードおよびウィンドサーフィンならびにこれらの付属品について生じた損害
- (19) ハンググライダー、超軽量動力機 (モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウ ルトラライト機等をいいます。)、ジャイロプレーンおよびパラグライダーならびにこれら の付属品について生じた損害
- (20) ラジオコントロール模型およびこれらの付属品について生じた損害
- (21) 動物または植物について生じた損害

(指害保険金の支払額)

- 第3条 当会社が第1条(保険金を支払う場合)第1項の損害保険金として支払うべき損害の 額は、基本特約第10条(損害保険金の支払額-建物の場合)第1項の規定による損害の額か ら1回の事故につき、保険の目的である建物ごとに保険証券記載の免責金額を差し引いた残
- 2 当会社は、保険金額を限度とし、前項の規定による損害の額を損害保険金として、支払い ます。

(家財保険金の支払額)

- 第4条 当会社が第1条(保険金を支払う場合)第2項の家財保険金として支払うべき損害の 額は、次の各号に定める額とします。
- (1) 第1条第2項第1号の損害については、基本特約第13条(持ち出し家財保険金の支払 額)第1項および第2項の規定による損害の額
- (2) 第1条第2項第2号または第3号の損害については、1回の事故につき、基本特約第11 条(捐害保険金の支払額-動産の場合)第1項または同特約第13条第1項および第2項の 規定による損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた残額
- 2 当会社は、1回の事故につき、次の各号に定める額を限度とし、前項の規定による損害の 額を家財保険金として、支払います。
- (1) 第1条(保険金を支払う場合)第2項第1号の損害については、100万円または保険の 目的である家財の保険金額の20%に相当する額のいずれか低い額
- (2) 第1条第2項第2号または第3号の損害については、保険証券記載の支払限度額
- (他の保障契約がある場合の保障金の支払額)
- 第5条 第1条(保険金を支払う場合)第1項または第2項の損害に対して保険金を支払うべ き他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないもの として算出した支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに別表に掲げる支払限度額を超え るときは、当会社は、次の算式によって算出した額を保険金として、支払います。

この保険契約の支払責任額 第1条第1項また 別表に掲げる支払限度額× マれぞれの保険契約の支払責任額の合計額 は第2項の保険金

(基本特約の持ち出し家財保険金との関係)

第6条 この保険契約においては、基本特約第2条(保険金を支払う場合-持ち出し家財保険 金) および同特約第13条(持ち出し家財保険金の支払額)第3項の規定ならびに同特約第14 条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)の規定中持ち出し家財保険金に関する規定 は、これを適用しません。

(普通約款および基本特約に掲げる費用保険金等との関係)

第7条 この特約条項においては、普通約款および基本特約に掲げる費用保険金の支払および 損害防止費用の負担に関する規定は、これを適用しません。

(進用規定)

第8条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、 普通約款および基本特約の規定を進用します。

別表(第5条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)関係)

| | 保険金の種類 | 支 払 限 度 額 |
|---|--|---|
| 1 | 第1条 (保険金を支 払う場合) 第1項の 損害保険金 | 基本特約第10条(損害保険金の支払額-建物の場合)第1項の規 定による損害の額から、1回の事放につき、保険証券記載の免責 金額(他の保険契約に、この保険契約の免責金額より低いものが あるときは、これらの免責金額のうち最も低い額)を差し引いた 残額 |
| 2 | 第1条(保険金を支 払う場合)第2項第 1号の家財保険金 | 1回の事故につき、100万(他の保険契約に、限度額が100万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)または、基本等約第13条(持ち出し家財保険金の支払額)第1項および第2項の規定による損害の額のいずれか低い額 |
| 3 | 第1条 (保険金を支 払う場合) 第2項第 2号または第3号の 家財保険金 | 1回の事故につき、保険証券記載の支払限度額(他の保険契約に、この保険契約の支払限度額を超えるものがあるときは、これらの支払限度額のうち最も高い額)または家財保険金を支払うたき損害の額(基本特約第11条(損害保険金の支払額ー動産の場合)第1項または同特約第13条(持ち出し家財保険金の支払額第第1項および第2項の規定による損害の額から、1回の事故につま、保険証券記載の免責金額(他の保険契約に、この保険契約の免責金額のうち最も低い額)を差し引いた残額をいいます。)のいずれか低い額 |

(39) 限定担保特約

(保険金を支払わない場合)

- 第1条 当会社は、この特約条項により、総合保険基本特約条項(以下「基本特約」といいま す。) 第1条(保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金)第1項第4号から第6 号までもしくは第3項から第5項までおよび同特約第2条(保険金を支払う場合−持ち出し 家財保険金)に掲げる事故によって保険の目的について生じた損害に対しては、損害保険 金、水害保険金および持ち出し家財保険金を支払いません。
- 2 当会社は、この特約条項により、基本特約第17条(保険金を支払う場合)第5項に規定す る水道管修理費用保険金を支払いません。

消火設備条項

この契約の期間中、保険契約者または被保険者は、消火設備割引を適用している物件につい て、次の事実が発生したときは、積立火災保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。) 第4条(通知義務)第1項に定める手続に従い、当会社にその旨を通知して下さい。ただし、 その事実がなくなった後は、この限りでありません。

- (1) 消火設備が有効でなくなったとき。
- (2) 消火設備に変更があったとき。

普通約款第2条(保険金を支払わない場合)、第4条(通知義務)および積立型基本特約条 項第6条(保険料の変更-告知義務・通知義務)の規定は、この条項の場合にその適用がある ものとします。

(41) テロ危険等不担保特約

(保険金を支払わない場合)

- 第1条 当会社は、この特約条項が付帯された保険契約においては、積立火災保険普通保険約 款(以下「普通約款」といいます。)および付帯された他の特約条項の規定にかかわらず、 直接であると間接であるとを問わずテロ行為(政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主 義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、当該主義・主張に関して行う暴 力的行為をいいます。以下同様とします。)によって、またはテロ行為の結果として生じた 損害、損失もしくは費用に対しては、保険金を支払いません。
- 2 当会社は、この特約条項が付帯された保険契約においては、普通約款および付帯された他 の特約条項の規定にかかわらず、情報 (プログラム、ソフトウエアおよびデータ) のみに生 じた損害、またはその損害を受けた結果生じた損害、損失もしくは費用に対しては、保険金 を支払いません。

(準用規定)

第2条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、 普通約款の規定を準用します。

(42) 危険品条項(普通品のみを納置する場合)

この契約の期間中、下記危険品級別表のA級、B級および特別危険品を納置したときは、 保険契約者または被保険者は、積立火災保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。) 第4条(通知義務)第1項に定める手続に従い、当会社にその旨を通知して下さい。ただ し、その事実がなくなった後は、この限りでありません。

普通約款第2条(保険金を支払わない場合)、第4条(通知義務)および積立型基本特約 条項第6条(保険料の変更−告知義務・通知義務)の規定は、この条項の場合にその適用が あるものとします。

た険品条項 (A級た険品を納置する場合)

この契約の期間中、下記危険品級別表のB級および特別危険品を納置したときは、保険契約 者または被保険者は、普通保険約款第4条(通知義務)第1項に定める手続に従い、当会社に その旨を通知して下さい。ただし、その事実がなくなった後は、この限りでありません。

普通約款第2条(保険金を支払わない場合)、第4条(通知義務)および稽立型基本特約条 項第6条(保険料の変更-告知義務・通知義務)の規定は、この条項の場合にその適用がある ものとします。

た険品条項 (B級危険品を納置する場合)

この契約の期間中、下記危険品級別表の特別危険品を納置したときは、保険契約者または被 保険者は、普通保険約款第4条(通知義務)第1項に定める手続に従い、当会社にその旨を通 知して下さい。ただし、その事実がなくなった後は、この限りでありません。

普通約款第2条(保険金を支払わない場合)、第4条(通知義務)および積立型基本特約条 項第6条(保険料の変更-告知義務・通知義務)の規定は、この条項の場合にその適用がある ものとします。

危険品級別表

| 級 別 分 類 | A 級 危 険 品 |
|--|---|
| 1. ガス (常温、常圧においてガス状を示 す物質で支燃性・酸化性・可燃 性のいずれかの性質を有するも の | |
| 2. 引火性液体 (常温、常圧において液状を示す 物質でタグ密閉式試験法によっ て引火点が測定されるもの | 弱引火性液体 1)引火点70℃以上200℃未満の液体 2)引火点200℃以上250℃未満の動植物油類 (1)鉱物油類:重油3種、潤滑油 等 (2)化 学 品:アニリン、ドデカン 等 (3)混 合 物:印刷用インキ、油性塗料 等 (4)動植物油類:はっか油、芳油 等 |
| 3. 引火性固体 常圧、40℃以下において固体の 物質でセタ密閉式試験法によっ で引火点が測定されるもの | 弱引火性固体 1)引火点100℃未満の固体 2)引火点100℃以上で発熱量34kJ/cal以上の固体 (1)鉱物油類:アスファルト、鉱ろう等 (2)化 学品:ステアリン酸、エイコサン 等 (3)動植物油類:ラノリン、松脂、牛脂等 |
| 4. 酸化性液体 物質内に酸素を有する無機不燃性液体で可燃物と混触発火し激 しく燃焼し時に爆発するもの | |
| 5. 酸化性固体 (物質内に酸素を有する無機不燃 性固体で可燃物と混触発火し激 しく燃焼し時に爆発するもの | 酸化性固体 加熱・衝撃に対する安定性が認められるが、酸 化力が強く可燃物と接触、または混合すると発 火し急速な燃焼を起こす固体 硝酸ナトリウム、重クロム酸カリウム、過硫酸カリ ウム 等 |
| 6. 発火性・禁水性物質 (空気中で、または水と接触し発 火するか、または水と接触し可 燃性ガスを発生させる還元性の 液体または固体 | |

7 爆発性物質

(物質内に酸素を有する可燃性物) 質で加熱、衝撃により急速に発 埶・分解し、 またある条件では 爆轟する熱的に不安定な液体す たは固体

8 易燃性固体

(比較的低温で着火し易く燃焼凍 度が大きい有機固体、水と接触 し水素を発生する金属額及び高 発熱量で燃焼し易い合成樹脂類 等

低易燃性固体

着火性の低い有機可燃固体であるが、一旦着火 すると自己の燃焼熱により急速に燃焼し通常の 消火活動では容易に消せない固体

(1)繊維・紙類:鉄帯(線)締めの綿花、麻類 等 (2)粉 末 類:炭素粉末、ポリエチレン粉末 等 (3)そ の 他:フォームスチレン 等

級別

分 類 1 ガス

級危険品 支燃性/酸化性/弱燃性ガス

(常温、常圧においてガス状を示) す物質で支燃性・酸化性・可燃 性のいずれかの性質を有するも D

可燃物との共存下で激しい燃焼を起こす支燃 性・酸化性ガス及び爆発性混合気を形成しにく い弱燃性のガス

塩素、酸素、フッ素 等

B

2. 引火性液体

(常温、常圧において液状を示す) 物質でタグ密閉式試験法によっ て引火点が測定されるもの

中引火性液体

引火点21℃以上70℃未満の液体

(1) 鉱 物 油 類: 重油 1 種 · 2 種、灯油、軽油 等 (2)化 学 品:デカン、クメン、スチレン 等 (3)混合物:ワニス、エナメル、シンナー等 (4)動植物油類:テレピン油、ショウノウ油、レモン 油等

3. 引火性固体

4. 酸化性液体

(常圧、40℃以下において固体の) 物質でセタ密閉式試験法によっ て引火点が測定されるもの

(物質内に酸素を有する無機不燃) 性液体で可燃物と混触発火し激

しく燃焼し時に爆発するもの

碲酸化性液体

可燃物と混合すると著しく加熱・衝撃に敏感に なり急速な分解・発熱を起こし易い不安定な液

濃硝酸、発煙硝酸、濃硫酸、発煙硫酸、クロロスル ホン酸 等

5. 酸化性固体

(物質内に酸素を有する無機不燃) 性固体で可燃物と混触発火し激 しく燃焼し時に爆発するもの

強酸化性固体

加熱・衝撃に敏感で分解の恐れがあり、可燃物 と混合すると酸化剤の形状によらず急速に燃焼 する固体

硝酸バリウム、硝酸マンガン 等

6. 発火性・禁水性物質

(空気中で、または水と接触し発) 火するか、または水と接触し可 燃性ガスを発生させる還元性の 液体または固体

発火性・禁水性物質

自己の還元力による自然発火の可能性は低い が、水との共存下では激しく反応し発熱する か、もしくは可燃性気体を発生させる物質

水素化ホウ素ナトリウム、生石灰、五塩化リン

7. 爆発性物質

(物質内に酸素を有する可燃性物) 質で加熱、衝撃により急速に発 熱・分解し、またある条件では 爆轟する熱的に不安定な液体ま たは固体

反応性物質

自己の酸化力・分解性による爆発の危険性は高 くはないが、熱的に不安定であり、着火すると 急速な燃焼を起こす物質

緩燃導火線

| 級 別 分 類 | B 級 危 険 品 |
|--|---|
| 8. 易燃性固体 | 中易燃性固体 水と反応し自然発火する金属類及び着火性・発 熱量共に高く、着火すると消火が困難になる固体 (1)機維・紙類:綿花、ほろ、周物類、油紙、油布 等 (2)金 属 粉 末:亜鉛粉末、鉄粉末、マンガン粉末 |
| 級 別 分 類 | 特 別 危 険 品 |
| ガス | 可燃性ガス それ自体が可燃性であり、噴出すると空気と容易に爆発性混合気を形成するガス アセチレン、エタン、塩化メチル、酸化エチレン、水素、石炭ガス、硫化水素 等 強引火性液体 |
| 常温、常圧において液状を示す 物質でタグ密閉式試験法によっ で引火点が測定されるもの | 引火点21℃未満の液体 (1)鉱 物 油 類: ガソリン、ナフサ、原油 等 (2)化 学 品:アセトン、シクロベンタン 等 (3)混 合 物:ラッカー、合成樹脂塗料 等 |
| 3. 引火性固体 (常圧、40℃以下において固体の) 物質でセタ密閉式試験法によっ で引火点が測定されるもの | |
| 4. 酸化性液体 (物質内に酸素を有する無機不燃 性液体で可燃物と混触発火し激 しく燃焼し時に爆発するもの | |
| 5.酸化性固体 (物質内に酸素を有する無機不燃) 性固体で可燃物と混触発火し激 しく燃焼し時に爆発するもの | 激酸化性固体 加熱・衝撃に敏感で発火の恐れがあり、日光でも分解・発熱することがあり、可燃物と混合すると爆発し易くなる固体 塩素酸ナリウム、塩素酸カリウム、過マンガン酸カリウム 等 |
| 6. 発火性・禁水性物質 (空気中で、または水と接触し発 火するか、または水と接触し可 燃性ガスを発生させる還元性の 液体または固体 | 強発火性・禁水性物質 自然発火の可能性があり、水との共存下では激しく反応し発火するか、もしくは可燃性気体を発生させる物質 (1)活性金属:リチウム、ナトリウム、カリウム等(2)カーバイド:炭化アルミニウム、炭化カルシウム等(3)その他:水素化アルミニウム、リン化ナトリウム等 |
| 7. 爆発性物質 物質内に酸素を有する可燃性物質で加熱、衝撃により急速に発 熱・分解し、またある条件では 爆轟する熱的に不安定な液体ま たは固体 | 高反応性物質 爆発の危険性が高く熱的に非常に不安定であ り、着火すると急速な燃焼を伴って、条件に よっては爆轟する物質 (1)火薬類:黒色火薬、ダイナマイト、カーリット等 (2)化学品:過酸化ペンゾイル、ニトログリセリン、ピクリン酸等 |

(3)そ の 他:セルロイド 等

8. 易燃性固体

(比較的低温で着火し易く燃焼速) 度が大きい有機固体、水と接触 し水素を発生する金属類及び高 発熱量で燃焼し易い合成樹脂類 等

高易燃性固体

摩擦・衝撃・小炎により容易に発火・着火し、 反応・燃焼の過程で可燃性気体を発生させる固 体

(1)金 属 粉 末:アルミニウム粉末、マグネシウム粉 末、ジルコニウム粉末 等

(2)そ の 他:硫黄、赤リン 等

43) 冷凍(冷蔵)損害不担保条項

当会社は、保険の目的である冷凍(冷蔵)物について、冷凍(冷蔵)装置または設備の破壊・変調もしくは機能停止によって起った温度変化のために生じた損害に対しては、その原因がこの保険契約で担保する事故であると否とを問わず、保険金を支払いません。

(44) ボイラ等破裂・爆発損害不担保条項

当会社は、汽器(化学工場その他における1作業設備装置の一部を構成するものを除きます。)、ボイラ、蒸気タービン、ガスタービン、蒸気機関、内燃機関、油圧機、水圧機等(これらの付属装置を含み、汽器およびボイラのうち、法令による定期検査または性能検査を必要としないものを除きます。)の破裂または爆発によりその機器に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(45) 積立型基本特約

(保険料の払込方法)

- 第1条 当会社は、この特約条項により、保険契約者がこの保険契約の保険料を、保険証券記載の払込方法により払い込むことを承認します。
- 2 保険証券記載の保険料の払込方法が一時払の場合には、保険契約者は、この保険契約の締結と同時に一時払保険料を払い込まなければなりません。
- 3 保険証券記載の保険料の払込方法が一時払以外の場合には、保険契約者は、この保険契約 の締結と同時に第1回保険料を払い込み、第2回以後の保険料については、保険運輸業記載の 払込期目(以下「払込期日」といいます。)までに払い込まなければなりません。
- 4 当会社が第8条(返れい金の支払一契約の無効・失効の場合)第3項または第9条(返れい金の支払一契約解除の場合)第1項の返れい金(以下この条において「返れい金」といいます。)を支払う場合において、保険契約が失効した日または解除された日の属する保険年度(初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。以下同様とします。)内に保険金(積立火災保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)またはこれに付帯された特約条項に規定する保険金をいいます。)を支払うべき事故が生じており、かつ、失効した日または解除された日以降当該保険年度末までに払い込むべき保険料のうち未払込部分があるときは、保険契約者は、返れい金の支払を受ける以前に、その全額を一時に払い込まなければなりませ
- 5 普通約款第16条(保険金支払後の保険契約)第1項の規定が適用される場合において、同項の保険金支払の原因となった事故が生じた日以降当該保険年度末までに払い込むべき保険料のうち未払込部分があるときは、保険契約者は、同項の保険金の支払を受ける以前に、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- 6 当会社は、保険料のうち前2項に規定する未払込部分があるときは、返れい金または普通 約款第16条(保険金支払後の保険契約)第1項の規定が適用される場合の保険金から前2項 に規定する未払込部分の保険料相当額を差し引き、その払込みに充当することができるもの とします。

(保険料払込方法の変更)

第2条 保険契約者は、当会社の承認を得て、保険料の払込方法を変更することができます。 (第2回以後の保険料の払込券系を上が契約の効力)

- (第2回以後の保険料の払込類予および契約の効力) 第3条 第1条(保険料の払込方法)第3項の規定にかかわらず、第2回以後の保険料の払込みの猶予期間(以下「払込猶予期間」といいます。)は、払込期日の属する月の翌月末日ま
- みの猶予期間(以下「払込猶予期間」といいます。)は、払込期日の属する月の翌月末日までとします。ただし、保険証券記載の保険料の払込方法が月払の場合には、払込期日が保険期間の満了する日の属する月の前々月となる保険料にかぎり、払込猶予期間を払込期日の属する月の翌々月末日までとします。
- 2 払込猶予期間が保険期間の満了する日の属する月の末日までとなる保険料のうち未払込部分があるときは、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、その全額を第15条(満期返れい金の支払)第1項本文の満期返れい金から差し引き、保険料の払込みに充当します。
- 3 前項の規定が適用される場合を除き、払込猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、 この保険契約は、払込猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

(保険料の前納)

- 第4条 保険契約者は、当会社が承認した場合にかぎり、将来の保険料を前納することができます。
- 2 前項の規定により前納する保険料については、当会社の定める利率および方法により割り 引きます。

(保険料の振替貸付)

第5条 第3条 (第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力) 第3項の規定にかかわら

ず、払込猶予期間内に保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険契約者からあらか じめ反対の申出がないかぎり、払い込まれなかった保険料に相当する額を払込猶予期間の滴 プ日に自動的に保険契約者に貸し付けて保険料の払込みに充当し、この保険契約を有効に継 続させます。ただし、当会社がこの貸付(以下「振替貸付」といいます。)を行うのは、こ の払い込まれなかった保険料とこの保険料に相当する額を貸し付けた場合に付されるべき次 項の利息の合計額が、払込期日までに払い込まれなかった保険料の払込みがあったものとし て計算した第8条(返れい金の支払ー契約の無効・失効の場合)第3項に規定する別表1に より計算した返れい金(すでに振替貸付による貸付金または第1条(契約者貸付)の貸付金 があるときは、その元利合計額を差し引いた残額とします。)をごえない場合に限ります。

- 2 振替貸付による貸付金の利息は、当会社の定める利率により払込猶予期間の満了日の翌日 から次の払込猶予期間の満了日までについて計算し、次の払込猶予期間が満了するごとに元 金に繰り入れます。
- 3 当会社は、次の各号に掲げる返れい金等のいずれかを支払う場合において、振替貸付による貸付金があるときは、貸付金元利合計額の返済に充当した後、残額を支払うものとします。
- (1) 第8条(返れい金の支払-契約の無効・失効の場合)第2項または第3項の返れい金
- (2) 第9条(返れい金の支払-契約解除の場合)第1項の返れい金
- (3) 第15条 (満期返れい金の支払) 第1項本文の満期返れい金
- (4) 普通約款第16条 (保険金支払後の保険契約) 第1項の規定が適用される場合の保険金

(保険料の変更ー告知義務・通知義務)

- 第6条 普通約款等3条(告知義務)第3項第3号の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、承認した日の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更します。なお、承認した日の属する保険年度末までの保険料については、当会社の定めるところに従い、変更前の保険料と変更後の保険料の差額を一括して返還または請求します。
- 2 普通約款第4条 (通知義務) 第1項の規定により保険契約者または被保險者からの申出を 承認する場合において、保險料を変更する必要があるときは、当会社は、事実の発生した日の属する保險年度の型保險年度以降、保險料を変更します。なお、事実の発生した日の属する保險年度末までの保險料の差額については、当会社の定める方法により計算した保險料を返還または請求します。
- 3 前2項の場合において、保険料の全額が払い込まれているときは、当会社は、当会社の定めるところに従い、変更前の保険料と変更後の保険料の差額を返還または請求します。
- 4 第1項または第2項本文の規定により変更された保険料の払込みについても第3条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)および前条の規定を適用します。
- 5 第1項なお書、第2項なお書または第3項の規定により請求された保険料は、当会社が第 1項または第2項の規定による承認をした日の属する月の翌月末日(次項において「払込期 限」といいます。)までに払い込まなければなりません。
- 6 前項の場合において、当会社の請求した保険料の払込みがなかったときは、この保険契約は、払込期限の翌日から効力を失います。ただし、この保険料の払込みについても前条の規定を準用するものとし、これにより当会社が振替貸付を行った場合には、この限りでありません。

(保険料の変更-保険料率の改定)

第7条 この保険契約に適用されている料率が、保険期間の中途で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還もしくは請求または保険料の変更を行いません。

(返れい金の支払ー契約の無効・失効の場合)

- 第8条 保険契約が無効の場合において、保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。)に放意および重大な過失がなかったときは、当会社は、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に返れいします。
- 2 保険契約が無効の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者 (これらの者の代理人を含みます。) に故意または重大な過失があったときは、当会社は、 別表1により計算した返れい金および当会社の定める方法により計算した返れい金の合計額 を保険契約者に支払います。
- 3 保険契約が失効する場合(ただし、普通約款第16条(保険金支払後の保険契約)第1項の規定により保険契約が終了する場合を除きます。)には、当会社は、別表1により計算した返れい金および当会社の定める方法により計算した返れい金の合計額を保険契約者に支払います。
- 4 当会社が前2項の返れい金(以下この条において「返れい金」といいます。)を支払う場合において、当会社は、保険契約者が払い込むべき保険料のうち未払込部分があるときはその額(第1条(保険料の払込方法)第6項に規定する未払込部分の保険料相当額を含みます。)を、第5条(保険料の振替貸付)第3項および第12条(契約者貸付の返済への充当)の規定により返れい金から差し引くべき額があるときはそれらの合計額を、返れい金から差し引き、その残額を支払います。
- 5 返れい金の支払は、保険契約者からその支払方法についての指定があり当会社がこれを承認した場合を除いて当会社の本店または支店で行うものとし、特別の事由がないかぎり、返れい金支払事由が生じた日または第7項および第8項の請求書類が当会社に到着した日のいずれか遅い日の翌日から起算して20日以内に行います。
- 6 前項の規定による返れい金の支払は、当会社があらかじめ承認した場合を除いては、日本 国内において、日本国通貨をもって行います。
- 7 保険契約者が返れい金の支払を受けようとするときは、別表3に掲げる書類のうち当会社

- が求めるものを提出しなければなりません。
- 8 当会社は、別表3に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができます。 保険契約者が前2項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当会社は、返れい金を支払いません。
- 10 第2項および第3項に規定する別表1に掲げる返れい金については、保険始期から無効、 失効または解除により保険契約が終了するまでの既経過期間に応じた当会社の定める利率で 算出するものとし、第16条(契約者配当)第1項に規定する利率は適用しません。以下この 特約条項において同様とします。

(返れい金の支払-契約解除の場合)

- 第9条 保険契約が解除されたときは、当会社は、別表1により計算した返れい金および当会社の定める方法により計算した返れい金の合計額を保険契約者に支払います。
- 2 当会社が前項の返れい金(以下この条において「返れい金」といいます。)を支払う場合において、当会社は、保険契約者が払い込むべき保険料のうち未払込部分があるときはその額(第1条(保険料の払込方法)第6項に規定する未払込部分の保険料相当額を含みます。)を、第5条(保険料の振替貸付)第3項および第12条(契約者貸付の返済への充当)の規定により返れい金から差し引くべき額があるときはそれらの合計額を、返れい金から差し引き、その残額を支払います。
- 3 当会社が前2項の規定により返れい金を支払う場合には、前条第5項から第10項までの規定を適用します。

(返れい金等の支払-契約の終了の場合)

- 第10条 当会社が普通約款第16条(保険金支払後の保険契約)第1項の規定が適用される場合の保険金を支払う場合において、保険契約者が払い込むべき保険料のうち未払込部分があるときはその額(第1条(保険料の払込方法)第6項に規定する未払込部分の保険料制当額を含みます。)を、第5条(保険料の振替貸付)第3項および第12条(契約者貸付の返済への充当)の規定により当該保険金から差し引くべき額があるときはそれらの合計額を、当該保険金から差と見くべき額があるときはそれらの合計額を、当該保険金から差と引き、その残額を支払います。
- 2 普通約款第16条(保険金支払後の保険契約)第1項の規定により保険契約が終了する場合には、当会社は、返れい金を支払いません。ただし、保険証券記載の保険料の払込方法が一時払の保険契約または第4条(保険料の前納)第1項の規定により保険料を前納した保険契約については、当会社は、別表1-2により計算した返れい金および当会社の定める方法により計算した返れい金の合計額を保険契約に支払います。
- 3 当会社が前項ただし書の返れい金を支払う場合には、第8条(返れい金の支払-契約の無効・失効の場合)第5項から第10項までの規定を適用します。
- 4 おのおの別に保険金額を定めた保険の目的が2以上ある場合には、当会社の定める方法によりそれぞれについて前各項の規定を適用します。

(契約者貸付)

- 第11条 保険契約者は、第8条(返れい金の支払-契約の無効・失効の場合)第3項に規定する別表1により計算した返れい金(振替貸付による貸付金があるときは、その元利合計額を差し引いた残額とします。)の90%の範囲内で、当会社の定めるところに従い貸付(以下「契約者貸付」といいます。)を受けることができます。
- 2 契約者貸付を受ける場合の取扱いは、別表2のとおりとします。
- 3 契約者貸付を受けている場合において、普通約款もしくはこれに付帯された特約条項に規定する保険金請求権または返れい金請求権のいずれかに質権を設定するとき、またはこれらの請求権のいずれかを譲渡するときには、保険契約者はあらかじめ、書面により当会社の承諾を得なければなりません。

(契約者貸付の返済への充当)

- 第12条 当会社は、次の各号に掲げる返れい金等のいずれかを支払う場合において、契約者貸付による貸付金があるときは、貸付金元利合計額の返済に充当した後、残額を支払うものとします。
- (1) 第8条(返れい金の支払-契約の無効・失効の場合)第1項から第3項までの返れい金
- (2) 第9条 (返れい金の支払-契約解除の場合) 第1項の返れい金
- (3) 第15条 (満期返れい金の支払) 第1項本文の満期返れい金
- (4) 普通約款第16条(保険金支払後の保険契約)第1項の規定が適用される場合の保険金
- (保険料の振替貸付との関係) 第13条 保険契約者は、契約者貸付を受けている場合においても、次の各号の元利合計額を合 計した額が第8条(返れい金の支払-契約の無効・失効の場合)第3項に規定する別表1に
- より計算した返れい金をこえない場合にかぎり、第5条 (保険料の振替貸付) の規定の適用 を受けることができます。 (1) 振替貸付による貸付金については、払込猶予期間の満了日の翌日から次の払込猶予期間
- (17) 旅官員内による員り返しついては、私た頭子別回の両子日の立口がつびの私た頭子別回の満了日までについて計算した元利合計額(すでに振替貸付による貸付金があるときは、その元利合計額を含みます。)
- (2) 契約者貸付による貸付金については、貸付を受けた日から払込猶予期間の満了日の属する月の翌月末日までについて計算した元利合計額

(保険契約の失効)

第14条 振替貸付による貸付金および契約者貸付による貸付金について、毎月の月末において 翌月末日までの元利合計額を計算し、その合計額が第8条(返れい金の支払ー契約の無効・ 失効の場合)第3項に規定する別表1により計算した返れい金をこえるときは、この保険契 約は、その計算を行った月の末日の翌日から効力を失います。

(満期返れい金の支払)

第15条 当会社は、保険期間が満了した場合において、保険料全額の払込み(第3条(第2回

以後の保険料の払込猶予および契約の効力) 第2項の規定に基づき満期返れい金から差し引くことによる保険料の払込みおよび抵替貸付による保険料の払込みを含みます。) が完了しているときは、保険証券に記載された満期返れい金(以下「満期返れい金)といいます。) を保険契約者に支払います。ただし、第3条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力) 第2項、第5条(保険料の振替貸付) 第3項および第12条(契約者貸付の返済への充当) の規定により満期返れい金から差し引くべき額があるときはそれらの合計額を、満期返れい金から差し引え、その機額を支払います。

- 2 満期返れい金の支払は、保険契約者からその支払方法についての指定があり当会社がこれ を承認した場合を除いて当会社の本店または支店で行うものとし、特別の事由がないかぎ り、保険期間が満了した日(第4項および第5項の満期返れい金の請求書類が当会社に到着 するのが保険期間が満了した日以後となる場合には、当該書類が到着した日)の翌日から起 算して20日以内に行います。
- 3 前項の規定による満期返れい金の支払は、当会社があらかじめ承認した場合を除いては、 日本国内において、日本国通貨をもって行います。
- 4 保険契約者が満期返れい金の支払を受けようとするときは、別表3に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- 5 当会社は、別表3に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができます。
- 6 保険契約者が前2項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当会社は、満期返れい金を支払いませ、
- 7 2以上の保険の目的について、1保険証券で契約した場合には、それぞれについて保険契約が締結されたものとみなし、当会社の定める方法に従い、おのおの別に前各項の規定を適用1ます。
- 用しょう。 8 満期返れい金請求権は、保険期間満了日の翌日から起算して3年を経過した時に消滅しま

(契約者配当)

- 第16条 当会社は、毎事業年度末において積立保険料の運用益が当会社の予定した利率(保険料、満期返れい金等を貸出する際に用いた利率)に基づく運用益をこえた場合、そのこえた部分の運用益のうち、主務官庁の認可を得た所定の方法により計算された金額を契約者配当準備金として積み立てます。
- 2 当会社は、前項の契約者配当準備金を保険期間が満了した契約に対して、主務官庁の認可 を得た所定の方法により計算し、契約者配当金として支払います。
- 3 契約者配当金は、満期返れい金と同時に保険契約者に支払います。
- 4 当会社は、保険期間の満了以前に終了した契約、失効した契約または解除された契約に対しては、契約者配当金は支払いません。
- 5 契約者配当金の請求方法等については、前条第2項から第7項までの規定を準用します。
- 6 契約者配当金請求権は、保険期間満了日の翌日から起算して3年を経過した時に消滅します。

(この特約が付帯された保険契約との関係)

- **第17条** この特約条項が付帯された保険契約が無効のときは、この特約条項もまた無効とします。
- 2 この特約条項が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了したときは、この特約 条項もまた同時に終了するものとします。

(準用規定)

第18条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、 普通約款の規定を準用します。

別表1 (第8条、第9条関係)

無効・失効・解約返れい金表

お客様のご契約の無効・失効・解約返れい金につきましては、保険証券に添付された 《参考》無効・失効・解約返れい金表をご覧いただくか、取扱代理店またはお近くの損保 ジャパンにお問い合わせください。

別表 1-2 (第10条関係)

返れい金表

お客様のご契約の返れい金につきましては、取扱代理店またはお近くの損保ジャパンに お問い合わせください。

別表2 (第11条関係)

| 1. 契約者貸付を受けることができる保険契約者 | 契約者貸付を受けようとする時において有効な保険契約の契約者と します。ただし、普通約款もしくはこれに付帯された特約条項に規定 する保険金請求権または返れい金請求権のいずれかに質権設定もしく は差押券がなされている場合または保険契約者の破産手続開始の申立 がなされている場合等を除きます。 |
|--------------------------|---|
| 2. 契約者貸付を受けようとするときに必要な書類 | (1) 契約者貸付を受けようとするときは、次に掲げる書類のうち当会 社が求めるものを提出しなければなりません。 a. 当会社の定める契約者貸付申込書 b. 当会社の定める契約者貸付請求書 c. 保険証券 d. 保険契約者の印鑑証明書 (2) 当会社は、(1)以外の書類の提出を求めることができます。 |
| 3. 貸付金額の範囲 | 第11条(契約者貸付)第1項に規定する範囲内で、当会社の定める 額を限度とし、1回の貸付につき50,000円以上の金額とします。 |
| 4. 貸 付 期 間 | (1) 貸付期間は貸付日から1年間とし、貸付期間満了日までに貸付金元利合計額の返済のないときは、1年ずつ延長します。ただし、保険期間満了日を限度とします。なお、この保険契約が保険期間の中途において終了したときは、貸付期間も終了するものとします。 (2) (1)の貸付日は、貸付金の交付方法が銀行預金口座への振込みである場合には当会社が送金手続を行った日とし、その他の交付方法の場合には当会社が送金手続を行った日とし、その他の交付方法の場合には別に定める日とします。 |
| 5. 貸 付 利 率 | (1) 当会社の定める利率によります。 (2) 貸付期間中において(1)の利率が変更されても適用利率は変更しません。 (3) 貸付期間が延長された場合には、延長時における(1)の利率によります。 |
| 6. 貸付金の返済 | (1) 貸付金は、貸付期間満了日までに、利息とともに返済するものと します。 (2) 貸付期間が延長されたときは、前貸付期間の利息は、新しい貸付 金に元本として繰り入れます。 |
| 7. 利息の支払 | (1) 貸付金に対する利息は、貸付期間1年につき、上記の貸付利率により計算します。 (2) 貸付期間が1年未満のときは、日割計算をします。 (3) 利息は、貸付金を返済するときに同時に支払うものとします。 |
| 8. 貸付金の交付・ 返済の方法 | 銀行預金口座への振込み等、当会社の定める方法によります。 |
| 9. 追加貸付(貸増) | すでに契約者貸付を受けている場合で追加して契約者貸付を受ける ときは、追加貸付日現在の既貸付金元利合計額と合算した金額を新た な貸付金として貸付を行います。ただし、1.または3.の規定により、 貸付が行えない場合は、この限りでありません。 |

別表3 (第8条、第9条、第10条、第15条、第16条関係)

無効・失効・解除の場合の返れい金および満期返れい金等の請求書類

- (1) 当会社の定める請求書
- (2) 保険証券
- (3) 保険契約者の印鑑証明書

(46) 他の保険契約の保険料への振替貸付等に関する特約

(他の保険契約の保険料への振替貸付)

第1条 当会社は、この特約条項により、当会社がこの保険契約と同一保険証券で引き受ける他の保険契約(以下「他の保険契約」といいます。)の、次に掲げる保険料の払込みについて、保立型基本特約条項(以下「基本特約」といいます。)第5条(保険料の振替貸付)の規定を適用します。

- ・積立型追加特約(地震保険用)第3条(保険料の払込方法)第3項に定める第2回 以後の保険料。
- ・積立型追加特約(地震保険用)第7条(保険料の変更-告知義務・通知義務)第1 項または第2項により請求された保険料。

(満期返れい金からの他の保険契約の保険料の差引き)

- 第2条 当会社は、この特約条項により、他の保険契約の、次に掲げる保険料の払込みについて、基本特約第3条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)第2項の規定を適用します。
 - 積立型追加特約(地震保険用)第5条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)第2項に定める「払込猶予期間が最終保険契約の保険期間の満了する日の 起する月の末日までとなる保険料

(失効・解除の場合の返れい金等からの他の保険契約の保険料の差引き)

- 第3条 当会社は、この特約条項により、他の保険契約の、次に掲げる保険料の払込みについて、基本特約第1条(保険料の払込方法)第6項の規定を適用します。
 - ・積立型追加特約(地震保険用)第3条(保険料の払込方法)第4項および第5項に 定める保険料のうちの未払込部分。

(基本特約の読み替え)

- 第4条 この特約条項については、基本特約を次のとおり読み替えて適用します。
- (1) 第1条(保険料の払込方法)第6項の規定中「保険料のうち前2項に規定する未払込部分」とあるのは「保険料のうち前2項に規定する未払込部分(他の保険契約の保険料への振替貸付等に関する特約条項第3条(失効・解除の場合の返れい金等からの他の保険契約の保険料の差引き)に掲げる他の保険契約の保険料を含みます。以下この項において同様とします。)
- (2) 第5条(保険料の振替貸付)第1項の規定中「払込猶予期間内に保険料が払い込まれない場合には」とあるのは「払込猶予期間内にこの保険契約の保険料と他の保険契約の保険料とを合覧した保険料が払い込まれない場合には「
- (3) 第5条(保険料の振替貸付)第1項の規定中「この保険契約を有効に継続させます。」 とあるのは「この保険契約および他の保険契約を有効に継続させます。」
- (4) 第8条(返れい金の支払-契約の無効・失効の場合)第4項、第9条(返れい金の支払-契約解除の場合)第2項および第10条(返れい金等の支払-契約の終了の場合)第1項の規定中「払い込むべき保険料」とあるのは「払い込むべきこの保険契約の保険料または他の保险契約の保険料
- (5) 第11条(契約者貸付) 第3項の規定中「普通約款もしくはこれに付帯された特約条項」とあるのは「この保険契約および他の保険契約の普通保険約款もしくはこれらに付帯された特約条項」
- (6) 第15条 (満期返れい金の支払) 第1項の規定中「保険料全額の払込み」とあるのは「この保険契約の保険料と他の保険契約の保険料とを合算した保険料全額の払込み|
- (7) 別表2第1号の規定中「普通約款もしくはこれに付帯された特約条項」とあるのは「この保険契約および他の保険契約の普通保険約款もしくはこれらに付帯された特約条項」

(47) 保険料の振替貸付の不適用に関する特約

(この特約の適用条件)

- 第1条 この特約条項は、当会社と保険契約者の間に、あらかじめ積立型基本特約(以下「基本特約」といいます。(地震保険の場合には、積立型追加特約(地震保険用)))に規定する保険料の振替貸付を行わない旨の合意がある場合に適用します。
- (基本特約の適用除外) 第2条 この特約条項が付帯された保険契約においては、他の特約条項の規定にかかわらず、 基本特約第5条(保険料の振替貸付)(地震保険の場合には、積立型追加特約(地震保険用) 第6条(保険料の振替貸付))の規定は適用しません。
- 2 この保険契約に他の保険契約の保険料への振巷貸付等に関する特約条項が付帯されている場合には、同特約条項第1条(他の保険契約の保険料への振替貸付)ならびに同第4条(基本特約の読み替え)第2号および第3号の規定は適用しません。

(基本特約等の読み替え)

第3条 基本特約第3条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)第3項(地震保険の場合には、積立型追加特約(地震保険用)第5条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)第3項の規定が適用される場合において、保険契約者に放意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、同条第1項(地震保険の場合には、同条第1項)の「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えて適用します。この場合において、当会社は、保険契約者に対して当会社が別に定める額をあわせて請求できるものとします。

(48) 団体扱保険料分割払特約(一般 A)

(この特約の適用条件)

第1条 この特約条項は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- (1) 保険契約者が公社、公団、会社等の企業体(法人・個人の別を問いません。以下この条 において同様とします。)に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。(2) 水のいずれかの契約が締結されていること。
- イ保険契約者が給与の支払を受けている企業体(以下「団体」といいます。)と当会社との間の「保険料集金に関する契約書(一般A-1)」による保険料集金契約。ただし、団体が労働基準法第24条に定める賃金の一部控除に関する書面による協定またはその他の法会に基づき、保険契約者の受け取るべき給与から保険料の控除を行うことができる。
 - ロ 団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織(以下この条において「職城労働組合等」といいます。)と当会社との間の「保険料集金に関する契約書(一般A-2)」による保険料集金契約。ただし、職域労働組合等が前記イのただし書に規定する団体によって控除された保険料を受領することができる場合にかぎりませ
- (3) 保険契約者が、当会社との間に「保険料集金に関する契約書(一般A-1)」または 「保険料集金に関する契約書(一般A-2)」による保険料集金契約(以下「集金契約」 といいます。)を締結した者(以下「集金者」といいます。)に次のことを委託し、集金者 がそれを承諾していること。
 - イ 集金者が団体である場合には、保険契約者の受け取るべき給与から保険料を控除して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。
 - ロ 集金者が職域労働組合等である場合には、団体によって控除された保険料を団体から 受領して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。

(保険料の分割払)

第2条 当会社は、この特約条項により、保険契約者が保険料(この保険契約に定められた保険料をいいます。以下同様とします。)を保険証券記載の回数および金額(以下「分割保険料」といいます。)に分割して払い込むことを承認します。

(分割保険料の払込み)

場合にかぎります。

- 第3条 保険契約者は、第1回分割保険料を保険契約締結の際、直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- 2 第2回以後の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

(保険料領収前の事故)

第4条 保険証券記載の保険期間(以下「保険期間」といいます。)が始まった後でも、当会社は、前条第1項に規定する第1回分割保険料を領収する前に生じた事故については、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りでありません。

(追加保険料の払込み)

- 第5条 当会社が第12条(保険料の返還または請求)の規定による追加保険料の請求をしたときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- 2 保険契約者が前項に規定する追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、追加保険料 領収前に生じた事故については、保険金を支払いません。ただし、この特約条項が付帯され た普通保険約款(以下「善通約款」といいます。)または積立型基本特約条項(以下「基本 特約」といいます。)にこれと異なる規定がある場合は、この限りでありません。

(保険金の支払および未払込分割保険料の払込み)

- 第6条 保険料の払込みを完了する前に、普通約款または基本特約の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了または失効する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受け、以前に未払込分割保険料 (この保険契約に定められた当該保険年度の保険料から、既に払い込まれた当該保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。)の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。(保険計算収証の発行)
- 第7条 当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。 (特約の失効または解除)
- 第8条 この特約条項は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日(以下「集金不能日」といいます。)から将来に向かってのみその効力を失います。
- (1) 集金契約が解除された場合
- (2) 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合

(特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み)

- (3) 保険契約者がその受け取るべき給与から保険料を控除することを拒んだ場合
- (4) 前3号に規定する場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなくなった場合
- 2 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数(同一の保険契約者が複数の団体扱に係る特約条項付帯の保険契約を締結している場合は1名と数えます。)が10名未満である場合には、この特約条項を解除することができます。
- 3 第1項第1号に規定する事実が発生したときまたは前項の規定により当会社がこの特約条項を解除したときは、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所(普通約款の規定に従い、保険契約者の住所変更に関する通知があったときは、その住所または通知先をいいます。)にあててその旨を通知します。
- 第9条 保険契約者は、前条第1項の規定によりこの特約条項が効力を失ったときは集金不能 日の属する月の翌月末日までに、同条第2項の規定によりこの特約条項が解除されたときは

解除日の属する月の翌月末日までに未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

- 2 当会社は、前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、集 金不能日またはこの特約条項の解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生 ドケ事物については、保険金をす払いません。
- 3 当会社は、第1項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、この保険契約を解除することができます。ただし、未払込分割保険料について、基本特約第3条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)第3項および同第5条(保険料の振替貸付)(地震保険契約の場合には積立型追加特約条項(地震保険用)(以下「積立型追加特約 (地震保険用)」といいます。)第5条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)第3項および同第6条(保険料の振替貸付))の規定を準用します。この場合、基本特約または積立型追加特約(地震保険用)を次のとおり読み替えるものとします。
- (1) 基本特約第3条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)第3項の規定中 「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日 までの期間|
- (2) 基本特約第5条 (保険料の振替貸付) 第1項の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日または解除日か
- (3) 積立型追加特約(地震保険用)第5条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)第3項の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の屋本占月の翌日末日までの期間」
- (4) 積立型追加特約(地震保険用)第6条(保険料の振替貸付)の規定中「払込猶予期間」 とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間|
- 4 前項の規定により、当会社がこの保険契約を解除したときは、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所(普通約款の規定に従い、保険契約者の住所変更に関する通知があったときは、その住所または通知先をいいます。)にあててその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日またはこの特約条項の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- 5 第3項の規定により、当会社がこの保険契約を解除したときは、既に領収した保険料は返還しません。

(特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法)

- 第10条 第8条 (特約の失効または解除) 第1項の規定によりこの特約条項が効力を失った場合または同条第2項の規定によりこの特約条項が解除された場合の翌保險年度以降の保険料の払込方法(地震保険契約の場合はこの特約条項の失効または解除後に積立型迫加特約(地震保険用)第2条(保険契約の目動継続)の規定により自動的に継続された保険契約(以下この項において「自動継続契約」といいます。)の保険料の払込方法)は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日(地震保険契約の場合は、当該自動継続契約の保険期間の初日)とします。
- 2 保険契約者は、当会社の承認を得て、前項以外の払込方法とすることができます。 (特約失効の特例)
- 第11条 この特約条項は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、保険期間(地震保険契約の場合には、地震保険契約が付帯されている保険契約の保険期間)の満了する日の属する月の前々月の給与支払日から将来に向かってその効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約条項の失効した日の属する月の翌々月末日までに未払込分割保険料の金額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。ただし、この未 払込分割保険料の払込みについては、基本特約第3条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)第2項(地震保険契約の場合には積立型追加特約(地震保険用)第5条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)第2項)の規定を準用するものとします。(保険料の返還または請求)
- 第12条 普通約款、基本特約、積立型追加特約(地震保険用)またはこれらに付帯される他の特約条項の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通約款、基本特約、積立型追加特約(地震保険用)またはこれらに付帯される他の特約条項の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

(49) 団体扱保険料分割払特約(一般B)

(この特約の適用条件)

- 第1条 この特約条項は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
- (1) 保険契約者が公社、公団、会社等の企業体(法人・個人の別を問いません。以下この条において同様とします。) に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。
- (2) 次のいずれかの者と当会社との間に「保険料集金に関する契約書(一般B)」による保険料集金契約(以下「集金契約」といいます。)が締結されていること。
 - イ 保険契約者が給与の支払を受けている企業体(以下「団体」といいます。)
 - ロ 団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織
- (3) 保険契約者が、当会社との間に集金契約を締結した者(以下「集金者」といいます。) に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - イ 保険契約者がこの保険契約締結の時に勤務している事業所(以下「当該事業所」といいます。)において、給与支払日に保険契約者またはその代理人から直接保険料を集金すること。

ロ 上記イにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。 (保険料の分割払)

第2条 当会社は、この特約条項により、保険契約者が保険料(この保険契約に定められた保険料をいいます。以下同様とします。)を保険証券記載の回数および金額(以下「分割保険料」といいます。)に分割して私い込むことを承認します。

(分割保除料の払込み)

- 第3条 保険契約者は、第1回分割保険料を保険契約締結の際、直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- 2 第2回以後の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

(保険料領収前の事故)

第4条 保険証券記載の保険期間(以下「保険期間」といいます。)が始まった後でも、当会 社は、前条第1項に規定する第1回分割保険料を領収する前に生じた事故については、保険 金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を 経で払い込まれる場合には、この限りでありません。

(追加保険料の払込み)

- 第5条 当会社が、第12条(保険料の返還または請求)の規定による追加保険料の請求をしたときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- 2 保険契約者が前項に規定する追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、追加保険料 額収前に生じた事故については、保険金を支払いません。ただし、この特約条項が付帯され た普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)または積立型基本特約条項(以下「基本 特約」といいます。)にこれと異なる規定がある場合は、この限りでありません。 (保険金の支払および未払込分割保験料の払込み。)
- 第6条 保険料の払込みを完了する前に、普通約款または基本特約の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了または失効する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受け、以前に未払込分割保険料(この保険契約に定められた当該保険年度の保険料から、既に払い込まれた当該保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。)の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。(保険料何収証の発行)
- 第7条 当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。 (特約の失効または解除)
- 第8条 この特約条項は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日(以下「集金不能日」といいます。
- (1) 集金契約が解除された場合
- (2) 保険契約者が当該事業所において団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
- (3) 保険契約者またはその代理人が保険料を当該事業所において、給与支払日に直接集金者に支払わなかった場合
- (4) 前3号に規定する場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保 険料の集金が行われなくなった場合
- 2 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数(同一の保険契約者が複数の団体扱に係る特約条項付帯の保険契約を締結している場合は1名と数えます。)が10名未満である場合には、この特約条項を解除することができます。
- 3 第1項第1号に規定する事実が発生したときまたは前項の規定により当会社がこの特約条項を解除したときは、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所(普通約款の規定に従い、保険契約者の住所変更に関する通知があったときは、その住所または通知先をいいます。)にあててその旨を通知します。

(特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み)

- 第9条 保険契約者は、前条第1項の規定によりこの特約条項が効力を失ったときは集金不能日の属する月の翌月末日までに、同条第2項の規定によりこの特約条項が解除されたときは解除日の属する月の翌月末日までに未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
- 2 当会社は、前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、集金不能日またはこの特約条項の解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。
- 3 当会社は、第1項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、この保険契約を解除することができます。ただし、未払込分割保険料について、基本特約第3条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)第3項および同第5条(保険料の振替貸付)(地震保険契約の場合には積立型追加特約条項(地震保険用)(以下「積立型追加特約(地震保険用)」といいます。)第5条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)第3項および同第6条(保険料の振替貸付))の規定を準用します。この場合、基本特約または積立型追加特約(地震保険用)を次のとおり誘み替えるものとします。
- (1) 基本特約第3条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)第3項の規定中 「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間|
- (2) 基本特約第5条 (保険料の振替貸付) 第1項の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日または解除日

- (3) 積立型追加特約 (地震保険用)第5条 (第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)第3項の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する日の翌月末日までの期間」
- (4) 積立型追加特約(地震保険用)第6条(保険料の振替貸付)の規定中「払込猶予期間」 とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」
- 4 前項の規定により、当会社がこの保険契約を解除したときは、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所(普通約款の規定に従い、保険契約者の住所変更に関する通知があったときは、その住所または通知先をいいます。)にあててその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日またはこの特約条項の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- 5 第3項の規定により、当会社がこの保険契約を解除したときは、既に領収した保険料は返還しません。

(特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法)

第10条 第8条 (特約の失効または解除) 第1項の規定によりこの特約条項が効力を失った場合または同条第2項の規定によりこの特約条項が解除された場合の翌保険年度以降の保険料の払込方法(地震保険契約の場合はこの特約条項の失効または解除後に積立型追加特約(地震保険用)第2条(保険契約の自動継続)の規定により自動的に継続された保険契約(以下この項において「自動継続契約」といいます。)の保険料の払込方法)は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日(地震保険契約の場合は、当該自動継続契約の保険期間の初日)とします。

2 保険契約者は、当会社の承認を得て、前項以外の払込方法とすることができます。

(特約失効の特例)

第11条 この特約条項は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、保険期間(地震保険契約の場合には、地震保険契約が付帯されている保険契約の保険期間)の満了する日の属する月の前々月の給与支払日から将来に向かってその効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約条項の失効した日の属する月の翌々月末日までに未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。ただし、この未払込分割保険料の払込みについては、基本特約第3条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)第2項(地震保険契約の場合には積立型追加特約(地震保険和)第6条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)第2項(の規定を準用するものとします。

(保険料の返還または請求)

第12条 普通約款、基本特約、積立型追加特約(地震保険用)またはこれらに付帯される他の 特約条項の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、 通約款、基本特約、積立型追加特約(地震保険用)またはこれらに付帯される他の特約条項 の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより保険料 を返還または請求します。

(50) 団体扱保険料分割払特約(一般C)

(この特約の適用条件)

- 第1条 この特約条項は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
- (1) 保険契約者が公社、公団、会社等の企業体(法人・個人の別を問いません。以下この条において同様とします。) に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。
- (2) 次のいずれかの者と当会社との間に「保険料集金に関する契約書(一般C)」による保 険料集金契約(以下「集金契約」といいます。)が締結されていること。
 - イ 保険契約者が給与の支払を受けている企業体(以下「団体」といいます。)
- ロ 団体に勤務する者によって構成されており、かつ、保険契約者がその構成員となって いる労働組合または共済組織
- (3) 保険契約者が、当会社との間に集金契約を締結した者(以下「集金者」といいます。) に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - イ 保険契約者が指定する預金口座(以下「指定口座」といいます。)から、預金口座振替により、保険料を集金者の指定する所定の期日(以下「集金日」といいます。)に集金すること。
- ロ 上記イにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

(保険料の分割払)

第2条 当会社は、この特約条項により、保険契約者が保険料(この保険契約に定められた保険料をいいます。以下同様とします。)を保険証券記載の回数および金額(以下「分割保険料」といいます。)に分割して払い込むことを承認します。

(分割保険料の払込み)

- 第3条 保険契約者は、第1回分割保険料を保険契約締結の際、直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- 2 第2回以後の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

(保険料領収前の事故)

第4条 保険証券記載の保険期間(以下「保険期間」といいます。)が始まった後でも、当会社は、前条第1項に規定する第1回分割保険料を領収する前に生じた事故については、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りでありません。

(追加保険料の払込み) 第5条 当会社が第12条(保険料の返還または請求)の規定による追加保険料の請求をしたと

- きは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければ なりません。
- 2 保険契約者が前項に規定する追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、追加保険料 領収前に生じた事故については、保険金を支払いません。ただし、この特約条項が付帯され た普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)または積立型基本特約条項(以下「基本 特約」といいます。)にこれと異なる規定がある場合は、この限りでありません。

(保険金の支払および未払込分割保険料の払込み)

- 第6条 保険料の払込みを完了する前に、普通約款または基本特約の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了または失効する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払込分割保険料くこの保険契約に定められた当該保険年度の保険料から、既に払い込まれた当該保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。)の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。(保険料例収証の発行)
- 第7条 当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。 (特約の失効または解除)
- 第8条 この特約条項は、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合、第1号の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった日、または第2号、第3号もしくは第4号の事実のときは、その事実が発生した日(以下「集金不能日等」といいます。)から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、第2号については、集金者が保険契約者にかわって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合には、このかぎりでありません。
- (1) 集金契約が解除されたこと。
- (2) 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1か月以内に集金されなかったこと。
- (3) 保険契約者が毎月給与の支払を受けなくなったこと。
- (4) 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。
- 2 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数(同一の保険契約者が複数の団体扱に係る特約条項付帯の保険契約を締結している場合は1名と数えます。)が10名未満である場合には、この特約条項を解除することができます。
- 第1項第1号もしくは第4号に規定する事実が発生したときまたは前項の規定により当会社がこの特約条項を解除したときは、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所(普通約款の規定に従い、保険契約者の住所変更に関する通知があったときは、その住所または通知先をいいます。)にあててその旨を通知します。

(特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み)

- 第9条 保険契約者は、前条第1項の規定によりこの特約条項が効力を失ったときは集金不能 日等の属する月の翌月末日までに、同条第2項の規定によりこの特約条項が解除されたとき は解除日の属する月の翌月末日までに未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一 時に当会社に払い込まなければなりません。
- 当会社は、前項に規定する期間内に未払込分割保険料の金額が払い込まれないときは、集金不能日等またはこの特約条項の解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。
- 3 当会社は、第1項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、この保険契約を解除することができます。ただし、未払込分割保険料について、基本特約第3条、第2回以後の保険料の払込幾予および契約の効力)第3項および同第5条、保険料の振替貸付)(地震保険契約の場合には積立型追加特約条項(地震保険用)(以下「積立型追加特約、他震保険用)といいます。)第5条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)第3項および同第6条(保険料の振替貸付))の規定を準用します。この場合、基本特約または積立型追加特約(地震保険用)を次のとおり読み替えるものとします。
- (1) 基本特約第3条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)第3項の規定中 「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末 日までの期間」
- (2) 基本特約第5条(保険料の振替貸付)第1項の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日等または解除日」
- (3) 積立型追加特約(地震保険用)第5条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)第3項の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」
- (4) 積立型追加特約(地震保険用)第6条(保険料の振替貸付)の規定中「払込猶予期間」 とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」
- 4 前項の規定により、当会社がこの保険契約を解除したときは、当会社は、遅滞なく、書面 をもって保険証券記載の保険契約者の住所(普通約款の規定に従い、保険契約者の住所変 に関する通知があったときは、その住所または通知先をいいます。)にあててその旨を通知 します。この場合の解除は集金不能日等またはこの特約条項の解除日から将来に向かっての みその効力を生じます。
- 5 第3項の規定により、当会社がこの保険契約を解除したときは、既に領収した保険料は返還しません。

(特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法)

第10条 第8条 (特約の失効または解除) 第1項の規定によりこの特約条項が効力を失った場

合主たは同条第2項の規定によりこの特約条項が解除された場合の翌保険年度以降の保険料 の払込方法(地震保険契約の場合はこの特約条項の失効または解除後に積立型追加特約(健 震保険用) 第2条(保険契約の自動継続)の規定により自動的に継続された保険契約(以下 この項において「自動継続契約」といいます。)の保険料の払込方法)は、年払とし、この 場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日(地震保険契約の場合は、当該自動 継続契約の保険期間の初日)とします。

- 2 保険契約者は、当会社の承認を得て、前項以外の払込方法とすることができます。
- (特約失効の特例) 第1条 この特約条項は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、保険期間(地 第1条 この特約条項は、保険契約が付帯されている保険契約の保険期間)の満了する日 の属する月の前々月の集金日から将来に向かってその効力を失います。この場合、保険契約 者は、この特約条項の失効した日の属する月の翌々月末日までに未払込分割保険料の全額を 集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。ただし、この未払込 分割保険料の払込みについては、基本特約第3条(第2回以後の保険料の払込額予および契 約の効力)第2項(地震保険契約の場合には積立型追加特約(地震保険用)第5条(第2回 以後の保険料の払込額予および契約の効力)第2項(の規定を準用するものとします。

(保険料の返還または請求)

第12条 普通約款、基本特約、積立型追加特約(地震保険用)またはこれらに付荷される他の 特約条項の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普 通約款、基本特約、積立型追加特約(地震保険用)またはこれらに付荷される他の特約条項 の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険 料を返還または請求します。

(退職者等に関する特則)

- 第13条 保険契約者が、団体の福利厚生制度の一環として団体扱に係る保険契約を締結することが認められている退職者等である場合は、第1条(この特約の適用条件)の規定にかかわらず、この特約条項は、次の各号に定める条件をいずれも満たしているときに適用されませ、
- (1) 団体または団体に勤務する者によって構成されている労働組合もしくは共済組織と当会社との間に集金契約が締結されていること。
- (2) 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - イ 保険契約者の指定口座から、預金口座振替により、保険料を集金手続きを行い得る最初の集金日に集金すること。
 - ロ 上記イにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。
- 2 前項の場合、第8条(特約の失効または解除)第1項の適用にあたっては、同項にいう集金不能日等は、次の各号のいずれかに該当する事実が発生したときに、第1号に規定する事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった日、または第2号もしくは第3号に規定する事実のときは、その事実が発生した日とします。
- (1) 集金契約が解除されたこと。
- (2) 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が前項第2号イの集金日の翌日から起算して1か月以内に集金されなかったこと。
- (3) 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。

(51) 団体扱保険料分割払特約

(この特約の適用条件)

- 第1条 この特約条項は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されま
- (1) 保険契約者が給与の支払を受けている官公署、会社などの団体(以下「団体」といいます。) と当会社との間に、「保険料集金に関する契約」(以下「集金契約」といいます。) が締結されていること。
- (2) 保険契約者が、その受け取るべき給与から保険料を差し引いて、これを当会社の本社または当会社の指定する場所に支払うことを団体に委託し、団体がそれを承諾していること。

(保険料の分割払)

- 第2条 当会社は、この特約条項により、保険契約者が保険料(この保険契約に定められた保 除料をいいます。以下同様とします。)を保険証券記載の回数および金額(以下「分割保険 料」といいます。)に分割して払い込むことを承認します。 (分割保険料の払込み)
- 第3条 保険契約者は、第1回分割保険料を保険契約締結の際、直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まなければなりません。
- 2 第2回以後の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まなければなりません。

(保険料領収前の事故)

第4条 保険証券記載の保険期間(以下「保険期間」といいます。)が始まった後でも、当会社は、前条第1項に規定する第1回分割保険料を領収する前に生じた事故については、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まれる場合には、この限りでありません。

(追加保険料の払込み)

第5条 当会社が、第12条(保険料の返還または請求)の規定による追加保険料の請求をしたときは、保険契約者は、団体を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければ

なりません。

2 保険契約者が前項に規定する追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、追加保険料 領収前に生じた事故については、保険金を支払いません。ただし、この特約条項が付帯され た普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)または積立型基本特約条項(以下「基本 特約」といいます。)にこれと異なる規定がある場合は、この限りでありません。

(保険金の支払および未払込分割保険料の払込み)

- 第6条 保険料の払込みを完了する前に、普通約款または基本特約の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了または失効する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払込分割保険料(この保険契約に定められた当該保険年度の険料から、既に払い込まれた当該保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。)の全額を団体を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。(保険料値収証の発行)
- 第7条 当会社は、団体を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を団体に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。 (特約の失効)
- 第8条 この特約条項は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事実が発生したことにより団体による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日(以下「集金不能日」といいます。)から将来に向かってのみその効力を失います。
- (1) 集金契約が解除された場合
- (2) 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなったとき、その他この保険契約について団体による保険料の集金が行われなくなった場合
- (3) 保険契約者が保険料を給与から差し引くことを拒んだ場合
- 2 前項第1号に規定する事実が発生したときは、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所(普通約款の規定に従い、保険契約者の住所変更に関する通知があったときは、その住所または通知先をいいます。)にあててその旨を通知します。 (特約失効後の未払込分割保険料の払込み)
- 第9条 保険契約者は、前条第1項の規定によりこの特約条項が効力を失ったときは集金不能 日の属する月の翌月末日までに未払込分割保険料の全額を団体を経ることなく、一時に当会 社に払い込まなければなりません。
- 2 当会社は、前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、集 金不能日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金 を支払いません。
- 3 当会社は、第1項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、この保険契約を解除することができます。ただし、未払込分割保険料について、基本特約第3条(第2回以後の保険料の込込猶予および契約の効力)等3項および同第5条(保険料の振替貸付)(地震保険契約の場合には積立型追加特約条項(地震保険用)(以下「積立型追加特約(地震保険用)」といいます。)第5条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力第3項および同第6条(保険料の振替貸付))の規定を準用します。この場合、基本特約または積立型追加特約(地震保険用)を次のとおり誘み替えるものとします。
- (1) 基本特約第3条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)第3項の規定中 「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日からその日の属する月の翌月末日までの期間」(2) 基本特約第5条(保険料の振替貸付)第1項の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集
 - 金不能日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日
- (3) 積立型追加特約(地震保険用)第5条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)第3項の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日からその日の属する月の翌月末日までの期間」
- (4) 積立型追加特約(地震保険用)第6条(保険料の振替貸付)の規定中「払込猶予期間」 とあるのは「集金不能日からその日の属する月の翌月末日までの期間」
- 4 前項の規定により、当会社がこの保険契約を解除したときは、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所(普通約款の規定に従い、保険契約者の住所変更に関する通知があったときは、その住所または通知先をいいます。)にあててその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- 5 第3項の規定により、当会社がこの保険契約を解除したときは、既に領収した保険料は返還しません。

(特約失効後の翌保険年度以降の保険料の払込方法)

- 第10条 第8条 (特約の失効) 第1項の規定によりこの特約条項が効力を失った場合の翌保険年度以降の保険料の払込方法(地震保険契約の場合はこの特約条項の失効後に積立翌追加特別(地震保険用)第2条 (保険契約の自動継続)の規定により自動的に継続された保険契約(以下この項において「自動継続契約」といいます。)の保険料の払込方法)は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日(地震保険契約の場合は、当該自動継続契約の保険期間の初日)とします。
- 2 保険契約者は、当会社の承認を得て、前項以外の払込方法とすることができます。 (特約失効の特例)
- 第11条 この特約条項は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、保険期間(地震保険契約の場合には、地震保険契約が付帯されている保険契約の保険期間)の満了する日の属する月の前々月の給与支払日から将来に向かってその効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約条項の失効した日の属する月の翌々月末日までに未払込分割保険料の全額を団体を経ることなく、一時に当会社に払い込まさければなりません。ただし、この未払込分割保険料の払込みについては、基本特約第3条(第2回以後の保険料の払込みについては、基本特約第3条(第2回以後の保険料か払込報子および

契約の効力) 第2項(地震保険契約の場合には積立型追加特約(地震保険用) 第5条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力) 第2項) の規定を準用するものとします。 (保険料の返還または請求)

第12条 普通約款、基本特約、積立型追加特約(地震保険用)またはこれらに付帯される他の 特約条項の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普 通約款、基本特約、積立型追加特約(地震保険用)またはこれらに付帯される他の特約条項 の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険 料を返還または請求します。

(この特約の適用条件)

- 第1条 この特約条項は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
- (1) 保険契約者が官公署に勤務していること。
- (2) 次のいずれかの者と当会社との間に「保険料集金に関する契約」(以下「集金契約」と いいます。) が締結されていること。
- イ 保険契約者が給与の支払を受けている官公署(以下「団体」といいます。)
- ロ 団体に勤務する者の生活の安定または福祉の向上等に寄与することを目的として設立 された組織
- (3) 保険契約者が、当会社との間に集金契約を締結した者(以下「集金者」といいます。) に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - イ 保険契約者が指定する預金口座(以下「指定口座」といいます。)から、預金口座振替により、保険料を結与支払日後の最初の集金日(以下「集金日」といいます。)に集金すること。
- ロ 上記イにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

(保険料の分割払)

第2条 当会社は、この特約条項により、保険契約者が保険料(この保険契約に定められた保険料をいいます。以下同様とします。)を保険証券記載の回数および金額(以下「分割保険料」といいます。) に分割して払い込むことを承認します。

(分割保険料の払込み)

- 第3条 保険契約者は、第1回分割保険料を保険契約締結の際、直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- 2 第2回以後の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

(保険料領収前の事故)

第4条 保険証券記載の保険期間(以下「保険期間」といいます。)が始まった後でも、当会社は、前条第1項に規定する第1回分割保険料を領収する前に生じた事故については、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経で払い込まれる場合には、この限りでありません。

(追加保険料の払込み)

- 第5条 当会社が第12条(保険料の返還または請求)の規定による追加保険料の請求をしたときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- 2 保険契約者が前項に規定する追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、追加保険料 領収前に生じた事故については、保険金を支払いません。ただし、この特約条項が付帯され た普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)または積立型基本特約条項(以下「基本 特約」といいます。)にこれと異なる規定がある場合は、この限りでありません。

(保険金の支払および未払込分割保険料の払込み)

第6条 保険料の払込みを完了する前に、普通約款または基本特約の規定により、保険金の支 払によって保険契約が終了または失効する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける 以前に未払込分割保険料(この保険契約に定められた当該保険年度の保険料から、既に払い 込まれた当該保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。) の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

(保険料領収証の発行)

- 第7条 当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。 (特約の失効または解除)
- 第8条 この特約条項は、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合、第1号の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった日、または第2号、第3号もしくは第4号の事実のときは、その事実が発生した日(以下「集金不能日等」といいます。)から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、第2号については、集金者が保険契約者にかわって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合には、このかぎりでありません。
 - (1) 集金契約が解除されたこと。
 - (2) 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1か月以内に集金されなかったこと。
- (3) 保険契約者が毎月給与の支払を受けなくなったこと。
- (4) 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。
- 2 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数(同一の保険契約

- 者が複数の団体扱に係る特約条項付帯の保険契約を締結している場合は1名と数えます。) が10名未満である場合には、この特約条項を解除することができます。
- 3 第1項第1号もしくは第4号に規定する事実が発生したときまたは前項の規定により当会社がこの特約条項を解除したときは、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所(普通約款の規定に従い、保険契約者の住所変更に関する通知があったときは、その住所または通知先をいいます。)にあててその旨を通知します。

(特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み)

- 第9条 保険契約者は、前条第1項の規定によりこの特約条項が効力を失ったときは集金不能 日等の属する月の翌月末日までに、同条第2項の規定によりこの特約条項が解除されたとき は解除日の属する月の翌月末日までに未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一 時に当会社に払い込まなければなりません。
- 2 当会社は、前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、集金不能日等またはこの特別条項の解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。
- 3 当会社は、第1項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは この保険契約を解除することができます。ただし、未払込分割保険料について、基本特約第 3条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力) 第3項および同第5条(保険料の 振替貸付)(地震保険契約の場合には積立型追加特約(地震保険用)(以下「積立型追加特約 (地震保険用)といいます。)第5条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力) 第3項および同第6条(保険料の振替貸付))の規定を準用します。この場合、基本特約ま たは積立型追加特約(他震保険用)を次のとおり読み替えるものとします。
- (1) 基本特約第3条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)第3項の規定中 「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末 日までの期間」
- (2) 基本特約第5条 (保険料の振替貸付)第1項の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金が能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日等または解除日」
- (3) 積立型追加特約(地震保険用)第5条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)第3項の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間|
- (4) 積立型追加特約(地震保険用)第6条(保険料の振替貸付)の規定中「払込猶予期間」 とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」
- 4 前項の規定により、当会社がこの保険契約を解除したときは、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所(普通約款の規定に従い、保険契約者の住所を正し関する通知があったときは、その住所または通知先をいいます。)にあててその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日等またはこの特約条項の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- 5 第3項の規定により、当会社がこの保険契約を解除したときは、すでに領収した保険料は 返還しません。

(特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法)

- 第10条 第8条 (特約の失効または解除) 第1項の規定によりこの特約条項が効力を失った場合または同条第2項の規定によりこの特約条項が解除された場合の翌保険年度以降の保険料の払込方法(地震保険契約の場合はこの特約条項の失効または解除後に積立型追加特約(地震保険用)第2条 (保険契約の自動継続)の規定により自動的に継続された保険契約(以下この項において「自動継続契約」といいます。)の保険料の払込方法)は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日(地震保険契約の場合は、当該自動継続契約の保険期間の初日)とします。
- 2 保険契約者は、当会社の承認を得て、前項以外の払込方法とすることができます。 (特約失効の特例)
- 第11条 この特約条項は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、保険期間(地震保険契約の場合には、地震保険契約が借ぎされている保険契約の保険期間)の満了する日の属する月の前々月の集金日から将来に向かってその効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約条項の失効した日の属する月の型々 月末日までに未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。ただし、この未払込分割保険料の払込為については、基本特約第3条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)第2項(地震保険契約の場合には積立型追加特約(地震保険用)第5条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)第2項)の規定を準用するものとします。
- 第12条 普通約款、基本特約、積立型追加特約(地震保険用)またはこれらに付帯される他の特約条項の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通約款、基本特約、積立型迫加特約(地震保険用)またはこれらに付帯される他の特約条項の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

(退職者等に関する特則)

(保険料の返還または請求)

- 第13条 保険契約者が、団体の福利厚生制度の一環として団体扱に係る保険契約を締結することが認められている退職者等である場合は、第1条(この特約の適用条件)の規定にかからず、この特約条項は、次の各号に定める条件をいずれも満たしているときに適用されま。
- す。 (1) 団体または団体に勤務する者もしくは団体を退職した者の生活の安定もしくは福祉の向 上等に寄与することを目的として設立された組織と当会社との間に集金契約が締結されて

- いること。
- (2) 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
- イ 保険契約者の指定口座から、預金口座振替により、保険料を集金手続きを行い得る最 初の集金日に集金すること。
- ロ 上記イにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。
- 2 前項の場合、第8条(特約の失効または解除)第1項の適用にあたっては、同項にいう集金不能目等は、次の各号のいずれかに該当する事実が発生したときに、第1号の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった日、または第2号の上くは第3号の事実のときは、その事実が発生した日とします。
- (1) 集金契約が解除されたこと。
- (2) 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が前項第2号イの集金日の翌日から起算して1か月以内に集金されなかったこと。
- (3) 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。

(53) 集団扱に関する特約

(この特約の適用条件)

- 第1条 この特約条項は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
- (1) 保険契約者が保険証券記載の集団(以下「集団」といいます。)の構成員(当該集団自身および当該集団を構成する集団の構成員を含みます。以下同様とします。)であること。
- (2) 集団または集団から保険料集金の委託を受けた者と当会社との間に「集団扱保険料集金 に関する契約書」による保険料集金契約(以下「集金契約」といいます。)が締結されて
- (3) 保険契約者が、当会社との間に集金契約を締結した者(以下「集金者」といいます。) に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - イ 集金手続きを行い得る最初の集金日に保険料を集金すること。
- ロ 上記イにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

(保険料の払込方法)

いること。

- 第2条 当会社は、この特約条項により、保険契約者が保険料(この保険契約に定められた保険料をいいます。以下同様とします。)を一括してまたは保険証券記載の回数および金額(以下「分割保険料」といいます。)に分割して払い込むことを承認します。
- 2 保険契約者が保険料を一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結の際、直接 当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなけれ ばなりません。
- 3 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結のとき 直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まな ければなりません。
- 4 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以降の分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

(保険料領収前の事故)

第3条 保険証券記載の保険期間(以下「保険期間」といいます。)が始まった後でも、当会 社は、前条第2項に規定する一括払保険料または同条第3項に規定する第1回分割保険料 収前に生じた事故については、保険金を支払いません。ただし、一括払保険料または第1回 分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経で払い込まれる場合には、このか ぎりでありません。

(追加保険料の払込み)

- 第4条 当会社が第11条(保険料の返還または請求)の規定による追加保険料の請求をしたときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- 2 保険契約者が前項に規定する追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、追加保険料 領収前に生じた事故については、保険金を支払いません。ただし、この特約条項が付帯され た普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)または積立型基本特約条項(以下「基本 特約」といいます。)にこれと異なる規定がある場合は、この限りでありません。

(保険金の支払および未払込分割保険料等の払込み)

第5条 保険料の払込みを完了する前に、普通約款または基本特約の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了または失効する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払込保険料または未払込分割保険料(この保険契約に定められた当該保険年度の保険料から、既に払い込まれた当該保険年度の分割保険料の総額を差じ引いた額をいいます。以下「未払込分割保険料等」といいます。)の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

(保険料領収証の発行)

- 第6条 当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。(特約の失効または解除)
- 第7条 この特約条項は、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合、第1号の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった日、または第2号もしくは第3号の事実のときは、その事実が発生した日(以下「集金不能日等」といいます。)から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、第2号については、集金者が保険契約まに代わって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会

社に支払った場合には、この限りでありません。

- 集金契約が解除されたこと。
- 2) 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1か月以内に集金されなかったこと。
- (3) 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。
- 2 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数(同一の保険契約者が複数の集団扱に係る特約条項付帯の保険契約を締結している場合は1名と数えます。)が10名未満である場合には、この特約条項を解除することができます。
- 3 第1項第1号もしくは第3号に規定する事実が発生したときまたは前項の規定により当会社がこの特約条項を解除したときは、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所(普通約款の規定に従い、保険契約者の住所変更に関する通知があったときは、その住所または通知先をいいます。)にあててその旨を通知します。

(特約の失効または解除後の未払込分割保険料等の払込み)

- 第8条 保険契約者は、前条第1項の規定によりこの特約条項が効力を失ったときは集金不能 日等の属する月の翌月末日までに、同条第2項の規定によりこの特約条項が解除されたとき は解除日の属する月の翌月末日までに未払込分割保険料等の全額を集金者を経ることなく、 一時に当会社に払い込まなければなりません。
- 当会社は、前項に規定する期間内に未払込分割保険料等の全額が払い込まれないときは、 集金不能日等またはこの特約条項の解除日から未払込分割保険料等の全額を領収するまでの 間に生じた事故については、保険金を支払いません。
- 3 当会社は、第1項に規定する期間内に未払込分割保険料等の全額が払い込まれないときは、この保険契約を解除することができます。ただし、未払込分割保険料等について、基本特約第3条(第2回以後の保険料や払込獅子および契約の効力)第3項および同第5条(保険料の振替貸付)(地震保険契約の場合には積立型追加特約条項(地震保険用)以下「積立型追加特約(地震保険用)」といいます。)第5条(第2回以後の保険料の払込獅子および契約の効力)第3項および同第6条(保険料の振替貸付))の規定を準用します。この場合、基本特約または積立型追加特約(地震保険用)を次のとおり読み替えるものとします。
- (1) 基本特約第3条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)第3項の規定中 「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末 日までの期間」
- (2) 基本特約第5条(保險料の振替貸付)第1項の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日等または解除日」
- (3) 積立型追加特約(地震保険用)第5条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)第3項の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」
- (4) 積立型追加特約(地震保険用)第6条(保険料の振替貸付)の規定中「払込猶予期間」 とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」
- 4 前項の規定により、当会社がこの保険契約を解除したときは、当会社は、遅滞なく、書面 をもって保険証券記載の保険契約者の住所(普通約款の規定に従い、保険契約者の住所変更 に関する通知があったときは、その住所または通知先をいいます。)にあててその旨を通知 します。この場合の解除は集金不能日等またはこの特約条項の解除日から将来に向かっての みその効力を生じます。
- 5 第3項の規定により、当会社がこの保険契約を解除したときは、すでに領収した保険料は 返還しません。

(特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法)

- 第9条 第7条 (特約の失効または解除) 第1項の規定によりこの特約条項が効力を失った場合または同条第2項の規定によりこの特約条項が解除された場合の翌保険年度以降の保険料の払込方法(地震保険契約の場合はこの特約条項の失効または解除後に積立型追加特約(地震保険用)第2条(保険契約の自動継続)の規定により自動的に継続された保険契約(以下この項において「自動継続契約」といいます。)の保険料の払込方法)は、保険料の全額を一括して払い込む場合を除き年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日に当日(地震保険契約の場合は、当該自動継続契約の保険期間の初日)とします。
- 2 保険契約者は、当会社の承認を得て、前項以外の払込方法とすることができます。 (特約失効の特例)
- 第10条 この特約条項は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がない限り、保険期間(地震保険契約の場合には、地震保険契約が付帯されている保険契約の保険期間)の適了する日の属する月の前々月の集金日から将来に向かってその効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約条項の失効した日の属する月の翌々月末日までに未払込分割保険料等の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。ただし、この未払込分割保険料等の払込みこついては、基本特約第3条(第2回以後の保険料の払払衛子および契約の効力)第2項(地震保険契約の場合には積立型追加特約(地震保険用)第5条(第2回以後の保険料の払込衛子および契約の効力)第2項(の規定を準用するものとします。(保険料の返還または請求)
- 第11条 普通約款、基本特約、積立型追加特約(地震保険用)またはこれらに付帯される他の 特約条項の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普 通約款、基本特約、積立型追加特約(地震保険用)またはこれらに付帯される他の特約条項 の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険 料を返還または請求します。

◆地震保険普通保険約款◆

第1章 保険金の支払

(保険金を支払う場合)

- 第1条 当会社は、この約款に従い、地震もしくは噴水またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の目的について生じた損害(地震等が生じた後における事故の拡大防止または緊急避難に必要な処置によって保険の目的について生じた損害を含みます。以下同様とします。)が全損、半損または一部損に該当するときは、保险金を支払います。
- 2 この約款において「全損」、「半損」および「一部損」とは、次の損害をいいます。
- (1) 建物(居住の用に供する建物をいいます。以下同様とします。)の全損とは、建物の主要構造部(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条(用語の定義)第3号の構造耐力上主要な部分をいいます。以下同様とします。)の損害の額が、当該建物の保険価額(損害が生じた地および時における保険契約の目的の価額をいいます。以下同様とします。)の50%以上である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積の当該建物の延べ床面積に対する割合が70%以上である損害。
- (2) 建物の半損とは、建物の主要構造部の損害の額が、当該建物の保険価額の20%以上50% 未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積の当該建物の延べ床面積 に対する割合が20%以上70%未満である損害。
- (3) 建物の一部損とは、建物の主要構造部の損害の額が、当該建物の保険価額の3%以上 20%未満である損害
- (4) 生活用動産の全損とは、生活用動産の損害の額が、当該生活用動産の保険価額の80%以上である損害
- (5) 生活用動産の半損とは、生活用動産の損害の額が、当該生活用動産の保険価額の30%以 上80%未満である損害
- (6) 生活用動産の一部損とは、生活用動産の損害の額が、当該生活用動産の保険価額の10% 以上30%未満である損害
- 3 前項第1号から第3号までの建物の主要構造部の損害の額には、第1項の損害が生じた建 物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。
- 4 地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能(一時的な場合を除きます。)に至ったときは、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の全間とみなして保険金を支払います。
- 5 地震等を直接または間接の原因とするこう水・融雪こう水等の水災によって建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、当該建物に損害が生じた場合(当該建物の第1項の損害が全損、半損または一部損に該当する場合を除きます。)には、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の一部損とみなして保険金を支払います。この場合において、「床上浸水」とは、居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水をいいます。
- 6 前各項の損害の認定は、保険の目的が建物である場合には、当該建物ごとに行い、保険の目的が生活用動産である場合には、これを収容する建物ごとに行います。また、門、へいまたはかきが保険の目的に含まれる場合には、これらが付属する建物の損害の認定によるものとします。この場合において、第2項第1号から第3号までの建物の保険価額には当該門、

へいまたはかきの保険価額を含みません。 (保険金を支払わない場合)

- **第2条** 当会社は、地震等の際において、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた 損害に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人(保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)の故意もしくは重大な過失または法令違反
- (2) 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人(その者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- (3) 保険の目的の紛失または盗難
- (4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
- (5) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。)もしくは核 燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その 他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- 2 当会社は、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害に対し
- ては、保険金を支払いません。 3 当会社は、保険証券記載の保険期間(以下「保険期間」といいます。)が始まった後でも、

この保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の保険料との合計額を領収 する前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。第14条(保険料の返還 または請求 - 告知・通知事項の承認の場合)の規定による当会社の保険料の請求に対し、保

(保険の目的の範囲)

- 第3条 この保険契約における保険の目的は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の目的のうち、建物または生活用動産に限られます。
- 2 前項の建物には、門、へいもしくはかきまたは物置、車庫その他の付属建物を含みます。
- 3 第1項の生活用動産には、建物の所有者でない者が所有する次の各号に掲げる物を含みます。
- (1) 畳、建具その他の従物
- (2) 電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備

険契約者がその支払を怠ったときも、また同様とします。

- 4 第1項および前項の生活用動産には、次の各号に掲げる物は含まれません。
- (1) 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物 (2) 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車
- を除きます。)
- (3) 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または 1組の価額が30万円を超えるもの
- (4) 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- (5) 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物

(保険金の支払額)

- 第4条 当会社は、第1条(保険金を支払う場合)の保険金として次の各号の金額を支払います。
- (1) 保険の目的である建物または生活用動産が全損となったときは、当該保険の目的の保険 金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。
- 金額に相当する額。だだし、保険価額を限長とします。
 (2) 保険の目的である建物または生活用動産が半損となったときは、当該保険の目的の保険
- 金額の50%に相当する額。ただし、保険価額の50%に相当する額を限度とします。
 (3 解除の目的である建物または生活用動産が一部損となったときは、当該保険の目的の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。
- 2 前項の場合において、この保険契約の保険の目的である次の各号の建物または生活用動産について、この保険契約の保険金額がそれぞれ次の各号に規定する額(以下「限度額」といます。)を超えるときは、限度額をこの保険契約の保険金額とみなし前項の規定を適用し、
- (1) 同一構内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物 5,000万円
- (2) 同一構内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円
- 3 前項各号の建物または生活用動産について、地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)(以下「法」といいます。) 第2条(定義) 第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が前項各号の限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、次の各号の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、第1項の規定を適用します。

5,000万円または保険価額 × この保険契約の建物についての保険金額 のいずれか低い額 × それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額

(2) 生活用動産

1,000万円または保険価額 × この保険契約の生活用動産についての保険金額 のいずれか低い額 保険金額の合計額

- 4 当会社は、第2項第1号の建物のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の建物があるとき、または同号の建物が2以上の世帯の居住する共同住宅であるときは、居住世帯を異よする当該建物または戸室ごとに前2項の規定をそれぞれ適用します。
- 5 前3項の規定により、当会社が保険金を支払った場合には、次の各号の残額に対する保険 料を返還します。
- (1) 第2項の規定により保険金を支払ったときは、この保険契約の保険金額から同項各号の 限度額を差し引いた残額
- (2) 第3項の規定により保険金を支払ったとき(第2項各号の建物または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が同項各号に規定する限度額を超えるときに限ります。)は、この保険契約の保険金額から次のイまたはロの算式によって算出した額を差し引いた残額
 - イ建物

第2項第1号に × この保険契約の建物についての保険金額 規定する限度額 × それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額

口 生活用動産

第2項第2号に × この保険契約の生活用動産についての保険金額 規定する限度額 × それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額

6 当会社が保険金を支払ったときでも、保険の目的の残存物の所有権は、当会社に移転しません。

(包括して契約した場合の保険金の支払額)

第5条 2以上の保険の目的を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額をあん分し、そのあん分額をそれぞれの保険の目的に対する保険金額とみなし、おのおの別に前条の規定を適用します。

(保険金支払についての特則)

- 第6条 法第4条(保険金の削減)の規定により当会社が支払うべき保険金を削減するおそれがあるときは、当会社は、法およびこれに基づく法令の定めるところに従い、支払うべき保険金の一部を概算払し、支払うべき保険金が確定した後に、その差額を支払います。
- 2 法第4条(保険金の削減)の規定により当会社が支払うべき保険金を削減する場合には、 当会社は、法およびこれに基づく法令の定めるところに従い算出された額を保険金として支 払います。

(2以上の地震等の取扱い)

第7条 この保険契約においては、72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して 1回の地震等とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、この限りでありません。

第2章 告知義務・通知義務等

(告 知 義 務)

- 第8条 保険契約締結の際、保険契約者またはその代理人が、故意または重大な過失によって、保険契約申込書の記載事項について、当会社に知っている事実を告げなかったときまたは不実のことを告げたときは、当会社は、保険証券記載の保険契約者の住所(次条第5項の規定による通知があった場合はその住所または通知先をいいます。以下同様とします。しあてた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。他人のなめに保険契約を締結する場合に、保険契約者またはその代理人が、自己に過失があると否とを問わず、被保険者またはその代理人の故意または重大な過失によって、知っている事実を告げなかったときまたは不実のことを告げるに至ったときも、また同様とします。
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。
- (1) 前項に規定する告げなかった事実または告げた不実のことがなくなった場合
- (2) 当会社が保険契約締結の際、前項に規定する告げなかった事実もしくは告げた不実のことを知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合
- (3) 保険契約者または被保険者が、第1条(保険金を支払う場合)の保険金を支払うべき損害が発生する前に保険契約申込書の記載事項についての更正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、更正の申出を受けた場合において、その更正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- (4) 当会社が前項に規定する告げなかった事実または告げた不実のことを知った日からその日を含めて保険契約を解除しないで30日を経過した場合
- 3 第1項に規定する告げなかった事実または告げた不実のことが、当会社が行う危険制定に関係のないものであった場合には、同項の規定を適用しません。ただし、保険の目的と同の構内に所在する第4条(保険金の支払額)第2項各号の建物または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約に関する事項については、この限りでありません。
- 4 第1条(保険金を支払う場合)の保険金を支払うべき損害が発生した後に第1項の規定による解除が行われた場合でも、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。この規定は、第13条(保険契約解除の効力)の規定とはかかわりありません。
- 5 前項の規定は、第1条 (保険金を支払う場合)の保険金を支払うべき損害が第1項に規定する告げなかった事実まだは告げた不実のことに基づかないことを保険契約者または被保険者が証明したときは、適用しません。

(通知義務)

- 第9条 保険契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった後は、この限りでありません。
- (1) 保険の目的と同一の構内に所在する第4条(保険金の支払額)第2項各号の建物または 生活用動産について、他の保険者と地震等による事故に対して保険金を支払う保険契約を 締結すること。
- (2) 保険の目的を譲渡すること。
- (3) 保険の目的である建物または保険の目的を収容する建物の構造または用途を変更すること。
- (4) 保険の目的を他の場所に移転すること。ただし、地震等による事故を避けるために、他 に搬出した場合の5日間については、この限りでありません。
- 2 前項に規定する手続を怠った場合には、当会社は、同項の事実が発生した時または保険契

- 約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が承認請求書を受領するまでの間に 生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、同項第3号に規定する事実が発生 した場合において、変更後の保険料率が変更前の保険料率より高くならなかったときは、こ の限りでありません。
- 3 第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合(前項ただし書の規定に該当する場合を除きます。)には、当会社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 4 前項に基づく当会社の解除権は、当会社が第1項の事実を知った日からその日を含めて30 日以内に行使しなければ消滅します。
- 5 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更したときは、保険契約者は、遅滞な く、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- 6 保険契約者が前項の規定による通知をしなかったときは、当会社の知った最終の住所また は通知先に送付した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到 達したものとみなします。

(保険契約の無効)

- 第10条 保険契約締結の際、次の各号のいずれかに該当する事実があったときは、保険契約は 無効とします。
- (1) 他人のために保険契約を締結する場合において、保険契約者が、その旨を保険契約申込書に明記しなかったとき。
- (2) 保険契約者または被保険者が、保険の目的に既に第1条(保険金を支払う場合)の保険金を支払うべき損害が生じていたことまたは地震等による火災、損壊、埋没もしくは流失の羽束かつ急迫の危险が生じていることを知っていたとき。
- 2 大規模地震対策特別措置法(昭和63年法律第73号)第9条(警戒宣言等)第1項に基づく 地震災害に関する警戒宣言(以下この項において「警戒宣言」といいます。)が発せられた ときは、同法第3条(地震防災対策強化地域の指定等)第1項の規定により地震防災対策強 化地域として指定された地域のうち、当該警戒宣言に係る地域内に所在する保険の目的につ いて当該警戒宣言が発せられた時から同法第9条第3項の規定に基づく地震災害に関する 政解除宣言が発せられた日(当該警戒宣言に係る大規模な地震が発生した場合は、財務大臣 が地震保険審査会の議を経て告示により指定する日)までの間に締結された保険契約は無効 とします。ただし、警戒宣言が発せられた時までに締結されていた保険契約の期間満了に伴 い、被保険者および保険の目的を同一として引き続き締結された保険契約については、この 限りでありません。この場合において当該保険契約の保険金額が直前に締結されていた保険 契約の保険金額を超過したときは、その超過した部分については保険契約は無効とします。

(保険契約の失効)

- 第11条 保険契約締結の後、保険の目的の全部が減失した場合には、その事実が発生した時に保険契約は、その効力を失います。ただし、第22条(保険金支払後の保険契約)第1項の規定により保険契約が終了した場合を除きます。
- 2 おのおの別に保険金額を定めた保険の目的が2以上ある場合には、それぞれについて、前項の規定を適用します。

(保険契約者による保険契約の解除)

第12条 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されているときは、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

(保険契約解除の効力)

- 第13条 保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- (保険料の返還または請求ー告知・通知事項の承認の場合)
- 第14条 第8条(告知義務)第2項第3号の規定による承認をする場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- 2 第9条 (通知義務) 第1項の規定による承認をする場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (保険料の返還ー無効、失効等の場合)
- 第15条 保険契約が無効または失効の場合において、保険契約者または被保険者に故意または 重大な過失があったときは、当会社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
- 里大な過失かあったときは、当会性は、既に払い込まれた保険料を返還しません。2 保険契約が無効または失効の場合において、保険契約者および被保険者に故意および重大 な過失がなかったときは、当会社は、無効の場合には既に払い込まれた保険料の全額を返還 し、失効の場合には未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、
- 失効の場合において、既経過期間中に、第1条(保険金を支払う場合)の保険金を支払うべ き損害が発生していたときは、その保険金相当額に対応する保険料は返還しません。 3 この保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払わ れたために終了した結果、この保険契約が第23条(付帯される保険契約との関係)第2項の
- 規定により終了する場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を 返還します。前項ただし書の規定は、この場合に準用します。 4 保険期間が1年を超える保険契約の無効、失効等の場合には、当会社がこれを知った日の 属する契約年度に対する保険料については、前3項の規定によることとし、その後の年度に
 - 対する保険料については、当会社は、その全額を返還します。ただし、第2項に規定する無効の場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。

(保険料の返還-解除の場合)

- 第16条 第8条(告知義務)第1項の規定により、当会社が保険契約を解除したときは、当会 社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
- 2 第9条(通知義務)第3項の規定により、当会社が保険契約を解除したときは、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、既経過期間中に、第1条(保険金を支払う場合)の保険金を支払うべき損害が発生していた場合には、その保険金相当額に対応する保険料は返還しません。
- 3 第12条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除したときは、当会社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。前項ただし書の規定は、この場合に準用します。
- 4 保険期間が1年を超える保険契約の解除の場合には、その解除のあった日の属する契約年度に対する保険料については、前3項の規定によることとし、その後の年度に対する保険料については、当会社は、その全額を返還します。

第3章 損害の発生

(損害発生の場合の手続)

- 第17条 保険契約者または被保険者は、保険の目的について第1条(保険金を支払う場合)の保険金を支払うべき損害が生じたことを知ったときは、これを当会社に遅滞なく通知し、かつ、損害見積書に当会社の要求するその他の書類を添えて、同条の保険金を支払うべき損害の発生を通知した日からその日を含めて30日以内に当会社に提出しなければなりません。
- 2 保険の目的について損害が生じたときは、当会社は、当該保険の目的もしくはその保険の目的が所在する構内を調査することまたはその構内に所在する被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することができます。
- 3 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第1項の規定に違反したときまたは同項に規定する提出書類につき知っている事実を表示しなかったときもしくは不実の表示をしたときは、当会社は、保険金を支払いません。

(損害防止義務)

第18条 保険契約者または被保険者は、地震等が生じたときは、自らの負担で、損害の防止または軽減に努めなければなりません。

(評価人および裁定人)

- 第19条 保険価額または第1条 (保険金を支払う場合)の損害の認定について、当会社と保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者との間で争いが生じた場合は、その争いは当事者双方が普面によって選定する各1名ずつの評価人の判断に任せます。この場合において、評価人の間で意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する1名の裁定人がこれを裁定するものとします。
- 2 当事者は、自己の選定した評価人の費用(報酬を含みます。)を各自負担し、その他の費 用(裁定人に対する報酬を含みます。)については、半額ずつこれを負担するものとします。 (代 位)
- 第20条 当会社は、第1条(保険金を支払う場合)の保険金を支払うべき損害に対して保険金を支払ったときは、その支払った保険金の額を限度として、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で、被保険者がその損害につき第三者(他人のためにする保険契約の場合の保険契約者を含みます。)に対して有する権利を代佐取得します。
- 2 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。
- (保険金の支払時期) 第21条 当会社は、保険契約者または被保険者が第17条 (損害発生の場合の手続) の規定による手続をした日からその日を含めて30日以内に、保険金を支払います。ただし、当会社が、この期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく、保険
- 2 当会社は、第6条(保険金支払についての特則)の規定により保険金(概算払の場合を含みます。)を支払う場合には、前項の規定にかかわらず、支払うべき金額が確定した後、遅滞なく、これを支払います。

(保険金支払後の保険契約)

- 第22条 当会社が第4条(保険金の支払額)第1項第1号の保険金を支払ったときは、この保険契約は、その保険金支払の原因となった損害が生じた時に終了します。
- 2 前項の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第4条(保険金の支払額)第5項の規定が適用される場合には、保険金額から同項各号の残額を差し引いた金額を同項の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の保険期間に対する保険金額とします。
- 3 おのおの別に保険金額を定めた保険の目的が2以上ある場合には、それぞれについて、前 2項の規定を適用します。

第4章 その他

(付帯される保険契約との関係)

- 第23条 この保険契約は、保険契約者、被保険者および保険の目的を共通にする法第2条 (定義) 第2項第3号に規定する保険契約に付帯して締結しなければその効力を生じないものとします。
- 2 この保険契約が付帯されている保険契約が保険期間の中途において終了したときは、この

保険契約も同時に終了するものとします。 (保険責任の始期および終期)

- 第24条 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻)に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (保険契約の継続)
- 第25条 保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合に、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者またはその代担人は、これを当会社に告げなければなりません。この場合の告知については、第8条(告知義務)の規定を適用します。
- 2 保険契約の継続の場合には、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約 継続証とをもってこれに代えることができるものとします。
- 3 第2条(保険金を支払わない場合)第3項の規定は、継続保険契約の保険料についても、 これを適用します。

(保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

- 第26条 この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上であるときは、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- 3 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、おのおのの保険契約者または被保 険者は連帯してこの保険契約上の義務を負うものとします。

(訴訟の提起)

第27条 この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

(準 拠 法)

第28条 この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

(付則-区分所有建物に関する特則-その1)

- 第29条 保険の目的が区分所有建物の専有部分または共用部分である場合には、第1条(保険金を支払う場合)の損害の認定は、専有部分については、個別に行い、また、共用部分については、当該区分所有建物全体の損害の認定によるものとします。
- 2 門、へいまたはかきが保険の目的に含まれる場合には、これらが付属する区分所有建物の 共用部分の損害の認定によるものとします。この場合において、第1条(保険金を支払う場合)第2項第1号から第3号までの建物の保険価額には当該門、へいまたはかきの保険価額を含みません。
- 3 保険の目的が生活用動産である場合には、第1条(保険金を支払う場合)の損害の認定は、当該生活用動産の全体について、これを収容する専有部分ごとに行います。
- 4 居住の用に供されない専有部分およびその共用部分の共有持分は、保険の目的に含まれません。
- 5 専有部分および共用部分を1保険金額で契約した場合には、それぞれの部分を別の保険の目的とみなして第4条(保険金の支払額)第1項および次項の規定を適用します。この場合において、それぞれの部分の保険価額の割合(専有部分の保険価額とり合計額に対する事有部分の保険価額の割合が保険証券に明記されていない場合には、専有部分の保険価額の割合は40%とみなします。)によって保険金額をあん分し、そのあん分額をそれぞれの部分に対する保険金額とみなします。
- 6 専有部分または共用部分について締結された、法第2条(定義)第2項のすべての地震保険契約の保険金額の合計額が、第4条(保険金の支払額)第2項第1号もしくは同条第4項の規定による限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、次の各号によって算出した額を、この保険契約における専有部分または共用部分に対する保険金額とみなして、同条第1項の規定を適用します。
- (1) この保険契約における専有部分のみ=なし保険金額

第4条第2項第1号もしくは = 同条第4項の規定による限度× 額または保険価額のいずれか 低い額

この保険契約の専有部分の保険金額 ・すべての地震保険契約の専有部分および共用部分に対する保険金額の合計額

(2) この保険契約にお 第4条第2項第1号もしくは ける共用部分のみ= なし保険金額 編または保険価額のいずれか 低い額

同条第4項の規定による限度 額または保険価額のいずれか 低い額 生い類 が大い数 大い表 には保険価額のいずれか はい類 に対する保険金額の合 計額

(付則-区分所有建物に関する特則-その2)

- 第30条 次の各号に掲げる規定は、区分所有建物に関する特則においては適用しません。
- (1) 第1条(保険金を支払う場合)第6項
- (2) 第4条(保険金の支払額)第3項第1号
- 2 この特則の適用については、次の各号に掲げる規定を次のとおり読み替えます。
- (1) 第3条(保険の目的の範囲) 第1項、第4条(保険金の支払額) 第1項各号、第8条 (告知義務) 第3項および第9条(通知義務) 第1項の規定中「建物」とあるのは「専有 部分もしくは共用部分」

- (2) 第3条第2項の規定中「建物には」とあるのは「共用部分には」
- (3) 第3条第3項の規定中「建物」とあるのは「専有部分」
- (3) 第3条第3次の次に「走場」。 (三世の) (三世
- (5) 第4条第2項第1号および同条第4項の規定中「建物」とあるのは「専有部分および共 用部分」

別 表(第16条(保険料の返還-解除の場合)第3項関係)

短 期 料 率 表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとする。

| | 割合(%) |
|--|---|
| 7 目まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ••••••••••••••••••••••••••••••••••••••• |
| . ロ & C 5日まで | 15 |
| 1 か月まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 2か月まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | -25 |
| 2 か月まで | 45 |
| るか月まで•••••••••••••••••••••••••••••••••••• | *45 |
| 4 か月まで | • |
| 5か月まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ······································ |
| 6か月まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ••••••••••••••• |
| 7か月まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ••••••••••••••••••••••••••••• |
| . かりまで 8 か月まで | |
| のか日まで | 95 |
| 9か月まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ••• |
| 10か月まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ••••••••••••••••••••••••••••••• |
| 11か月まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ······•95 |
| 1年まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| | |

◆ 特 約

(54) 精立型追加特約条項(地震保険用)

(特約の適用条件)

第1条 当会社は、積立型基本特約(以下「基本特約」といいます。)付帯の保険契約(以下「主契約」といいます。)と同一保険証券で引き受ける保険契約に限り、この特約を適用します。

(保険契約の自動継続)

- 第2条 この保険契約の満了する日より3か月前の日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より当会社の定める書面による別段の意思表示がない場合には、この保険契約は、満了時と同一の内容(主契約の保険期間の初日応当日以外の時にこの保険契約を付帯したときの保険期間は1年とし、保険料の払込方法は主契約と同一とします。)で自動的に継続されるものとし、以後同様とします。ただし、地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要が生じた場合は、この限りでありません。
- 2 この保険契約および前項の規定により自動的に継続された保険契約(以下「自動継続契約」といいます。)の保険期間の末日は、いかなる場合も保険証券記載の主契約の保険期間の末日を超えないものとします。
- 3 自動継続契約については、当会社は、保険契約者から請求がないかぎり、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券と当該自動継続契約の保険料に対する領収証とをもってこれに代えることができるものとします。
- 4 当会社は、主契約の保険料の払込方法が一時払で、かつ、この保険契約の保険期間が主契 約の保険期間と同一の場合には、第1項の規定は適用しません。
- (保険料の払込方法)
- 第3条 当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約および自動継続契約の保険料を、保険証券記載の払込方法により払い込むことを承認します。
- 2 主契約の保険料の払込方法が一時払または年払の場合には、保険契約者は、この保険契約 の締結と同時にこの保険契約の保険料を払込み、自動継続契約の保険料については、保険証券記載の払込期日(以下「払込期日」といいます。)までに払い込まなければなりません。
- 3 主契約の保険料の払込方法が半年払または月払の場合には、保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回保険料を払い込み、第2回以後の保険料(自動継続契約の第1回保険料および第2回以後の保険料を占みます。第5条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)において同様とします。)については、払込期日までに払い込まなければなりません。
- 4 この保険契約または自動継続契約が失効し、または解除された場合において、当該保険契約の保険期間内に保険金(地震保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)またはこれに付帯された特約に規定する保険金をいいます。)を支払うべき事故が生じており、かつ、失効した日または解除された日以降に払い込むべき当該保険契約の保険料のうち未払込部分があるときは、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- 5 この保険契約または自動継続契約が普通約款第22条 (保険金支払後の保険契約) 第1項に 規定する保険金の支払によって終了する場合において、その保険金支払の原因となった損害 が生じた日以降に払い込むべき当該保険契約の保険料のうち未払込部分があるときは、保険 契約者は、当該保険金の支払を受ける以前に、その全額を一時に払い込まなければなりませ ん。
- 6 当会社は、保険料のうち前2項に規定する未払込部分があるときは、主契約の失効もしくは解除の場合の返れい金、主契約の終了の事由となる保険金または前項に規定する保険金から前2項に規定する未払込部分の保険料相当額を差し引き、その払込みに充当することができるものとします。
- 7 主契約の保険期間の初日応当日以外の時にこの保険契約を付帯するときは、第1項から第 3項までの規定にかかわらず、保険契約者は保険料を一時に払い込まなければなりません。 (保険料払込方法の変更)
- 第4条 保険契約者は、当会社の承認を得て、保険料の払込方法を変更することができます。 (第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)
- 第5条 第3条(保険料の払込方法)第2項および第3項の規定にかかわらず、同条第2項の自動継続契約の保険料および第2回以後の保険料の払込みの猶予期間(以下「払込猶予期間」といいます。)は、払込期日の属する月の翌月末日までとします。ただし、主契約の保険料の払込方法が月払の場合には、主契約の満了する日に保険期間が満了する保険契約(次項において「最終保険契約」といいます。)の最終回の直前回の保険料に限り、払込猶予期間を払込期日の属する月の翌々月末日までとします。
- 2 払込猶予期間が最終保険契約の保険期間の満了する日の属する月の末日までとなる保険料のうち未払込部分があるときは、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、その全額を主契約の満期返れい金から差し引き、保険料の払込みに充当します。
- 3 前項の規定が適用される場合を除き、払込額予期間内に保険料が払い込まれないときは、この保険契約または自動継続契約は、払込額予期間の満了日の翌日から効力を失います。 (保険料の振替管付)

第6条 前条(第2回以後の保険料の払込額子および契約の効力)第3項の規定にかかわらず、払込猶予期間内に保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、主契約に適用されている次の各号に掲げる特約の規定によ

条 項◆

り、払い込まれなかった保険料に相当する額を払込猶予期間の満了日に自動的に保険契約者 に貸し付けて保険料の払込みに充当し、この保険契約または自動継続契約を有効に継続させ ます。

- (1) 基本特約
- (2) 他の保険契約の保険料への振替貸付等に関する特約

(保険料の変更ー告知義務・通知義務)

- 第7条 普通約款第8条(告知義務)第2項第3号の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、承認した日を保険期間内に含む保険契約の満了日までの保険料については、変更前の保険料と変更後の保険料の差額を一括して返還または請求します。
- 2 普通約款第9条 (通知義務) 第1項の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、事実の発生した日を保険期間内に含む保険契約の満了日までの保険料については、次の各号に従い計算した保険料を請求または返還します。ただし、保険期間が1年を超える場合は、当会社は、変更前と変更後の保険料の差額または保険料率の差に対して、未経過期間に応じた別表1の長期保険未経過料率(以下「未経過料率」といいます。)を乗じることによって計算した保険料を返還または請求します。
- (1) 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合 次の算式に従い算出した保険料を請求します。

変更後の保険料と変更 × 未経過月数(1か月に満たない期間は1か月とします。) 前の保険料との差額 保険期間月数

(2) 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合 次の算式に従い算出した保険料を返還します。

変更前の保険料と変更 × (1 - 既経過月数 (1 か月に満たない期間は1 か月とします。) 後の保険料との差額 保険期間月数

- 3 前2項の規定により請求された保険料は、当会社が第1項または前項の規定による承認をした日の属する月の翌月末日(次項において「払込期限」といいます。)までに払い込まなければなりません。
- 4 前項の場合において、当会社の請求した保険料の払込みがなかったときは、この保険契約または自動継続契約は、払込期限の翌日から効力を失います。ただし、この保険料の払込みについても前条(保険料の振替貸付)の規定を準用するものとし、これにより当会社が振替貸付を行なった場合には、この限りでありません。

(保険料の変更-保険料率の改定)

- 第8条 保険期間の中途において、この保険契約または自動継続契約に適用されている保険料率が改定され保険料を変更する必要があるときは、当会社は、改定された日以後に保険期間が開始する自動継続契約の保険料を変更します。
- 2 この保険契約の保険期間が1年を超える場合、この保険契約に適用されている料率が、保 険期間の中途でむ定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還または 請求は行ないません。

(返れい金の支払ー契約の無効・失効の場合)

- 第9条この保険契約または自動継続契約が無効の場合において、保険契約者および被保険者 に放意および重大な過失がなかったときは、当会社は、すでに払い込まれた保険料に当会社の定める利率(年6分以内)によって計算した利息をつけて、保険契約者に扱いします。
- 2 この保険契約または自動継続契約が無効の場合において、保険契約者または被保険者に放 意または重大な過失があったときは、当会社は、すでに払い込まれた保険料を返れいしませ
- 3 当会社は、次の各号に掲げるいずれかの場合には、第7条(保険料の変更-告知義務・通知義務)第2項に規定する保険料の計算方法を準用して計算した返れい金を保険契約を支払います。ただし、既経過期間中に、普通約款第1条(保険金を支払う場合)の保険金を支払うべき損害が発生していた場合には、その保険金相当額に対応する保険料は返れいしません。
- (1) この保険契約または自動継続契約が失効の場合
- (2) 主契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われたために終了した結果、この保険契約または自動継続契約が普通約款第23条(付帯される保険契約との関係)第2項の規定により終了する場合
- 4 前項の返れい金(以下この条において「返れい金」といいます。)の支払は、保険契約者からその支払方法についての指定があり当会社がこれを承認した場合を除いて当会社の本店または支店で行なうものとし、特別の事由がないかぎり、返れい金支払事由が生じた日または第6項および第7項の請求書類が当会社に到着した日のいずれか遅い日の翌日から起算して20日以内に行ないます。
- 5 前項の規定による返れい金の支払は、当会社があらかじめ承認した場合を除いては、日本 国内において、日本国通貨をもって行ないます。
- 6 保険契約者が返れい金の支払を受けようとするときは、別表2に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- 7 当会社は、別表2に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができます。

- 8 保険契約者が前2項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当会社は、返れい金を支払いません。(近れい金の支払一契約額額除の場合)
- 第10条 普通約款第8条(告知義務)第1項の規定により、当会社がこの保険契約または自動 継続契約を解除したときは、当会社はすでに払い込まれた保険料を返れいしません。
- 2 普通約款第9条 (通知義務) 第3項または同第12条 (保険契約者による保険契約の解除) の規定により、この保険契約または自動雑続契約が解除されたときは、当会社は、第7条 (保険料の変更-告知義務・通知義務) 第2項に規定する保険料の計算方法を準用して計算 した返れい金を保険契約者に支払います。ただし、既経過期間中に、普通約款第1条 (保険 金を支払う場合) の保険金を支払うべき損害が発生していた場合には、その保険金相当額に 対応する保険料は扱いり、ません。
- 3 当会社が前項の返れい金を支払う場合には、前条(返れい金の支払-契約の無効・失効の 場合)第4項から第8項までの規定を適用します。

(返れい金の支払ー損害保険金を支払った場合)

- 第14条 普通約款第22条(保険金支払後の保険契約)第1項の規定により保険契約が終了したときは、当会社は、返れい金を支払いません。ただし、保険期間が1年を超える場合は、保険料または保険料率に対して、損害発生の日の属する保険年度(初年度については、保険証券記載の保険期間の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。)を経過した以後の期間に応じた未経過料率を乗じることによって計算した返れい金を保険契約者に支払います。
- 2 当会社が前項の返れい金を支払う場合には、第9条(返れい金の支払-契約の無効・失効の場合)第4項から第8項までの規定を適用します。

(自動継続契約に適用される特約)

第12条 自動継続契約には、その継続前契約の満了時に適用されていた特約が適用されるものとします。

(自動継続契約の告知義務)

- 第13条 第2条 (保険契約の自動継続)第1項の規定によりこの保険契約または自動継続契約を継続する場合において、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人は、書面をもって当会社に告げなければなりません。
- 2 前項の規定による告知に関する普通約款等8条(告知義務)の規定の適用については、同条第1項および第2項第2号の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約継続の場合」と、同条第1項および第2項第3号の規定中「保険契約申込書の記載事項」とあるのは「保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項」と、同条第2項第3号の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約を継続するとき」と、「締結していた」とあるのは「継続していた」ともまのは「保険契約を継続するとき」と、「締結していた」とあるのは「継続していた」とします。

(主契約との関係)

第14条 主契約が無効のときは、この保険契約または自動継続契約もまた無効とします。
2 主契約が保険期間の中途において終了したときは、この保険契約または自動継続契約もまた同時に終了するものとします。

(普通約款の適用除外)

第15条 普通約款第14条 (保険料の返還または請求・告知・通知事項の承認の場合)、第15条 (保険料の返還・無効、失効等の場合)および第16条 (保険料の返還ー解除の場合)の規定 は適用しません。

(普通約款の読み替え)

第16条 この特約条項については、普通約款第2条(保険金を支払わない場合)第3項の規定中「この保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の保険料との合計額」とあるのは「この保険契約が付帯されている保険契約が付帯されている保険契約の保険料の払込方法が一時払または年払の場合にはこの保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の第1回保険料または年払保険料との合計額、半年払または月払の場合にはこの保険契約の第1回保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の第1回保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の第1回保険料との合計額」と読み替えて適用します。

(進用規定)

第17条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、 普通約款の規定を準用します。

別表1 (第7条、第9条、第10条、第11条関係)

長期保険未経過料率

| 経過年数 | 経過月数 | 6 か月 | 12か月 |
|---------|------|------|------|
| 2 年 契 約 | 0年 | 71% | 47% |
| 2 平 矣 利 | 1年 | 24% | 0 % |
| | 0年 | 80% | 65% |
| 3 年 契 約 | 1年 | 49% | 33% |
| | 2年 | 16% | 0 % |
| 4 年 契 約 | 0年 | 85% | 73% |
| | 1年 | 61% | 49% |
| | 2年 | 37% | 25% |
| | 3年 | 12% | 0 % |
| 5 年 契 約 | 0年 | 88% | 79% |
| | 1年 | 69% | 59% |
| | 2年 | 50% | 40% |
| | 3年 | 30% | 20% |
| | 4年 | 10% | 0 % |

- (注1) 経過月数につき1か月未満の端日数は、1か月として計算します。
- (注2) 上表にない経過月数に対する長期保険未経過料率は、上表の長期保険未経過料率に準じて算出します。

別表2 (第9条、第10条、第11条関係)

無効・失効・解除の場合の返れい金請求書類

| (1) | 当会社の定める請求書 |
|-----|-------------|
| (2) | 保険証券 |
| (3) | 保険契約者の印鑑証明書 |

(55) 先物契約条項(地震保険用)

この契約については、保険期間開始の時に使用されている料率表によるものとします。